後は七年三月、取締役を竹下清松、監査役を住野良三の兩氏が襲つて今日に及んでゐる。

本　社　東京市日本橋區小網町二丁目二番地

現在役員

取締役社長兼營業部長　四條　隆英　　取締役　安田善五郎
常務取締役　柳谷巳之吉　　同　竹下　清松
同　佐々木秀司　　監査役　安田善兵衛
取締役　安田善四郎　　同　住野　良三

日本共立生命保險株式會社

日本共立生命は、初め相互生命保險合資會社として、明治二十七年四月、岡山市に於て創立せられた。出生地名に因んで通稱は岡山相互と呼ばれてゐたが、相互の名稱は所謂組織上の相互生命の意にあらず、ただ共濟の意味を含めただけで、資本金十萬圓（拂込三萬圓）の合資組織の會社である。出資者の主なるものは谷川達海氏（五萬圓）堀田康人氏（四萬五千圓）であつて、死亡生存保險を營み、谷川氏業務擔當社員となりて社業に務め、當初のほどは相當の成績を擧げたのであるが、元來が保險に關し何等の智識もなき人の計畫であつた爲、現代的科學的保險といふよりは寧ろ當時流行の類似保險に近きものであり、新契約高は明治三十年の四十一萬圓臺を峠として以後急激な減少を來し三十四年には二萬圓臺に落ちたので經營も業績推移の儘に消極的主義を採つて、經費節減を計り募集費まで吝んでしまつたために被保險者も減ずる一方で、經營の基礎は危殆に瀕し損失額も增大して三十五年末には拂込出資額の半額以上も喰込んでしまつた。

これが爲め、主腦者は種々協議の結果拂込出資金のうち一萬八千圓を切り捨て、損失補塡に充て更生策をとつたのであるが、其の効なく、到底獨立維持の見込がなくなつたので、同じ業務擔當社員堀田康人氏は佛教生命（本社京都市）の監査役能川登氏に計り、同氏の斡旋により佛教生命の專務取締役藤原忠兵衛、同取締役藤原忠之助同大貝武市等の諸氏と協議し、略ぼ佛教生命へ讓渡の話が決定したのであるが、大口出資者の谷川達海氏が、その條件に不服を唱へ出し多大の買收費を要求したので、堀田氏の畫策は全く水泡に歸し話は一時打ち切られた。

然るに年かはり明治三十八年になると、再び堀田氏は當時京都市にあつた長澤員矩（京都生命取締役）、子爵梅小路定行、子爵久世通章（京都生命社長）、吉倉佳三郎及び前記大貝武市等の諸氏と商議をなし、その結果本會社を谷川達海氏より讓受けて此等の諸氏と共に經營せんとした。

それで明治三十八年七月先づ本社を岡山市より京都市に移轉せしめ、斯くて會社の實權が新經營者の手に移らんとせしに方り、又もや事件が發生した。即ち同年十月二十一日主務省は當會社に對し新契約締結停止を命ずると同時に、一、出資者の拂込を增加して積立金及び募集費用に充つる事。二、向ふ二ヶ月間以內に帳簿書類貸付金未收利息の整理を行ひ、保險契約責任額及び之に對する責任準備金の計算を明確ならしむる事の附帶命令を發した。

藤井善助氏

前川彌助氏

この爲めに讓渡談は再び頓挫の形となつたが翌年の三月頃から先きの新舊社員の間に話は再開せられ、合議の上、新舊社員にて一萬五千圓を追加出資し、前回の殘り出資金一萬二千圓と合せて、二萬七千圓を以つて缺損補塡をなした上、明治四十年八月十日藤川秀三郎氏が新に業務擔當社員に就任した。かくして資本金も五萬圓を拂込み社長藤川秀三郎氏專務理事森田長治郎氏の役割となり社名も日本共立生命保險合資會社と改稱せられた。試みに引繼がれた當時の當會社業績を點檢してみると、明治三十八年度の新契約高は僅かに三千餘圓、明治三十九年度新契約高無し、と言ふ有樣で明治四十年七月初めの期末契約高は死亡保險及び生存保險を合せて僅に七萬二千餘圓であつた。

それに加ふるに更生第一年の財界は日露戰役景氣の反動時代であつた爲に、第一回決算は隨分と惡戰苦鬪が窺はれる。然しよく新契約を六十萬圓獲得し、期末現在契約高を六十七萬八千餘圓と前年殘高に較ぶれば約十倍からの保有高を示した。爾後漸次業績も改善せられ一般から藤川氏の手腕が期待せられたが、不幸明治四十三年十一月、同氏は長逝してしまつた。それで暫時社長欠員の儘で、森田專務理事が一切に任じて後繼者を物色中、明治四十四年六月出資社員下村忠三郎氏が重役會で互選の結果社長に當選した。當時下村氏は下村合名の社長として阪神、中京の財界に重きをなし、前年も當會社に欠損補塡の爲に私財三萬圓を提供した程である。氏の社長就任當時の意氣込みは非常なもので、經營も代理店中心主義にせんものと代理店主などを集めて色々畫策したのではあるが、氏の經營意の如くならず、明治四十五年には藤井善助氏に經營權が移つた。それと同時に當會社資本金も倍額の二十萬圓に增加し續いて翌大正二年二月臨時社員總會に諮つて會社を資本金一百萬圓の株式會社組織に變更することを決議した。ために同年七月には名稱も日本共立生命保險株式會社と改稱せられた。これ等の仕事は藤井氏が有隣生命支配人であつた田中安七氏を引張つて來て計畫せられたものにて、田中安七氏は外村安兵衛、前川太兵衛、松村甚右衛門、田村駒治郎の諸氏と共に平取締役であつたが、この時分から既に實務は田中氏の手に委されてあつた。

かくて業績も稍々向上し昭和三年には新契約高は一千二百萬圓を數へ、期末契約高も五千五百餘萬圓となつたが、沿々と押寄する大會社への契約偏在は當社級への重壓であつた。之に加ふるに實際の經營に當つてゐた中心の田中常務は昭和七年十一月下旬、病魔のために倒れた。即ちそのため同鄕江州の出身、綿布卸の巨商、前川太郎兵衛氏と商談を進め經營權を前川一門に委ねたので昭和七年二月、臨時株主總會は開催せられ、前川一門の前川彌助、前川幸藏、前川太郎兵衛諸氏が入社し、外村宇兵衛、內貴清兵衛、本間千代吉、の三取締役と監査役の安田源藏の四氏は辭任し、社長の藤井善助氏は社

長を本年八月限り辭して同社は名實共に前川一門に移つた。

本　社　京都市左京區岡崎圓勝寺町九十一番地

現在役員

取締役社長　前川太郎兵衛　　取締役　成宮季一
常務取締役　前川彌助　　同　岡部義路
取締役　前川道平　　監査役　前川幸藏
同　藤井廣太郎　　同　前田春雄
同　本多長利

有隣生命保險株式會社

京都を發祥地とせる生保會社は可成りあるが有隣生命保險株式會社もその一つで、當社は日清戰爭の始まつた二十七年三月初、由利公正子等の發起にかゝり、同四月十日、資本金十萬圓で開業した。

その當時の顏ぶれは社長由利公正子、副社長加藤德三、監査役八尾新助等の諸氏であつたが最初は濫興諸會社の亞流を踏まず、飽まで實直の針路に依り、徐々に五畿内及北陸、東海、山陰、山陽の諸道及び北海道へは幹部が出張し、樞要の地に代理店を設け健闘した結果、同期間に於て新契約三十二萬四百二十圓を獲得し、二十九年には前年より五倍する好成績を擧げた。同年五月には京都市下京區東洞院通り六角上る三文字町二十五番戸の木造家屋土藏二棟を買入れて、本社を移轉し、同七月には從來の資本金十萬圓に二十萬圓を增額して三十一年五月十日東京市日本橋區南茅場町四十四番地に移轉したがその前後も比較的順調な途を辿つてゐる。栗津博士はこの頃取締役支配人となり、三十五年七月十六日まで續いたが、その間には諸般の改革は固より同業會社に率先して社内安固の實を擧げるなど當社のために力を致したことが多い。栗津氏去つた後には翌年四月一日松崎松太郎氏を任命し、三十七年四月には諸規程を改正して、同月十日には開業十周年を迎へたが、その歡喜の色は二年を待たで掻き消され、變動の波は大きく當社をゆすぶつた。

即ち由利社長は既に七十八歳で、職務に堪へず徒らに社長の空名を擁して實情に鑑み取締役澤井近知、監査役横井潔の兩氏と共に辭任することゝなつたが、事こゝに至るには由利社長の化身となつて實際の經營に當つてゐた取締役支配人松崎松太郎氏が地位と金力を惡用して、鑛山その他の事業に社金を流用したのがその動因でもあつた。三十九年五月十日役員改選の結果は取締役松崎松太郎、監査役惠美龍圓の兩氏重任し、新に取締役佐久間權次郎、野々村鍋三郎、監査役小泉邦三郎の諸氏が就任した。同八月十二日臨時株主總會に於て野々村氏辭任を申出で翌十三日には松崎專務（後で昇進）平取となつて爰で賣買談が表皮に出で一は栗津清亮、和泉邦彦の兩氏を通じて小栗富治郎氏（名古屋生命社長）に交渉されたが物にならず賣方では詮方なく更に天埜伊左衛門氏（鍋崎銀行頭取）に交渉の結果遂に同氏が引受けることゝなつた。そして天埜氏自らは會社監督となり專務には蟹江次郎氏（大阪火災取締役、蟹江銀行頭取）を据ゑまた支配人には大阪火災の整理に當つて妙手を見せた田中安七氏（後に日本共立生

命常務）を聘して陣容を整へた。所で四十年八月十一日には松崎氏は平取締役も辭し、同十一月には天埜氏亦本社監督を辭し、蟹江專務が社長に取締役井口半兵衛氏が專務に昇任したのは四十二年で、この年は恰も當社十五周年の時でもあつた。井口專務は翌年九月專務を辭したが、四十四年早くも經營權は大阪の高倉藤平氏一黨に握られ、高倉社長の下に淺野陽吉、磯野良吉、小川一重（支配人）氏の取締役、高橋守太郎、藤野正年氏の監査役で新陣容を整へ舊重役は退任した。當社がかく新經營者へ移るには四十四年十一月下旬、當社の法律顧問長島鷲太郎、竝に横田千之助の兩氏を介して當時大阪堂島米穀取引所理事長に座し浪速火災の社長たる高倉藤平氏に持込んだもので交渉、成立共に急速に運ばれた。

飯田延太郎氏

宇井孝三氏

これより大正六年までの業績は大正三年を緯として漸減の途を辿り經營上困難を告げたので適當の人物を物色中神國生命社長飯田延太郎氏と交渉成り同年十二月三十一日臨時株主總會に於て神國の契約を包括移轉し、實權は神國側の飯田氏一黨に移つた。即ち社長に飯田延太郎、常務に加治嘉太郎、杉本卯吉の兩氏、取締役支配人に宇井孝三氏就任し、翌七年九月二十一日合同認可の指令を待つて愈々精進した。

爰で神國生命の經歷を見るに千葉禎太郎、成瀨眞一氏等の發起に依り明治四十一年七月六日事業免許の指令を受け八月一日より資本金五十萬圓、社長千葉禎太郎、常務成瀨眞一、相澤德吉、顧問栗津清亮の諸氏で東京市下谷區上野町一丁目十八番地に於て開業した。然るに四十三年半早くも失態暴露して千葉氏退き、代つて七月五日内藤魯一氏社長に、大泉菊雄氏常務となつたが、千葉前社長、大泉常務の非行摘發され、一方には當局の整理命令等もあつて、當社改革の聲は遽かに高められて行つた。斯くて九月十日株主側からは臨時株主總會要求書を突きつけられ、社内は騒然たるものがあつたので、責任をとつて長阪長壽郎、滑川英太郎、大泉菊雄の取締役、金原明德、永井洵一の監査役が退くや、横濱の富豪平沼專藏氏一派乘込み飯田延太郎、宇井孝三氏等が現はれたのはこの時である。

飯田社長は先づ素亂の跡を救治するため欠損填補のために一株に付二十二圓六十錢を拂込むことの必要を説明するなど、大いに腐心し、その刷新の實を擧ぐるや、後年の大計を樹つるはこの時にありとなし大正五年半より有隣生命との合同企劃を着々進め既に述べたやうに事を運び、爾來十有六年今日に至るも變りなく宇井常務を女房役としてその衝に當つてゐる。

當社は四十四年一月麹町區内幸町一丁目三番地へ轉じ、關東大震災の直前麹町區有樂町一丁目一番地へ移つたが爲に災厄より逃れた昭和二年二月には高梨博司氏監査役に入り、九月には木村淺治氏取締役に昇り、同四年四月には當社所在地が丸ノ内三丁目十番地と改

稱せられた。當社が神國を併合以來は社業上にさして變異を見ず今日に至つてゐるが、唯斯業の競爭は極度に激成されてその衝に當る者をして些の晏如たるを許さない。

本　社　東京市麹町區丸ノ内三丁目十番地

現在役員

取締役社長　飯田延太郎　　取締役　木村淺治
常務取締役　宇井孝三　　監査役男爵　平野長祥
取締役兼支配人　大村信善　　同　高梨博司
取締役　平野次郎

仁壽生命保險株式會社

仁壽生命は明治二十六七八年の所謂濫設時代に生れた會社であるが、當會社創立に盡力した三野村利助氏は當時三井銀行の重役であつた西邑虎四郎氏と共に明治十三年九月設立せられた日東保生會社に關係し色々と創立に參與したが、三井銀行職制の手前表面にはあらはれぬ蔭の人であつた。しかし日東保生は不幸にも翌十四年解散のやむなきにいたつたので、一時兩氏とも保險事業を斷念した。その後會社濫設時代の出現するに及んで當時日銀理事に轉じてゐた三野村利助氏と三井の大番頭になり且鐘ヶ淵紡績の社長になつてをつた西邑虎四郎氏は再び相謀り當時、鐘ヶ淵紡績の支配人であつた竹村慶哉氏及び元三井銀行にあつた藤木久三郎氏などに依頼して、保險事業經營の實際を調査してもらつた。それに外務省通商局次長の官を罷めて野にあつた東條一郎氏が、保險事業經營に意思のある所から西邑虎四郎氏の紹介でこれに加はり共に畫策をなして、創業の方針を決め、當時帝國教育會の會長であつた貴族院議員の辻新次氏が招聘された。氏はもと教育畑の官吏で、文部次官を最後にして官界を去つたのではあるが、偶々西邑氏の慫慂に遇ひ、意を決してこれに參畫した。こゝに於いてこれ等の諸氏は創業の大方針を我國に於いては從來の既設會社が多く生命保險事業經營の基礎をなす生命表の選擇を外國表に仰いでゐた事を非なりとし、日本人の保險なる以上日本人の死亡生殘表に據る事を以つて眞に適切妥當な保險なりとし、當時獨逸で學んで來た楠秀太郎氏を主任とし、同氏に三名の助手を附して新生命表（文獻篇に收錄せるもの）を調製せしめたのである。これが世に言ふ楠氏表である。又約款なども古田鐸次郎氏をして當時ありし總ての生命保險會社に加入せしめ、以つて各社の約款を得て其の長を採り短を補つて編成した。

斯くして大綱も決定し、第一回の發起人會は明治二十七年六月星ヶ丘茶寮に於いて開かれ、次いで創立總會も九月二十八日開かれた。それによると新會社の商號は仁壽生命保險と稱し、組織は合資會社となし資本金は十萬圓、出資社員十人で一人一萬圓づゝとした。その時の出資社員は、伯爵松平直亮、子爵戸田康泰、今村繁三、西村定次郎、西村吉次郎、東條一郎、辻新次、藤木久三郎、三野村利助、宮原篤の諸氏で、社長には辻新次氏、常務取締役東條一郎氏、同取締役兼支配人藤木久三郎氏となり、三野村利市氏は宮原篤氏と共に監査役に就任した。なほ西邑虎四郎氏は商議員として參與することになつた。こゝに當會社の創業事務は完了して明治二十七年十月五

日から東京市京橋區南紺屋町十一番地に設けられた事務所に於て營業は開始せられた。

相當の準備期間を以つて設立された會社とて設立後の業績は漸次發展していつた。當初の賣出し保險種類は養老、育成、終身、定期及び元資保險の五種類であつたが、創立一ヶ年後の契約成績は百八十二萬餘圓を數へた。かくして明治三十年十一月には大阪に出張所を開設し大阪方面の募集員駐在所となし、その後業績は引續き大過なく進展していつたが、創業十年以上の歳月を閱しては、改革を要するものも起らう。卽ち舊套墨守排擊の聲あり、明治四十一年には山口久四郎及び吉澤鉾三郎の兩氏が出資社員に加つて革新の急をつげたが、不幸採用せられなかつた。加ふるに一方には東條一郎氏の香しからぬ世評起りこれが爲め社長辻新次氏は東條專務と共に明治四十二年十二月勇退し、僅かに本社監督を委囑された。こゝで辻氏が社長であつた明治二十七年から四十二年まで此の間約十五ヶ年間の業績を批判してもやはり前通通り大過なしと言へる。なほ經營方針の一端を窺ふに、明治三十四年一月に營業保險種類を終身、養老の二種に減少し、それから明治四十年十

辻　新　次　男

下　鄕　傳　平　氏

二月には責任準備金計算の基礎を全部純保險料式に改め、又明治四十二年には終身保險の新契約をやめて養老保險の一種だけにした。而して社長辭任當時の明治四十二年十二月の契約高を見れば二千九百餘萬圓になつてゐた。

辻社長が辭任のあとは暫時社長無しで經營してをつたが、明治四十三年九月當時貴族院議員であつた江州の富豪、下鄕傳平氏が社長となつた。前社長時代は創立時代でかなり地味に經營をして來たのであるが大正年間は當會社の興隆時代といふべきか、先づ大正四年には從來資本金十萬圓の合資會社が組織を改められて資本金一百萬圓の株式會社となり、續いて大正六年からは保險種類を變更して利益配當附保險及無配當保險の二種となし賣出した。なほ此の年の十二月には玉木爲三郎氏が支配人になり、翌年は又取締役に選ばれた。これで大正十三年三月まで下鄕傳平氏が社長の職にあつたが、この年に令弟の下鄕寅太郎氏が代つて社長に就任し、前社長は相談役になつた。三代目の寅太郎氏の社長時代はあまり長くはなかつたが、この時代には吉澤、玉木、村上、窪田氏等が、中心となつて色々と內外を改善して現在の職制となつたのである。又資本金が百萬圓から二百萬圓に增資されたのもこの社長になつてからの大正十三年十一月であつた。

仁壽生命創業當時から入社して三十年の長い間社の爲に盡力した玉木常務は寅太郎氏より半年早く、昭和五年六月に仁壽生命を去つて、生保協會專務理事として入つた。續いて昭和六年二月、寅太郎氏は社長を辭し（後年死去）再び下鄕傳平氏が社長の印綬を受けた。

併し昭和四年末の契約高二億三千八百餘萬圓を峠として契約高は上向線を辿らず、昭和六年末には二億圓を割つた。現社長再出馬以來その面目恢復に躍起となつて今日に及んでゐるが現在では大阪、名古屋、福岡、小樽、廣島、仙臺、金澤、函館、神戸、京都、新潟、熊本、横濱、松本、秋田、高松の各地に支店網を張つて、昭和八年度から相當積極的に働きかけてゐる。

本　社　東京市麹町區内幸町一丁目一番地

現在役員

取締役社長　下郷傳平　　取締役　下出民義
專務取締役　吉澤鉾三郎　　監査役子爵　青木信光
取締役　河越萬三郎　　同　北河豊次郎
同　松野與　　同　福井彌平
同　大川平三郎　　相談役　菊池恭三

共保生命保險株式會社

明治二十七年の半頃、松方内閣の内務大臣として盛名を謳はれた品川彌二郎子の勸說が一條の導火線となつて本派本願寺の信徒を中心に約款制定、その他根本的設計には志田鉀太郎博士（當時法學士）が專ら當つて發企されたのが眞宗信徒生命で、現在の共保生命である。最初當社が（明治二十七年八月二十二日）小西新右衛門氏外十八名から發起されたときは社名を『眞宗生命』と稱したが、九月二十六日發起認可せられて他に同一社名が發起願出ありたるを知り、京都眞宗生命とするか、若くは他に適正な名を附するか協議し、一度は眞宗派生命と改めたが、その後更に『眞宗信徒生命』と改稱するに至つた。これと同時に株主の募集に着手、株金第一回の拂込（資本金五十萬圓に對する四分の一）も濟んだので翌二十八年一月十七日第一回株主總會を開き取締役に小西新右衛門（住所兵庫縣）高井幸三（大阪府）芝原嘉兵衛（京都市）鎌田勝太郎（香川縣）豊永長吉（山口縣）伊丹彌太郎（佐賀縣）高木善兵衛（大阪市）中谷寅太郎（兵庫縣）監査役に阿部市郎兵衛（滋賀縣）渡邊甚吉（滋賀縣）杉本新左衛門（京都市）伊藤忠兵衛（滋賀縣）の十二氏を選任し、取締役互選の結果小西新右衛門氏を社長に、高井幸三氏を專務取締役に芝原嘉兵衛氏を常務取締役に擧げ同月三十日設立免許の申請をなし、翌二月十九日右免許の指令を得ると共に開業、萬端の準備を整へ、斯くて同年四月一日を以てその發祥の地京都市下京區油小路通り御前通り上ル佛具屋町第八番戸に呱々の聲を擧げた。當時の本社支配人は近藤幸正氏が勤め現千代田生命監査役麻生義一郎氏は調査部主任であつた。當社は選任重役十二氏の顔觸れを見ても分る通り、全國に亘つての眞宗信徒が發起創立したので、本派本願寺法主より門末にまで隈なく諭示して大々的に事業發展を期した。それ故擴張は驚くべく進捗し、三十六年に於ては早くも契約高千五百萬圓を超ゆる順調ぶりであつた。然るに好事魔多く、その頃大合同の妄夢に眩み生保界に大旋風を捲き起した岡部廣の配下なる松本甚左衛門、黒田惠一郎、土岐秀苗、中村岩太郎等は三十五年八月革新派を結成して會社に迫つた。その要旨は

一、本社の重役は總て起業銀行の重役を辭すること。

一、本社所有の公債及び有價證券は總て起業銀行へ預入るゝを廢し日本銀行京都出張所へ保護預けとなすこと。

一、株主にして本社資産の狀況を知らんとする者には貸借對照表を示して詳細に說明し、その質問に對しては詳細に答辯する事。

而して以上掲記の目的を達すれば革新會は直ちに解散するといふのであつた。會社側では之に對する辯明書を發表し

一、有價證券は一部を日銀保護預けとなし、一部は會社に保管して一切を起業銀行に委してゐないこと。

一、當社の重役は起業銀行に兼務してゐるがこれは世間に例のあることで何等弊害なきこと。

一、革新會員の言分は事實と相違すること。

藤田政輔氏

等を擧げ、大いに反駁した。折柄時の保險課長楠秀太郎氏は下阪中を利用して、革新會の黒幕たる岡部廣と會見、會社側とも接衝したが元々事の起りは岡部廣が大阪生命に併合すべく當社の株式買收を策し、配下をして革新會を作らしめ當時既に千六百株を所有してゐた。そこで結局、その持株を相當な價格で、眞宗信徒側が買ひ取り革新會は解散することになつてこの事件の幕は閉ぢられた。然しながら怪傑の毒牙はそれのみで止む可くもなく、三十七年彼れ一派の乘取運動は燎原の火の如く燃え擴がつた。而も外部からは岡部の挑戰あり、内部からは高井幸三（專務）三田勝俊（常務取締役）等の反逆兒現はれ、危機は愈々當社の脚下に迫つた。時も時、三十八年十月二十七日高井、三田の兩名は詐欺、文書僞造の容疑者として京都裁判所に收監されたが、證憑充分ならず二ケ月後に放免の身となつた。だが流石の兩名も悟るところあつてか取締役を辭し、專務には木村省吾氏が新任した。當社が九州、北陸の兩社と共に合併假契約書が作製され、臨時株主總會で承認可決されたのは實に三十八年一月四日であつた。その決議の要旨は、（一）合併の上は九州、北陸兩社の保險契約、竝に其他の權利義務の一切を當社に繼承すること（二）合併後は當社の資本金（五十萬圓）を据置き二社の資本を償却すること（三）合併後の營業本據は當社とし、尚福岡、富山兩市に出張所を置くこと。

等であつたが、その矢先、九州、北陸の兩社は當社及び高井、三田の兩名を相手取り、賣買無効、株券取戻訴訟問題を提起し、主務省よりは村上保險課長、宮本保險事務官の臨檢となり、所詮は一片の劃策より一歩も出なかつた。この間、木村專務は社長となつたが、不信を買つて本山執行長大谷尊由師から退社を命ぜられた。

大正三年の交、偶々本願寺財政問題の餘響を受けて社業刷新整理の必要を生じ、同年八月堀貞氏が時の大株主たりし大谷光瑞師の囑望に依り社長として入社、會社經營の衝に當ることゝなり、專ら改善に努力して大正三年七月一日、創業二十周年の當日を期して社名を現共保生命と改稱し、資本金五十萬圓のところを、倍額の一百萬圓に增資した。大正五年には本願寺に緣故の深き久原房之助氏が大

谷家の株式全部を譲り受けて顧問となり、大正八年五月には社長に就任、堀氏は副社長となつて實務に當つた。超えて十年八月、本社を東京に移し、十二年三月には契約高一億圓を越えた。關東大震災には幸に火災を免かれ、十四年四月には創業滿三十周年の祝賀會をその發祥の地たる京都に催し有功者の勞を犒つた。ところで、昭和二年七月同社の柱石たる堀副社長は『長き日も淋しく暮れて友もなく、酒もなき夜に五月雨ぞ降る』の一句を殘して逝去した。同年十一月に至り久原氏の持株全部（八、二四〇株）を東京藤田合名會社の代表社員で且又故井上侯爵の令甥に當る藤田政輔氏が讓受けて社長となり、その後に於て山田敬亮氏專務、福田貞助氏常務となつて新陣容を整へた。三年三月には久原氏取締役を辭し前保險事務官住野良三氏取締役支配人として入つたが、事志と違つて慘らず、僅かに八ヶ月餘にて退任し、その後を現武谷成直氏が襲つた。以上の如く當社の前半は靜寂な京都に在つて皮肉にも波瀾重疊の途を辿つてゐるが、後半は健闘善しきを得てその契約保有高は現在中堅以上の地位を保つてゐる。

山田敬亮氏

本　社　東京市芝區田村町一丁目一番地

現在役員

取締役社長　藤田政輔　取締役　鈴木茂兵衛
專務取締役　山田敬亮　同　日比谷祐藏
常務取締役　福田貞助　同　足利瑞義
取締役支配人　武谷成直　監査役　柴山雄三
監査役　伊藤長次郎　相談役　大谷光明
同法學博士　岩田宙造

日本教育生命保險株式會社

日本教育生命は明治二十九年九月、大阪市に於て設立された。最初は日本教育保險株式會社と呼ばれ、松本重太郎氏が中心になつて創立したのである。松本氏は當時大阪財界の重鎭で、百三十銀行の頭取南海阪鶴各鐵道の社長等の職にあつたので、創立事務は大體瀧山琹氏が擔任した。發起人は松本、瀧山兩氏の外に井上保次郎、宅德平、市原平兵衛、越野廣助の諸氏など十六名であつた。第一回創立總會後九月三日に設立認可指令に接し、同年十月十日大阪市東區北濱町三丁目に事務所を設けて營業を開始した。第一回の公稱資本は三十萬圓で拂込は四分の一の十二萬五千圓であつた。最初の營業保險は教育資及び結婚資の生存保險のみであつた。初代は松本重太郎氏が社長で、取締役には井上保次郎氏、宅德平氏、瀧山琹氏の三氏、監査役には市原平兵衛、越野嘉助の二氏、以上の様な陣容であつた。營業は生存保險のみであつたが三十三年九月十日約款を變更して集成資金保險を追加してから業績は進展した。尚この年の十月には社名を日本教育生命保險株式會社と改め、創立十年後の明治三十六年末には契約高は一百九十三萬圓になつた。併し翌年の明治三十七年二月の總會では松本重太郎氏は辭任して、取締役の宅德平氏

が實權を握つたのだが、僅に一ヶ年で實權を三谷軍秀氏に讓渡してしまつた。その三谷軍秀氏も亦一年足らずで松平正直氏に社長の椅子を讓つた。そして三ヶ年の中に三人の社長が交替したが社業は比較的順調に進み松平正直氏が日本教育生命に入る時は契約高二百五十萬圓になつてをつた。二年後の明治四十三年には契約高が百萬圓から增加して三百五十萬圓に伸びたが、この年末十二月二十八日に氏は樞密顧問官に任ぜられたので、退職のやむなきに至つた。それが爲翌年一月七日臨時總會が開かれ、補缺選擧の結果現社長の伯爵柳原義光氏が當選したので重役會が引續き開かれ互選の結果柳原伯が社長に擧げられた。專務には依然として創業當時からの瀧山琹氏が重任し采配を振つてゐたので業績は變らなかつたが、この時分から瀧山琹氏は健康を害してゐた。そこで大正四年二月新歸朝の三浦義道氏を迎へて瀧山氏の後釜に据ゑた。

柳原義光伯

金光庸夫氏

當時關西財界一方の雄であつた鈴木商店の食指が動き、此の年に本社總株數六千株の中二千四百株が大正生命名義に書換へられた。これが爲め創業以來の瀧山閥は崩れ、三浦義道氏は手腕を揮ふ間もなく辭任した。鈴木財閥は殘る三千六百株のうち三千百五十株までを『かね辰』で賣つた『およねさん』（鈴木商店の女主人）の名義にしてしまひ、大正七年五月二十三日東京支店で開かれた臨時總會で本社東京移轉と新陣容の顏觸を決定した。それによると取締役には、柳原義光伯、金光庸夫氏、森田季男氏の三名、監査役には鈴木岩次郎氏が就任、社長の柳原伯と取締役の森田氏は重任であるが、取締役の金光氏と監査役の鈴木氏は共に鈴木商店からの人である。金光氏は大正生命の專務であるから兼任になつた譯である。やはりこれと同時に大正生命の田村營業部長が同社支配人を兼ねることになつた金光庸夫氏は以前稅務署の官吏であつたが、熊本稅務監督局の椅子を最後に明治四十一年實業界に投じ、神戸鈴木商店に入つて鈴木を背景にして太陽生命に支配人を勤め、その後大正二年には大正生命をつくり、專務取締役の椅子についた。當社引き繼ぎ當時の契約高は六百二十萬圓程であつたが五年後の大正十二年には一ヶ年の新契約は二百七十餘萬圓、期末契約高は一千二百餘萬圓となつた。大震災には本社を燒いて痛手を蒙り、そこに持つて來て昭和二年の銀行パニックは唯一のバックたる鈴木商店を押し潰し、鈴木よね名儀の持株は新日本火災の手に握られてしまつた。その後姉妹關係の大正と共に川崎家の勢力を半ば入れて社業を進めつゝある。

本　社　東京市麹町區有樂町二丁目九番地

現在役員

取締役社長伯爵　柳原義光　取締役　國友通勝
專務取締役　金光庸夫　監査役　鈴木岩次郎
取締役　菅田英久　同　海保貞亮
同　田村周藏

愛國生命保險株式會社

當社創設に至る事情は、他の同業諸會社と少しくその趣を異にする。即ち當社創立に先だつ明治十八年、時の政府は法律第十一號を以つて「菓子稅法」を發布したが、その法律たるや餘りに苛酷煩雜で、到底實行に耐え得べきものではなかつた。從つて當業者中に產を破り業を廢するもの、或は犯則を以つて處罰せらるゝもの續發頻出し怨嗟の聲が澎湃として民衆の間に起り、遂に之が救濟を圖らんとする者が出て、彼等は東西相呼應して全國同業者に團結を求むる一方、或は元老院に建言し或は天下の公論に訴へて本稅法の不當を鳴らし、以てその撤廢を要望したのであるが、官權萬能の當時にあつては、これら民間の愁訴も容易に容れられず當業者の苦難が愈々加はるばかりであつた。

原邦造氏

ところが明治二十三年に帝國議會が開設せられたので、爾來年々兩院に請願書を提出し、且つ朝野に向つて極力その運動を續行した結果、遂に明治二十九年第九議會に至つて該廢稅案は首尾よく兩院を通過し、玆に漸く當業者十年の苦心空しからず積年の素志を貫徹して菓子業者が愁眉を開くに至つた。

この廢稅運動に關し、初期以來衆議院に席を有し、後に當社第三代社長となつた鈴木萬次郎氏は、率先して大いに該稅撤廢運動に努力し遂に成功したので、菓子業者等は氏の功勞を多とし之に酬いんとしたが、氏は斷然之を拒絕したので、然らば記念の爲め何等か公益事業を興さんと計畫した。ところが當時恰も生命保險事業が漸く勃興し、且つ斯業が最善の公益事業であるとの見地から、生命保險會社を設立しては如何との說が菓子稅廢止運動委員の間に擡頭しこの計畫を鈴木氏に謀つたところ、氏は元來刀圭界の人で當時國民衛生施設の不備を痛感してゐる折柄だつたので、熟慮凝議の結果玆に生命保險を基礎として刀圭界の安全保證をも併せて實現せんとし、遂に會社設立に着手したのである。

發起人兼創立委員は鈴木萬次郎氏（主事）を始めとして、隈川宗悅、藤田武次郎、岸田吟香、服部嘉十郎、谷口平兵衛、高安道太郎中野實、小林林之助、加藤喜右衛門の十氏。發起人は全部で六十二名、他に協贊員約七百名であつた。かくて明治二十九年七月十六日發起人總會を開き、目論見書及假定款を議定し、翌十七日發起認可申請書を主務省に提出、同年十月十九日之が認可を得た。資本金三十萬圓、一株五十圓、總株數六千株とし、同年十月二十日株式豫約申込人に對し證據金拂込の通牒を發し、翌十一月十九日右拂込の完了を遂げた。

創立總會は明治二十九年十一月二十三日開催し、同日定款及役員報酬額を議定し更に創業費の承諾を經、且取締役及監査役の選擧を行つた第一回の重役氏名は、

社長戸塚文海、專務取締役鈴木萬次郎、取締役服部嘉十郎、大住

清白、中野實、隈川宗悅、藤田武次郎、小林林之助、岸田吟香、三浦篤次郎、須藤鑛作、監査役加藤喜右衛門、高安道純、玉水新太郎、日下義雄、近藤良薫、の諸氏である。

幡道文藝氏

初代社長戸塚文海氏は我國明治醫學界先達の一人で、海軍々醫總監に任ぜられ、官務の傍共立東京病院（今の慈惠病院）を開き共院長となり、晩年官を退くに及び明治二十九年十一月當社創立に際し推されて社長となつたのであるが、在職五年明治三十四年九月九日病沒した。當社の今日あるは實に氏の崇高なる德望と博大なる信用に基因するものと稱されてゐる。

設立免許申請書は創立總會の翌日即ち十一月二十四日主務省に提出、翌十二月九日之が免許の指令に接したので、翌十日株式申込人に對し第一回株金拂込（四分の一）の通牒を發し翌三十年一月三十一日を以て右拂込の完了を告げた。同年二月九日設立登記をなす。明治三十年二月十一日東京市日本橋區本材木町二丁目に營業を開始した。資本金三十萬圓の中二十五萬圓を以て『生命保險部』を營み、金五萬圓を以て「傳染病保險部」に充當した。この「傳染病保險」は、所謂「疾病保險」なるもので當社獨特の保險である。（當時の主務省は生命保險會社を分けて生命保險、徵兵保險、疾病保險の三大部門としてゐた）而して開業當時の保險種類は次の通りである。

有期掛金終身保險、養老保險、後期掛金養老保險、營業資金保險
教育結婚資金保險、傳染病保險。

斯くの如くにして設立した當社は、創業當時に於ては一面保險契約の締結に努むると共に、尙不完全なる事業運轉の諸機關の整備に力を竭したので、同年度（約十ヶ月間）に於て若干の利益を計上することを得、又業務の狀態も改善せられて新契約高は件數八千七百二十二件金額二百二十四萬圓を獲得した。

明治三十三年保險業法の實施と共に之に準據して各種制度の刷新を圖り、爾來果次業務の擴張をなし各地に支店出張所を設置し、保險思想の普及と相俟つて漸次營業狀態が良好に向つた。明治三十七年日露戰爭のために一時社業は不振を見せたが、明治四十年に於ては新契約は約八百五十萬圓、年末現在契約七萬三千餘件、金額二千二十餘萬圓を算するに至つた。

大正元年十二月本社を現在の地（當時麹町區有樂町三丁目三番地）に新築移轉した。大正九年一月一日より「利益配當附新種養老保險」を夫々賣出した。同十年一月一日より「利益配當附特種養老保險」そのうちの「利附新種養老」は斯界最低廉の保險料として、同業を刺戟し高率配當主義に對し低率保險主義を樹立した劃期的のものである。

大正十二年の關東大震火災には本社建造物其他一切の事務上に些の損害なく、事業經營上何等の障害を蒙らなかつた。翌大正十三年七月取締役、監査役の大部分改選の結果、社長に原邦造氏、專務取締役に幡道文藝氏就任し、爾來專ら一方に資產內容の充實を圖り他

方新契約の獲得に努力した結果事業の進展見るべきものあり、大正十五年度に於ては新契約一萬四千餘件、二千三百餘萬圓を得、年末現在契約高は一億一千五百餘萬圓に達した。かくて逐年順調なる營業狀態を續け昭和七年度に於ては年末現在契約十四萬五百十一件、金額一億七千四百十三萬七千四百二十三圓を算するに至つた。

この間昭和二年七月三十日第二回株金拂込（未拂込金額）を徴收し、更に昭和七年九月二十日主務省の認可を得て東華生命保險株式會社保有の保險契約全部（四百二十餘萬圓）を包括移轉し次いで同年十二月二十二日資本金七十萬圓（一株に付金十二圓五十錢拂込）の增加をなし、公稱資本金百萬圓となつた。尙ほ目下（昭和八年六月）壽生命保險株式會社の契約を包括移轉するの議並にこれに伴ふ增資の件を主務省に認可申請中であるが、近く認可の指令に接するものと見られてゐる。一方には五年度恐慌を回天の機として生保界が金融部門に進出し、近くは共同投資に大きく働きかけた原社長の努力は蓋し偉とされねばならない。

本　社　東京市麹町區有樂町一丁目十二番地三

現在役員

取締役社長	原　邦造	取締役	中野金次郎
專務取締役	曄道文藝	同	布田典雅
取締役	本庄忠治	監査役	駒井久吉
同	根津嘉一郎	同	木村德兵衞
同	渡邊千代三郎		

第一徴兵保險株式會社

第一徴兵保險株式會社は最初徴兵保險會社と稱し、この名稱は富國徴兵の創立翌年まで使はれ、その後現社名に變つた。當會社の創立認可年月は普通明治三十一年二月になつてゐるが、これは第二回目でこの會社の創立者であり同時に初代社長である岡田治衞武氏について調べて見ると、これより二年前の明治二十九年六月主務省から同氏等の計畫した徴兵保險會社發起の認可があつた。それ以前に即ち明治二十七八年頃から岡田氏は徴兵保險の必要を唱道して陸軍中將三好重臣氏などに諮り政府經營の一事業としての徴兵保險國營案を建議したことがあつた。然るに當時の狀況はこれを許さず目的貫徹の爲めには民營の商事會社にするより道がなかつた。偶々近江の人成田文吉氏が先輩寺村富榮氏と同道で上京し、岡田氏を訪ね保險會社設立に就いて督勵したので、岡田氏も遂に徴兵保險會社創立を決意したのである。

そこでまづ斯道の專門家粟津清亮氏に相談したが、當時粟津氏は農商務省囑託になつてゐた爲、經營には參劃しなかつたが、徴兵保險經營の學理上の調査と同保險組立には援助して基礎書類を作成した。これで事務的基礎が固つたので業務を統轄すべき社長の人選にかゝつたが、事業そのものが本邦最初の試みだけに社長其人の適否は前途の盛衰を左右することが多いので、先づ徴兵に密接の關係を有する陸軍部內の名望家に統理せしめんとして、事業贊成の先鞭を

つけた老將軍三好重臣氏を推したのであつたが、不幸にも不治の眼疾のため出馬を辭退したので、止むなく時の名望家伯爵松浦詮氏を社長に推擧し、氏の承諾就任を見たのだが、この時急に發起加盟者中の二、三が一部の株主と結託し當時の財界不振を名として徴兵保險を不急なる事業なりと唱へて會社解散の動議を提出した。この橫槍に折角就任を見た社長松浦伯も嫌氣がさし遂に辭任してしまひ、營業も開始せずして翌三十年二月一日會社は解散してしまつた。これが爲め事業を起立するの困難を思はせたが、熱心なる贊成者は一部野心家の盲動のために徴兵保險事業が立消えることを慨歎し會社の再興を計り、再び委員を選んで創立計畫を樹て、その年の七月十七日、二度目の發起認可を得、翌三十一年二月には設立免許を受け、明治三十二年五月一日に漸く徴兵保險株式會社の營業事務は開始された。この當時も岡田治衞武氏は徴兵保險會社なるが故に主腦者には軍部側からとの意嚮を有し、苦心した樣だがその人を得ざりし爲、遂に自から社長となつて業務を主掌した。其時の資本金は三十萬圓で、營業所を東京市京橋區彌左衞門町に置いた。

小澤武雄男

なほこの時岡田社長を輔佐した人は專務取締役根津嘉一郎、取締役大野清敬、同村田峰次郎、同澁谷嘉助、同小倉嘉平、同小林近一、監査役野村恒造、同佐竹作太郎の諸氏であつた。これ等の人々が社長を輔けて克く業務に努めたが、なにしろ保險智識が幼稚な時代だけに、かなり艱難辛苦したやうである。

偶々愛知縣の實業家天埜伊左衞門及び當時日本赤十字社副社長たりし男爵小澤武雄の兩氏が、當社創立には密接なる關係をもつ粟津清亮博士を介して徴兵保險事業に贊意を表し、當會社へ援助を申込んだので、公私多忙の岡田社長は辭意を決して實權を天埜伊左衞門氏に譲つた。これがため明治三十七年五月岡田治衞武氏に代つて小澤男が社長の印綬を帶びたが、小澤男は元陸軍の出身だけに外部の業務は圓滿に進展した。

加ふるに當時勃發せし日露戰爭は徴兵保險の必要を大衆に切實に感得せしめたために社業は俄然隆盛を極め、即ち明治三十九年の新契約は前年の百七萬圓から一躍して二百三十萬圓、年末契約保有高五百二十四萬圓、責任準備金四十二萬五千圓を算する盛況を招來したのである。

然るにこの年大株主の天埜氏が辭任し、小澤男も亦退任を申出でたので代つて太田清藏氏が實權を握つた。太田氏は福岡縣の資產家にして企業家として名あるが、小澤男の退任を惜んで特に總裁に推戴し、自らは專務取締役になつて實務の衝に當り、平取締役には高橋光威、榊淺夫の二氏、監査役には山中立木氏が就任した。

當時太田氏は政友會所屬の代議士でもあつたが、只管社業の振興に努めた結果業績も著しく進境を示し、明治四十年には本社を京橋區新肴町に新築して移した。太田氏入社後の契約業績は同四十二年末一千八百萬圓、大正元年二千七百萬圓、大正五年三千六百萬圓、大正七年五千萬圓と漸次進展した。之と共に大正八年五月には從來

の職制を一新し東京、大阪、名古屋、福岡、金澤、札幌、京城等に支店支部を設けて全國的に營業網を張り積極政策をとつたが、これは當時の經濟界の好況と相俟つて、社運を向上せしめた。かくして大正九年には契約高も一億圓を突破、大正十三年には契約高一億六千萬圓に累進した。

同年十二月社名を徵兵保險から第一徵兵と改稱し、更新の一年を終らんとする大正十四年暮、小澤總裁は病み翌年の正月末遂に逝去した。それを機會に職制の變更となり總裁を廢し社長制度になし、專務の太田清藏氏を社長と改めた。昭和六年には契約高三億圓を超え、翌七年には戰友共濟を包括移轉して、保險種類も增加して徵兵保險、及び生存保險の外に戰友共濟保險、護國養老保險（利配付）の二種保險を增してその部門を擴大し、同時に資本金も三十萬圓から一躍二百五十萬圓と增資して年來の宿望を達した。

太田清藏氏

いまや正に軍國の秋、曩には始めて徵兵保險の體系を完備し、本年二月二十日には畏くも賀陽宮恒憲王殿下の台臨を仰ぎ破格の光榮を擔つた。その何れからするも、その衝に當る者、職責の重きに鑑み勵精一番の努力が望ましい。

本　社　東京市京橋區銀座西三丁目三番地一

現在役員

取締役社長　太田清藏　常務取締役　太田新吉
取締役　青木岩治　監査役　武末祐三郎
同　西原連三　同　太田圭助
同　太田辨次郎　同　佳野良三
同　土岐定應

東洋生命保險株式會社

東洋生命保險株式會社は明治三十三年十月十八日大谷幸兵衛、瀨脇壽次郎、平內佳一等數氏が中心となつて共慶生命保險株式會社の名義で開業した。當會社の創立沿革はなか〳〵複雜で梗概だけ見てもかなり紆餘曲折の末に甦生した事が判る。當時平內佳一氏は六條生命保險株式會社の大株主で當時は東京に在住してゐた。六條生命は明治二十九年二月、大阪に於いて創立され、社長は渡邊洪基氏であつたが創立當時から株主間に關東、關西の二派が對峙して暗鬪が續けられた。三十二年二月に京都の大谷派東本願寺が實權を握つて日野西光善氏が社長となり、經營したので一時會社の前途に光明が兆したが、翌年一月第二回株金拂込問題を轉機として問題は再燃し前記大株主の平內佳一氏及び岡部廣氏が關東派の首領となつて株主の間に次のやうな檄を飛ばした。

拜啓衆而御通知申上置候昨五日萬世倶樂部に於て京濱間株主有志會相開き過般本社へ出張候處の岡部、平內兩氏より第四回決算報告中有價證券二萬五千圓餘とあるも其內二萬圓は本社に現存する者に之れなく本社々員中他に流用し居るものも有之本社は單に新權を有するのみにて他の五千圓は大阪銀行の株券にして一株

に付金二十五圓の拂込なるも時價三圓內外に過ぎざるべし又當座預金中二萬三千餘圓有之候も內一萬圓は石川舜台氏に相渡し八千圓は大阪銀行に預け入れ有之との事に御座候へ共是れ亦既に引出し有之其他代理店勘定及び假拂金中に於ても少くも一萬圓內外の缺損金は可有之と認定仕候加之ならず本年度の決算に於て一萬三千圓餘又缺損を生じ尙前年度の六萬餘圓の缺損と併せて精算する時は七萬五千餘圓の損失と相成る可く依つて本月十九日限り一株に付き金十圓ヅヽ總數六千株に對し六萬圓の拂込をなすも尙一萬圓餘の損失と相成のみならず前期資金勘定中の不確實なるものを差引き候時は尙ほ三、四萬圓の缺損と相成る可く今回一株に付き十圓宛の拂込をなし更に五圓乃至七圓位の拂込をなすにあらざれば確實なる財政整理は覺束なき樣心痛致候故岡部、平內の兩氏は本社重役に數回交涉の上別紙協議書通り東西分離する事に協議を遂げ來り候との報告有之候而昨五日株主總會に於て熱議の末滿場一致を以つて協議書通り決議相成候に付株主中より前取締役たる金杉英五郎、箕田長三郎、岡部廣の三氏を委員に選定し之れに諸般の處理を囑托する事に相成申候

澁澤榮一子

右之通り決議相成候に付御異存も有之候へば來る九日限り委員岡部廣（深川區深川公園）宛にて御一報煩はし度若し何等の御通知無之に於ては御同意に相成候事と承知致し右有志株主決議通り進行可仕候に付此段得貴意候也

明治三十三年二月七日

六條生命保險株式會社
京濱間有志株主會

株主某殿

こんな經緯があつて遂に六條生命の資本系統は二分され、關東、關西の兩派が確立した。これと同時に六條生命東京支店の役員も大部分が關東派に馳せ參じた。かくしてこの當時は金杉英五郎氏などが中心になつて奔走し事件三ヶ月後の明治三十三年六月二十九日には新會社の名稱も共慶生命と呼び、資本金十萬圓として創立認可を主務省に申請した。發起人は無論六條生命の關東派に屬した人々で箕田長三郎、宮本新左衛門、澁谷嘉助、佐藤喜三郎、北田仁兵衛、平內佳一、瀨脇壽次郎等の諸氏であつた。認可は比較的早く同年九月十八日に下つたので翌十月二日、東京市京橋區南鞘町の事務所で創立總會を開き、取締役社長に大谷幸兵衛、常務取締役に瀨脇壽次郎、取締役、長井利右衛門、同澁谷嘉助、同松本喜三郎、同馬場道久、同米倉秀三、同木下謙二郎、監査役に箕田長三郎、岩谷松平、宮本次右衛門、伊藤茂太郎の諸氏、金杉英五郎氏は相談役といふ事になつて陣容は成つた。開業したのは十月十八日であるがその年度末即ち三十三年末には契約高は十九萬七百圓となり、第二年度には新契約高は四十七萬を獲得し、かなり前途を囑望され同三十四年頃には本派本願寺の豐山派を利用して業務の擴張を計り、同派宗務所も躍起となつて各末寺に宛て次の如き論達を發したものである。

證達

今回東京市京橋區南鞘町六番地共慶生命保險株式會社々長大谷幸兵衛より業務擴張のため本派寺院住職並に檀信徒にして生命保險希望の者は同社へ加入候樣保護を蒙り度旨願に付社則及び組織等調査候處確實にして取扱方懇切と認められ候條自然該社員出張勸誘の際は住職及び檀信徒共成るべく被保人に加入せらるべし

右證達候也

明治三十四年八月　　豐山派宗務所

然るに法燈の慈光も一向に普かず、會社は徒らに睡眠狀態を續けて一時はその存在さへ世人から忘れられかゝつた。

その後明治三十六年一月手島知德氏が入社して專務取締役になつてからは業績も大分改善されたが、折柄三十八年一月、資本金を五十萬圓に增資し、同時に社名も東洋生命保險株式會社と改稱した。この年には既に手島氏は辭めて、專務取締役には元共濟生命に支配役をしてゐた森村金造氏が迎へられ社長秋田毅氏を輔けた。秋田社長時代は僅かに二ヶ年で終り、四十二年には西谷金藏氏が代つて主宰した。けれども擾亂の當社はこの人をも一ヶ年たらずで終らせ尾高次郎氏の登場とはなつた。尾高氏は就任と同時に岳父の澁澤子を相談役に据ゑ何より先に業務刷新の意味で不良契約の整理に手を染めた。それがため五百四萬餘圓の契約高は一擧に三百七十萬圓に減少したが、其の後澁澤子、佐々木專務などが社長と協力して社業に盡力したため、契約高竝に資產內容は長足の進歩をなした。かくして僅か五年後の大正三年には契約高四千萬餘圓、續く五年後の大正八年には八千萬圓となつたが、喜びも束の間、九年二月尾高社長は逝去し專務の福島宜三氏が社長となつた。福島氏は福井縣の豪農で一時は代議士をもやつたが轉身して實業界に入り東洋捕鯨を興したその逸材は澁澤子の認める所となつて前社長とともに、東洋生命に入り取締役となり社長となつたが、その福島社長時代も永くは續かず、十一年に退任することゝなつた。その頃には契約高は激減して施す術を知らなかつたのである。木村雄次氏が澁澤子の推輓に依つて社長となつたのはその後で、木村氏就任一ヶ年足らずに關東大震災に遭つた。震災では當社は烏有に歸し、大混亂に陷つたが、明徹冷靜な木村社長は大原常務栗原、細貝兩部長を指揮して重要書類を上野公園に運んだ。一時神田旅籠町一丁目十番地へ移つて應急策を施し九月一日より同末日迄に於ける罹災者の保險金支拂率では群を抜いて八割六分の優位を示した。この事の詳細は連年九月一日を迎ふる毎に木村氏自ら執筆の『故澁澤子爵へ呈せし震災報告書』なるものが新聞や社報に揭げられるを例とする。資本金は大正元年に五十萬圓から百萬圓に、同十年より二百萬圓に增額され昭和六年には金井、細貝の兩氏を登用して常務に配し、大原氏を常務から常任監査に廻して社礎を堅めつゝある。

木村雄次氏

本社　東京市麹町區大手町二丁目八番地七

現在役員

取締役社長　木村雄次　取締役　野口彌三
常務取締役　金井滋直　監査役　鎌田勝太郎
同　細貝正邦　同　竹山純平
取締役　永田甚之助　同　大原萬壽雄
同　澁澤敬三

大同生命保險株式會社

大同生命保險株式會社は明治三十五年七月、朝日、護國、北海の三生命保險會社が合併して設立された會社で、朝日生命は元眞宗生命保險株式會社と稱し、眞宗二萬有餘の寺院、二百萬の信徒を基礎として生命保險事業を營む目的で、中定勝氏が發起人總代となつて創立事務にあたり、明治二十七年九月に發起認可を受けた。翌二十八年一月二十二日には設立認可となつて本社を東京市日本橋區濱町に設置したが同年四月二日の總會の決議で名古屋市に本社が移轉され、發起認可一年後の二十八年八月五日名古屋市橋町に於て開業した。當時の資本金は二十萬圓、うち拂込金額は五萬圓であつた。同社の契約成績は相當見るべきものがあつたが、社內に紛擾起り勝で、重役なども屢々更迭したので、業績は衰運を辿り、會社の信用も失墜せしめた。心ある株主はこれを憂ひ、當時同會社の專務取締役なりし加藤喜右衛門氏と協議の上、大阪の資產家にして加島銀行の頭取たる廣岡久右衛門氏に內情を訴へ、且つ同社の命脈尙ほ回復の見込あることを說き助力を求めた。そこで廣岡氏は懷刀の中川小十郎氏を名古屋の本社に派し、內情を調査せしめた結果同社株參四千株（一株五十圓拂込金四分の一）の內二千四百株を買收して同社の經營權を受け繼いだ。

廣岡恵三氏

斯くして明治三十二年五月二十日臨時總會を開き、社名は朝日生命保險株式會社と改稱、定款を改め、本社も亦京都市六角通富小路の元平安銀行跡の家屋を買收して移轉した。

なほこの時の重役の顏觸は取締役社長に廣岡久右衛門、取締役に中川小十郎、磯野源次郎、加藤喜右衛門、橫井善三郎、監査役に岩田幸七、祇園清次郎の諸氏就任し、社內外の刷新を圖つたので、面目一新し、新契約も增進して行つた。それに新經營者の大部分が若手なりしためか經營も積極政策をとつたが偶々三十三年十二月、主務省が調査の結果、前眞宗生命の業務引繼當時より繰越された欠損金七萬圓を指摘され、廣岡氏が同金額を寄附して補填することになつた。然しこれが機緣となつて合併談が話題に上り、一方には主務省よりも整理を要望されたので中川專務は廣岡社長の命により、當時東京に本社を置き、營業中であつた高島嘉右衛門氏經營の護國生命及び本據を北海道小樽市に置いて生存保險を專業とする北海生命（高野源之助氏經營）とに商談を進め、主腦部も諒解したので、明治三十五年三月、三社重役間に假契約書が取り交された。續いて同年三月二十日に各社に於いて臨時株主總會が開かれ、合併契約書及び別約書の承認決議が行はれた。而してこゝに三合併會社より成れる

新會社は大同團結を意味して大同生命保險株式會社と稱し、資本金を三十萬圓（六千株）に決定した。

そして本社を大阪に新設して、京都、東京には支店、小樽に出張所を置いた。かくして翌二十一日より營業事務は、新社名のもとに開始されたが、創立總會は被保險者の承諾を得る必要上二ケ月間延期することゝなし、同年七月十五日大阪の本社に於て、創立總會を開催し、新定款を議定し併せて新重役を選擧した。その結果取締役には廣岡久右衛門、中川小十郎、廣田千秋、西田由、板倉勝已、池上仲三良、高畑源之助、渡邊玄包、菊地熊太郎、監査役には磯野源次郎、祇園清次郎、宮古啓三郎、今泉定介の諸氏擧げられ互選に依つて社長には廣岡久右衛門氏、專務取締役には廣田千秋氏が當選就任した。續いて同年九月十二日には營業も認可されたが、當時同社の保有保險契約高は一千萬圓を算し、當時に於ては有數な生保會社であつた。

平澤眞氏

廣岡氏に經營權が移つて以來は葛藤もなく過し、三十八年には廣岡惠三氏が取締役に就任して、久右衛門社長を輔佐してゐたが、四十二年六月久右衛門氏逝去し、代つて廣岡惠三氏その後を繼ぎ取締役社長となり、專務には廣田千秋氏がゐて若き社長を輔け業績も順次進展して大正元年には保險契約高五千萬圓を算し、新契約も一千一百萬圓を獲得して大會社に次ぐ好成績を示した。この當時の保險種類は終身保險、養老保險の二種類であつたが、その主力は養老保險で、生存保險契約高は僅かに三萬七千百圓しかなかつた。大正六年の創立十五周年には契約保有高六千一百萬圓、二十周年の大正十一年には一億三千九百餘萬圓に躍進し、この時の重役には社長に廣岡惠三氏、常務には大正九年の時に支配人であつた平澤眞、及松井萬緑の兩氏、取締役に祇園清次郎、星野行則、城川善藏の諸氏、監査役には廣岡久右衛門（二代目）岩田幸七、進藤隆之助の三氏が就任して比較的順調な途を辿つた。

然るに其の後昭和二年三月の銀行パニックから廣岡氏經營の加島銀行が蹉跌し、昭和三年三月整理案を發表し名古屋支店を興業銀行に讓り引き續き四年三月には山口、野村、鴻池の三銀行に營業の全部を讓渡しこゝに廣岡家は銀行と別れて大同生命一つに立籠り、爾來全勢力を擧げて當社の爲に傾倒することに決意した。それが爲には當時一部の世評を解消すべく廣岡社長が自ら起つて全國を馳驅奔走し、四年末の契約高は二億四千四百萬圓に伸び、最近は生存保險を廢し飽まで高率（五分）配當を高く掲げて昭和七年末の新契約高は二億六百萬圓を數へ兎も角も努力精進してゐる。

本　社　大阪市西區土佐堀通一丁目一番地

現在役員

取締役社長	廣岡惠三	取締役	入部泰藏
取締役副社長	廣岡久右衛門	監査役	廣岡松三郎
常務取締役	平澤眞	同	祇園清次郎
取締役	松井萬緑	同	江見濱五郎
同	增山富次		

第一生命保險相互會社

第一生命保險相互會社は、相互保險の先驅をなし、明治三十五年十月一日その事業を開始した。矢野氏は二十二年十二月、日本生命に入社して、保險界の人となつたが、當時から非射利主義生命保險會社の設立を望む」と題するパンフレットを刊行して有志に配附した。二十七年共濟生命の創立に參劃し同社の支配人に選ばれ、翌二十八年歐米へ保險研究に出掛け、萬國保險協會總會に出席したりしたが、その間農商務省に囑託されて保險法の調査を遂げ、三十年三月歸朝、三十一年六月共濟生命を辭して、農商務省に入り、保險業法の起草に着手し、三十三年三月保險業法が公布され、五月農商務省の商工局に保險課が設けらるゝや、その初代課長に就任したそして三十四年十二月官を辭して年來の主張實現に專念することにしたが、先づ「保險相互會社肯唱の辭」と題する小冊子を作り、これを世に問ふて一意共理想たる相互組織生命保險會社の設立に邁進することになつた。

矢野恒太氏

然るに時恰も經濟界の不況に會して、多くは新事業の擡頭を喜ばず、爲に同志の糾合には大なる困難を伴ひ、必至の奔走も容易に報いられなかつた。そこで矢野氏は岡野敬次郎博士の門を敲き、その腹案を披瀝したところ、博士は豫てより相互保險に熱心なる希望を寄せてゐた人なので、難なく贊同を得、博士は資金募集に關して、一應第百銀行の頭取池田謙三氏に相談すべく紹介した。所が幸にも池田氏も亦直に此の計畫に贊意を表し、更に同氏は原六郎氏を紹介してこれも贊成を得た。その後は極力この兩氏の紹介に基き八方奔走したが、前年來の事業熱の冷却と、大多數の有力者は既に保險會社にそれ〴〵關係あるがため、有力なる二氏の紹介を以つてしても、容易に基金醵出を得るに至らなかつたが、漸く五月末になつて豫定の醵出者を見るに至つた。

そこで三十五年六月三日京橋區采女町精養軒に於て主なる出資者會合し、原案の協贊を受け、愈々『第一生命保險相互會社』を創立することに決定し、八月二十七日には早くも發起認可の指令を受け翌二十八日には、池田謙三、服部金太郎、原六郎、加藤正義、大橋新太郎、矢野恒太、藤山雷太の七氏發起人總會を開き、種々協議を遂げ更に九月十五日銀行集會所に於て發起人總會を開き、續いて創立總會を開き、創業費の承認、定款、約款の改訂を試み、なほ重役報酬は取締役全員四千五百圓以內、監査役五百圓以內と定め、夫れより役員の選擧に移り、池田會長より左の諸氏を指名した。

取締役伯爵柳澤保惠、同大橋新太郎、同矢野恒太、監査役濱口茂之助、右の中取締役の協議により社長に柳澤伯を、專務取締役に矢野恒太氏を選擧し、右終つて茶菓の饗應あり六時散會した。想へば矢野氏が『非射利主義』を提唱してから十ケ年、創立に着手してから

十ケ月にして本邦最初の相互保險會社が成立したのである。

最初當社の創立事務は、本鄕區森川町一番地矢野恒太氏の私宅に於て執られてゐたが、七月十一日日本橋區新右衞門町十四、五番地の借家に事務所を移し、九月三十日に事業免許の指令を受け、十月一日より開業したが、前借家をそのまゝ營業所に當てゝ事業を開始した。その頃保險業法の施行に依り、斯界は漸く整理の緒に就いた時であつて、一般大衆は相互保險の何たるかを識らず、折角矢野氏が多年の宿望を達して、燃ゆる熱意の下に、斯界更正の新旗幟を翳せども、所詮は苦難の途は避け得なかつた。さればこそあの不撓不屈の氏をして『我社設立の主意を述べて敢て大方の諸君に訴ふ』の一文を書かしめ此創業に際して一臂の力を假さば、獨り我社の幸福にあらずと結ばしめたのだ。何しろ創業當時の會社は十人足らずの小さな世帶で、專務や醫長が自轉車に乘つて社務に追はれ、一杯の茶を喫するのも自辨であつたといふから、他は推して知るべしである。斯く自制自重の効空しからず、戰後の好機運に乘つて成績は順調に伸び、第五期末（四十年八月末）に於ては現在契約高六百九十萬圓を算し、第六期には社員（契約者）配當保險料の三分を開始することができた。これより先當社は前途の見込が立つたので三十八年五月日本橋區通三丁目に社屋の新築を始め、三十九年八月竣成、九月一日移轉營業を開始した。當社が北海道、臺灣、或は朝鮮等に遠征して相當の成果を收め始めたのは四十一年よりであるが、同年九月創業以來一意社務に精勵した支配人心得高輪守幸氏は惜しくも逝き、相良常雄氏その後を繼いだ。大正元年八月創立十周年を迎へたが、當時の期末（八月）現在契約高は二千二百八十萬圓にして、早くも三十三社中十一位に進み、同四年には柳澤社長辭して顧問となり、矢野氏その後を承けて名實共に主宰者となつた。九年十一月には一億圓を越え、十年三月現社屋の落成を見た。續いて當社は創業以來養老保險一種を營業としてゐたが、時運に促されて九年十二月には出世保險を創設した。そして十年八月には團體保險を出願して斯界に先鞭をつけんとしたが主務省の意見が纏らないので、その後申請を取下げた。

柳澤保惠伯

石坂泰三氏

これより先、大正六年九月石坂泰三氏は歐米視察を了へて歸朝するや、支配人心得に進み、更に八年三月支配人に任ぜられた。大正十二年の關東大震災には二、三、四階と其他一部を除いて燒失したが、本社假事務所を生保協會内に移して事務を開始する一方、時を移さず「契約者各位」と題する新聞廣告などして手際鮮かな應急策を施し、十一月には契約高二億圓を突破した。いま當社の契約高を振返つて見ると現在契約は創業第五期末（四十年八月）に於て六百九十萬餘圓、第十期末（大正元年八月）二千二百萬餘圓、第十五期末（大正六年八月）四千百萬餘圓、第二十期末（大正十一年八月）一億六千萬圓、第二十五期末（昭和二年八月）四億五千二百萬圓、第三十期末（昭和七年八月）に於ては實に十億圓を突破するに至つた。なほ財政方面より見るも、最初五萬圓の基金を集むるには九ケ月を要したのだが、今日では毎日十二萬圓内外の收入と四萬圓内外の支出あり、全財產一億六千萬餘圓に達してゐる。そして社員（契約者）配當は第十五期まで三分累加、第十六期から四分五厘累加を實行し、斯界をリードしてゐる。

曾て後進の千代田が急速力で當社を追拔いたので中には冷かな世評もあつたが、矢野氏は泰然として動ぜず『我輩は我社の量に於て最大なるを望まず唯我社の質に於て最善なるを期するのみ』といつて飽まで『オールド・イクイタブル』の方針を鐵則とし、理想として進んだ。そして步一步と地盤を固め、經費少く、死亡少く、解約少く、剩餘金多きことの、所謂三少一多主義に則つて進んで來たのに拘はらず、昭和七年八月には千代田を拔いて第二位に進み、今や日本生命の牙城に迫つてゐる。

本　社　東京市京橋區京橋三丁目

現在役員

取締役社長	矢野恒太	取締役 兼支配人	石坂泰三
同	大橋新太郎	常任監査役	伊藤萬太郎
同	服部金太郎	監査役	濱口吉兵衞
同	男爵 森村市左衞門	同	小林一三
同	今村繁三	顧問	伯爵 柳澤保惠

千代田生命保險相互會社

千代田生命保險相互會社は斯界に於ける福澤門下の二明星として阿部泰藏氏と共に光る門野幾之進氏を社長として、明治三十七年四月十五日開業した。元來門野氏は福澤門下の逸材にて早くより慶應義塾に敎鞭を執り、その講壇生活は二十五年にも及び、氏の薰陶を受けたる三田派の人物は特に多く、紡績界に於ける和田豐治、銀行界に於ける坂田實、新聞界に於ける石河幹明の諸氏はその代表的門下生であつた。所で此等の人たちは恩師を思ふ情から頽齡の氏を何時までも講堂に立たしむべきでないことをひたすら希ひ、氏も亦その意を酌んで三十六年の初頃、慶應義塾の要職を辭した。時恰も生保界には慶應義塾の同窓にして之に關係するもの多く、殊に相互組織の機運が到來してゐた矢先なので門野氏は北川禮弼氏と共に謀り朝吹英二、波多野承五郎、早川千吉郎氏等の助力を乞ふて新會社組織に着手した。最初のうちはその將來を危惧されて捗々しくなかつたが熱意は遂に人を動かし、先づ門野幾之進、北川禮弼、岡本貞烝、波多野承五郎、園田孝吉、松原重榮、千葉松兵衞の七氏を發起人として事業發起に要する基本契約者百名を募り、同時に會社設立に要する基金の出捐者を勸說した。

それが爲に三十六年六月十二日京橋區南鍋町交詢社内に創立事務所を設けたが、爰には明治が此處を發祥の場所とし、千代田も共にそこから巢立つたのは面白い因緣といふべく、また交詢社は生保界

に大きな役割を果してゐるともいへる。創立事務所は後十二月、日本橋區室町三丁目三友倶樂部内に移されたが、そこの洋館の裏二階にある八疊敷位の狹い一室で門野、北川の兩氏、それに志田鉀太郎博士の推薦で入つて來た岩間六郎の三氏が創業事務に沒頭した。翌年三月には事務所を更に日本橋區新右衞門町十五番地に移し、事務も進んで社名を一旦『朝日』と決めたが、この名稱は以前あつて面白からず、それが爲に現稱の『千代田』と命名した。

門野幾之進氏

十月九日主務省に相互組織に依る發起認可の申請を爲し、認可の指令を受けたのは翌三十七年二月二十三日にて、この時既に日露の國交斷絶し、基金の拂込にも大なる困難を告げた。然しながら基金醵出者二百十名に對しては第一回の拂込を爲すべく通知を發したが、基金は會社發起の三十六年に因みて三十六萬圓となし、その四分の一即ち九萬圓の拂込をなさしめ三月二十六日午後三時半より交詢社に於て創立總會を開會した。出席者伊藤欽亮、井上角五郎、波多野承五郎、門野幾之進、北川禮弼、岡本貞烝氏等始め十五名、委任狀七十三通にて北川禮弼氏創立の經過を報告し次で議事に移り定款を議決し、終つて取締役監査役並に評議員の選擧を行つたところ

取締役に門野幾之進、北川禮弼、井上角五郎、岡本貞烝、監査役に松原重榮、評議員本多政氏ほか四十九名の諸氏當選、次いで取締役の報酬を議決し創立費の承諾を與へて散會、なほ引續き重役會を開き互選を行ひたる結果、專務取締役社長門野幾之進、專務取締役北川禮弼の諸氏就任し、主務省への申請書、竝に諸規則の立案には始め矢田部洪居氏その任となり、其後一時岩間六郎氏も當つたが更に麻生義一郎氏擔當した。

斯くて三月二十九日事業免許を申請し四月十一日免許を受け同月十五日愈々開業の運びに至つた。當時の保險種類は据置配當附の十五年、二十年、二十五年及び三十年滿期であつて、保險金額は最低三百圓、最高一萬圓であつた。十年滿期は後に至り追加し、又この種の滿期保險は後年每年配當附の滿期保險を設くるに至つて、甲種と呼び、後者は乙種と稱した。

開業當時の新右衞門町の事務所は古びた建物とて應接間など日中でも眞暗で人の顏さへ判じかねた。從つて社員といつても十名位の窄々たるもので、卓子、机、椅子などは北川專務が八丁堀の古道具屋に行つて値切つて買ひ需め、電話は破産しかけた日本橋の吉沼時計店所有の本局三十三番の賣物を六十八、九圓で引取つたものだといふ。

當時、募集戰には門野社長自ら起ち東北より北海道へ、北川專務は東海道より、關西、九州へ外務員と醫者とを帶同して出向し、直接募集に代理店新設に奔命した。所で最初の豫算では開業後の三年間は剩餘金が出ない見込であつたが創業第一年度（三十七年）の八ヶ月に於て新契約二百六十四萬餘圓の意外な好成績を擧げ、差引一萬二千餘圓の剩餘金を擧げて先づ凱歌あがり、一年前進の第一生命

を尻目にかけた。その後業績は宛ら順風に帆をあげて進み、開業後十四年六ヶ月（大正七年九月）にして契約高一億圓、資產二千萬圓を超え、その後六年三ヶ月（大正十三年十二月）を經て契約高三億圓、資產四千萬圓に及び、昭和四年末には、その契約高七億五千萬圓に伸び、更に第一生命より二ヶ月先に昭和七年六月に十億達成の榮冠を贏ち得た。されど祝福さるゝ時に禍あり、二ヶ月後の八月には惜しくも、その優勝旗は奪還されたが、制覇の權はまだ遠く、眞の追ひつ追はれつの競爭はこれより白熱化するのである。

堀井卯之助氏

さて、こゝで當社の代表的人物を一瞥するに、一社の首腦者たる門野氏は創業以來、身を挺して社業に勵むこと三十餘年、既に頽齡に入りながら尙鬚髯として壯者を凌ぎ、采配を振つてゐる。敎育界、實業界に巨步を占め、その德風は一段と高きものあり、昨年春貴族院議員に列せられたのも宜なる哉で、堀井常務はその前半生を新聞記者として過し、時事新報にあつては健筆を揮ひ大正七年二月取締役となつた。小山禎三氏は三田を出て、やはり時事に入り、當社では名古屋支部長など經て、大正十年二月取締役となつた。土井、中上川の兩氏また慶應出身、前者は東京、後者は關西を統轄してゐるが、中上川氏は彥次郎氏の息にして、千代田組專務を經て當社に入つた。松原監査役は創業以來、門野社長と苦心を共にした古參功勞者であり、麻生監査役またそれに亞ぐものである。麻生氏も曾ては新聞記者たる人だが、元來當社には操觚界から轉じた人が多く、現役員中にも三人あり、前の役員中にも北川禮弼、伊藤欽亮の兩氏は共に著名の記者であつた。

とまれ、契約高順では一位落ちて第三位となつたが、昭和七年の如きは差引剩餘金實に一千三十八萬圓を超え、その運用資產利廻は最高の地位にあつて素晴しいところを見せた。外野の陣がこれに刺戟されて曾ての日の迫力を呼び起し、いま一段の健闘を期したら今後の動向が特に刮目される。

本　社　東京市京橋區京橋二丁目二番地

現在役員

取締役社長	門野幾之進	取締役	土井正司
常務取締役	堀井卯之助	同	中上川三郎治
取締役	木村清四郎	監査役	松原重榮
同	小山禎三	同	麻生義一郎
同	石河幹明		

日清生命保險株式會社

日清生命保險株式會社は明治四十年三月の創立、千代田が三十七年二月慶應學閥を背景として創立された當時既に村井吉兵衞氏、高田早苗博士等によつて發起人會が開かれたのである。然るに折柄勃發せる日露戰爭の爲に一時この計畫は沙汰止みとなつた。而して戰爭終熄後、村井吉兵衞氏は滿韓地方を旅行して具さに斯業狀況の視察を了へ再び高田博士等と謀り、こゝに早稻田學閥に緣故關係ある

人々によつて新會社創立が計畫せられた。

斯くて諸般の準備が完了し、三十九年十月八日第一回發起人會が東京商業會議所に於て開かれたが、當日の出席者は澁澤榮一男、村井吉兵衛、中野武營、兒島惟謙、淺田德則、佐竹作太郎、根津嘉一郎、高田早苗、左右田金作、鳩山和夫、天野爲之、白井遠平、土子金四郎、三枝守富、田中穗積、牟田口元學、山田英太郎氏等當時財界並に學界に於ける屈指の人々四十餘名で前島密男座長となり、目論見に就て協議したが結局、資本金を一百萬圓となし會社名は日清生命保險株式會社と決定した。これは從來の會社が保險證券販賣を本邦のみに極限して營業してゐたのを、滿韓地方にも及ぼし、以つて日支親善に貢獻せんとしたのである。この計畫が大隈重信侯の援助する所となり、同年十二月には主務省から發起の認可があつた。創立委員長には前島男が就任し、委員には久米良作、牟田口元學、相馬永胤、森村開作、鈴木貢彦、田中唯一郎、增田義一等の諸氏が就任し、創立事務所を東京市牛込區天神町の池田龍一氏宅に置き創業の準備をなした。翌四十年一月には創立總會が開催せられ營業方針を發起人會案通り決定し、社長には前

前島密男

池田龍一氏

島男、專務取締役に池田龍一、平取締役には牟田口元學、來栖壯兵衛、山田英太郎、田中唯一郎、金澤種次郎、監査役には兒島惟謙、浮田桂造、上遠野富之助の諸氏が就任した。次いで相談役に澁澤榮一子、中野武營、高田早苗博士、相馬永胤、麥少彭の諸氏が當り、營業免許を同年二月に受けて、營業は三月一日から開始されたが、その當時の保險種類は普通終身保險、累加終身保險、普通養老保險倍額養老保險及び教育資金保險等でかなり多種類であつたので、當時の某消息通をして『かゝる多種類の保險を以つて開業するとせばその混雜は實に思ひやらるゝものあり然るに斯る混雜をも省みずして敢て之を實行せんとするは何故なるや、聞けば同社發起人等は保險事業其物に精通したるものなきにより共劃出共他について引受たる人物が手數料の多額ならん事を願ひて仕組しならんも、多年調査したる所によれば右の如き複雜なる方法は仲々以て成功し難し』と、後に於て語らしめた。

事實この會社が早稻田大學を背景として創立されただけに事務に携はる人々は大部分が早稻田大學に關係あつたが、第一その社長たる前島男は、曾て驛遞頭として名あり、保險では海上保險の經營に關係したのみであつた。四十年三月、初代社長として就任するや、先づ營業部を京橋區宗十郎町に移轉し、只管穩健着實をモツトーとして營業を開始した。

これがため創立當時目論んだ清國人相手の取引は戶籍法が不備なりし爲、開業當初相當申込があつたが受付を中止して、申込全部を拒絶し、木邦人のみに證券を賣出したので、業績も何等蹉躓するこ

となく進展し明治四十四年末には契約保有高は一千二百餘萬圓となり、新契約高も四百四十萬圓を數へこの年は素晴しい記錄を殘したこゝに一つ前島男の挿話を紹介すると、男は或人から資産運用のため東洋汽船株を購入することの有利なるを說かれ、重役一同に諮づた上で五百株を時價二萬三千八百五十圓で買取つた。然るに何ぞ測らむこの株が購入後間もなく大暴落を來したとは。これは明かに見込違による會社損失とすべきであつたが、責任感の强い前島男は全然自分の責任であるとなし、多大な損害を自分から請ふて賠償した。以つてその責任感の篤きを知ると共に今日の世に斯かる責任觀念を移したら多數の失態會社も出でざるものを。

然しこの年前島社長は齡既に七十八歲、老齡の故を以つて辭任したので、當時相談役なりし中野武營氏之に代つて同四十五年二月第二代目社長に就任した。だが專務取締役其他にはさしたる異動もなく、基礎建設は着々進められた。中野社長も亦この時すでに、古稀の域を越してゐたが、當時なほ東京市會議長として、また東京商業會議所會頭として財界に活躍し、一方當會社業務をも總攬してゐたが、實際の仕事は池田專務が一切を統轄して社業進展に努めた結果創業十周年の大正五年末には契約高三千萬圓に伸びた。七年十月には中野社長逝き、社長は池田專務が兼ねて業務を統轄し、翌八年度に於ては更に一段の躍進を期して倍額增資して二百萬圓の資本金となしたが、同時に契約高も增加し、創立十五周年に當る十年には七千萬圓を突破する盛況を極めた。然るに、十一年一月には一代の巨人であり、當社にとつて最大の後援者であつた大隈侯逝いて會社は

望月軍四郎氏

代へ難き味方をなくした。

社長制はその頃復活し當社創立以來專務取締役として社業全局の重任を完うし來れる池田龍一氏推されて第三代目の社長に就き、同時に原田駒之助氏常務に選ばれ、創業以來の傳統政策を踏んで行つた。創立二十周年には契約高一億萬圓を突破して一億一千八百餘萬圓となつたが、その喜びも束の間創業以來社業に惠念した池田社長は昭和四年二月逝き、當社は多難な境地に立たされた。そしてこれが經營更新の轉機となり、當時取締役であつた望月軍四郎氏が四代目社長となつて同時に取締役會長に山田英太郎、取締役に原田駒之助、增田義一、男爵前島彌鈴木寅彥、吉田秀人の諸氏が就いた。望月社長は就任と共に吉田秀人氏を矢面に立て、後に專務に任じて、こゝに大積極主義を强調、且實行せしめたが、鍛冶本營業部長の手法と相俟つて着々實效を奏し、稍々もすれば大會社に押されきつて鳴りを鎭めてゐる中堅會社のために氣を吐いた。それに七年度から開始した利益配當附逓減養老保險は、新旗幟として活氣を呼び、兎も角、新契約は三千六百萬圓を擧げて當社創業以來の新記錄をつくつた。そして七年十月二十日には大手町に宏壯の現社屋成つて異彩を放ち、募集網は愈々完備して今や全國に支社十九、直轄部九、出張所十二を擁し、その數は大會社をも瞠若たらしむるものがある。

本　社　東京市麹町區大手町二丁目二番地

現在役員

取締役會長	山田英太郎	取締役男爵	前島　彌
取締役社長	望月軍四郎	監査役	高梨博司
專務取締役	吉田秀人	同	白石勝彦
常務取締役	佐伯叔作	同	平田讓衛
取締役	增田義一		

横濱生命保險株式會社

横濱生命保險株式會社が開業したのは明治四十年三月一日であるが、當會社も三十九年の中頃、即ち生保會社の濫興時代にその沿革をもつ一つであつて、當時横濱財界の重鎭なりし大谷、若尾、原、小野等諸有力者の發起にかゝる。創立趣旨に依れば横濱市が帝國有數の開港場なりし爲、內外人の居住せるもの相當多く從つて富の程度も比較的高かつたので、內外保險會社が侵入して横濱の資金を吸收し去るものが每年多額に上るため、一つにはこれを防止する意味が含まれてあつた。發起許可願はこの年の暮に主務省に申請され、翌四十年の一月二十一日には第一回創立總會が横濱市太田町三丁目の同社創立事務所に於て開かれた。發起人の主なる顏觸を見ると、小野光景、茂木保平、渡邊文七、中村房次郎、大濱忠三郎、原富太郎大谷嘉兵衞、若尾幾造、石川德右衞門、來栖壯兵衞氏等の横濱財界知名の士であつた。この創立總會で社名の點に及ぶや横濱資產家に依つて組織され本店を同地に設置せる關係上、横濱生命保險株式會社と決め、資本金は一百萬圓（四分の一拂込）とした。なほ此の日發起人のうち小野光景、土子金四郎、大濱忠三郎、茂木保平、石川德右衞門、渡邊文七、中村房次郎の七氏が取締役に、若尾幾造、原富太郎、澁澤作太郎の三氏が監査役にそれぞれ選任された。續いて行はれた重役互選の結果小野光景氏を社長に、土子金四郎、大濱忠三郎の二氏を專務取締役に選任した。

同年二月二十八日に開かれた定時株主總會（第一回）に於ても重役の顏觸は前回と同じく變ることがなかつたが、同年三月八日、開業許可の指令に接したので、同月十五日から前記創立事務所をその營業所に當てゝ營業を開始した。

社長に就任した小野光景氏は嚴父の代から横濱の人であつたが、相當横濱市の市政發展の爲に努力し、曾ては横濱市長、市會議員、商業會議所會頭、貴族院議員の公職に歷任もし、實業方面に於ても相當活躍をした。明治十二年横濱正金銀行創立當時は發起人となつて劃策し、開業直後は支配人となつて敏腕を揮ひ、後には頭取になつたが、時の大藏卿松方正義氏と意見が合はず、同志と共に連袂退任し、生絲貿易を行ふべく小野商店を創立し、原善三郎、平沼專藏の二巨豪と並び稱せられてゐた。其の餘勢は横濱ドック、横濱鐵道、横濱火災等を創立せしめ、横濱火災及び當横濱生命には氏が創立委員長になつて采配を振つた。專務取締役に就任した土子金四郎氏は當時著名な人で横濱火災にもあり、創立事務から參加して養老保險は氏の考案に依つた。一種の確定配當附保險なりし爲、一般から多大の賞讃を博したが、何と言つても重役諸氏がそれ〴〵知名の士で

あつたので業績は順調に發達し、開業二年目の四十一年には新契約高は六百七十萬圓を算し、期末契約高も亦九百五十餘萬圓となつたこの順調な成績は其後續けられて行つたが、大正三年八月土子氏健康を害して退き、創立以來當社の爲に盡力せし小野社長も大正五年九月病身の爲に辭任し、專務取締役であつた大濱忠三郎氏二代目社長として就任、また專務には取締であつた石川德右衞門氏が選任されて、克く社長を輔け、創立十周年の大正五年には期末契約高二千二百餘萬圓、十五周年の大正十年には五千萬圓を突破するに至つたのである。

然るに大正十二年の關東大震災に遭遇して本社及び東京支社の建物は烏有に歸し、加ふるに契約者の變動ありて同年末の保有契約高は前年より一千五百萬圓減少の四千萬臺に激落した。これが爲め業務に熱心なる大濱社長は日夜更生策に奔走したが、途中病を得て遂に十四年一月逝去してしまつたので、專務の石川氏代つて社長に就任して盡策したが、横濱火災對大成株式會社（横濱火災の重役によつて組織された金融會社）問題からその影響は芋蔓的に當社に及び、昭和元年の暮に經營權は横濱財閥最後の一人石川氏の手を離れて正に共榮貯金の樋口美津雄氏及び河合良成氏に移らんとしたが、偶々樋口氏は背任罪に問はれて鐵窓の人となり、買收費のうち二百二十萬圓が借入金であつた爲め、金主なる北海道の富豪板谷宮吉氏の擔保權行使となり、双方とも經營の夢が破れてしまつたのである。

現在の横濱生命本社

こゝに於て板谷宮吉氏は一萬八百株を持つて昭和二年七月二十日當社經營に乘り込んだので、取締役の井阪孝、塚本明譯、藤井正通の三氏及び監査役澁澤義一、針貝金次郎の二氏は辭任してしまつたこれが爲め行はれた補缺選擧の結果、新たに取締役には土屋啓造、板谷順助、新谷專太郎の三氏、監査役に猪俣安造、井手亮藏の二氏が就任して、兎も角、その後の陣容は成つた。

板谷社長の女房役土屋常務は、以前日英醸造株式會社の支配人であつたが、學友の故を以て畑違ひの生保界に入り、現經營者の現はるゝ直前までゐた。昭和五年八月本社を横濱から東京へ移轉したが、翌六年の春、板谷社長は早稻田の同窓關係にあり、又北海道で事業を共にした鈴木寅彥氏を推して自らは蔭の人となつたが、破綻の第一歩がこゝにあらうとは考へなかつたであらう。

鈴木寅彥氏はその前年、東京瓦斯會社常務の要職にあつて、例の埒資問題に絡んで東京瓦斯を退き生保大合同を夢みて板谷氏の持株一萬八百株のうち一萬五百株を譲り受けて六年六月八日、さすがに威勢よく社長として乘込んで來た。

會社は鈴木氏を迎へて以來、當社としては曾つてなき華々しさを發揮したが、あまりの積極政策は主務省の睨むところとなり、昭和

七年五月遂に拘束命令が發せられた。折も折、鈴木氏は瓦斯疑獄のために身邊急を告げて收監され、大合同の夢もあたら水泡に歸して辭任した。八年三月三十日の臨時總會に於て新社長には橫濱生命に金融關係を有する東京山中銀行の頭取山中勇氏が就任、安田弘氏專務となつて現在に及んでゐるが、人氣を恢復して常態に復するには竝々ならぬ苦心のほどが察せられる。

本　社　東京市日本橋區江戸橋一丁目十二番地ノ一

現在役員

取締役社長　山中　勇　　取締役　平島敏夫
專務取締役　安田　弘　　同　原田耕三
取締役　早川芳太郎　　監査役　寺田四郎
取締役子爵　安藤信昭　　同　穩山定登

住友生命保險株式會社

住友生命保險株式會社はもと、日之出生命と稱せられた會社で、住友家が經營する樣になつてから現社名に變更せられたのである。

日之出生命の創立は明治四十年五月で、會社創立發起人は岡本敏行氏であつた。岡本氏は夙に亞米利加に渉り、醫學を研鑽し更に墺、獨、瑞の諸大學を歷訪し斯學の蘊奥をきはめ、明治三十一年七月歸朝し居を橫濱に卜したが、招ぜられて紐育生命保險會社東京支店醫長兼幹部となり相當活躍するところがあつたが、故あつて辭職し新生保會社設立を畫策した。

當初は資本家の後援なく、ただ僅か許りの學者が援助したのみで發企認可後の創立準備に、相當期間を要し一時はその創立が危まれたが、大倉一門の大倉喜三郎氏の贊助を得、それより急速に創立事務は進捗し、明治四十年三月一日から日之出生命保險會社と銘打ち資本金四十萬圓（四分の一拂込）にて東京市神田區淡路町一丁目一番地に於て營業が開始された。

この時の役員は取締役社長大倉喜三郎氏、專務取締役岡本敏行氏取締役には白石平治郎、久米民之助、福島行信の三氏、監査役に高木豊三、山田又七の二氏、株主には、井上哲次郎（文博）、芳賀矢一（文博）、太田清藏、加藤高明、各務鎌吉、古市公威（工博）、岸清一（法博）、美濃部俊吉、宮部金吾、下郷傳平、土方久徵等の學者及び知名の士が、ズラリと顏を竝べてゐたが、當時世人はこの會社を目ざして大學派保險と呼んだこともある。

國府精一氏

それに當會社は營業組織をニューヨークの生命保險會社に範をとり、相互及び株式の長所を併用し被保險者本位を目ざしてゐたが、開業當初の業績は良好でなかつた。これは其頃の財界が戰勝景氣の反動で不振に陷つた事もその一因だが、學者等による理論のみの經營方針が實際と一致しなかつたことに因由する。開業五ヶ年間は新契約など年平均二百萬圓以下しか獲得出來ずに、僅かに創業後五年目の明治四十四年に至り、僅かに二百六十餘萬圓を擧げ、年末契約高は六百六十餘萬圓しか收め得なかつた。之でも當社主腦部は滿足

したと見え、此年の事業報告書に「豫期の成績を擧げ得て、我が社の欣幸とする處なり」と廣言してゐる。

新契約獲得高が二百五十萬圓以上に昇つたので、早速營業所を大正二年に京橋區三十間堀一丁目に移轉した。新契約が二百五十萬圓を支へてゐたのは僅かその後二ヶ年で、大正三年の新契約高は二百萬圓を割つて一百七十萬圓しか獲得出來なかつた。それでも重役諸公の顏觸には依然變動なく其の儘で押進んだ。營業方針も亦さしたる變更がなかつたから、事業費なども增加せず、小粒ながらも經營上には不安がなかつたのである。この事業費の增加しなかつた事（營業成績に比較して）は當社主腦部の經營宜敷を得た結果とも言へるが、又一方經營方針が消極的であつたことにも基因する。この頃同會社の支部、出張所が全國に七ヶ所あつたのを、大正四年には新設した許りの北海道及び金澤の二營業所を閉鎖してしまつた。

阪本信一氏

こんな狀態で大倉喜三郎、岡本敏行兩氏の役割は、大正八年まで創業以來十三ヶ年間安泰に繼續された。從つて餘り業績も進展せず大正八年末の期末契約保有高は一千五百餘萬圓しかなかつた。あまりの不成績からと言ふ譯でもなかつたらうが、この年の暮に大倉社長は引退した。岡本氏も亦引退を決意したのであつたが、當時後繼者がなく一ヶ年後、仁壽生命の下郷傳平氏一派が當社を引受けた。

岡本氏の辭任と共に創立以來の重役であつた取締役の白石元治郎、久米民之助の兩氏及び監査役の棟居喜九馬、野村益三の兩氏が共に辭任した。この人々の補缺選擧は、取締役に千葉斷一、北川與平、菊池文吾の諸氏、監査役に大三輪奈良太郎、稻畑勝太郎、藤田好三郎の諸氏が就任した。而して前社長の大倉喜三郎、專務の岡本敏行の兩氏及び新經營者の下郷傳平氏は相談役となつて、社長には前取締役の福島行信氏が昇進就任した。この社内の刷新は業績にも幾分の明るみを見せたので、下郷傳平氏は大正十一年六月臨時總會に諮つて增資を決議し、同年七月增資株の拂込あり資本金は四十萬圓から一擧に一百五十萬圓となつた。

偶々大正十二年九月の大震災で本社建物を燒失し、本社を一時仁壽生命本社内に移して營業を開始したので、そのころ仁壽生命への合併談が起き、また同社の保險種類が、養老保險のみで仁壽生命のそれとは餘程相違するので一時下郷氏も別個な計算の儘で二社共に經營しやうとしたが、その困難なるを知り、處置に惱み居る時に、關西財閥の雄住友家が使者を派して下郷氏に讓渡の交涉を試み、こゝに下郷氏も渡りに船と早速買收談に應じ、大正十四年六月十日假調印をなして、同月十五日には事務引繼と登記まで完了した。この時に下郷氏から住友家に讓渡された日之出生命保險株式會社は新舊總數一萬四千株で（總株數一萬五千株）あつたが、主權移轉により營業所も住友銀行東京支店に移つて行つた。そこで下郷系の重役が退き、全く住友系に歸し、專務取締役に國府精一氏、取締役に、湯川寬吉、福島行信、橋本重幸、小倉正恒、中田錦吉等の諸氏、監査

役に植野繁太郎、吉田良春、今村幸男の諸氏が就任した。

專務の國府氏は當時住友銀行本店の支配人であつて、保險實務に深くはなかつたが、前社長の福島行信氏が取締役としてよく之を輔佐し翌十五年には湯川寛吉氏會長となり、本據を大阪に移して同年五月社名も住友生命保險株式會社と改稱し、一方には募集網を整備して大財閥の經營らしくその面目を一新した。この住友の生保界進出は他方に三井の斯界進出を誘導し、その他にも大きな衝撃を與へた。斯かる中に湯川氏逝き、現會長小倉氏がその跡を襲ひ、阪本氏は八年春常務に昇つた。當社の如きは如何に重役に變動があつても社業は傳統を踏んで些も變らぬところが、强味であり、同時に急激に跳躍しない所以である。それでも日之出時代は年平均三百五十萬圓の新契約高で微々として振はなかつた業績が年平均三千萬圓へ上昇し、一ヶ年の純增加高は年々增加して昭和七年の如きは二千六百餘圓の純增加を見せ、期末契約保有高は一億七千萬圓となつた。中には當社を三井生命と對照し、その伸度の差を測る者もあるが當社は最初から住友家の家憲を守つて飽まで堅實一方に出で、漸進主義の態度を持してゐるのだから、その點聊か異なるところがある。

本　社　大阪市東區北濱五丁目二十二番地

現在役員

取締役會長　小倉正恒　　取締役　八代則彥
專務取締役　國府精一　　同　今村幸男
常務取締役　坂本信一　　監査役　松本順吉
取締役男爵　住友吉左衛門　　同　植野繁太郎
取締役　橋本重幸

國光生命保險相互會社

國光生命保險相互會社は最初、東京生命保險相互會社の名稱を以て明治三十八年七月下旬頃より淺草區瓦町の廣木三藏氏宅に創立假事務所を置き岩村兼善（元海軍主計官）山根正次（衆議院議員）吉野彦太郎、海老原喜右衛門、石井良平、其他を中心に發起せられ、翌三十九年四月四日、農商務省に發起認可申請をなし、後程なく「東京生命」を「第三生命」と改稱した。伯爵島津忠亮氏外有力者數名を發起人の中に追加して愈々同年十一月二十二日附で、當局より發起認可の指令を受け同月二十六日發起人總會を開くに至つた。當社の發起人としてその主役を演じた者は廣木三藏氏（元第一生命保險相互會社職員）で、並木彌十郎、澤田精造の兩氏も、國光生命組成の上には大きな力を働きかけてゐる。更に明治四十年三月三十一日に東京商業會議所で創立總會を開き、役員の役割まで濟んだが時の宮本保險事務官臨檢の結果は六月三日附にて島津伯に不免許の內示があつた。そこで廣木三藏氏は責を負ふて辭任し、事業免許申請書の一時却下をなし、改めて八月二十五日正式の創立總會を開き、社長に島津忠亮伯、專務取締役に岩村兼善氏、取締役支配人に岩間六郎氏を選任し、九月十七日に改訂せる事業免許申請書を當局に提出、翌十八日には「第三相互」では人後的だといふ岩間氏等の說もあつて現國光生命と改稱する社名變更の申請をも提出し、九月二十日には日本橋本町の事務所より京橋區鎗屋町十番地に移轉した。所で十月

二十二日附にて事業免許も社名變更も同時に認可決定し、爰に生保界の全般から一時流產を豫想された國光生命は明治四十年十月二十五日愈々開業することゝなつたのである。

その開業の日、岩村兼善氏は專務を辭し、同年十二月には大阪福岡の兩市に先づ二支部を新設した。決算第一年目の明治四十一年七月には臨時評議員會を開き、社長に伯爵島津忠亮、取締役に伯爵眞田幸正、伯爵松平賴壽、伯爵中川久任、佐藤秀顯、監査役に横山孫一郎、池田悅次郎の諸氏當選し、それに一日先立つて岩間六郎氏は支配人を辭して主事に補せられた。同四十二年六月十九日、本社を京橋區南鍋町に移したが、この時の保險契約高は三百八十萬圓に達してゐた。鍋町時代に入つて間もなく島津社長が宮崎縣で薨去し、眞田伯が社長代理に推擧され、法定數を欠くので横山氏が監査役から取締役に廻つた。八月五日には臨時評議員會を本社に開き、横山寅一郎、大繩久雄、加治木勇吉、横山孫一郎、樋脇盛茂、監査役に岡野欣之助、榊田清兵衛、平岡之經の諸氏當選したが、岡野氏は八月十五日監査役を辭し、九月六日には横山、大繩の兩氏が專務取締役となり、更に九月二十四日子爵佐竹義理氏取締役社長に就任した。京橋尾張町新地に移轉したのは同四十四年で保險契約高は九百八十萬圓に達してゐた。

第四年度決算（四十四年）に於て剩餘金六百八十八圓餘をあげ、

岩間六郎氏

取締役に男爵島津健之助氏、監査役に久保成氏當選、これに先立つて七月には眞田氏取締役を滿期退任し、これが後にしては十月横山取締役死去した。同四十五年三月には加入者二萬以上となり、大正元年十月には契約高一千五百萬圓に上つた。十一月六日本社改築のため京橋五郎兵衛町に移轉し、同年十二月取締役男爵島津健之助氏副社長となり、大正三年四月には佐竹（義埋）社長茅ヶ崎で薨去しこれが後任社長には島津副社長が昇進した。六月には會社の總資産一百五十萬圓を超え、八月には佐竹義立氏が副社長に推された。第八年度決算（大正四年）の結果は剩餘金七萬九千八百餘圓を擧げ八月二十四日專務取締役を一名として橫山寅一郎氏就任し、社業も稍進展を見せて加入者六萬人、その契約高三千五百萬圓を超ゆるに至つた。同八年には千葉、宇都宮、大宮、橫濱、高崎等の近縣一邑に出張所を新設し更に高知、松江、豐橋、秋田、小樽等にも同樣の施設を行ひ、社則を改正しては支配人制を置いて岩間氏をそこに据へた。第十二年度剩餘金は十九萬二千八百餘圓を生じ監査役には榊田清兵衛、久保成、日高榮三郎の三氏當選し、一方には保險金最高額を三萬圓として九年一月一日より實施したが、この年、取締役加治木勇吉氏逝き、第十三回定時評議員會では島津（健之助）佐竹（義立）、中川（久任）、島津（忠麿）、の四伯爵取締役に當選し、互選の結果は社長に島津（忠）伯、副社長に佐竹（義立）伯就任し、人をして「伯爵會社」とまで言はしめた。いま銀座街頭に聳り立つ社屋は大正十年五月起工式を擧げ、八月には橫山寅一郎氏が專務となつて采配を振つた。翌十二年は例の大震火災に遭つて本社及び東京支部

を燒いたがそれ以前に横山（寅）專務五月に逝き、同社の將來に一抹の暗影を投げた。專務には岩間氏昇進してその後を襲つたが、震災直後より十月銀座新築中の社屋に立ち歸るまでは非常な苦難があつた。現社屋が新裝の姿を銀座に見せたのは十四年四月で、保險契約高はその年の十二月末を以て一億圓に達し、總資產一千八百九十餘圓に上つた。斯くて同社は昭和時代に入つたが、五年には常任監査役として重きをなしてゐた榊田清兵衛氏逝き、それと前後して岩間專務排斥の聲が擧げられ、多難の秋は極度に同社の內外に迫つた。一方には大震火災よりの痛手が次第に擴がり、決算毎に同社幹部が焦心焦慮した縫繕策も遂には主務當局の看破するところとなり、それを奇貨到れりとなして、反岩間派の鈴木一派は昭和七年九月二十九日に騷動の火の手を擧げ『保險金削減』といふ業界稀有の事件を惹起し、而もその事件に就ては昭和七年九月二十九日檢察當局の差止命令まで發せられ、生保界史上、寔に悲しむべき記錄を殘した。その後十七名の特別委員（評議員から成る）を加へて專ら自力更生の途に出やうと圖つたが成らず、主務省の慫慂もあつて原邦造氏の出馬を希望したので原氏の食指動き十一月二十八日臨時評議員會を開いた結果、取締役に原邦造、曄道文藝、鈴木三郎左衛門、矢內榮次、監査役に原繁造の五氏當選就任し、舊重役は鈴木氏を除くほか連袂辭職をなし、爰に國光生命は原氏を主座に更

曄道文藝氏

生陣が樹立され、更に互選の後會長に原、專務に曄道、營業部長に鈴木、內務部長に矢內の諸氏が就任した。之と同時に寂しき退場をなした者は岩間六郎氏で、曾ては蒲軒のペンネームで、その縱橫の筆致を謳はれ、兎もあれ斯界の一惑星であつたが、いまは湘南に身を潛め末路蕭條たるものがある。

さて當社は本年三月迄の整理に當つて自力更生を許さざる事情にて遂に日本醫師共濟生命に契約の包括移轉を行ふことに決し、「昭和生命」の傘下に集る事となつた。顧みれば明治四十年に創立されて玆に二十七年、その破局は一社の興廢に止まらず遂に五相互生保合同の點火ともなつて斯界全局の動きに一層の拍車をかけるに至つた。

本　社　東京市京橋區銀座六丁目一番地

現在役員

取締役會長　原　邦造　　取締役　矢內榮次
專務取締役　曄道文藝　　監査役　原　繁造
取　締　役　鈴木三郎左衛門

福壽生命保險株式會社

名古屋生命（現太陽生命）が一頓挫を來して愈々東京移轉と決まつたとき、それを限りなく惜んだのが、近藤德治郎氏であつた。氏は名古屋生命にあつて支配人の役を勤めてゐたが、是非とも名古屋にも一つ生命保險會社の存在が必要だとして、土地の有力者を懸命に說き、身は未だ名古屋生命にありながら本間貳夫氏と協力して、密かに計劃をめぐらした。そして明治四十年、社名を『福壽生命保

險株式會社』資本金五十萬圓とすることに決し、神野金之助、富田重助、早川周造、伊藤傳七氏等を發起人として、翌四十一年七月發起認可を受け、次いで九月二十八日營業認可の指令に接して、十月一日から名古屋市中區榮町乙百三十四番戶に開業するに至つた。

富田重助氏

近藤德治郎氏

こゝで福壽生命の生立ちを記すにはどうしてもその頃の中京財界の情勢を見なければならない。當時名古屋には松坂屋の伊藤次郎左衛門、關戶守彥を兩家と呼び、この兩家に舊藩時代から十人衆と稱された岡谷惣助、鈴木摠兵衛、岡田良右衛門氏等が尾張侯を中心として創立した愛知銀行と、これに對應するため瀧兵右衛門、瀧定助（先代）、春日井丈右衛門（先代）、の諸氏が尾北の郡部から乘り出して創立した名古屋銀行と、今一つは名古屋財界一方の雄奧田正香氏が前の二銀行に抗するため神野金之助（先代）、氏に助力を乞ふて大阪の百三十銀行の名古屋支店を買收して創立した明治銀行とがあつて、中京財界を完全に三分し、支配してゐた。所でその後この三銀行に依つて代表される三財閥間には漸く協定の機運が動いてゐた矢先、福壽生命の問題が起つたので、それぢやこれなら、いつそのこと火災保險もつくつてしまへといふことで出來上つたのが福壽火災だが、これは爰に論及しない。

動機は凡そこんなものだが、設立はとん〳〵拍子に進み、楠秀太郎氏が前保險課長の肩書を以てして設計した太平生命ですら一ヶ年以上も掛つたのに、當社は三月より着手して九月には認可となり、十月から開業するといふ工合で、兎も角最初の出は好調子であつた始め數理、統計の方を受持つ適任者がゐなかつたので、愛知中學の數理の教師を連れて來て保險數理を研究させて間に合した。創立費用は皆が無月給、手辨當で働いたので僅かに七百餘圓で濟んだやうな次第であるが、出發からして中京人らしく手堅い。

開業と同時に社長に神野金之助、專務に富田重助、取締役に伊藤傳七、渡邊喜兵衛、精谷縫右衛門、瀧定助、近藤德治郎、監査役に岡谷惣助、平子德右衛門、春日井丈右衛門の諸氏が就任したが、十名の重役中伊勢の伊藤氏、三河の精谷氏を除けば他は盡く土着の紳商であつた。神野氏は中京第一流の實業家として當時多大の信用を有し、また富田氏は神野社長の愛婿にして非凡の材幹があつた。開業第一年度は僅かに三ヶ月にして、新契約二十八萬七千餘圓を擧げ、四千五百圓不足を告げたが、三年目の四十三年には前期の不足金を補塡償却して尙若干の利益金を出した。然しながら當會社は元來が、中京人その儘の氣質を映してゐるので、業績は飽まで地道に小ジンマリと進み、支店支部など容易につくらず、特に重要な東京、金澤、九州、東北、大阪、廣島に出張所を置いたに過ぎなかつた。

それを大正七年五月十五日從來五十萬圓の資本金を百萬圓に增資するに當つて前記の出張所を支部に昇格せしめ、同時に北海道支部をも新設して稍々事業擴張の氣配を見せた。翌年は事業經營の地域を帝國領土及び支那と擴張し、保險金額なども引上げたので波瀾多き年ではあつたが新契約は徐々に增加するやうになつた。試練の秋を切拔けて放心したものか、神野社長は十一年四月退き、富田氏昇つて、專務には近藤德治郎氏据り前社長令息重郎氏は神野金之助を襲名すると共に取締役に加はつた。

近藤專務時代は、新契約も昭和元年及び同四年の如きは七百萬を越ゆる好調子であつたが、これが恐らく當社の新契約の頂上であらう。四年四月には東京支部新築成り、內外ともに多事に移らんとする六年四月、當社の創業主であり、その主力であつた近藤專務は、宿痾重つて遂に逝き、これも氏と提携創業以來難局に當つて苦闘を共にした本間踐夫氏は本年一月逝き、更に之も創始以來その主座を支配して來た富田重助氏も亦不歸の客となつた。斯くて往年名古屋生命の東京進出を深しとせず、墳墓の地を守つて福壽生命を興した三人は最早今日の人ではなくなつた。その後を承るものが誰であつても契約偏在の惡氣流は旣に當社へも迫つてゐる。それを除去して進む寺木喜三次氏等の守成の業やまた難き哉の感を深うする。

本　社　名古屋市中區南大津町二丁目四番地

現在役員

取締役　神野金之助　　取締役　渡邊喜兵衛
同　伊藤次郎左衞門　　同　寺木喜三次
同　岡谷惣助　　監査役　春日井丈右衞門

富士生命保險株式會社

創立順から行くと富士生命保險株式會社は後半の部に屬するが、經營者交替の頻繁な點から行くと恐らく筆頭格と思はれる。

始め當會社は軍族を地盤とすべく計劃された會社で、その發起人の如きも海軍中將矢吹秀一、同梨羽時起、同柴山矢八、軍醫總監石黑宇宙治氏等の將官が主力となり之に大澤彥右衞門、岩田宙造、藤本德之進氏等を加へて發起人とし、社名を富士生命保險株式會社と稱し、資本金を五十萬圓と定めて、明治四十一年九月十二日東京府廳を通じて主務省に發起認可の申請をなした。越えて四十二年三月三日午後二時、鳥森新橋俱樂部に於て創立總會を開き、矢吹秀一氏より諸般の報告あり、役員選擧の結果

取締役に矢吹秀一、梨羽時起、石黑宇宙治、小川資源、栗屋新三郎、藤本德之進、今井彌一、賀田金三郎、監査役に柴山矢八、坂井重季、岩田宙造、藤岡一助の諸氏選任され、社長には矢吹秀一男就任、京橋區新肴町五番地に移轉し、四十二年四月一日より開業した。然るにその緒に就いたばかりの年末、矢吹社長は逝き、梨羽男爵代つて社長を襲ひ、後事を進め四十四年三月、本社を麹町區有樂町一丁目一番地に轉じた。矢吹現社長は大正二年旣に取締役として入り翌三年は新契約獲得に多大の効果を收め、利益金六千百餘圓を擧げたが、この年には梨羽社長退きその後任としては取締役男爵阪井重季氏就いて當勤することゝなつた。阪井社長時代は七年まで續き、

その後宇都宮金之丞氏社長となつたが間もなく逝去し、社長欠員のまゝ一時宇都宮德藏氏專務として事務を執つた。社內には前社長時代から引續き水野元司氏が在在して總ゆる獻策など一躍して擧力を志にし、社業はさして良好の成績ではなかつた。十年には社長に二代目宇都宮金之丞氏が就き、專務には寺田四郎氏が當選したがその年には全國に八支社、六出張所を有して稍々活氣を見せ、十一、十二と相當に業績の向上に力を盡したが、早くも十三年初には宇都宮社長に讓渡の心が動いて來た。

矢吹省三男

恰度その頃、生保經營を待機の姿で待受けてゐたのは大阪財閥の利け者にて、藤田銀行と藤田組とを一手に統帥してゐた藤田平太郎男その人で、藤田男の宿志は爰に達せられた。十三年二月十五日の株主總會で藤田男社長となり、役員には坂仲輔、鈴木庫太郎、日吉平吉等の一黨が入つて本據を大阪に移した。翌十四年には田中隆三氏まで取締役に入り、代理店なども遽かにこの年增設して兎も角年末には契約高を五千萬圓に達成せしめたが、その進展力は二年と續かず、又もや主權異動の止むなき事情に逢着した。即ちその唯一の背景たる藤田財閥は昭和二年の恐慌に遭つて沒落し、翌年十月、富士生命の經營權を岩田三平氏に讓つた。岩田氏は中山輔親侯を社長に、自らは專務となつたが、經營讓渡の裏面に面白からざる事情伏在し、社金の一部を買收資金に流用したことまで、暴露したが故に、さなきだに、波瀾に富む當社をして一段と錯綜せしめ、縺れ縺れて遂には當局の嚴重な監視の下に束縛されねばならぬ破目に立ち至つた。

河野九峰氏

中山侯は徒らに名門の名を汚して四年十月解任され、代つて新潟縣の石油王と讓はれた中野貫一氏息忠太郎氏を中心とする新たな主權者出現して社長には壬生基義伯、其他役員には加藤寬、太田喜平中村猪三郎、松倉正一の諸氏が就任した。然るにこの一派も尋常ならざること前任者に劣らず、讓渡の條件さへ履行せずに、中村猪三郎氏などの得手勝手の振舞は目にあまるものがあつた。そこで主務省でも放任出來ず、止むなく、經營を岩田氏の手に還元させた。併し、その最初に於て誤まられた會社が誠意なき經營に未熟な野心家の手に依つて旨く行く筈なく、新契約は一向に出來ないのみか、その後打續く惡評は愈々擧り、解約は頓に激增し、會社は細る一方であつた。これには主務省も默認できず、七年末頃は頻りと岩田氏を保險部に招致して責任の歸屬を明確にせよと數十回となく戒告に及んだが埒あかず、荏苒推移するほかなく、中には二、三の賣買談も行はれたが一つとして纏らなかつた。

恰度その頃、岩田氏所有の小樽市內の土地を抵當に融資せる北海道銀行では貸付が固定するので重役の責任問題が起き、大藏省からの命令もあるところから急速に解決することに決し、自ら積極的に

動いたため本年二月二十八日、富士生命は岩田氏から分離して北海道銀行系に移り、その更生陣として、取締役社長に矢吹省三男、常務取締役河野九峰、取締役加能文治、同加藤守一、監査役根岸泰介同楠外喜雄の諸氏就任した。矢吹省三男は初代矢吹社長の息にして大正二年來久しく取締役を勤め、後に海軍政務次官たる人、河野常務は富士生命生え抜きで、當社の守本尊の如く自他共に許された人また加藤取締役は、北海道銀行の頭取で、會社の重要人物、加納取締役は本嘉納代表社員、謂はゞ北銀系に移つたとはいひ條、三派聯合で兎も角更生陣が出來上り、大阪の本社をも東上せしめて意氣込んでゐるが、主腦者の辛苦や思ひやられる。

本　社　東京市麹町區丸の内三丁目六番地

現在役員

取締役社長 男爵 矢吹省三　取締役 嘉納文治
常務取締役 河野九峰　監査役 楠外喜雄
取締役 加藤守一　同 根岸泰介

太平生命保險株式會社

太平生命保險株式會社は保險界の先進、楠秀太郎氏の手で創起され、明治四十二年五月開業した。最初楠氏が、創立起業計畫を世に問ふたのは、三十九年五月だから起業から開業日まで恰度足掛け四ケ年の歳月を閲してゐる。

楠氏は當時有數の保險の實務家たり、保險學者でもあつて、曾ては矢野氏の後を承けて農商務省保險課長の要職にあり、後に、三十五年十二月には大阪生命の專務取締役に就任し、麻と亂れし同社内の廓清に盡力したが、その業半ばにして岡部と相容れずに辭した。また日宗生命の顧問ともなつたが、三十九年には同社を辭し、同年五月、多年胸中に描いた理想的生命保險會社創立計畫を思ひ立ち、それを發表した。その設立趣旨書に曰く、

一、我國國家經濟の膨脹により外資が公社債として頻りに輸入せられてゐるが、これは國家の爲に寒心に堪えない事である。而してこれを防止するには生保資本が可成り役立つのであるが、我國現在の生保事業狀態を見る時は、會社數は二十有餘あるが、其の契約高は僅かに二億五千萬圓で、積立金は三千萬圓に充たないこれは保險思想がまだ發達してゐない事と、民力が貧弱であることゝ、それに保險會社の規模が小さい事である。これは本邦に於ける英米會社の業績を見れば解る。即ち彼等は我國に斯業を開始してから未だ三ケ年しかならないに拘らず、是等諸會社は保險料として毎年我國から一百萬圓以上の金圓を吸收し行つてゐるのみならず、今後には增加する傾向があるので、これは國家の爲に不經濟であるから、我國にも英米會社に遜色のない程の大資本にして、大信用ある生命保險會社を設立せんと欲するものである。

二、今日までの既設生保會社の發起狀況を見るに、會社創立が二三同志の協議に依つて成り、株式組織の場合の如きは大部分株式が、知人、緣故關係者のみに分たれて名目上の株式會社になつて、經營は一個人會社と同じ狀態である。又相互組織の場合にも

社員總代は發起人が獨占して、一般加入者は名目上の社員にすぎず、株式會社に於ける保險加入者と變る處がないから、將來の生保會社は株式組織が必要である。然しその株式が權力によつて集中せらるゝ事を防いで、分配が公平に行なはれなければならない。斯の樣な主意に依つて出現したのが、太平生命で、資本金一百萬圓（拂込四分の一、二十五萬圓）であつた。

その後楠氏は營業方法書、保險案內、收支計算豫算書等を携へ全國各地に渉つて株主を募集したが、新會社株主の條件を全國各地に散在せる富豪にして、且つ一人應募株數を五株以上二十株（一株額面一千圓二百五十圓拂込）以內と限定したので、設立趣意には贊成だがと逃げる者も少くなかつた。これが爲に氏は三ケ年間も各地を行脚し、思はぬ苦勞を重ねたが、漸くその効あつて四十一年三月、爰に第一回發起人會が開かれ發起認可申請書が主務省に提出され、同年九月その認可を得たので、翌四十二年三月二十日東京市京橋區築地三丁目の同氣倶樂部に於て、創立總會が開かれた。取締役には中村靜嘉、楠秀太郎、村井貞之助、內野五郎三、倉知誠夫、前川善平、高山長幸、監査役には舟木錬太郎、潮田方藏の諸氏が各々選ばれ、互選の結果社長に中村靜嘉氏、專務取締役に楠秀太郎氏が當選した。中村靜嘉氏は村井吉兵衛氏の持株を代表して入社した人だが、實際事務を主宰したのは專務の楠秀太郎氏であつた。

楠秀太郎氏

四月二十七日開業認可の指令があり、同年五月五日から京橋區築地二丁目に於て營業開始の運びとなつた。開業當座は年次進展し、同四十四年（開業後二ケ年半）の契約保有高は一千四百餘萬圓、大正二年末二千一百九十萬圓となつた。斯く目覺しき躍進に世人は「楠の太平か、太平の楠か」と言つて氏を讃美し、信頼した。然るに大正五年三月楠氏は突如勇退した。勇退の裏面に關しては當時種々と取沙汰されたが、中村社長と意見の合はなかつた事は事實で、軍人氣質の中村社長と衝突したのは一再ならずであつた。これは一面村井吉兵衛氏との衝突であつたが、早川氏等の斡旋調停により一時は鎭つたが、縺れた感情の炎はそれで濟まなかつた。その頃問題になつた官營簡易生命保險反對の建白書調製の際楠氏は個人の資格に於て、建白書調印書類を大株主に廻布したのであつたが、之を傳へ聞いた中村社長は官營に贊成なりと主張して、楠氏の獨斷行爲を不都合至極なりとし、楠氏が廻付せる依頼書を取戻したので、遂に正面衝突となつて、辭表提出の段取となつた。

そしてその後釜には元共同火災の支配人であつた岡本次三郎氏が入社して專務取締役となつたが、偶々この頃保險部の檢査に遭ひ實任準備金計算の欠陷が指摘せられ「所謂三十一萬圓事件」が暴露し、これは前任者の誤算から生じたのであらうが、これが整理には新專務の岡本氏が衝にあたり、鋭意盡力した結果、止むなく大株主たる村井、左右田兩家で補塡整理することになつた。

斯くしてこの年から村井吉兵衛氏が監督に、左右田棟一氏が相談役に推薦された。中村靜嘉氏は此後一ケ年社長の職に就いたが、大

正六年九月社長を辭したので、平取締役たる村井貞之助氏が代つて社長に就任した。斯くて當社の實權は村井一家に移り業績も進展し大正十年末契約高五千五百萬圓、昭和元年末遂に契約保有高は一億萬圓と躍進したが、翌二年三月の銀行パニックは、當會社の實權者なる村井銀行、左右田銀行に及び兩行共に休業の止むなきに到つたので急速に當社の實權は兩家の手を離れてその頃安田系の人物であつた望月軍四郎氏の主宰する處となつた。

望月氏は當時第三銀行の專務取締役であつたが、結城豐太郎氏の斡旋で、村井、左右田兩家の持株を買收して入社した。

根津嘉一郎氏

自からは監査役となり、社長缺員の儘、社務は專務取締役の岡本氏が引續き總攬したが、この年の暮、岡本氏辭任のため同年十二月三十日開かれた臨時株主總會で、取締役會長に石井徹氏專務取締役に元横濱生命の常務取締役であつた塚本明籌氏が當選就任した。取締役には井坂孝、鶴見左吉雄、中村靜嘉、內野五郎三、前川善平、金平豐次郎、折戸太市郎の諸氏、監査役に望月軍四郎、潮田方藏、中田敬義の三氏が選任された。然し翌年には再び職制變更となり、取締役會長には江口定條氏、取締役社長石井徹氏、取締役に二荒芳德伯、岡信吉兩氏が就任した。この時分の業績を見ると昭和元年末の契約高一億圓が、翌年の取付騷から轉落し、二年末九千萬圓となつたのを再び契約增加に努めた結果昭和六年末には契約保有高一億五百萬圓となつた。

この間實權者望月軍四郎氏は、劃策して日清生命に當社を合同するかと思はせたが、一片の風聞に止まり、同六年末遂に原邦造の紹介で富國徵兵の經營者根津嘉一郎氏に讓渡してしまつた。根津氏經營後の資本系統は、株主名簿發表せざる爲、ただ當時の記錄によると當社總株數一千株のうち望月氏所有七百株を二百八十萬圓で買收したとある。根津氏の經營となつた太平生命は專務に吉田義輝氏が就任し、例の根強い富國の手法を當てはめてゐるが、その主旨、未だ徹せざるためか、太平生命の業績はさしたる進歩もなく、昨年末の契約高一億七百萬圓であるが、事業經營が相當合理化されたから將來の躍進振は或は今後を期して待つべきものがあるであらう。

本　社　東京市麹町區內幸町一丁目三番地

現在役員

取締役社長	根津嘉一郎	取締役伯爵	小笠原長幹
專務取締役	吉田義輝	同	加藤正道
取締役	內野五郎三	監査役	石井徹
同	小林中	同	森平兵衛

東海生命保險相互會社

東海生命保險相互會社は五社合同に依る昭和生命にその契約を包括移轉し、自らは解消の運命にある。同じ道づれの蓬萊、國光、中央と共に特に爰に加へるが、筆者をして哀愁ひときわ深きものを感ぜしめる。

當社は久保勇、池田勝三氏等の發起に係り、在京發起人會を明治四十二年七月芝浦の竹芝舘に開き、初めその創立事務所を京橋區銀座一丁目十五番地に置いた。後銀座一丁目六番地に移して四十三年二月發起認可を受け、創立總會を同年三月六日開催、役員及び評議員の選擧を行つた結果、社長に谷謹一郎、專務取締役に久保勇、河原林義雄、取締役藤田昆直、風間八左衛門、監査役南條新六郎、田中喬樹、支配人池田勝三の諸氏就任し、評議員は第一回を十五名として毛利高範子ほか十四名當選した。久保氏がこの計劃をするに至つたのは、四十二年四、五月頃、池田勝三氏が知人の紹介で久保氏を訪ね、生保會社創立のことに就て物語つたに始まる。扨て話は聞いたものゝ、素人の久保氏には何も判らぬので、池田氏同道の上、當時既に斯界に盛名を馳せてゐた栗津博士を訪ねて教へを乞ひ、組織上のことまで詳細聽いて愈々これが經營に手を染めることに意を決した。そして大體の案が出來たところで更に念のため伯父君に當る松方正義侯（當時）に腹案を披瀝してその意見を叩き力を得たのではじめて決心の臍を堅めたのである。

松方五郎氏

斯くて四十三年四月二十四日は、愈々事業開始となつたが、約款等にも特色を見せ、初ツ鼻から記念大募集と打つて出で、關東、關西相呼應して活動した爲、その年一擧新契約三百七十四萬圓を獲得して優勢を示した。勿論これには松方侯を背景とする濟勢力も加はり、五郎氏が、開業前後取締役として入つたことなども與つて大いに力となつてゐる。だが惜しい哉河原林專務は開業後三月といふに逝き、關西の勢力獲取の上に大なる支障を來したが、幸にも業績は好調子に惠まれ、創立四年目（大正二年）までは累進的に向上した大正三年、谷社長逝去したが、この一事は徒らに久保氏に時機到來のチヤンスを惠ませ、遽に積極方針に轉向して縱橫の手腕を揮はせたが、それは同時に社業退歩の轉路であり、久保氏自ら失脚の通路でもあつた。久保氏の無軌道的な放漫政策は、當時主務省の假借なき檢査の結果、開業初年度以來責任準備金の不正計算を爲し、年々蓄配當をなして來たことが暴露した。大正三年及び五年には峻烈なる命令が發せられたが、その中には『既に大正三年中檢査を行ひ、堅實に經營するやう論達したにも拘らず、甚しき不正を繼續したるは、當務者の誠意欠如せるのみならず、主務官廳の監督を蔑視するものにして、その罪輕からず、此際直に新契約締結の停止を命ずるところなるも、それが爲に勤揚して累を他會社に及ぼすこと甚大なるに付、特に姑くその成行を監視す』とあるが、この一節を以てして會社紊亂の程度は察せられる。それにも拘らず久保氏は無責任の行動を恥とせず、下野銀行の一派と組んで乘取陰謀を企てたが奏効せず、遂に久保一派は東海を逐はれて松方一黨に凱歌が擧つた。

松方五郎氏は松方侯の五男にして明治二十九年帝大法科を卒業、その同窓には井上準之助、赤星典太、折原巳一郎等の諸氏があるが、松方氏は社長に就任すると同時に缺損金十二萬圓を支出補塡して先づ穴をふさいだ。

松方社長時代に移つてよりは、鋭意堅實なる方針をとり、分相應の募集計畫を樹てたが、未だ松方氏の運命華かなりし頃とて、大正六年度まで新契約八百萬圓以上を越えて相當に氣を吐き、八年二月には評議員會改選の結果、專務取締役社長に松方五郎、取締役總務部長に竹友安治郎、取締役營業部長に長束獅人の諸氏當選、十五年には松方、竹友、春田（祐清）大島（要三）仲宗根の諸氏取締役に就任したが、その後は仲宗根氏が主力となつて松方社長を輔け、專ら經營の衝に當つてゐるが、年々募り行く募集戰は、兎角大會社に有利に働き、當社級の會社は動もすれば現狀維持が困難で、當社の新契約は殆ど落潤の跡を見せてゐると云つていゝ。昭和三年三月には松方社長を克く輔佐して社業に精進した竹友支配人

仲宗根玄愷氏

一身上の都合にて去り、次いで同年五月には加藤辰彌氏代つてその椅子を占めたが、これ亦四ケ年の生命で辭任の止むなきに至り、創業以來孜々精勵した取締役副支配人たる仲宗根玄愷氏昇任して支配人となり、依然松方社長を輔けて努力したことは記錄すべきであるが、評議員會ある毎に、往々にして或種の策動があり、その都度腐心してゐたことがあつたやうに見受けらる。それを兎も角も押へて今日に至つてゐたのに、測らざる五社合同の渦中に投ぜられ、昭和生命の勢力下に加へられて解消されるとは、往時を知る者をしてそゞろ哀愁の感を深からしめる。

蓬萊生命保險相互會社

蓬萊生命保險相互會社の開業は、明治四十三年九月五日にして、初代取締役社長には、當時大阪市長で同時に政友會總務の地位にあつた鶴原定吉氏が就任し、專務取締役に粕谷義三、高橋光威の兩氏取締役に樺山愛輔、高山長幸の二氏、監査役に窪田義文、小野慶藏浮田桂造の諸氏がそれ〴〵就任したが、樺山愛輔氏を除く外は全部政友會系の代議士であつた。

この會社が元々政友會所屬の人々に依つて發起人されたといふことは、その顏觸を見ても判る通り江原素六、神田清兵衛、福井準造鵜澤總明、高山長幸、田中龜之助、鮫島慶彥、景山甚右衛門、佐藤虎次郎、粕谷義三等の諸氏であつて、發起人總代には佐藤虎次郎氏が當り、第一回發起認可申請書を明治四十二年五月に主務省に提出した。其の後佐藤虎次郎氏は日糖事件に連座して發起人を辭したので、申請書は一旦願下し、組織も相互會社組織に定め、會社名も蓬萊生命と更へて再び出願し、翌四十三年二月二十二日には發起認可の指令に接したので、發起人會が開かれ、高山長幸、粕谷義三氏等

本　社　東京市麹町區内幸町二丁目二・三・四番地五號
現在役員
取締役社長　松方五郎　取締役　仲宗根玄愷
取締役　松井文太郎　監査役　前田青渉
同　尾崎保　同　矢口長右衛門
同　多田勇雄　同　尾崎元次郎

が委員となり、基金募集並に幹部の人選に奔走し約半歳にして基金もどうやら集り、同年七月十五日には第一回創立總會が芝山内の三緣亭に於て開かれ、前述の如き諸氏が重役に選任され、社員總代には澁澤榮一男（後子爵）辰野金吾、岡崎邦輔、島德藏、野田卯太郎鮫島慶彥等三十名の諸氏が選ばれた。

太田清藏氏

武末祐三郎氏

斯くて營業認可も八月三十一日に下り、同年九月五日から營業が開始せられたが、開業後の業績は政友會といふ背景があつたに關らず、可成り營業不振を極め、創業四年後の大正三年六月末の契約保有高は僅かに一千萬圓足らずであるのに、同期末の決算には十二萬八千餘圓の損失金を計上してしまつた。これは鶴原定吉社長が病氣であつたのもさる事ながら、專務取締役の粕谷義三氏が、政治家で全く保險經營に手腕が足りなかつたのである。これがため鶴原社長は責任をとつて辭任し、專務取締役粕谷義三氏、支配人大原詳一氏共に又引責辭任した。

代つて當時監査役であつた窪田義文氏が社長の椅子を襲ふたが、これが僅か一年足らずで辭めて、代つて取締役であつた樺山愛輔氏が、取締役社長となつた。然し依然として振はず、損失金整理問題も停滯してこれ又辭任してしまつた。之が爲め解約を申出でる者續出して、同五年一月には契約保有高も九百萬圓臺割れの八百九十萬圓に轉落してしまつたので、專務取締役の高橋光威氏も狼狽し、八方奔走の結果、さきに徵兵保險會社を買收した同じ政友會代議士太田清藏氏に白羽の箭を立てた。初め太田氏は之を固辭したが、原敬氏は政友會の面目の爲にどうでもやれと薦め、損失金（當時は十七萬八千圓となる）については自分が主務省に談判してやると勵言したので、太田氏も熟慮の結果引受を承認し、正式に名前まで出してしまつた。所が流石の原敬氏を以てしても、當局は斷じて應ぜず、太田氏は澁々十五萬圓の私財を提供して損失金に充當し、なほ足らざる處を、入社と同時に基金拂込（第二回目）を斷行し全部整理してしまつた。そこで太田氏は保險事務官であつた宮本幸五郎氏を招聘して專務取締役となし、一意社業改善に努めたが、手を燒くことが多かつた。

先づ各地に散在せる營業所なども、改廢して、大阪、名古屋、福岡、金澤、仙臺、京都、札幌、廣島、高松、朝鮮、新潟の各支部を刷新し、創業十周年の大正九年には契約高二千五百萬圓を擧げ、大正十年末の契約高は二千七百萬圓に累進した。偶々翌十一年に東京支部長山田某の詐欺事件で會社が告訴せらるゝに及んで、宮本專務之を潔しとせずして、同年六月一日から出社せず、且つ辭任を申出たので同年九月の定時株主總會で、當時支配人であつた武末祐三郎氏が選任された。このころの新契約高は五百萬から七百萬圓であつたが、昭和年間となるに及んで新契約高も一千萬圓を越え、昭和五

年末契約高は五千四十六萬圓となつた。然しこれは、契約高が增加したのみで、剩餘金などは增加してをらず、創立以來この年までにかける剩餘金累計八十三萬六千圓（損失金差引）で一ケ年平均僅かに四萬一千八百圓（創業二十ケ年）にしかならず、利益配當などはてんで問題にならざるためか、この年の業績が峠となつて、二ケ年後の昭和七年末の契約保有高は一千萬圓減の四千萬圓と低下した。斯く一向に伸びざる現狀を目して、社員總代中には、早くも第一徴兵に合同すべしと主張する者現はれ、その都度太田社長は業法さへ改正になつたらと答辨してゐた。愈々改正業法が實施されて何か折あらば再質問される運命にあつた際、突忽として主務省より合同團加入への勸奬あり、その時當局に出頭した武末專務は徴兵保險に合併しては生命保險としては實際問題として旨く行かぬことを極力述べて五相互生保の併合に贊意を表した。そして六月十四日、各關係會社の協議會席上に於て假調印をなし、六月三十日の社員總代會に包括移轉を附議承認の上、愈々昭和生命に加盟するに至つたが、顧れば明治四十三年八月創立されて二十二年、殆ど期を同じうする東海と共に、創業以來好調のときを知らずに波瀾の中を往き、合同の旋風に乘つて慌しく斯界からその社名を消し去つて行つた。

本　社　東京市京橋區銀座四丁目三番地十一

現在役員

取締役社長　太田清藏　　監査役　西原連三
專務取締役　武末祐三郎　　同　杉崎靜夫
取締役　白石元治郎

日本徴兵保險株式會社

徴兵保險の中で日本徴兵保險株式會社は第一徴兵に次いで古く、明治四十四年十月開業した。當社設立の機運は既に日露戰爭直後から醸成されてゐたが、熟せずにゐた。それを波多野承五郎、村井貞之助、岩崎一等の三田出身の實業家が大いに促進し、これを門野幾之進氏に諮つて、遂に同氏を動かし、新會社に引き入れたので、新徴兵保險會社發起計畫は着々と進み、波多野承五郎氏發起人總代となつて、四十三年に發起認可申請書を主務省に提出したが、この頃官營小口保險問題が喧傳されてゐたために、認可が遲れその指令に接したのは翌四十四年六月十八日であつた。發起人會は八月十五日と九月六日の二回開かれ、そのうち九月六日の發起人會は京橋區南鍋町の交詢社に於て開催、創立總會の件と營業所其他の問題を協議し會社名を日本徴兵保險會社と命名し、資本金も五十萬圓（四分の一拂込）と決定、同月二十日には創立總會を京橋區南鞘町四番地、同社創立事務所に於て開催し、發起人總代波多野氏創立經過を報告した後、取締役及び監査役の選任を一任せられ、指名を以つて取締役に門野幾之進、岩崎一、倉知誠夫、麻生義一郎、足立莊、監査役に武智直道、北川禮弼、綾井忠彥等の諸氏が夫々選任せられた。そして互選の結果、社長に門野氏、專務取締役に足立氏が當選した。當選重役は皆慶應出身者で、專務の足立氏は曾つて時事新報に入つて政治部長より編輯長に進み、社說にも一流記者の貫祿を示してゐ

たが筆を投じて當社の創立に參劃したもので、今日も專務の椅子に變りなく自信ある經營方針を執つてゐる。

扨て本社を東京市京橋區桶町十八番地に移轉し、營業を開始したのが同年十月二十五日であつた。初め當社の保險は徴兵保險のみであつたが、約款が可成り巧妙に出來てゐて、保險金支拂期日なども通知受領後十日以內といふ當時に於ては記錄的に迅速な規定などもあつて、開業當時の業績には見るべきものがあつた。而して當社は開業の翌年八月、徴兵保險の他に生存保險（教育、結婚）をも兼營し社名も日本徴兵生存保險株式會社と改稱して業績進展に努めたが、幸運、社上に微笑まず、華々しき展開は示さなかつた。これは地味に過ぎる堅實主義の禍ひしたところであらうが、創業七年後の大正六年末契約高は一千三百萬圓しかなかつた。

足立莊氏

それかあらぬか、翌七年二月門野社長其他取締役、監査役の諸氏が辭任、それに代つて貴族院議員である室田義文氏社長に就任し、取締役には前山久吉、中上川次郎吉、雨山達也、監査役には平賀敏、武智直道、鈴木威等の諸氏が當選就任し、專務には足立莊氏が重任した。室田氏はこの時最早七十二歲の高齡に達してゐたが、克く社內を統制刷新し、社名なども以前の日本徴兵保險會社に還元して、同年五月には資本金の倍額增資を斷行して一百萬圓となし、支店網も一擧に擴大して名古屋、大阪、廣島、福岡、金澤、仙臺、札幌等の全國樞要各地には總て支部を設置したので、こゝに於て業績頓にあがり、新契約成立高は二十萬圓以上となり、僅か三年後の同十年末の契約保有高は七千二百萬餘圓に躍進した。これに力を得てか、此の年の十月に再び資本金の增額を計り、一躍二倍半の二百五十萬圓として、先進の徴兵保險會社の業績に迫つて行つたが、この年以後は新契約方面に左程の活況を見せず、只管堅實な經營方法を執つてゐた爲か、大正十三年になつて契約高は漸く一億圓臺に上つた。そして翌十四年には二千五百萬圓の解約が出て、契約狀況に鳥渡暗影を投じたが、反面には資產內容が充實して十四年の契約高一億一千五百萬圓に對し總資產は二千萬圓となつた。

所で昭和四年、例の歌舞伎座融資問題で第一徴兵保險會社と確執を生じ、折角出來た徴兵保險四會社の連衡も破局を招き、未だ融和しない矢先に、突如小兒保險國營案が喧傳せられ、徴兵四社は重大な危機に立たされた。それでも當社は他の徴兵三社とは行がゝり上同一步調に出でず單獨で反對運動を開始し、所期の目的貫徹の爲に必至となつたが、その中途、遂に四社合體となり、爾來一致して反對運動を續けたが該法案は希望條件付で可決され實施の運命となつた。

その後他の三社と共に生保協會に加盟したが、七年末契約保有高は一億四千四百萬圓となり、敢て急速の進展とは言ひ難きも資產の堅實さに於ては一頭地を抜き意を强うするに足る。これ創業當時より二十一ケ年間、終始一貫して無謀の競爭に出でない量より質の內容主義を奉ずる足立專務の方策の現はれであらうが、この方針は同專務が在る間幾則不變のものであらうと察せられる。

本　社　東京市麹町區内山下町一丁目一番地

現在役員

取締役社長　窒田義文　監査役　武智直道
專務取締役　足立莊　同　鈴木威
取締役　前山久吉　同　益田信世
同　青木正德

福德生命保險株式會社

福德生命保險株式會社は實に同胞生命と稱し、明治四十五年五月創立されたものの後身で、最初四十三年一月頃、吉村鐵之助、小林富次郎、荒木眞弓、田中遜、西村庄太郎、福永文之助、阿部政之氏等の同志社大學出身者が中心となつて、發起計劃をされたものでこれ等の人々に依つて起草された當時の創立趣意書には、社會政策を加味した小口保險經營が目論まれてあつた。

發起人會は同年五月開催せられ、主唱者の吉村鐵之助氏外六名の人が創立委員に選ばれて、同年六月三十日には發起認可申請書が主務省に提出され、認可になつたのは一ケ年後の六月十二日で、それから吉村氏創立委員長となり、株式募集に從事し、四十五年二月には東京市京橋區山城町の日本工業協會に於て創立總會を開き、取締役及び監査役の選擧を行ひ取締役に吉村鐵之助、小林富次郎、荒木眞弓石原雄熊、緒方銈次郎の五氏、監査役に青木庄藏、前田武四郎、東鄕昌武の三氏が選任せられ、互選の結果は社長兼專務取締役に吉村鐵之助氏　常務取締役に石原雄熊、荒木眞弓の兩氏が當選し、大谷嘉兵衛氏當社顧問となつた。

斯くて本店を京橋區弓町二十三番地に移し、保險種類は養老及教育結婚資金の二種で、同年五月五日より營業を開始した。創業計畫當時は小口保險を營む筈であつたが、實現出來ず、それに開業直後の業績思はしからず、社内には早くも暗翳が續けられた。それがために多額の失費を生じ、創業以來僅か二ヶ年の間に十萬餘圓の缺損金が計上せられたので、遂に主務省から株式拂込其他整理命令が發せられた。吉村社長もこのためには相當苦心したが、甲斐なく同志者系の事業はこゝに挫折し、奔走の結果神戸の川崎家、松方家の援助となつた。この經營權讓渡の臨時總會は大正三年七月開催せられ、拂込株式決議と重役改選が行はれた結果、前重役が總辭職をなし、新たに有村丈次郎、關口高次、田中常德、監査役に金倉榮吉の諸氏が選任せられ、續いて八月二十日の臨時總會で社長に川崎芳太郎、專務に有村丈次郎、取締役に松方正雄、男爵岩倉道倶田中常德、監査役に關口高次、吉田鐵太郎の諸氏がそれ〴〵選任された。

有村丈次郎氏

こゝに於て本社を大阪に移し、社名も同年九月一日より福德と改稱した。松方、川崎兩氏の入社と同時に私財十五萬餘圓が當社に寄附せられて一切の赤字が補塡せられ、更生の經營は有村專務によつて始められた。有村氏は最初外交官を志しが中途に於て斷念し、轉じて日本生命に入社し、自ら進んで外野の第一線に起ち、後年は神戸に特別代理店を設けて異數の手腕と成績を發揮した。有村氏の手腕は當社でも効驗を現はし、松方、川崎兩家で引受後急角度に轉回して進展の實を擧げ、大正五年末には契約保有高一千萬圓を突破し其の後も順調な進展をつゞけた。

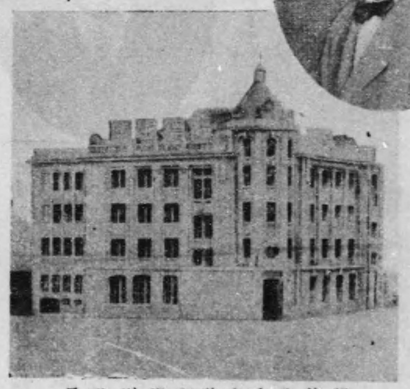

福德生命本社と川崎社長

九年一月、社長川崎芳太郎氏は病氣の爲めに辭任し、松方正雄氏代つて社長となつた專務其他はその儘重任し、業績進展に努めた爲十年末契約高四千萬圓、十一年五千萬圓と增加し、大正十二年の震災は、本社が大阪であつたため東京支店のみの燒失で、損害は僅少であつたゝ此の年の純增加は半減して同年末の契約高は五百萬圓增の五千五百萬圓であつた。然るに、十三、四年は業績躍進して、大正十五年末遂に契約保有高は一億圓に到達した。この年十五周年紀念事業として「海外教育視察員派遣」を行ひ、我國教育界の爲に力を致すべく昭和二年五月から實施して今日猶ほ實行を續けてゐる。

二年春勃發せる銀行パニックは表面當社業績には影響はなく、每年二千萬圓からの新契約が成立して僅かながらも期末契約は年々增進して昭和五年末には一億六百萬圓となつたが、金融恐慌の動因はその唯一のバックたる十五銀行が休業し、それが直に松方一門の致命傷となり、更に又川崎造船所の破綻は神戸川崎家の沒落の近因となつて、六年八月當社の經營權は、神戸川崎、松方兩家の手を離れて、東京川崎家の經營となり、日華との共營となつた。主權移動の臨時總會は、十月十二日、十月二十八日の二回に涉つて開催せられ松方正雄、川崎武之助、有村丈次郎氏等前重役は全部辭任し、新たに取締役社長に川崎甲子男、專務取締役に河合良成、取締役に唉花一二三、齋藤眞平、監査役に高梨博司の諸氏が就任したが、さるにても病、脊育に入らんとした同胞生命を兎も角起死回生させて社名も福德と改めて爾來十有餘年、專務の席にあつて力戰苦闘した有村氏は、その直前までその由を知らず、辭して尙悲憤止まぬためか、住み馴れし神戸を去つて鄕里鹿兒島の林下に隱れた。

當社が現經營に移つてから既に二ケ年、まだ何の妙味をも發揮しないが、何時まで日華との共營關係に置くかゞ特に關心をそゝる。

本　社　大阪市北區堂島濱通一丁目

現在役員

取締役社長　川崎甲子男　監査役　高梨博司
取締役　唉花一二三　相談役　川崎守之助
同　齋藤眞平

常磐生命保險株式會社

大正時代に入つてからも、保險會社の設立願は可なりの數に達するが常磐生命保險株式會社が、發起認可を申請した大正元年の頃でも既に二十餘件に上る盛況であつた。その中で發起認可の指令を得たのは當社が一番早く、同年十二月七日資本金五十萬圓で認可された。發起人の顏觸は、佐竹作太郎若尾民造、大谷嘉兵衛、安藤浩、矢島榮助、相澤喜兵衛、吉田榮右の諸氏で、經營の衝には、曾て紐育生命にあつて深き經驗を有する吉田氏が當ることゝなり、翌二年一月三十日有樂町一丁目一番地の本社内に創立總會を開き、關本英作氏經過報告をなし、創立費千二百圓を承認、若尾璋八、堀田金次郎兩氏を檢査役に擧げ、更に役員を選任して、社長に大谷嘉兵衛、專務取締役に關本英作、取締役支配人に吉田榮右、取締役に若尾民造、同佐竹作太郎、監査役に安藤浩、藥品槍太郎、相澤喜兵衛の諸氏が就任した。かくて二月二十七日事業免許の指令を受け、三月一日から愈々開業の運びに至つた。

常磐生命と關本社長

第一年度は新契約四百十七萬圓を獲得し、創業當年としては順調な歩調であつたが、翌三年には各社一列に財界の不況に直面して、新契約の擧績は一向に振はなかつたが、當社の懸命な新興の意氣は折柄の不況をも凌ぎ、新契約六百四十萬圓を擧げて、早くも年末契約一千萬圓を越へた。然しそれは一閃光のはかなさに似て、その翌四五、六年度の新契約は三百四、五十萬圓どころを上下するの不振を如何ともする事が出來なかつた。九年に至つて稍々活氣を見るに及び、同九月資本金を五十萬圓から百萬圓に增額し、翌十年には臺灣にまでその營業領域を擴張し、十一年には一千五百餘萬圓の新契約を計上するに至つた。關東大震災には傾倖にも災厄を免れ、爾來昭和元年まで比較的順調に過してゐたが、二年頃より、精彩を缺くかの氣配が見えはじめたので、當社幹部は沈滯せる空氣の一掃に着手、三年末には社内外の制度刷新を斷行した。その餘沫は創業以來の盡瘁者で常務の吉田榮右氏にまで及び、遂に吉田氏は常務から平取締役に下り、それ迄世間體には渺たる一存在であつた蓮沼大三氏が突如として擧部に現はれ、職名は單なる營業課長であるが、事實は社業の全般に汎つて采配を振り舞はす人物となつた。而して蓮沼氏は着手一番、内外の整理をなし、經營を合理的に改め、その着々奏効するや、新設の特種養老保險を新武器として更に向上の途に上つた。その一つはビルヂ

ングの建設で昭和五年十月には日比谷の一角に堂々たる新社屋の出現を見、曾て當社に見るを得なかつた華々しい情景を展開した。

最初この新社屋を利用して直營の常磐百貨店といふのを企てたのだが、業半ばにして當社の柱石志村源太郎氏逝いて遂に實現に至らなかつた。そこで美松百貨店に七階以下を賃貸し、開業するに至つた。そして今や社礎漸く固まり、これより目的地に急がんとする矢先、創業以來の社長大谷嘉兵衛翁は惜くも八年春永眠し、關本專務が後繼して六月十二日社長となつた。關本社長は東大機械工學科を出て二十代で桑名紡の專務に納つた工學士だが、當社には創業當時より參劃し、創立總會から采配を振つてゐる人である。

業績其他に就て當社を展望すれば、新契約方面には未だ會心の擧績を得ず、總契約高は減少さへ示してゐるが、これは支配者が最初から覺悟してやつてゐることゝて、最後の批判には今少しく時日を藉すより外はあるまい。またそれ以外に、代理店制度の確立、從業員の練磨には專念し、養には福兒保險の實施、企劃部の飛躍等に非常な自信と熱意とを以て當つてゐるから、早晩その妙味を發揮することゝ信ぜらるゝが、先づ當路者、謂ふところの十年後にその實績を見やう。

本　社　東京市麹町區有樂町一丁目二番地

現在役員

取締役社長	關本英作	監査役	相澤喜兵衛
取締役	吉田榮右	同	矢島榮助
同	市川誠次	同	渡邊義郎
同	井上辰九郎		

大正生命保險株式會社

大正生命は始め報國生命と銘打つて、神戸の鈴木商店主を始め岡烈、藤田助七、柳田富士松、金子直吉、小松楠彌、西川文藏の諸氏を顏ぶれとして資本金五十萬圓を以て發起計畫せられ、明治四十五年四月七日に發起認可申請書を提出したが、たま〳〵同年七月、大正と改元せられたので、社名もこれに因んで、九月これを變更することゝなり、大正生命保險株式會社として發起認可になつたのは翌二年の二月十日であつた。發起人の多數は阪神地方の有力者であつたので事業の性質上創立事務所は東京市赤坂區榎町通八番地に設置したが、其の後麹町區有樂町一丁目に移されて同年四月五日創立總會が開かれ、事業經過報告の後に、取締役に伯爵柳原義光、岡烈、金光庸夫、植村俊平、藤田助七、荒井泰治、監査役に鈴木岩次郎、下坂藤太郎の諸氏が選任せられた。取締役會互選の結果は柳原伯が社長に、岡氏が專務と決定し、五月五日事業免許の指令の下るを待つて七日から開業した。

當社の最初賣出した保險種類は普通養老、利益配當附養老、終身及び確定配當附養老、終身の五種類であつたが、就中、確定配當附養老は有利なる保險とされ、好評であつたが、それにも增して當社の特色として喧傳されたのは定款第六條の「當會社の保險料積立金は當會社設立の趣旨を貫徹する爲め必ず帝國債券を買入るゝものとす」と規定せられた條項で、この設立趣旨は從來の各社に比し異彩

あるものであつた。試みに設立趣旨書の一節を見ると、次の如くである。曰く

大正生命保險株式會社は保險契約者より徵收したる保險料の積立金全部を以て帝國債證券を買入れ專ら國債の消化に努め保險本來の目的以外我國債政策に貢獻し報國の微衷を盡さんとするを趣旨として設立す

現今我國は實に三十億に近き國債を有し其の額已に國富と相伴はざるのみならず其大部分は外國の資本に由り維持せらるゝを以て單にその利子のみを以てするも年々外國に散するの正貨莫大の巨額に上り從て債權國の一擊一笑は直に我經濟界を動搖せしめ其の結果は動もすれば兌換制度の基礎を搖撼し獨り一國の威信に關するのみならず實に國家存亡の機を擧げて外人の手に委するといふも殆ど過言に非ず加之國債政策の運用如何は直に國民の負擔に影響し各個各人の商工業其他社會萬般の經濟事情一として其感化を蒙らざるものなきを以て吾人が國民として國債を消化せざるべからざるの義務と責任を感ずるや頗る痛切なり而して生命保險事業は其積立金運用に於て其の性質最も國債消化に適當なるを以て吾人は保險と國債消化と

柳原義光伯

金光庸夫氏

の兩者を聯結し以て邦家に報ゆる所あらんとす。

云々とあつて、この趣旨書は各方面に歡迎せられた。分けても曹洞宗本山の總持寺及び永平寺の後援を得た事は當社契約募集に最大なる効果を齎して、鈴木商店の營業地盤と併せて募集網を擴大した。何しろ其當時は三井、住友の兩財閥も未だ生保經營に乘し出してをらず、それに鈴木の勢威未だ衰へざる時だけに開業後の業績は相當よかつた。當社が開業初年度から損失金を計上せずに濟んだのは、鈴木家から大正二、三年の兩年度に渉つて十七萬八千圓の寄附金があつたからだが、その頃監査役に金子直吉、柳田富士松の兩氏が入つた。當時資出した保險は配當附養老保險が大部分で、其の後の業績は年毎に躍進して、創業五年目の大正六年末には契約保有高二千二百餘萬圓となつた。然しこの年の五月專務岡烈氏が逝去したので金光氏その椅子を繼いで專務となり、營業方針も一層の積極政策に轉じた爲、その翌年の七年からは新契約獲得高も一千三百萬圓から一千八百萬圓に躍進して、大正十一年度末契約高六千九百萬圓、創業十四年目の昭和元年末には遂に契約保有高は一億圓を突破した。

然るに翌昭和二年の銀行パニックでは神戸鈴木商店が破綻し、當社業績にも影響を及ぼして、この年の新契約一千八百萬圓、解約二千四百萬圓となつて、期末契約高は一億圓を割つて、九千五百萬圓に低下した。昭和三年、四年も續いて漸減傾向を辿り四年末は八千二百萬圓となつてしまつた。

斯くして翌五年五月には、早くも日華系の勢力が入つて取締役に後藤國彥、監査役に高梨博司氏が就任し、翌年には菅田英久氏入つ

て常務取締役となり、愈々日華系の濃度を高めたが、契約の漸減傾向は止むべくもなく昭和七年度末は遂に契約保有高六千六百萬圓と低落してしまつた。なほこの年の三月、創立の中心者金子直吉氏は辭任し、その後は川崎家の支配下に專ら社業を進めてゐるが、新契約といひ、資產內容といひ、共に誇るの域に達し得ないでゐる。

本　社　東京市麹町區有樂町二丁目九番地

現在役員

取締役社長　伯　爵　柳原義光
專務取締役　金光庸夫
常務取締役　菅田英久
取締役　植村俊平
同　後藤國彥
取締役　田村周藏
同　磯田正朝
監査役　高梨博司
同　鈴木岩次郎

中央生命保險相互會社

中央生命保險相互會社は義に逃べた五社合同の昭和生命に參加した一つで、いま當社の由來を記するは、二十年の哀しき追想錄を草するやうなもので、詢に萬斛の感慨なきを得ない。

同社は初め神奈川電氣合資會社社長松田福一郎、子爵堀田正亨、資田石油會社專務取締役池田寅治郎、日本點燈社長櫻井三右衛門、サミュル商會支配人藤田彌三郎、其他に依つて計畫され、更に尾崎行雄、小野金六、馬越恭平氏等の贊成を得るに至つて着々進捗し、明治四十四年十二月十五日、主務省に之が發起申請をなしたが、その後杳として消息を絶ち、創立事務所も四十五年三月初京橋區南佐柄木町三番地に移轉したとのみ傳へられたが、その看板さへも見當らなかつた。

後大正二年五月二十四日に至り漸く發起認可が下つたが、基金募集其他に手間どり、十月十九日創立總會を開き、役員の選任をなし取締役社長に子爵前田利定、專務取締役に朝倉菊衛、取締役池田寅治郎、近藤賢二、瀧本得之、山崎知遠、監査役に三菁舜太郎、山岸喜藤太、兒玉亮太郎の諸氏が當選就任し、社名を中央生命保險相互會社と稱し、基金五十萬圓を以て二年十二月廿四日開業した。開業當座は同胞生命から入つて來た河原可忠、竝に農商務省保險課にあつた小野正一の兩氏が主として實務に當り、その後、支配人には元東京火災神戸支店長安田清忠氏が入り、一時日比谷交叉點側に事務所を移したが、狹隘を感じたので京橋區八丁堀櫻橋詰に社屋を新築移轉した。そして外野の方は尾崎（庄兵衛）外務部長指揮の下に地盤開拓に專念したが、三年十一月には朝倉專務辭し、四年七月には菊池綾五郎氏その跡を襲つた。

前田利定子

この年は慘めな業績を辿つて不足金五萬圓を生じたが、その後三年間に鰻上りに盛返し、九年には年末契約高二千萬圓を超へた。これより先、六年九月菊池專務は病氣辭任し、その後は當分專務を置かず別に安田壽也氏常務となつた。安田氏は嘗て報德銀行支配人たりし人で、當社に入つても僅か二年間しか續かず即ち八年十一月辭

任し、その後專務には矢野寅一氏就任したがこれと同時に評議員の大改選を行ひ、新に選出された七十名の評議員中には藤山雷太、山本悌二郎、神田乃武、古市公威、小池國三、坂田實、平賀敏等の錚々たる諸名士がゐたが、事業の要訣は徒に表看板の立派なるものに非ずと見え、これ等大人物の登場を以てするも幸運を將來し得ず、主腦者の劃策は一片の畫餅に歸せざるを得なかつた。

而して九年には矢野氏退き、田中猪作氏專務となり、翌十年には田中氏專務を辭して、尾崎庄兵衛氏常務となり、また間もなく專務となり、副社長に就いた。だが、この目まぐるしい當路者の交替は取りも直さず社の動搖波瀾を物語るもので、斯る中においては業績の進展は到底望めない。

十四年には磯野正登氏も取締役支配人として入つたが、昭和元年には年末契約三千五百萬を數へるのみであつた。當社は爰に大改善を斷行し、佐藤重遠氏專務に、郡山千春氏支配人となるに及んで尾崎氏有利ならず遂に保險界を引退したが、その直後佐藤一派の不正事件が暴露し、その餘波は尾崎前專務、課長にまで及び、佐藤氏は收監された。そこで當社は昭和二年七月八日、同廿四日、八月一日に臨時評議員會を數回に渉り開催、之が善後策をとつた結果、佐藤專務を解任し、大正十一年以來、前田利定子に代つて社長となつてゐた前田利功男も引責辭任せしめることゝなり、社長には利定子が再任し、陣容を一新したが、邪道に陷つた會社の復舊は容易の業でなく、一方京ビル問題に絡んで、星一氏との抗爭問題なども惹起して錯雜多難の苦澁を嘗めてゐた。京ビルの問題は林愛作氏社長となつて解決されたが、社内には田邊德五郎氏を迎へて常務となし、渡邊郡逸氏（總務部長）と協力の下に一意挽回に務めたが徒に碎心焦慮するのみでその努力の跡は見るべきものはなかつた。

而して内に輕からざる禍根を抱き、その轉換策に腐心してゐる最中に、主務當局より五社合同への勸說あり、半ば蘇生の思ひで、半ば未練を殘しながら昭和生命に參するの外はなかつた。

本　社　東京市京橋區京橋二丁目八番地二

現在役員

社長兼專務取締役子爵	前田利定
取締役	宇山繁
常務取締役	田邊德五郎
同	星野錫
取締役法學博士	粟津清亮
監査役	井出治
同	林愛作
同	佐藤助九郎

大安生命保險株式會社

大安生命は初め敷島生命と命名して發起され、改元と共に大正と改めたが、この時既に他に大正生命開業せるを以て、更に大安生命保險株式會社と改稱、資本金百萬圓として大正元年八月四日發起認可申請をなし、翌二年八月十五日認可された。元々大安生命は横濱の商傑、初代木村利右衛門氏がその外孫女婿臼井大翼氏のために設立したもので、勢ひ株主の大方は木村家に緣故深きものが多かつた同三年二月二日、横濱市本町六丁目四番地の銀行集會所に於て創立總會を開き、役員選擧の結果取締役に岩田惣三郎、小曾根喜一郎、

原六郎、安部幸兵衛、佐藤政五郎、大西正雄、木村利右衛門、監査役に田邊幸七、上郎清助、日比野芳太郎、田中善助等の諸氏當選、木村氏社長となつた。專務、支配人は置かず、女婿臼井氏が主事、會計監督の名に於て、既に樞要の地位にあり、社内に君臨してゐた最初二十五萬圓を以て營業を開始したが、決算毎に缺損は增大して九年度には損失金二十五萬圓以上となり、その都度株主に多額の寄附をなさしめたが、補塡出來ず、いよ〳〵行詰つて株式の增資減の奇策を弄し三十有餘萬圓を一般株主より搾取したが、なほ六萬圓の不足を告げ、大醜態を暴露した。かゝる惡例の標本を示したるは由々しき大事で、臼井氏は當然引責辭職すべきものであつたが、岳父の威光は依然要職に晏如たるを得、六年には專務取締役となつて名實共に社長統帥の身となつた。さて社内刷新の覇氣もなく徒爾に過してゐるうち、八年九月木村社長逝き、取締役大西正雄氏代つて社長となつたが、哀れ一ヶ月の壽命にて十月これ亦鬼籍に入り、三代社長には利右衛門氏の養嗣子、木村庫之助氏が就任した。然し、實際の衝には依然として臼井專務が當つてゐたが、同氏は保險經營の實際を知らず、七十一萬圓の缺損もやむなき事の如く心得てゐる人であつた。かゝる經營振りでは、社運の隆盛は期すべくもなく、而も十二年九月大震災に見舞れた當社は、ひと溜りもなく破滅のドン底に突落され、木村社長も前途多難を見越して、權利一切を臼井專務に委託した。

臼井氏は營業持續不可能なるに依り、一時假事務所を四谷區左門町に置いて專ら整理事務を行つたが、この整理こそ當社の運命を決定し、遂に十五年九月、當社は橋本萬右衛門氏に讓渡さるゝに至つた。然しその讓渡の裏面には忌しい内訌沙汰が風聞され、新經營の實を擧ぐるには至らなかつた。

昭和二年本社を横濱から東京に移し、翌年三月には中村文四郎氏を迎へて營業の矢面に据へたが、如何に業界の苦勞人とは謂へ、斯くまでに歪められた會社を救治するの術はなかつた。これ即ち決算毎にその事業報告書の第一頁に「時局に鑑み苟も急激無謀の突進を避ける」など、苦しき遁辭を連ねてゐる所以だが、當路者の苦衷を推察すれば一掬同情の涙なきを得ない。而して血みどろの契約維持も他會社の侵略は豪も假借せず、この弱小會社の保壘にまで迫り竟に當社は募集陣を縮少して解約防禦の消極策をこれ事とするの外なきに至つた。搗てゝ加へて昭和二年の金融恐慌に依つて、橋本氏は大蹉跌を來し、困憊の極に陷り、進退谷まつてゐた。ところへ豫て製絲關係で懇意な片倉俯一氏と併合の談が進み、當社の保險契約を八年三月末日片倉生命に包括移轉すべく決議し（七月一日認可）片倉側から取締役社長に片倉俯一氏、取締役に岡安理平、市川謙重の二氏、監査役に山本宗三郎氏が入社した。初代木村氏が、臼井氏の爲に折角の會社を興して與へたのに、臼井氏はその好意に酬ゆる事を爲さず、大安の名は遂に生保界から拂拭され了つた次第である。

本　社　東京市京橋區銀座八丁目四番地

現在役員

取締役社長	片倉俯一
監査役	橋本鐵吉
事務取締役	岡安理平
同	山本宗三郎
取締役	市川謙重

三井生命保險株式會社

急速力で築きあげた契約高は、今日では二億三千萬圓を超ゆる三井生命は我國十大會社の圏内にあるが、この壓倒的な盛觀を、當社の前身であるところの高砂生命に比較對照すれば誰しも今昔の感慨深からざるを得まい。

先づ三井生命今日の伸展力の强大さを見る前に二十數年前に立ち還り、その創業時代を回顧すれば、明治四十四年六月東京京橋區内の有力者で、今も尚銀座街頭に店舗を張つてゐる龜屋鶴五郎、三枝代三郎、佐藤作二、土志田與助、松澤孫三郎、辰澤延次郎大村五右衞門、河合萬五郎、中北庄吉氏等が發起人となつて新會社をつくつたが、これが三井生命の前身、即ち高砂生命保險株式會社であつた。

有賀長文氏

高砂生命は大正二年十月一日、資本金五十萬圓で發起認可され、直に京橋鎗屋町五番地佐藤作二氏宅に發起人會を開き、續いて京橋區日吉町十二番地の事務所に於て創立總會を開き、社長に小澤武雄男、專務に田中秀四郎氏當選、四月五日事業免許の指令に接したので、諸般の準備を進め十六日開業した。さていよ〳〵開業の運びとなつて早々に田中專務辭し、佐藤作二氏がその後を襲ひ、元第百銀行支配人喜多喜太郎氏新に常務となつたが、その時小澤男は徴兵保險に專念するとて辭任を申出でたので、原六郎氏の養嗣子原邦造氏が入つて社長となつた。

原社長は就任早々、當社の營業方針を根柢より立直して緊縮政策をとつたが、中にはこれに憤慨して退社するものもあり、この間佐藤一派の舊重役と、原社長一派の新重役との間に軋轢を生じて、社内は騒然として險惡な空氣に包まれてゐた。折も折、株主の一人たる岡本憲德氏が會社設立無効確認の訴訟を提起して、一層紛糾の種を播いたが、幸運にもそれは會社側の勝利に歸して落着した。九年專務の更迭となつて京都帝大法學部敎授たる曉道文藝博士が入り新專務となり佐藤氏は退任した。翌十年には九百十三萬圓の新契約をつくつて、創業以來の躍進を見せたが、それは一時の糠喜びにすぎず、十一年には新契約激減し、更に翌年は大震災に見舞はれ、十三年には愛國生命に併合の前提として外務一切を愛國に委ね、當社は既に整理事務に入つた。然るに併合問題は法規上の支障があつて行惱みの狀態にあつた時、偶々十五年の春三井家との間に讓渡談が始まり磯村豐太郎、矢野恒太の兩氏が仲に入つて、同年十一月三日原社長の持株中三萬株を三井が讓受けることゝなつた。

當時、三井家の生保界進出は、木邦財界の巨擘たると、一つは三菱の明治に於ける成功とを併せ考へて世人を張目させ、その人物の配列に就ても大きな注目を惹いたものである。

斯くて三井家に移つた高砂生命は臨時株主總會を開き、社長に團琢磨男、專務取締役に野依辰治、取締役に有賀長文、福井菊三郎、

監查役に大島雅太郎、廣島外藏の諸氏當選し、支配人には依然として星孝治氏が就くことゝなつた。而して昭和二年三月には商號を三井生命保險株式會社と改め募集機關を擴大充實して奮闘したため、業績の發展顯著なるものあり、三井生命創業第一年目、即ち昭和二年度末の保有契約高四千百二十萬圓に過ぎなかつたものが、爾來驚異的伸展力を以て增大し、創業第六年目即ち昭和七年度末には二億一千二十九萬圓に上つた。即ち僅か六年間に於て二億圓を突破したるは斯業中稀に見るところで、全く三井家の力によるものとせざるを得まい。

野依辰治氏

而して昨年末團社長不慮の難に遭つて殪れ、有賀長文氏その後を承けて社長となり、今日に及んでゐるが、最近は契約高の發展と共に收支計算も改善され高速度で一流會社の群に肉薄しつゝあるが大財閥經營による効果の實際の現はれは後日を待つて、これを批判すべきであらう。

本　社　東京市日本橋區室町二丁目一番地

現在役員

取締役社長　有賀長文　　取締役　原邦造
專務取締役　野依辰治　　監査役　大島雅太郎
取締役　三井高達　　同　廣島外藏
同　福井菊三郎　　同　岡本德次郎

日華生命保險株式會社

大正三年には、大安、日之出、日華、東華の四社が創立されたが、現存するのは日華生命のみで、他の三社は包括移轉か、又は買收されて、今日では保險界にその名を止めてゐない。かゝる末路哀れな會社と期を同じうして巢立つた日華生命保險株式會社のみは、步一步と幾多の先進會社に迫り、而も尚その熾烈なる擴張熱は遂に昭和四年九月、萬歲生命を合併して日華萬歲生命と改稱、同五年五月には八千代生命の契約を包括移轉して、十月現稱の社名に復歸し、更に福德生命をも、自家藥籠中のものとなし、延いては大正生命にまでその觸手を伸ばさんとする等、外野獲得に邁進する有樣は、曩に當社の專務を辭した河合良成氏の飛躍と共に、蓋し業界の異色であつた。然しこの範圍擴大の躍進振りも爰數年間のことで、それ以前は極めて平凡な雰圍氣の中に過して來たのである。

元來當社は日本火災保險會社の姉妹會社で、大正二年春頃から川崎八右衞門、川崎肇、飯村丈三郎、北田彦三郎、藤山雷太、志方勢七、薄井佳久、安藤浩、茂木啓三郎、長島鷲太郎の諸氏が發起人となつて計畫し、翌年八月廿九日、發起認可さるゝと同時に、社長に川崎肇、取締役に藤山雷太、小林作五郎、安藤浩、茂木啓三郎、監査役に志方勢七、宇佐美敬三郎、相談役に川崎八右衞門の諸氏就任し、直接經營の衝には日本火災から廻つた菅田英久氏が主として當ることゝなり、同年十月二十日より營業を開始した。

而して初年は二ヶ月餘の短時日ながら契約高六十二萬圓、收入保險料二萬六千圓を擧げて克く地盤の開拓に努め、翌年は二百七十五萬圓の新契約を獲得した。後數年ならずして歐洲大戰勃發し、經濟界は異常な活氣を見せたが、その潮流に棹して巧に發展の端緒を捉へ、鋭意業績の向上を圖つたが爲、八年には一千七百萬圓の新契約を擧げて、年末現在高三千五百萬圓に伸び、同年十二月に資本金を一百萬圓に增加した。爾來社業は順調を過り、十三年末に河合良成氏が東京株式取引所理事から轉じて當社の常務となり、資本金は百萬圓から更に二百萬圓に增加し昭和二年末には契約高一億圓を超へて一億二百餘萬圓となり、同三年には一億七百六十萬圓に進み、翌四年業法の改正さるゝに及んで數年來懸案の萬歲生命を合併し、社名を日華萬歲生命と改稱して契約高は一億五千萬圓に達した。

川崎甲子男氏

萬歲生命は、明治三十七年十月中、藤村義苗、岩下清周、渡邊亭等の諸氏主唱者となつて之を西村勝三、大田黒重九郎、馬越恭平、大澤省三、八十島親徳、小塚正一郎、岡松忠利、向坂均一、藤本清兵衛、志方勢七、柳谷謙太郎、小川貞一、石坂琢三郎、瀧澤吉三郎、益田太郎、鳩山和夫の諸氏に諮り、贊意を得て發起人となし、當時京橋區明石町六十一番地の藤村義苗氏宅を假創立事務所に宛て一切の手續をなした。三十九年六月八日、發起認可せらるゝや、八月三日日本橋區坂本町東京銀行集會所に發起人總代會を開き、社長に柳谷謙太郎、專務に藤村義苗の兩氏を選擧し、法學士（當時、衆津清亮氏を顧問として同月三十一日京橋區銀座一丁目十三番地に資本金五十萬圓を以て開業した。翌四十年五月には資本金を更に百萬圓に增加し四十一年五月には日本橋區本材木町一丁目二十二番地に移轉、四十五年二月には柳谷社長取締役に退き、藤村義苗氏が社長となつた。元來地味な會社で徐ろに進む方針をとつてゐたから業績の伸び方も春日遲々たるものであつたが、兎も角大正二年までは多少とも增加して行つた。然るに三年に入るや、各社が前年を凌ぐ良成績を擧げたのに、當社獨り取殘されて新契約は半減し、局面打開の必要を痛切に感じてゐるとき、折よく博愛生命（前京都生命）との間に話があつて六年八月博愛の契約高を萬歲生命に包括移轉し、同時に資本金は百五十萬圓に增額したが、この時既に川崎系のものになり、川崎肇氏取締役として入つたのである。十三年三月頃より日華生命との合併說が取沙汰されたが、それは直に事實となつて現はれ、同年末の臨時總會に於て合同することに決した。河合良成氏が常務として入つたのは恰度この時である。萬歲の合併は昭和四年八月業法の改正を待つて實現した。

茲に於て社名を日華萬歲生命と改稱し、契約高も一億五千七百萬圓となつたが、更に當時相次ぐ惡辣無道な經營者のために方途を失ひ、正に瀕死の境を彷徨してゐた八千代生命の保險金を二割削減して包括移轉することゝなり、五年五月その實現を見、同十月現社名なる日華生命に復歸したわけである。八千代生命は資金の中央集中

反對の聲に應じ、地方還元を標榜して生れ、大正二年四月資本金百萬圓（四分の一拂込）を以て開業した會社である。而して發起人の顏觸には松平直平子、菊池長四郎、寺島誠一郎伯などあるが、其うち當時無名に近き小原達明氏の名あるを忘れてはいけない。即ち同氏は最初から專務取締役として同社の實權を掌握し、放漫政策と背任行爲を重ね、契約高こそ二億餘萬圓、公稱資本こそ最大の五百萬圓に擴大して、外見の優越を示したが昭和三年の暮遂にその不正行爲暴露し、拘引を見るに至つたが、何分にも缺損金八百萬圓、或は千萬圓と稱せられたので、後繼者がなかつたが、翌三年八月、日魯漁業の堤清六氏が、監督官廳公認の缺損金二百餘萬圓を寄附して同社を引受けたのだが、それも遂に同社の疾患を癒することと能はざるのみならず、堤氏また破綻の憂目を見るに至つたので、八千代生命の實權はその株式の賣買讓渡によつて、小原氏より堤氏堤氏より川崎家へと移り、日華萬歲生命への包括移轉となつたものである。而して八千代を、合併したその後は「日本一安い低率保險」を金看板として競爭場裡に乘出し躍起となつてゐるが、七年度は惠まれず、年末現在高は二億を割つて一億九千一百萬圓に落ちてしまつた。今や合同合併の機運愈々濃かなる時、合併の蔭に必ずその人ありといはれた河合良成氏は、六月十三日專務を辭して生保界の第一線から去つて行つた。

河合良成氏

日本醫師共濟生命保險相互會社

本　社　東京市日本橋區通二丁目四番地

現在役員

取締役社長　川崎甲子男　　取締役　佐久間心一郎
取締役　村田省藏　　同　高橋彌太郎
同　赤星四郎　　監査役　菅田英久
同　藤山愛一郎　　同　窪田四郎
同　川崎大次郎　　同　子爵　青木信光

五相互生命大合同の母胎となつた日本醫師共濟生命は、大日本醫師會の幹部が主唱者となつて、大正六年の秋頃から創立計畫が進められた會社で、金杉英五郎博士、八木逸郎兩氏を初め全國各府縣郡市の醫師會長及び地方病院の院長等二千四百餘名の人々が發起人となり、その事業目論見書には被保險者は日本に國籍を有する醫師、齒科醫、獸醫等四萬五千名の醫者竝に其家族、親族及其雇員に限つた。又基金出資者資格も全國醫師のみと限定し、相互組織の基金五十萬圓の會社として、發起認可申請書を同年十一月二十八日に主務省に提出した。ところが當時は發起認可申請書を出した會社が多數に上り認可指令に接したのは大正八年の四月七日であつた。

斯くて創立總會が東京市麹町區大手町一丁目、大日本私立衛生會で開催せられたのは、發起認可申請書提出時から約二十ヶ月後の、八年十月でこゝに漸く會社が成立し、定款決議後の重役選擧の結果は取締役に子爵青吉安純、八木逸郎、金杉英五郎、笹川三男三の四

氏、監査役に山上發輔、鳥居春洋の兩氏がそれ〴〵選任した。取締役互選の結果は社長に實吉安純子、專務取締役には八木逸郎氏が當選し、なほ會長最高機關の社員總代會員には、地方有力者五十名を選擧して、同年十月一日、赤坂區溜池六番地に開業した。初の成績は相當によく八年末は二ヶ月の期間であつたが、契約高は一百三萬圓であつた。然るに翌年は初春に所謂大正九年の大恐慌が突發し、開業早々の當社には甚大な影響を及ぼして、新契約は前年に比較して減し、僅に五百八十萬圓であつた。それに收支計算に於ても一萬八千圓の不足金が生じたが翌年十一年には新契約獲得高は飛躍して一千二百萬圓以上になり、なほ大正十二年の關東震災では三十萬圓の損失を計上したに拘はらず翌十三年には一擧に四十萬圓以上の剩餘金を計上して其の年の事業報告には

八木逸郎氏

我社又大災ノ爲メ創立後未ダ五星霜ヲ經サルニ際シ約三十萬圓ノ負傷ヲ受ケタルニモ係ハラス大正十三年度ノ決算ニ於テ此損害ヲ全部拂拭シテ更ニ十萬餘圓ノ剩餘金ヲ出シ併セテ大正八年ヨリ十一年迄ノ契約者ニ對シ數萬圓ノ契約者配當ヲナシ尙ホ且三萬圓ヲ配當積立金ニ保留シ將來ノ配當ヲシテ年々增加配當ヲ爲スノ用意ヲ爲シ得タルコトヲ得

と報告した。爾來契約高は進展し、創業十周年の昭和三年末には八千萬圓となつたが然しこの翌四年には創立以來の社長であつた實吉子が老齡の故を以つて退任し、專務であつた八木氏代つて同年三月取締役社長となつた。何故か、我國には醫者にして政治を好む者多く後藤新平、濱野舁、長谷部泰、鈴木萬次郎、土屋清三郎、山根正次、八木逸郎の諸氏がそれだ。八木社長の昭和四年成績は、新契約一千五百萬圓を獲得し、期末には契約保有高八千九百萬圓となつたが、翌五年より募集戰線に異狀を生じ、且つ解約、死亡率共に增加して、解約高の如き昭和六年には一千二百萬圓、昭和七年には一千三百萬圓と激增し、その結果昭和七年契約保有高は八千五百萬圓に低下し昭和三年末の契約高へ逆戻りした。

なほ養老保險に於ける豫定死亡に對する實際死亡の如きは更に惡化し、前途の不安を想はしめた。曾て我社の滴々樓主人は當社の稱呼餘りに長きを評して『法性寺一息ついて和田の原』の川柳をひき、中途に一息つかねば幸なりと記したが、その評や今や的中した。八年六月、東海、蓬萊、國光、中央、の四弱小相互會社を當社に合併して、昭和生命相互會社としてスタートを踏み直さなければならなくなつたのは、合理化や四相互の救濟だけにとゞまらずして、また實に當社自身の活力を得るために外ならなかつたであらう。昭和生命樹立の經緯については、本紀の記述に讓ることゝする。

本　社　東京市芝區田村町四丁目一番地一

現在役員

取締役社長　八木　逸郎　　取締役　岡田　久男
取締役　金杉英五郎　　監査役　笹川三男三
同　北島　多一　　同　林　噂
同　中山　壽彦

壽生命保險株式會社

壽生命は前身を萬壽生命と稱し、大正三年三月二十七日、河東田經清、阿川彥吉、中鉢美明、根岸鍊次郎、麓貞吉、佐々木與兵衛、齊藤洵、守屋善兵衛、金子圭介、湯淺凡平氏等の發起の下に、資本金二百萬圓で、之が認可申請をなした。然しこの頃は保險會社の新設計畫會社簇出し、二十數社を數へてゐた。その上、歐洲大戰に依り、發起認可も遲れて、大正八年末、漸く認可その指令に接した。而して創立總會は翌九年三月二十七日、東京市麹町區有樂町一丁目、生命保險會社協會に於て開催せられ、こゝに萬壽生命保險株式會社は成立した。創立事務經過報告後、役員の選擧をなし取締役に河東田經清、根岸鍊次郎、久米伊豫太郎、子爵蒔田廣城、吉田長敬、監査役に山口巳之吉、佐々木與兵衛等の諸氏がそれ〴〵選任され、取締役互選で河東田氏社長に當選就任した。それから本社を東京市京橋區三十間堀三丁目五番地に設置し、五月廿八日には事業免許申請書を提出し、同月廿五日、事業免許を受けて、同年七月一日から營業を開始した。

最初の保險は、利益配當附の終身、及び養老の二種であつたが、なにしろ、大正九年恐慌直後の事とて、營業方針などは消極的で、資本關係其他で開業と同時に、大阪、名古屋、廣島、仙臺、福岡、金澤、福島、濱松、新潟の各地に支部、出張所を設けた。これがためか、七、八の初めの二ヶ月で五十六萬圓の新契約を獲得したが、その頃から、資本關係による暗鬪は漸く露骨となり、同年八月二十八日早くも役員を增員して、取締役に柳廣藏、辻村善作、監査役に倉知鐵吉、福田甚藏の諸氏が就任した。辻村氏專務取締役となつたが、河東田社長と共に、徒らに空位を擁し、權力は依然として當時外事課長の矢富政助氏と秘書役池田勝三の兩氏にあつて、葛藤は依然として續けられ、外部の活動力は殆どなく、業績も低下し、開業一ヶ年の契約業績は僅に三百萬圓であつた。然し十年五月には池田氏退き矢富氏營業部長となつて、外野を總攬しつゝ、自派（大阪派）の勢力を扶殖して、同十二月には創立者とも言ふべき河東田社長に詰腹をきらせ、三十日の臨時總會で社長に加島安治郎、重役に藤井榮三郎、春日俊文、山下谷次、矢富政助、中島鵬六、高橋美正、津末良介、渡邊三郎、柳廣藏の諸氏が就任し、重役全部を大阪派で占めた。然るに、その直後、即ち十一年一月には臨時總會が開かれ、專務の辻村氏及び矢富氏が落選し、紀俊秀、平田章千代兩氏が入り、紀社長となつた。これで主權は大阪派から紀州派に移つて、一時小康を得たが、この間業績は一層惡化し、十一年九月には株主より第二回拂込を徵收し拂込金を八十萬圓に增加したが、同年末には三十三萬餘圓の損失金が計上せられ、これが補塡の爲め年末十二月二十五日の臨時總會で、資本金を半額に減資し、拂込金の半額四十萬圓を以つてこれに充當することを決議して翌十二年四月に、これが申請をなして一時を彌縫した。然しこれは、ただ損失金を形式的に無くしただけで、內容は依然として惡化の傾向にあつたことは言ふまでもないのである。

之に加ふるに、大株主にして取締役たりし平田章千代氏の失脚から、再び主權は異動して、横濱の富豪渡邊利二郎氏一派に移り、同月二十八日の臨時總會に於て、平田系の紀社長、吉田專務、平田取締役、宇田川監査役の四氏辭任し、取締役に渡邊利二郎、大河原榮之助、渡邊富三郎、小倉彦六、板倉永助の諸氏、監査役に渡邊三郎氏が就任し互選の結果、社長に渡邊利二郎氏當選した。然しこれも一ケ年足らずで、當時大阪汽船及び日清火災を經營してゐた岸本兼太郎氏に買收され、これが讓渡の總會は十三年四月に開催せられて、當社株式總數二萬株のうち一萬六千株は岸本氏に移つた。爰で岸本氏取締役社長となり、專務に猪飼九兵衛、取締役に田所美治、岸本五兵衛、岸本鑑之助、岸本正清、監査役に兒玉益彦、貴田治兵衛氏等の岸本一黨が主座に登つて同時に本社も大阪に移されることになつた。

續いて六月十日の臨時總會では社名を壽生命保險株式會社と改め八月には二百萬圓に增資して資本金は元の額に復した。斯くて創業以來紛擾の續卷物であつた會社も岸本系經營になつてからは、新契約なども毎年三百萬圓以上となり、創業十周年の昭和四年末には契約保有高は二千四百萬圓に增加したが、それも一時で、業績は次第に鈍り昭和七年度末の契約高は前年度よりも一層減少して二千二百萬圓に下つた。これがため首腦者熟慮の結果、遂に八年三月、愛國生命へ包括移轉することとなり、四月三十日の臨時株主總會で承認可決され、自らは波瀾多き歷史を見送つた。

本　社　大阪市東區北久寶寺町二丁目堺筋角

現在役員

取締役社長	岸本兼太郎	取締役	岸本　正清
專務取締役	猪飼九兵衛	監査役	岸本孝次郎
取締役	田所　美治	同	岸本鑑之助
同	岸本五兵衛	同	兒玉　益彦
同	道元忠右衛門		

片倉生命保險株式會社

片倉生命は生命保險會社としては最後進の會社に屬し、創立後十三年しか經つてをらぬ。

片倉一門の製糸業、未だ華かなりし頃、その餘勢を驅つて生保業を志し、その社名も眞つ向から片倉生命保險株式會社として、當局に發起認可を申請したのは大正八年三月四日であつた。愈々發起認可さるゝや、創立總會を神田區駿河臺袋町二番地の事務所に開き、役員を決定したが、取締役社長に今井五介、專務取締役に片倉俯一取締役に武井覺太郎、小口房吉、田中新之助、片倉武雄、片倉直人監査役に土橋源藏、宇治光治、關善一、顧問に片倉兼太郎の諸氏就任、支配人には諏訪郡長たりし平川房吉氏を任命した。同十月二十六日事業免許の指令を受けて十一月一日より愈々開業した。開業初年度に僅か二ケ月の期間であつたが、製糸關係を利用して專ら緣故募集を行つた結果、新契約百四十萬圓を擧げ、その後續いて好調子を辿り、十三年末には保有契約高六千萬圓を超え、熱烈火を吐く新興會社の意氣を朗かに誇示してゐた。その頃豫てより上條警務課長の診査が非道にも嚴密に過ぎるのを快からず思はれてゐたが、突如東京支部所屬を中心とする「上條醫務課長更迭期成同盟會」が結成されて排斥の烽火があげられた。而もその排斥運動は益々紛糾して醫長辭職勸告とまで進み、一ケ月も揉み拔いた揚句、會社の裁斷で双方納まり爰に紛糾事件の幕は閉ぢられた。十三年から昭和初年に亘る三ケ年間は、當社の最も順調な時で新契約の伸び方もよかつたが、二年に入つて聊か頽勢の兆が現はれ、解約增加の芳しからぬ結果を齎らしたが、固よりこれは一般經濟界の不況反映に依るものとて、敢て當社ばかりの現象とはいはれまい。昭和四年は各社とも、金解禁に伴ふ有價證券の暴落によつて、評價損に惱み拔いたが、當社もその例に洩れずに苦惱し株主配當は前年より三分減保險契約者配當は一分減を餘儀なくされた。五年には新契約に活況を呈して二千七百萬圓を擧げ、年末契約は九千四百萬圓に上り、聊か面目を改めたが、何しろ契約の大會社への偏在傾向は月日と共に加重の度合を深め、今日ではその保有高を保守するのに一方ならぬ苦心を必要とする折も折、合同機運は大安生命をその渦中に卷き込んだが、當社は遂に乘出して、大安生命の契約を包括移轉することに決し、七年三月三十一日の臨時株主總會にて承認可決され、片倉より四名の重役が大安生命に入込んで、同社を手中に收めたが、それでも尙、一億圓そこ〳〵の契約高しかない。

既に七月一日に、大安生命併合の正式認可となつたから資本金も五十萬圓から百萬圓に增資されるものと傳へられる。

今井五介氏

片倉俯一氏

本　社　東京市京橋區三丁目二番地

現在役員

取締役社長	今井　五介	取締役	片倉　直人
專務取締役	片倉　俯一	監査役	林　清夫
取締役	武井覺太郎	同	宇治　光治
同	片倉　武雄	同	尾澤福太郎

國華徵兵保險株式會社

國華徵兵保險株式會社は、川崎經營の會社で、當社創立計畫も川崎系の當時日本火災の副社長であつた飯村丈三郎氏これに當り、發起認可を申請したのは早かつたが認可は遲れて大正十一年六月二十三日漸くその指令に接した。この後資本金の四分の一（廿五萬圓）を拂込み第一回創立總會を開催したのは同年七月十五日で、重役選擧の結果は取締役社長に川崎甲子男、取締役に藤山雷太、飯村丈三郎の兩氏、監査役には川崎肇氏が選任され、事業免許書も同年八月二十一日に交付されたので、資本金百萬圓の當社は當時に於ける最大徵兵會社として誕生した。本社を東京市京橋區銀座八丁目の川崎貯蓄銀行内に置いて、同二十五日より營業を開始したが、翌日の二

十六日には再び株主臨時總會を開催して、取締役監査役を増員して取締役に藤村義苗、高梨慶三郎、菅田英久の三氏を、監査役近藤利兵衛氏をそれ〳〵選任し、創立總會に於て選任された前記の諸氏と併せて、取締役五名、監査役二名の重役團をつくり、社務を統轄するに至つた。

斯くして當社が營業を開始したのは大正十一年八月三十日であつた。初め徴兵保險の一種であつたが、川崎銀行の背景や、取締役藤山雷太氏の存在が當社の貫祿を増したものか、大正十一年末締切の初年度決算は僅かに四ヶ月であつたが、新契約一百三十四萬餘圓を獲得し、これに勢を得て、翌十二年からは募集網を擴大し、內地各所に支部を設置して、川崎社長自ら馬を陣頭に進めて活躍した。然しこの年九月の關東震災には本社を燒失し契約なども前年には伸びなくて期末には七百五十萬圓の契約高しか擧げ得なかつた。其の後の業績も左程に增進せず、當社より一ヶ年遲れて創立された富國徴兵が、大正十三年末に一躍二千七百萬圓となつたのに、當社は同年末契約高僅か一千五百萬圓で、その伸度は餘りに懸隔があり過ぎた。創業五年目の昭和元年末契約高三千萬圓、創業十一年目の昭和七年末契約保有高五千二百萬圓で依然徴兵四社の末尾にあつて今日に及んでゐるが、現在は地方に十一ヶ所の支部を有し、奮闘を續けつゝあるが未だ回春の機を得ない。川崎系の日本火災、日

高梨慶三郎氏

華生命などに對照して、あまりに見劣りする業績は果して何時の日に恵まれるか。

本　社　東京市京橋區八丁目一番地

現在役員

取締役社長	川崎甲子男	取締役	藤山愛一郎
專務取締役	高梨慶三郎	監査役	川崎肇
取役締	藤村義苗	同	近藤利兵衛
同	菅田英久	相談役	川崎八右衛門

富國徴兵保險相互會社

大正十年の交、根津嘉一郎氏が『徴兵保險は國民血稅の均等を圖る國家的重要なる事業であるに拘らず、既設の徴兵保險會社は自己本位の營利事業を行つて、本來の使命を忘れてゐる。されば、吾々がこゝに奮然蹶起する所以はその弊を矯るために外ならない』と力強い主張の下に會社創設を企て、之を財界の有志者に諮つて發起されたのが、富國徴兵保險相互會社であつて、我國に於ける相互組織徴兵保險の嚆矢である。富國徴兵の特異性を多分に盛つた設立趣意書は多くの賛同者を得て、十年十二月五日第一回發起人總會を丸の內日本工業倶樂部に開き、十二月二十七日發起認可の申請をなし、大正十二年六月十五日之が發起認可されたので、續いて十月五日事業免許を申請し、十一月二十二日事業免許の指令に接した。然るに時恰も關東大震災の直後とて、社會經濟狀態は大混亂に陷り、事業の創始など思ひも寄らぬものがあつたが、新事業に確信と熱意を有

つ根津氏はあらゆる困難と支障を排して、直に開業するに至つた。その大英斷はまだ死灰の中に蹲る諸多の事業界に、正に一投石を試みたもので、尠からぬ衝動を與へた。

開業早々取締役社長に根津嘉一郎、專務取締役に伊豆凡夫、常務取締役に吉田義輔の三氏が据り之に財界の有力者と、陸軍の權威者を以て配し、栗津博士また學理顧問として陣容を整へ、越えて十二月三日には帝國ホテルに華々しく開業披露宴を張つた當夜來賓を代表して田農商務大臣は「震災直後、疲弊困憊の極に達してゐる今日、富國徴兵がその第一聲を揚げるのは意氣沮喪せる國民に對し一脈の興奮劑を與へ、復興事業の先驅をなすもので、發起人諸氏の懸命な努力を多とする」と述べてその前途を祝福した。

根津嘉一郎氏

吉田義輔氏

果せる哉、創立以來の同社の業績は根津社長の聲望と、伊豆吉田兩氏の精進と相俟つて、目覺しきものがあつたが、就中吉田氏の健闘は第一徴兵時代より一段の習練を經て鮮かなものがあつた。その年は、一ヶ月そこ〳〵の日子しかないのに新契約二百十九萬圓を擧げ、十三年には二千六百萬、十四年には三千二百萬圓と連年好況相次ぎ、同年末の保有高は四千八百萬圓を計上した。そして創業後僅かに四年五ヶ月を經た昭和三年三月を以て、早くも現在契約高一億圓の壘を摩し、業界最弱年の當社は恐るべき迫力を發揮した。翌四年十二月よりは出世保險を實施し、その機能を圓滑ならしめ、急速力の躍進を以て七年二月には契約高二億圓を突破し、その年度末には二億三千四百萬圓となつた。斯くて僅かに創業九ヶ年にして拔群の擧績を以て幾多の先進會社を後へに瞠若たらしめ、七年度に於ては收入保險料一千二十三萬圓を擧げて五大生保會社に次ぐ優勢を示した。

昭和八年、軍國日本の春に魁けては海陸二機の「富國號」を献納し、皇國日本の爲に力を添へ、巧みに人心を捉へて社業に一段の盛況を呼びつゝある。而してその活氣と底力は、ぐん〳〵と伸び行く壯年者の如く、些かの忍び寄る影を映してゐない。最早今日に於ては弱小五相互會社は影を沒して、相互として斯界にあるは當社を入れて第一、千代田の三社しかないが、その覇氣ある會社に號令する根津氏は七十翁と見へぬ若さで老來愈々活動を續け、之を輔ける吉田氏また席暖まる遑なきほどの元氣である。この兩者が健在する限り、恐らく當社の業績は祝福さるゝであらう。

本　社　東京市麹町區內幸町一丁目三番地

現在役員

取締役社長	根津嘉一郎	取締役	生駒重彦
常任取締役	伊豆凡夫	監査役	田中四一郎
同	吉田義輔	同	增田義一
取締役	稻畑勝太郎	同	上郎清助
同	原邦造	常任顧問 法學博士	栗津清亮

附

簡易保險 郵便年金 事業沿革史

簡易保險事業沿革史

一、簡易保險事業の端緒

明治二十八年日清戰役直後の我國情は、戰勝の後を享け國力の急激なる伸張と產業の異數なる興隆とに伴ひ世態の變遷亦著しく、貧富の懸隔漸く甚だしからむとする傾向を生じ、政府に於ても之が政策の一端として、小口保險を實施するの要を認め、遞信省主管の下に其の具體案の作成に着手した。

右の調査の結果得たる郵便保險年金制度の大綱は、明治三十三年偶々起草中の郵便貯金法案中に郵便保險及び年金に關する條項として規定し、法制局に提出せられたのであるが、時期尚早の理由の下に關係官廳の同意を得ることが出來なかつたので、遂に實現するの運とならなかつた。

其の後の十餘年間の歲月は、日露戰爭の如き國運を賭したる大戰役等の影響により、產業組織の變革、職業分布の推移、勞働問題の擡頭等曾て經驗せざりし新事象に當面して著しき社會狀態の變化を齎すに至つた。加之當時の社會思潮の動向に鑑みるに工場法の實施、勞働問題の研究、救貧施設の創始等を內包とする社會政策の實行は、社會問題としても將又政治問題としても輕視すべからざる現實性を帶び來つたので、曩に陣痛の惱みに見舞はれ乍らも生の喜びを享け得なかつた郵便保險制度は、玆に再び政府當局の關心の中心點を爲すに至つた。即ち此の問題は明治四十三年、時の政府第二次桂內閣の廟議に附せられ、平田內務、大浦農商務、後藤遞信三相間議の結果、遞信省郵便貯金局をして其の調査を再開せしむることに意見の一致を見たのである。現行簡易保險制度は實に此の時に端を發するものと言ふことが出來るのである。

現行簡易保險制度は郵便貯金局の調査着手に發端するものではあるが、其の裏面には世人の餘り多く知らぬ遠因がある。此の消息に就ては我國簡易保險制度の生みの親として齣やかしき其の名を簡易保險事業史第一頁に飾らるべき海南下村博士の手記を引用することが、最も其の眞相を明確ならしむるに効果的である。之は簡易保險事業秘史として貴重なる資料であるから玆に紹介することにする。

「明治四十一年の七月第二次桂內閣が組織されて或日のこと、後藤遞相から直々平田內相に遇ふてこいとの事であつた。今の帝國ホテルの地點にあつた內相官邸にたづねると、君は此の前逗子で年金及び保險の話をされたが、現時の日本の狀態に鑑み、是非これを實現したいがどうかとの事であつた。そこで私は此の二者を同時に創始するは容易ならぬ事であるのみならず、先づ始めるならば保險を先にすべき旨を述べた所、內相は自分も全く同感であるから、保險の方から先づ實施したい……中略……內相もしまひには如何にもソウあるべきであらう決して容易な事業ではない、それだけにこれは君あつて始めて爲し得る事業である。此上は自分は官にあると野にあるとを問はず、終始援助するからどうか終生の事業と考へて、どこまでも貫徹してくれとの事であつた。私は非常な感激に打たれつゝ唯々として引き下つたのであるが、此の會合は實に逗子鳴鶴山莊に植ゑられたる種子の芽生えであつて、この一夜の會見に簡易生命保險事業創始の幕が開

かれたのであつた」

以上の文面によつても明瞭なる如く平田內相、下村貯金局長の會見こそは現行簡易保險事業の端緒を爲したものであるとも言ふことが出來るのである。

二、簡易保險制度の調査

前述の閣議の決定に基き郵便貯金局に於ては明治四十三年七月、調査部を設置し下村局長統轄の下に

1、生命保險並勞働保險年金其の他之に類する內外の法制
2、保險及び年金制度施設經營の方法並其の利害得失
3、保險及び年金制度實施に伴ふ法令並事務取扱手續に關する草案
4、保險及び年金制度實施に伴ふ收支豫算

等保險事業の各般に涉る調査を開始した。調査事務の進捗するに伴ひ調査機關を擴張するの必要に迫られたるを以て、翌四十四年一月、遞信省內に郵便保險年金制度調査委員會を設け仲小路遞信次官之を主宰し、事務の進捗を圖つた。更に同年二月に至り、斯業に造詣深き藤澤利喜太郎、金井延、桑田熊藏及び栗津清亮の四博士を囑託して、調査の結果に對する諸問機關となし、案の完璧を期したのである。

之と同時に他面農商務省に於ても小口保險調査委員會を組織し、內務、大藏、司法、農商務、遞信各省より委員を任命して、大浦農商務大臣統轄の下に、小口保險民營許可の可否、其の官營と普通保險及び勞働保險に對する關係等の調査を開始したのである。

桂內閣は同年八月の政變によつて第二次西園寺內閣と代り、越えて大正元年十二月には西園寺內閣に代り第三次桂內閣の組織を見るや、前內閣の遺志を繼ぎ簡易保險制度の實現を期し、調査を續行したのである。

大正二年二月の憲政擁護運動の爲に內閣組織後僅々二ケ月にして桂冠したる桂首相の跡を受けて、大命を拜受したる山本首相は、國費緊縮を圖る爲め大々的の行政整理を斷行したので、遞信省內に於ける郵便保險年金制度調査委員會も遂に廢止せらるゝの厄に遭ひ調査事務の實質は、郵便貯金局內の一部に於て僅に其の餘命を存續せしめらるゝことゝなつた。

簡易保險制度に關しては、政府部內に於て着々と調査が進められて居たことは上述の通であるが、尙立法府內に於ても相當の關心を持たれて居たのは爭ひのない事實である。即ち明治四十四年二月、第二十七議會の貴族院豫算總會の席上簡易保險制度に對する質問が發せられたので、時の內相平田子爵は、斯業實施の急務なること及び之に關する調査は目下進行中なる旨の答辯をした。

又大正三年二月第三十一議會の貴族院豫算部會に於ては、農商務大臣山本男爵より、小口保險は官營と爲す必要のある趣旨の言明をした。

更に之を政黨方面の簡易保險制度に對する態度を見るに、大正二

年九月、立憲同志會は社會政策上の見地よりして小口保險國營の必要なる以所を聲明し、之が具體的表現の第一歩として翌大正三年三月、第三十一議會に小額生命保險に關する建議案を提出したのであつたが、不幸にも委員附託中閉會となり本案の成立を見るに至らなかつたのである。

三、簡易保險事業の創始

大正三年四月、山本內閣の後を受けたる大隈內閣の成立に依り、多年懸案たりし簡易保險事業は遂に完成の榮光に惠まれ、明に前途に一脈の希望を與へられるに至つた。即ち社會政策の實行を政綱の一として標榜せる大隈內閣は、中產階級以下の多數國民の福祉康寧を增進する爲め、多年政府に於て調査したる小額生命保險を實施することの緊要なることを認め、大正三年五月、內閣に小口生命保險調査委員會を設置し、委員長として高橋法制局長官を任命し、上山農商務次官、中谷遞信次官、山崎大藏省理財局長、市來大藏省主計局長、岡農商務省商工局長、田中遞信省通信局長、下村爲替貯金局長、末松法制局參事官等を委員に命じた。同年六月更に鈴木司法次官、渡邊內務省地方局長、田所文部省普通學務局長等を委員として追加任命した。

委員會は五月二十二日開催の小口保險に關する閣議の趣旨に從ひ調査を進めたのであるが、審議の便宜上最も關係深き、山崎、岡、下村の三委員を特別委員に選任し、多年遞信省に於て調査研究の結果作成したる原案を基礎として審議することゝなつた。委員會及び特別委員會は同年十一月に至る間に於て數十回開催せられ、法律勅令及び省令案竝收支の豫算案等全體に亘り愼重なる審議を遂げ簡易保險事業官營案の大綱を決定した。

依つて高橋委員長は右の決定要項を具陳して委員會審議の經過を詳細大隈首相に報告すると共に閣議の決定を經て同年十二月本案に對する社會一般の輿論を問ふべく、委員會の決定要領及び法律、勅令竝省令案を府縣知事、全國商業會議所、生命保險會社協會、社會政策學會、日本海員掖濟會等に諮問すると同時に、尙之を重なる新聞雜誌に公表して一般大衆の忌憚なき批評を求めたのである。

簡易保險官營案一度公表せらるゝや、天下の視聽は湊然として此の問題に集中し、輿論の趨向我に斷定し難いものがあつたが、生命保險會社協會、日本アクチュアリー會の如き生命保險事業に關係ある團體及び二三の商業會議所等より本案反對の意思表示があつた外世論の大勢は、此の薄資者階級を對象とする小額生命保險を非營利主義の下に官營事業として經營することを歡迎するものと觀測されたので、政府部內に於ては愈々本案實施に關する確信を得たのである。

乍併本案贊成意見中にも其の內容の一部修正を希望するものが鮮くなかつたので、之等の點に關しては更に愼重なる攻究を遂げ、其の採用すべきものは原案に修正加味したる上、萬般の準備の完了を俟つて、大正五年二月七日第三十七議會に提出するの運となつたのである。

之より先き、民營生命保險事業關係者は極力本案の成立に反對し各種の言論機關によつて其の反對氣勢を煽ると共に、大正四年十二

月、簡易保險官營反對の建議書を政府當局に提出し、法案が愈々衆議院に提出せらるゝや、各生命保險會社は反對同盟會を組織して、本案の特別委員會其の他の方面に對し猛烈なる反對運動を開始したのである。

其の結果議會に於ける審議は頗る愼重を極め、就中貴族院に於ては遂に被保險者の資格を勅令を以て規定すると共に、保險金額の最高制限額三百圓を二百五十圓に修正すべきことを決議したのである。乍併此の修正決議は衆議院の容れる所とならなかつたので、兩院協議會を開催して意見の交換を行つた結果、保險金額を二百五十圓に修正する點だけにて協議調ひ、議會の協贊を得ることが出來たので多年宿案の簡易保險は玆に初めて華々しく產聲を擧げて世に出ることになつたのである。

四、簡易保險事業實施後に於ける改善事項

議會の協贊を經たる簡易生命保險法は大正五年七月八日法律第四十二號を以て公布せられたので、遞信省に於ては勅令、省令の制定官制の改正其の他事業開始に必要なる一切の準備を整へたる上、同年十月一日を期し全國一齊に各郵便局をして新契約募集事務の取扱を開始せしめたのである。

本制度の實施に方りては、其の前途に對し頗る悲觀的見解を採り密かに危惧の念を抱いて居る者も少くなかつたのであるが、其の實施後の成績は極めて順調にして、創業第一年度に屬する六ケ月間に於ける新契約高は、豫定を倍加して二十六萬六千餘件を算した。其の後年を重ぬるに從つて漸次隆昌を來し事業の基礎は今や磐石の重きに置かれ、昭和八年二月末に於ける現在契約は、金額二十三億九千六百萬圓件數一千八百餘萬件を擁し、其の赫々たる聲名は內外斯界の等しく嘆賞する所である。

事業開始後に於ける重要なる制度改正事項の大略を紹介すれば次の樣である。

（一）保險金額の引上

第三十七議會に提出せられた簡易生命保險法案に於ては、保險金最高制限額を三百圓と定めたのであるが、議會に於て二百五十圓に修正せられたことは前述の通である。併し其の後彼の歐洲大戰爭の影響に因る我が經濟界の好轉と急激なる物價の奔騰とは爾々相俟つて國民生活程度の向上を招來するに至つたので、勢ひ簡易保險金額最高制限の引上を爲す必要に迫られた。政府に於ては此の最高制限額を一擧に五百圓に增額するを適當と思料したるも、死亡率等の關係をも考慮し取り敢へず之を三百五十圓迄增額することに決意し、大正十一年三月第四十五議會に之が改正法律案を提出し兩院の協贊を經たので、同年九月一日より之を實施した。

然るに保險金額引上後の實績を見るに何等惡影響なきのみならず、簡易保險に對する一般社會の要望は益々厚きを加ふると共に社會事情の推移變遷は更に保險金額增額を必要とする狀勢を醸生するに至つたので、大正十五年二月、第五十一議會へ、簡易保險の最高金額制限を四百五十圓に增額する改正法律案を提出したのであるが、幸ひにも兩院一の反對なく可決せられ、同年五月一日より之を實施せられることになつたのである。

(二)保險料還付制度の設定

事業の堅實なる發展と、經營の合理化による經費節約とによつて年々相當額の剩餘金を生じ且將來に於ても引續き生じ得べき見込が立つたので、大正十一年八月より五ケ年以上繼續したる契約に對しては、保險金又は還付金を支拂ふ際に保險料の一部を還付し實質的の保險料引下げを圖ると共に、契約繼續の奬勵の一助に資した。爾後更に事業の實績に鑑み、大正十三年七月一日及同十五年九月一日の二回に亘り更に此の還付金を增額したのであるが、現在に於ける還付額は最低と雖も保險料の五月分最高に至つては實に保險料の二百二十六月分に相當する多額に上つて居るのである。

(三)癈疾者に對する保險料免除

被保險者が癈疾に陷りたるに因り保險料の拂込に困難を來し永年繼續して來た保險契約を解約するの止むなき窮境に際會したる場合に於て、保險的效果の存續を全からしむる爲め、其の契約に對する將來の保險料を免除し或は更に進んで保險金の全部若くは一部の支拂を爲し以て契約締結當初の目的を達成せしめんとする所謂癈疾條項は、古く一八七六年獨逸の一保險會社に於つて始めて採用せられて以來、忽ち歐米各國の保險會社の採用する所となり特に米國に於て顯著なる發達を遂げて居るのである。

飜つて我國斯界の實況を見るに、現存生命保險會社數十社中此の癈疾約款を採用せる會社は僅に第一生命の一社に過ぎず而も之すら漸く昭和七年二月より實施したのである。然るに簡易保險局に於ては此の癈疾條項の採用が被保險者の利益の爲め將又生命保險本來の效果を發揮せしむる爲めにも須要なることに着目し、創業當初より愼重なる研究を爲しつゝあつたのであるが、大正十三年七月一日より愈々之を實施し、本邦生命保險界に於ける先驅を爲したのである。其の後昭和五年七月更に癈疾約款適用の範圍を擴張し大いに被保險者の利便を圖ることゝした。現在に於ける此の條項の內容は、被保險者が保險契約の效力發生後の傷害又は疾病に因り、兩手兩足若は一手及一足を失ひ又は兩眼を盲したる場合（疾病に因る兩眼の盲失を除く）に於ては、將來の保險料の拂込を要しない事に定められて居る。

(四)健康相談所の設置

被保險者の疾病を豫防し進んで各種の健康增進施設を行ひ其の死亡率の改善に資することは、生命保險事業の健全なる發達を期する爲め必要なるのみならず、簡易保險の如く多數の薄資者階級を主たる被保險者とせる制度に於ては特に國家的見地よりして一層其の必要を痛感せられるのである。

以上の見地より簡易保險局に於ては、事業創始以來各種の保健印刷物を配布し又は各地の醫師會に諮り當該會員を囑託醫として被保險者に對し診察料及び藥價の割引を爲さしめ、或は積立金を公私の診療事業に貸付ける等極力被保險者の健康保持增進の爲め不斷の努力を續けて來たのであるが、大正十一年九月更に此の趣旨を一層徹底せしむる爲め、東京市及び熊本市に簡易保險健康相談所を設け之を無料にて被保險者の利用に供すると共に、他面巡

回看護婦をして被保險者の家庭を訪問せしめ疾病治療上必要なる手當を爲さしむることゝした。爾來健康相談所の數は年々之を增加し昭和七年三月末現在に於ては全國主要の都市に百三十五所を設置し、更に昭和八年度中に於て二十箇所の未設の都市を選み之が增設を圖る豫定である。之等の健康相談所の中一ケ所を中央健康相談所として東京市に置き、他の相談所同樣一般の保健相談の求に應ずる外、比較的複雜なる醫的手段を必要とする診斷を行ひ又各地相談所と緊密なる連絡の下に特殊の施設を要する各種の檢查、試驗をも行つて居る。尙此の外相談所に出頭することを困難とする被保險者に對しては書面による相談の途を拓き被保險者の福祉增進に一段の努力を續けて居る。

(五)小兒保險の實施

我國簡易保險制度に於ては創業當時其の加入年齡の最低制限を十二歲に限定して居たので、全國千數百萬の幼少者は全然無保險の狀態に放置せらるゝの實狀に在つた。此の事實は本制度の大なる缺陷とも言ふべきであつて、我國簡易保險事業に對し稱讚の辭を惜しまぬ歐米諸國の學者竝實際家も、早くから唯一の缺點として此の點を指摘して居た。

加之我國情の實際に徵するも、幼兒の死亡に因り必要とする最後疾病療養費竝葬祭費等不用意の出費は、薄資者階級の家計に少からざる苦痛を與へ借財の原因を爲し延ては貧困に陷る有力なる動機となるものであつて、小兒に對する生命保險創設の急務なることは等しく識者の認める所であつた。

鼓に於てか簡易保險局は叙上の實狀に鑑み、社會政策的使命を有する本制度の缺陷を補ひ其の機能の充實を圖り以て國民生活の安定を一層確保せしむる爲め、昭和六年二月、第五十九回帝國議會へ滿三才以上の幼兒を被保險者と爲す所謂小兒保險實施に必要なる簡易生命保險法改正法律案を提出したのである。小兒保險の實施に對しては、民業壓迫、道德的危險の誘發等を理由とする相當強硬なる反對論が唱へられたが、法令の構成上道德的危險防止に關する萬全の方策が講ぜられてあるのみならず、小兒保險は小兒を對象とする死亡保險にして、我國民營保險會社に於て經營せられて居る小兒生存保險とは、其の性質、目的、效果を全然異にし從つて其の對象とする利用者階級にも自ら相違を來し、民業に何等惡影響を及すものでないことが充分明瞭となつたので、幸ひにも議會の協贊を經る所となり同年十月一日より之を實施することゝなつた。

(六)其の他の事項

簡易保險事業は國民の大部分を占むる薄資者を對象とする社會政策的施設であつて、出來得る限り經營費を低減し利用者の利益の爲に改善せらるべき性質を有するものであるから、當局者は終始此の旨を體して、前述の改善施設の外尙ほ保險料前拂、延滯料免除、保險金の即時拂、天災地變等に際する保險金の非常拂、削減期間の短縮、高齡被保險者に對する保險料免除等幾多の改善施設を行つて來たのである。

郵便年金事業史

一、郵便年金は現在簡易保險局管理の下に、簡易保險事業と並立的に經營せられて居る制度であるが、其の生成發達の歷史も簡易保險と甚だ密接な關係を持つて居る。それに就ては前文を參照されたい。

二、明治四十三年第二次桂內閣の時、遞信省郵便貯金局をして簡易保險事業に關する調査を再開せしむることに決定せられたる際、郵便年金制度も同時に其の調査項目に加へられ簡易保險と併行して調査せられ數次の草案の起草を見るに至つたが、明治四十五年に至り簡易保險の調査に全力を傾注する必要あること及び年金に關する調査不充分なること並に郵便年金制度は經營上幾多の困難あるを以て簡易保險と同時に之を實施することは不得策なりとの理由によつて郵便年金に關する調査は再び延期せられたのである。

三、大正五年十月多年懸案であつた簡易保險の實現を見たる後に於ては、郵便年金は團體保險、小兒保險等と共に將來簡易保險の附帶事業として實施すべき事項に加へられ、從來調査したる資料を整理すると共に更に新しき參考資料の蒐集に努め本制度に對する一層精細なる基礎的研究を繼續して來た。越へて大正十二年の交に至り、本案を急速斷行すべしとの聲頓に高調せられたので、愈々實行準備に著手し之が實施に必要なる法律案の成案を得、局內の審議を終了したのであつたが、其の途中に於て內閣の更迭に遭ひたる等の事情に因り遂に省議に附するの運に至らなかつた。

四、其の後社會の狀態は、國民生活の安定に貢獻する所鮮少ならざる經濟的施設として本制度の實施を遷延すべからざるに立至つたので、大正十四年十一月、當局者は多年待望せる郵便年金制度實施の秋は正に到來せることを察知して、此際萬難を排して本制度を斷行すべく十二月に成案を得、大正十五年一月、未だ松の內の七日、早くも遞信省內に於て囑託會議を開催し、藤澤利喜太郎、金井延、桑田熊藏、栗津清亮、松本亟治、馬場鍈一、山內確三郎、岡實、森莊三郎、下村宏等の諸氏の出席の下に本案の最後的審議に附した。

右の囑託會議の結果更に第二回の遞信省議に附したる上翌二月法制局の審査、閣議の裁請等諸般の手續を履んで當時開會中の第五十二回帝國議會に提出した。斯くて議會の審議に附せられたる本案は同年三月二十二日貴族院本會議に於て滿場一致を以て原案可決せられたので、玆に愈々正式に本案が成立することゝなり同年十月一日時恰も簡易保險事業創始十周年と言ふ頗る記念すべき日を卜して實施せられることゝなつたのである。

五、郵便年金制度創始後に行はれた主なる事項の概略は次の樣である。

（一）事業創始當時は內地郵便局及び關東廳管內郵便官署に於てのみ之が取扱を爲すことになつて居たので、昭和二年十月より臺灣總督府管內郵便官署に於ても之が取扱を爲すことにした。（二）公債市價の昂騰に伴ひ掛金一時拂の場合に於ける豫定利率を變更する必要に迫られ、同三年四月從來の年六分より同五分七厘五毛に引下を行つた。（三）同三年十月更に樺太廳管內郵便官署に於ても郵便年金事務の取扱を開始した。（四）同四年三月市場に於ける公債の昂騰に隨伴する爲め掛金一時拂の場合に於ける豫定利率を年五分五厘に引下げた。（五）同五年十月掛金分割拂の掛金拂込期間を全期拂込の外に新に十年、十五年、二十年の短期拂込制度を設けた。

解散會社沿革略記

日東保生會社

科學的生命保險起業の先驅者
明治生命以前に設立し間もなく解社

明治四年十月、岩倉全權が條約改正の使命を帶びて歐米に派遣さるゝに當り、田中光顯氏も理事官として隨員となつたが、大藏省租稅權助たる若山儀一氏は更に田中氏の隨行員として一行中に加へられた。若山氏は七年三月に歸朝したが、滯米中、國租事務取調方として從事する傍ら、生命保險事業をも具さに調査し、參考書及び資料を數多く蒐集した。十年一月偶々大藏省租稅助の職を退くや、彼地の保險事業を、我邦にも開始せんと思ひ立ち、その創意によつて設立されたのが日東保生會社であつて、當社こそ本邦に於ける科學的合理的なる生命保險會社としてその先驅をなすものである。然るに當時世人の多くは保險の本領を解せず、說明しても幼稚なる理解にとゞまるのみで切角若山氏の苦衷を傾倒せる空前の新事業も、世人の關心を得ず哀れ解散の憂目を見、結局先陣の功名は明治生命の态にするところとなつた。然しながら、日東保生會社は歷史的に見て我邦生命保險史の第一頁を飾るものであり、後世驚くべき興隆をなした保險事業の最初の契機となつてゐる點より見て、特に意義深きものが多い。

さて日東保生は、明治十二年九月十二日、若山儀一の名儀にて創立願書を規程竝に事務大要と共に、東京府知事楠本正隆氏宛に提出したが、その創立願書中に

近日私に有志者と謀りて米國紐育府共持保生會社の制に倣ひ、新に保生會社を設立之を日東保生會社と號し、以て貴賤貧富の別なく老後の安養に備へ、妻子の保育に給せんと欲する者より初約の類に從ひ尋常保生金は二百五十圓より五千圓迄、養老保生金は五百圓より二萬圓までの寄托を受け是が保擔たらしめんとす蓋し社の制たる素財主を募り資本を積み保生金の抵當となすす寄托者共に其捐金を以て相維持し相救助するなりと云々

とあつたが、十三年一月二十八日には若山儀一氏の外に、朝比奈閑水、楠見信貴、永井直毅、行岡庄兵衞、原善三郎の五氏を新たに發起人に加へると共に、當社が米國の共持會社に倣ひ、資本を募集せぬ理由を具して二萬圓拜借の件を申出た。又同年四月にも同樣の願書があり、同年五月二十二日には更に會社設立願の儀に付上申書が提出されてゐる。それを摘錄すると『當會社設立の儀最初申願してより追々時日經過候處、世上該會社創立の擧あるを聞知し創業の上加盟せん事を渴望する者往々有之候』と云つて疾く認可されん事を待望し、更に發起人中に茂木惣兵衞、三野村利助の兩氏を加へた。そうして又同年十月二十日には楠見信貴、永井直毅、行岡庄兵衞の三氏を發起人中より除名してゐるが、畢竟これも創立認可を急ぐ焦心苦慮の結果であらうと察せられる。

而して出願約一ケ年後、即ち十三年九月二十五日、松方內務卿より書面にて『保生會社設立之儀開屆候尤も準備金として實價二萬圓の公債證書を會社に倉置かしめ營業筋に於其府監督し、不取締無之樣注意可致事

但し準備金拜借願之儀は難開屆候事』

の認可指令に接したが、その但書にもある如く拜借金の件は承認されなかつた。認可と共に日本橋區濱町二丁目十一番地に創立事務所を置き『今般官の准允を得、日東保生會社を設立す』それに續いて『本社設立廣告以來、規則書御望の諸彥、郵便にて御申越の分、一日百を以て數ふ。弊社も創始の事業にして殊に開業前なれば、何分奔命に堪へず。因て御望の諸彥は御來社を煩はさん』等の新聞廣告を試みて專ら開業を急いだが、これ等の廣告はたゞその存在を世に告示したのみで寂れ寂滅の境に入つた。その開業に到らなかつたのは、世人があまりに生命保險に關する知識未開發に原因するのは固よりであるが、最初規畫した混合組織の保命會社設立を變更して所謂共持會社即ち相互組織となし、それを理由に政府より二萬圓の拜借金を得やうとして得られなかつたのが、その蹉跌の第一步であつたことは、たとへ他に面白からざる事情や、十四年に若山氏が再任官したことなどを考慮に入れても、それは否み得ぬことであらうと思はれる。兎も角、日東保生會社は、斯る情勢の下に置かれ遂に十四年六月二十一日附にて解社願を東京府知事に提出して解散を餘儀なくせねばならなかつたのである。

愛で少しく若山氏の人物を略記するに、氏は江戸旗本の出身で、天保十一年八月出生、初め綉方荘と言ひ後に綉方儀一とも稱してゐた。明治四年後若山と改めたが、これより先、明治元年十二月二十九才にして初めて官途に就き、開成所三等教授となり翌年七月中、助教に任ぜられ後大學出仕を命ぜられた。先進の租税權助に任命せられたのは四年七月で、洋行後十年一月屬官となつて浪人生活中にこの生保會社の設立を企てたのだが、其間數種の著譯あり、夙に保護貿易を唱へ、自由貿易の不可を唱へた先覺者であつた。而して氏は十四年八月再び官界に返咲いて大政官權大書記官兼農商務權大書記官となり、後に宮内省御用掛兼務ともなり、更に參事院議官補にまで任ぜられたが十八年十二月屬官となり漫遊々の身を送るうち二十四年九月、五十二才を以て逝去した。

次に若山氏を支援して發起人となつた原、茂木三野村の三氏は第百國立銀行の重役で、原、茂木は共に横濱の富豪、三野村氏は第百國立銀行重役の外に三井銀行の重役でもあり、二十七年に至り西邑氏と共に仁壽生命の創立に盡力したことは周知の事實である。

かゝる先覺者と財界有力者とを發起人として理想の第一歩を踏み出した日東保生會社も設立後九ケ月を閲したが入社人員は百名に達せず、たゞ存在したと云ふ記錄のみにて空しく自滅したことは斯業今時の進歩と併せ考へて感慨深きものあると共に今更の如く創始者の辿つた荊棘の道にそゞろ同情なきを得ないのである。

大日本生命保險株式會社

初め日本生命と同名で出願
大阪生命へ併合しのち解散

大日本生命は初め商號を日本生命として明治二十二年六月、中島八三郎、角倉嘉道氏外四名が發起人となつて東京府に出願したが現在最大を誇る夫の日本生命が既に大阪に於て出願中だつたことが知られたので、同名を避けて當社は日本に「大」の字を冠して大日本生命保險株式會社と改稱することになつたのである。最初創立事務所は京橋區越前堀二丁目四番地にあつたが八月二十一日、日本橋區北鞘町五番地へ轉じ、更に京橋區南新堀町一丁目二番地に移轉し、資本金十萬圓（拂込十分の一）の有限責任會社として十月一日から開業した開業と同時に高瀬四郎氏社長となり、年末には資本金三十五萬圓となしてその緒についた。初年度は新契約五萬三千圓、翌二十三年には六萬九千五百圓に躍進したが、二十四年には早くも挫折して成績あがらず、二十六年六月には本社を日本橋區濱町二丁目十七番地に移し、新重役として社長北岡文兵衛、副社長小倉良則、取締役小宮常吉、同小高純一、檢査役鷹森茂、同岡本彌幸の諸氏就任し、成績も漸く復活した。その後二十七年四月には北岡社長逝去して、小倉氏その地位を襲ひ京橋區木挽町二丁目四番地に移り、日清戰爭では軍人軍族の保險料を特別に徴收せずに戰死者には保險金の一割宛をなすことにして一時業績も好調子であつたが、創業以來重役間に勢力爭ひの風波絶えず、幾たびか主權者は交替した。三十二年には後に專務となつた青山牧太郎氏も辭し、三十四年には社長堀越寛介、取締役加藤辰治の兩氏が五十萬圓に增資計劃を樹て、新株の募集に手を染めたが、命運既に盡きたか、首尾よくゆかず、同年は新契約僅かに九百八千圓を獲得したのみで、翌三十五年三月には大阪生命保險と合併の契約を結び、同四月には生存を除く保險契約及び責任準備金を包括移轉した。

その名稱は「日本」より優位を欲求して態々「大日本」と大きく出ながら冠軍くして終に頭を垂れ僅かに十四ケ年の命數に終つたのは、今日最大の「日本生命」と比較して皮肉な對照ではある。

東京生命保險會社

株式募集意の如くならず解社

東京生命保險會社は、朝比奈脉彌氏ほか五名に依り發企計劃され、明治二十二年六月二十四日發起願を東京府に提出、同年十一月「一般の會社條例制定まで人民の相對に任ずる」旨の指令に接した。資本金七萬五千圓、有限責任として東京市四谷區永住町二番地に創立事務所を設置すると同時に株式募集に移り、總數三千株（一株二十五圓）のうち四分の一を發起人側で引受け、殘り四分の三を一般に募集することゝなつた。然るに發起人側に信用なきためか、株式募集意の如くならず切角の新聞廣告も何等効を奏せず、會社はいつの間にか煙のやうに立ち消えとなつてしまつた。

日本共同生命保險會社

相互保險の先驅として起業せるも開業の運びに至らずして解消

日本共同生命保險會社は明治二十三年五月資本金五萬圓で設立され、保險種類は養老、終身、生存の三種類であつた。最初當社は、山内國太郎氏に依つて主唱された共濟生命保險會社（安田の前身とは別）が社則を草案したのみで、そのまゝ立消えとなつてゐたのを、山内氏の助手をしてゐた吉留恭靖氏がこれを運び山内氏承諾のもとに岡部廣、濱口俊明、高坂元顯の三氏に諮り、社名を日本共同と命名して本社を東京市麻布芝森元町二丁目二十八番地に設けた。本邦最初の相互生命保險會社として設立趣意書を各方面に配布したがその趣意書には

『生命保險ノ人事ニ必要ナルハ今更辯ヲ俟タザルナリ故ニ我邦ニ於テモ明治十四年以來既ニ三四ノ生命保險會社設立アルヲ見ルニ至レリ是實ニ文明ノ美擧トシテ賞スベキナリ然レドモ既設ノ會社ハ皆株券組織ニ成立セシモノニシテ未ダ共同保險會社ノ一モ之アキハ亦遺憾ニアラズヤ抑々共同生命保險會社トハ現今歐米諸國ニ最モ行ハレ、所ノ會社ニシテ共同一致互ニ相助クルノ主意ヲ以テ結合シ被保人ハ皆之ヲ社友ト稱シ其ノ生命ノ保險ヲ共同負擔スルノ目的ニシテ會社ノ餘贏金ハ亦之ヲ其ノ社友ニモ分與スルノ仕組ナリ故ニ社友毎歳若干保險料ヲ拂込トキハ夫レニ應スル所ノ利益ノ配當ヲ受ケ而シテ亦物故スルトキハ其契約面ノ保險金額ヲ受クルノ法ニシテ生命保險會社中最モ好組織ノモノトス蓋シ歐米諸國ニ於テ隆行スルモ亦偶然ニアラザルベシ然リ而シテ生命保險會社ハ他ノ尋常一樣ノ會社ト異ニシテ其資本金ハ即準備ナルガ故ニ苟モ會社ヲシテ確實ナルモノニナラシメバ之レナキヲ可トス何トナレバ其適當ナル計表ヲ以テ保險料ヲ敎メ且創業ノ始メヨリ相當ノ被保人アルトキハ其ノ資本ノ無用ニ屬スル事明ラカナリ然ルトキハ却テ其資本金ノ爲メ被保人ニ不利益ヲ惑セシムルノ恐アレバナリ故ニ歐米國ニ於テハ資本金ヲ備ヘザルノ生命保險會社尠カラズトス然レドモ我邦ノ現況ニ於ケル未ダ其ノ創業ノ際ヨリシテ全ク之ヲ備ヘザルヲ得ザルベシ』云々として大いに相互組織の功徳を述立てたが、營業開始に至らずして閉止となつた。

萬世生命保險株式會社

初め職工生命、のち萬世と改稱
明敎生命に合併任意解散

當社は元職工生命保險株式會社と稱し明治二十六年五月六日、東京市日本橋區本町一丁目九番地に本社を設置して開業した。創立當時の社長は飛谷平三氏、取締役は河野雄二郎、最上廣胖の兩氏、監査役は鹽田奥造、關信之介氏等であつた。最初責出した保險種類は左の三種

甲、一般人に對する養老、終身等四種類の生命保險

乙、職工、商人、雇人、徒弟等を主とせる簡易なる割戻定期保險三種

丙、旅行者を汽車旅行者及び汽船旅行者の二種に區分せし傷害保險

等の保險で、乙及丙種の二種は無診査保險であつた。初め資本金五萬圓のところを廿六年十一月に倍額增資して十萬圓（拂込金一萬二千百三十圓）となし、これと前後して當社主權の移動があり、專務取締役社長に高島勘六、取締役原田喜一郎、鈴木彦人、監査役田村秀雄、鈴木亮輔等の諸氏が就任した。然し業績は一向に捗々しからず、二十八年六月十七日社長高島勘六氏辭職し、翌七月二十一日の臨時總會で小林好愛氏社長となつた。この年の契約保有高は僅かに三十餘萬圓を數へるのみで、其後三十一年一月七日に臨時總會にて組織其他に刷新を行ひ、同時に社名も萬世生命と改稱して本社を本郷春木町に移した。

新會社法により旅行者保險を廢したのはその直後で、それに代つて移民保險と稱するのを開始した。この保險は當時、布哇への移民には歡迎されて、契約高も三十二年末には三百餘萬圓を數げることゝなつたが、濶らざりきこれ當社沒落の原因にならんとは。即ち三十四年二月七日主務省から整理命令が下されたのも移民保險に關する件外一件であつた。移民保險に關する件とはこの保險料率の算定法が不正確であつた事で、被保人保護の命令であつた。然しこれが爲め會社内容が暴露されたので、契約高も激減するに至り次第に獨立經營は困難を告げ、小林社長は取締役たりし岡部廣氏の進言を容れて、明敎生命社長本多副元氏と交

渉して保險契約移轉を決した。これに就ては主務省も好意をよせて、三十四年九月二十五日の臨時總會を開き、滿場一致で合併を決議し十月上旬本社を明敎本社に移し、三十九年三月任意解散した。

酒家生命保險株式會社

日本勞働、商工、中央等々五度改稱
新契約停止命令後大阪生へ合併

酒家生命は商號を酒家と改めるまでに六度轉身してゐる。卽ち最初は日本勞働保險會社と稱して明治二十五年十二月、武田正一郎氏外三氏に依つて發企され、二十六年二月資本金十萬圓として設立認可されたが、營業種類を勞働旅行の二種目とし、同年六月二十六日資本金三萬圓に減ずる願出をなして同年十二月八日社名を商工生命保險會社と改めた。その後火災保險を兼營するに當つて商工保險株式會社と改稱し、同時に資本金を五萬圓に增額し、二十八年五月更に中央保險會社と稱して資本金も三十萬圓（四分の一拂込）に增加した。

明治三十年、卽ち開業以來五ケ年目に於ける當社の報告を見るに、生命保險の契約高は僅かに六十萬圓に過ぎず、他會社に及ばざること遙かに遠いものがあつた。三十年十月には京橋區南鍋町一丁目にあつて酒家保險株式會社と改稱したが當時同社に於ける株主の大多數は酒造家に依つて占められてゐたのでかゝる名稱も生じたのである。當社は生命、火災の二種を兼ね社長小堀貞吉、專務熊谷平三、宮川作藏の三氏が營業擴張に盡瘁したが、二つの目的を貫徹するには力足らず、到底兩立し難きを覺り、三十一年二月火災の部を分離して生命保險にのみ專念することゝなり、社名も酒家生命保險株式會社と改稱して本社を京橋區銀座一丁目に置いた。且又社業上にも大刷新を加へ、同時に重役の更迭を行つた結果、小堀、熊谷の兩氏辭任し、宮川作藏氏進んで社長營事務取締役となり、更に玉木爲三郎氏が顧問として非常なる助力を與へた爲、新契約高は七十四萬圓を擧げて創立以來曾てない記錄を示した。然しその華々しさも、眞の力量の齎らしたものではなく、翌年にはその伸度大いに鈍り、新契約五十九萬圓に激減し沒落の線上に近づけるを想はしめた。果せる哉、三十三年十二月二十八日には現在契約高百五十萬圓あるに拘らず拂込額は僅に七萬五千圓に過ぎず而も二萬圓內外の缺損あるを暴露し、遂に新契約停止命令下り、同時に從來の積立金預金銀行を廢して百萬圓以上拂込濟銀行へ預替をする警告が發せられた、その後更生の善後策が屢々講ぜられたが、施す策に竭き、役員中辭任する者相次ぎ、整理は益々至難を加へたので、宮川社長も大阪生命に合併の意を決し、三十五年三月之が實行契約を取結ぶに至つた

健養生命保險株式會社

會社法に抵觸して解散

健養生命保險株式會社は森田多吉、秦八右衛門、石橋波藏、林四郎左衛門。市岡平兵衛の諸氏に依つて發起され、東京市京橋區銀座二丁目十三番地岸田俣次郎方に創立事務所を置き、明治二十六年四月十七日東京府より認可の指令を待つて六月二十七日營業を開始した。當社の趣意書の一端を窺ふに

是を一國の經倫上より達觀するも社會多數の勞働者を救濟扶助するの方法の運らさざる可らさる事彼か如く至切にして、又一人一家の生活上より熟察するも人類の免れ難き不慮の災厄の減殺醫癒するの計策を施さざる可らさる事、此の如く喫緊なり、是れ開化の木鐸を以て誇負する歐米諸洲に於て業已に各種の保險業盛んに行はれ由て以て不慮の災厄を救濟する所以なり近時我國に於ても物質的文明進歩し許多新奇の危險增加したるか爲め其必要に促され海上火災生命に關する保險業を營むの會社二三創造せられたりと雖とも如何せん是等既存の保險會社は皆中等以上の生活をなし多少餘資あるものに取つて利便なるも所謂社會の下層にある人々は曾て其利便に賴る能はさるの組織なり是れ予等の深く遺憾とし且常に國家の爲め同胞の爲め大いに感嘆痛慨する所なり是に於てか此度四五の有志者と相謀り一の株式會社を設立し六萬圓の資本金を備へ以て信任を鞏固にし以て公衆の利用を安全ならしめ而して吾人酒遭の苦患特に社會最大多數の人々の尤も悲慘を感する所の不慮の災厄就中死亡病傷に備ふる所以の保險業を營まんと欲す」（中略）

頗年物質上の智識駸々として長足の進歩をなし諸般の器械製造術大に發明せられたると同時

に往昔来た見聞せざる所の變災危難亦大に增殺し是か爲め吾人同胞の生命健康を傷害するもの擧て算ふるに遑あらさるなり」（中略）

予等深く此に慮る所あり先つ第一着に吾人同胞の最大多數か尤も悲慘を感し且困頓に陷り易き災厄中特に生命健康に關せる危險を確保し兼て各人か老後安にして休養を得へき方法を創始し而して終日勞働勤苦して寸暇なく父家に餘資なき人々と雖とも其日々收得する所の利益の一小部分を割き投すれば轉く其災厄に備ふる所以の保險契約を締結し得へき輕便簡易の手段に賴り誠實熱心事に從ひ以て吾人同胞の最大多數をして安にして其職業に就き樂しき其生涯を送らしめ而して之を大にして一國の隆昌社會の平和を致し以て夫の忌むへき社會主義の發生を豫防し之を少にして一身一家の生計を厚ふし不慮の災厄を救濟し以て流離困頓の患なからしめん事を期す冀くは幾等か此業を創始する所以の微意を諒する諸有其れ速に來て利用する所あれ」

（下略）

とあつて、生命健康、老後休養をその主眼とした型二十七年六月、本社を大阪市東區本町一丁目に移し、後更に南區順慶町に轉じて火災保險を兼營して業績の發展に努めたが、依然として業績振はず、多數同胞を安心立命の境地に置くどころか、自らが一敗地にまみれそのうち三十年三月、會社法に觸れ大阪地方裁判所の取調を受けて解散するに至つた。

海國生命保險株式會社

初め漁民生命又海員生命と稱す
大阪生命に合併し任意解散

海國生命保險株式會社は、最初漁民生命保險會社と稱し、岡田實德氏外七名の發起に係る。明治二十六年六月十五日、東京府より設立認可を受けて、本社を東京市日本橋區檜物町五番地に置き、資本金五萬圓（內二萬五千圓を公募）を以つて六月二十一日より營業を開始した。當時は社長制度を設けず取締役理事長に岡田實德氏、取締役理事に鄕田榮德、多賀義行、町田實炳、小崎平八郎、尾崎八平、監査役理事に田村堅吾、村山喬澤等の諸氏が就任し後に社長制を布いた。初めは海上の老の二種保險で保險金額も最高金百圓で三十圓から契約に應じたが、その後僅か二ケ月後の同年八月二十三日臨時總會を開いて定款の變更を行ひ、社名も海員生命と改め被保險者範圍も亦擴大して航海業者、漁獵者及び普通一般とした。これと同時に本社を日本橋區本町四丁目六番地へ移し、續いて九月十五日に再び臨時總會を開き、資本金を二十萬圓（拂込八千圓）としたが、初年度末に於ける契約保有高は四十七萬圓しかなかつた。

然るに、二十八年四月から保險料讓與法を新設し、又同年九月に三たび社名を改稱して海國生命となし、相當宣傳した爲め、業績も躍進して、三ケ年後の三十一年末には百六十九萬圓となり、三十二年末には五百三十三萬圓となつたがこの年末の保有契約高が絶となつて、翌三十三年四月二月の臨時總會で社長岡田實德常務取締役鄕田榮德兩氏辭任し、中村之雄氏新たに入つて社長となり專務には平取締役であつた多賀義行就任して、社內を刷新した。然し樹來、業績は惡化し、三十三年末の主務省の檢査に遇ふや、內情一切が暴露せられ、當局の指示を受けて整理するの止むなきに至つた。これが爲め一時は業績の良化を傳へられたが、三十五年三月十五日に開かれた臨時總會で中村社長は大阪生命大合同に加はるの利益なるを說き、一同の協贊を經て翌四月一日遂に保險契約を大阪生命に繼承せしめ、前重役一同は辭任し、取締役に男爵本多副元、小林好愛、岡部廣、宮本五朔の四氏、監査役に柴原和、稻茂登三郎の兩氏が就任殘務整理をなし、三十九年八月四日任意解散を申請して、同年十月二十二日その認可を得た。

內國生命保險株式會社

初め內國生命病災又內國保險
不正暴露により解散命令

內國生命保險株式會社は、最初內國生命病災保險株式會社と稱し兩宮克、細川碧、平松與一郎、石津平七、川島藤兵衛、寺島秋介の六氏發企の下に明治二十六年六月二十六日年後一時日本橋坂本町銀行集會所に創立總會を開き專務に兩宮、取締役に平松、石津、監査役に細川、北村英一郎、阿部準輔の諸氏就任し、翌二十七日より京橋區南金六町十一番地に開業した。

初め資本金十萬圓、營業種目は勞力者保險、普

通保險（通常終身、有期終身、定期生命、養老）天災保險（地震、落雷、洪水、暴風雨）等であつたが一ケ月後の七月二十二日には資本金を四十萬圓增額して五十萬圓となし着々營業の途に就いた新契約も優勢で、四百萬圓からの好成績を擧げ、二十八年十月「病災」の二字を除いて內國保險株式會社と改めたが、依然として火災を捨てず、生命と併營してゐた。然しその併營も竟に行詰り、三十一年四月には火災保險を廢して生命保險專業に出で、更に保險業法の實施さるゝに及んで三十三年九月內國生命保險株式會社と改稱した。本社を京橋區三十間堀三丁目から京橋區山下町十四番地に移し、更に京橋區加賀町九番地に移轉し、これを好機に大阪支店長野村勝馬氏東上して支配人となり、社長大野淸敬氏を輔けた結果、擧績百四十萬圓以上の好況を示したが、然しこれは眞の擧績にあらずして一千圓の契約を取るに五十圓以上の募集費を遣つたからに依るもので、蛸配當の不正と共に、やがては內容不良暴露の曉が來た。この頃、大野氏辭して下村房次郎氏社長となつてゐたが、實際の衝には依然野村專務が當つてゐたので、當局の整理命令下るや四十三年二月野村氏は辭任してその不始末の責をとつた。後河村寬祐氏專務となつたが、當局の命令け命令のみに止つて一向革新の實擧らず、當然有るべき筈の三井及び東海兩銀行の定期預金百三十四萬圓其他が金庫中に見當らず、勝手に引出されて違法の限りを盡しかゝる亂脈では如何に會社の整理を命じても百年河淸を待つに等しく、遂に最後の鐵槌たる解散命令が大正三年六月二十日に發せられた。それと同時に一方檢事局の活動となり、前專務、會計課長等召喚取調べを受け、彌が上にも醜態を晒し世間の冷笑裡に姿を消した。

東洋保險株式會社

生命火災海上兼營會社として開業
翌年會社法違反のため解散命令

東洋保險株式會社は田中義雄、仙波兵庫、前田下學、川村米次郎の四氏の計畫の下に、明治二十六年五月八日、會社創立願を東京府廳に提出、同六月、認可を受け、東京市京橋區八官町二十三番地に營業を開始した。資本金を十萬圓と定め、二千株（一株五十圓）中十分の四を發起人にて負擔し、殘金を同志者に募つた。當社は生命のほかに、火災、海陸貨物の保險まで營んだが、部門の擴大は却つて禍となつたか、東京、大阪に頻りと新聞廣告をなし宣傳に努めたが、一向進展の樣子もなく、それに海陸貨物の保險など荷が重過ぎる嫌あり、翌二十七年十二月廿七日には早くも會社法に觸れて東京地方裁判所より解散を命ぜられた。

大東生命保險株式會社

初め大阪簡易生命と稱せるもの
明教生命に合併せるも解散命令

大東生命は最初大阪簡易生命保險株式會社と稱し、浮田桂造、中島米藏、野村利兵衞、川合庄助氏等の發企に依り明治二十六年十一月四日、大阪府より設立免許を受け、本社を大阪市南區湊町に設置し、資本金五萬圓を以つて、同年十二月一日より營業を開始した。保險種類は簡易及普通の生命保險であつたが、業績に見るべきものなく、開業二ケ年後の二十八年末に漸く契約高二十二萬餘圓を獲得したのみであつた。而してその翌年二月には更生を期して、社內の大刷新を計り、定款其他を變更して、社名を大東生命と改めて、資本金も倍額の十萬圓（四分の一拂込）に增額した。これが爲か業績も一時は進展して、三十年末には一百萬餘圓の契約保有となつたが、浮田氏に代つて社長に就任した孝橋安兵衞氏の無謀なる積極政策が遂に收支計算に破綻を來して、三十二年の第六回決算には總損失金六萬八千圓の計上やむなきに至つた。これがため主務省より財產の整理塡補を命ぜられたが、實行せざりしため遂に三十三年十一月十八日、再び主務省より新契約締結停止を命ぜられた。こゝに於て幾度か臨時總會を開いて、未拂込徵收、重役の私財提供其他を決議して主務省の了解につとめたが、整理決議のみで一向にその實を示さず絕對絕命の境に追ひやられて竟に當社主腦部は明教生命に保險契約と積立金の全部及び現金六千圓を添へて讓渡を決意し、明治三十四年十一月八日、明教生命にこれを移轉した。其後明治三十六年九月二十五日大阪地方裁判所より解散を命ぜられ廢業の已むなきに到つたが、當社はこれを不當として大阪控訴院に抗告したるも却下せられ更に大審院に再抗告したが之又裁判所の判決を至當となして之を棄却したので、翌三十七年二月官選淸算人の手に移り解消した。

共同生命保險株式會社

初め國民生命と稱し藝州に誕生
昭和三年事業禁止命令により解散

共同生命保險株式會社は、その前身を國民生命と稱し、明治二十六年十二月八日設立認可され、翌二十七年一月十日、僻陬の地安藝國賀茂郡竹原町八百五十二番地に開業した。保險種類は終身、養老の二種であつたが、資本金僅かに一萬圓（拂込四千七百五十圓）の小規模なるもので吉井又三郎氏を主役として竹鶴恕一郎、橋本秀平氏等が取締役に就き、後に竹鶴氏竝に賴鷹二郎氏が社長となつた。賴氏は賴山陽の後裔に當る人物だが、なにしろ山陰、山陽の一少部分を募集地域としては見るべき業績のあらう筈なく、爰で資本金を二萬五千圓（拂込一萬圓）に增加したが旨く行かず、兎も角三十九年九月本社を廣島市尾道町七十一番地に移し同時に資本金を十萬圓に增加した。然し田舍會社の誹謗は依然として脫する能はず、不振裡に低徊してゐるのを共同火災が買收し、本社を東京に移して共同生命と改稱し、資本金を五十萬圓に增加すると共に共同火災の村上定氏を社長に推した。而して專ら革新向上に邁進したが、悲しい哉田舍育ちの會社には、東京はあまりに段違ひの場所だつた。爰に早くも再度の主權異動が行はれ、大正八年七月には新任社長に橫山隆俊、專務に浦邊嚢夫の兩氏が就き支配權を揮つた。橫山家が舊加賀藩の名門たるは人のよく知るところであり、令兄章氏は政治家として名あり浦邊氏は西村勝三氏經營の櫻組（製革業）に入つて支配人たる人、相談役には三井、三菱と比肩する臺灣の富豪林熊徵、監查役には憲政會の鬪將早速整爾氏等を祭り上げて飛躍の陣を張つたが如何に名門富家を網羅するも、竟に發展の吉況は見られず、業績は低下するばかりであつた。之に加ふるに、浦邊專務は各方面に不良投資を行つたので、社業は內外からの崩壞でいよ〳〵惡化の度合を强め、挽回策として、明治大學系の木下友三郎氏にその椅子を讓つたが、この不良投資を回收する術もなく木下一派は逸早く退任してしまつた。之に代つて玉屋時次郎氏一派の主宰するところとなつたが、この登場こそ當社を奈落の底に突落す最期の亂舞であつた。この貧弱な會社にして、百五十萬圓の不當な貸付を行つた一事が許されぬのに、更に背任橫領の忌はしい嫌疑で刑務所に牽かれた如き沙汰の限りである。それに先立つて流石の玉屋氏も昭和二年一月社長を名和長憲氏に讓り、自らは副社長となつたが名和氏とて徒に手を燒くのみで、方途定らず、僅か四ケ月にして辭任し、同五月專務取締役島田純一郎氏その後陣を繼いだが時既に迫つて七月には新契約停止命令が發せられた。最後に平賀周氏現れて社長となつたが、かゝる失態續きの會社を救はんとするは、徒らに石地藏を抱いて海に飛び込むと等しく、所詮は共死の悲運を免れ得ない。遂に昭和三年六月八日、商工省告示第二十號による事業禁止の命令が下り、爲に二十七年間の慌しい、而も波瀾多き會社の終焉の幕は下されたのである。

佛教生命保險株式會社

整理難のため任意解散

佛教生命は京都の子爵九鬼隆備、黃瀨辰藏、井上德七郎、大阪の片山和助氏等の發起で、佛教信徒の爲の生命保險を營む目的で設立せられた會社であつて、明治二十七年二月九日、京都府より設立免許を受け、本社を京都市上京區木屋町通三條上ル大阪町に設け、翌三月二十八日より營業を開始した。最初より資本金は五十萬圓（四分の一十二萬五千圓拂込）で專務取締役に九鬼子就任して業務を總攬し初年度は僅か十五萬餘圓の契約しか獲得しなかつたが、三十一年末には保有契約高二百六十萬圓餘となり營業範圍も擴大したので、本社を京都市御幸町三條上ルに移轉し、社長も又子爵一柳末德氏代つてこれを繼ぎ、翌三十二年には新契約の增加を計つたので同年末三百二十九萬餘圓と躍進した。翌三十三年には新たに弔祭資保險といへる高齢者の爲の特殊保險を案出して宣傳につとめ大いに業績の向上を計つたが、この秋當社資產の放資先なる近江興業銀行が、阪神地方の財界動搖の餘波を受けて破綻した爲め、當社も亦甚大なる損失を蒙り、同年十月主務省の臨檢に遇ふや、累年のからくり及びその損失一切を暴露し遂に同年十一月十日、保險業法第十一條によつて保險契約締結を禁止せられてしまつた。これに依り同月十八日臨時總會を開いて、未拂込徵收其他を決議せんとしたが、株主一致せず遂に分裂し、二者新派と正義會に別れて久しく暗鬪を續けたが

三十四年十月漸やく株主間の協調成り會社資本金を減資して二十萬圓となし是に未拂込を徴收して一時缺損金を塡補した。そして同月末日主務省に整理經過を報告すると同時に解停願を申請し、同年十二月二十八日認可指令を受け、翌三十五年一月より再開業をなすに至つた。而して眞宗信徒生命に於て敏腕を振つた山内國太郎氏を迎へて常務取締役とし、各方面に活躍せしめたが業績揚らず當時計畫されし增資問題は内訌を惹起し、山内國太郎氏僅か半年足らずで退き大貝武市氏社長となつて經營した。然し缺損のみ增加して、開業十三年後の明治三十七年末には契約高僅かに一百二十八萬餘圓、然るのに損失金は表向のみにても三萬餘圓であつて、到底整理を免かれ難く、主務省より再三整理命令を受け、三十九年六月二十五日には再び新契約を停止せられた。そこで取締役藤原忠兵衞、藤原忠之助、大貝武市氏等は整理案を携へ主務省を訪づれたが拒絶せられ、整理困難となり遂には廢業を餘儀なくし、整理案も無用の勞と見てか解散申請書を提出し、かくて四十三年五月二十八日任意解散認可の指令は發せられ當社も遂に解散會社となり了つた。

北陸生命保險株式會社

新契約停止命令から破產宣告に及て解散

北陸生命保險株式會社は、明治二十七年三月十六日富山市袋町十三番地に設立され、資本金十萬圓（四分の一拂込）にて四月一日開業した。保險種類は終身、養老、短期保險の三種にして、社長には中田清兵衞、取締役には密田林藏、田中淸次郎、大間知喜一郎、牧野平五郎、松井甲平の諸氏就任したが間もなく後年例の眞宗信徒生命に於て怪腕を揮つた三田勝俊氏現はれて常務となつた。そしてあの僻境に本據を有しながら業績も惡くなく、二十九年には新契約百十六萬圓獲得した。然しこの好調子も長續きせず、三十年には忽ち半減し、會社の前途に危機が訪れたことが知れたので之が挽回策として資本金を三十萬圓（四分の一拂込）に增加し、外野の方面にも精進を期した爲め再び活氣を呼び戻し、三十三年九月には富山市殿町二十一番地の新築社屋に移轉した。然るに新裝の喜色未だ去らざる當社に、岡部廣氏の魔手は逸早くも伸びて、大阪生命への併合は苦もなく進み三十五年十一月二十六日には愈々合同の披露宴を富山ホテルに張り、小倉富山縣知事等六十餘名列席の下で、中田北陸生命社長は合同に至る迄の理由を述べ、岡部氏また大阪生命の將來に就て萬丈の氣焰をあげた。だが、岡部氏の積惡の酬ひは當社を不利に導き、主務省の認容するところとならず三十八年一月眞宗信徒、九州の兩社と結び三社合併の契約をなし、當社株式の大多數は九州生命に移してゐたが、兎角大阪生命合併以後は世間の信用全く失墜して社業頓に衰へ、三社合同も許可されぬ間に、四十一年七月二日新契約停止命令を受け、未だ整理の方途つかぬ同年八月二十九日富山地方裁判所から解散命令が下つた。會社側では直ちに抗告したが、天網疎にして洩さず、やがて社金十七萬圓の使途不明の罪惡を暴露し、四十二年四月二十八日破產の宣告を受けて萬事休した。

明教生命保險株式會社

整理命令後大阪生命と合併し三十九年任意解散をなす

明教生命は明教保險の後身である。當社は元々宗教界を根城として、僧侶の生命保險、神社佛閣の火災保險を營むことを以てその本務とし、明治二十七年三月二十八日創立されたものだが、資本金五十萬圓で東京市京橋區三十間堀一丁目二番地に開業したのは同年五月十五日であつた。開業と同時に宏佛海氏專務取締役社長となり、東京側の取締役佐久間眞一、山中麟之助、梅浦精一、井田武雄、高松喜六、宏虎童、京都側の取締役、膳平兵衞、大野喜助、山田定七、大阪側の取締役古畑寅造、鳴戸喜七の諸氏就任したが、かゝる多數では船頭多くして船山に登ると一般で、三十年の夏には東西兩派對峙して勢力爭ひの紛擾起り、鼎の沸くが如き騷ぎであつたが、澁澤榮一、濱岡光哲の兩雄出でゝ兩派を取鎭め、結果は關西派に凱歌が擧つた。勝を制した關西派は、直に臨時總會召集に着手、三十年九月二十日總會を開き、役員改選をなして專務取締役社長に古畑寅造、常務に山田定七を据えて關東派を驅逐し、更に本社を京都府下京區三條通寺町西入に移し、東京大阪に支社を設置することに決した。斯くして三十年には新契約百五十六萬圓を擧げたが一ケ年と續かず、翌年には早や落調の色を見せた。偶々三十二年新商法の施行に依り生命火災の兼營を許可せぬ事になつたので、火災保險を分離して生命保險專業となし名稱も明教生命保險株式會社と改めた。併し內容刷新はおろか、三十三年十一月十四日には責任準備金の不足を告げて當局より整理命令が下り三十四年六月二十日には取締役古畑寅造（社長）山田定七、監査役河合太兵衞、增田又七郎等辭任し、之に代つて本多副元男社長に、岡部廣氏取締役に夫々就任したが、大株主たる靑木庄太郎氏より當選無效の訴訟を起され一時不測の境地に立つたが相手は岡部と云ふ怪傑少しも動ぜぬのみか、萬世生命の一室に大合同の圖譜をゑがき、虎視耽々たる岡部は、早くも萬世との間に合併計畫をめぐらし、同十一月三日には東京市京橋區三十間堀に本社を移し、同時に大東生命と結び、更に三十五年二月には大阪生命と合併成るに及んで大阪市東區本町二丁目六十一番地なる大阪生命內に移轉した而して三十九年十一月終に日本共同、海國の二社と共に任意解散するに至つたのである。

内外生存保險合資會社

初め、競盛、御嶽、内外生存營業停止命令により任意解散

當社は競盛から御嶽に、御嶽から內外生存へと僅か六年七ケ月間に三度も社名も改めてゐるが、斯る轉變慌しきところに業績の進捗する筈がなく徒らに醜名と惡評とを殘したまゝ哀れ解散の悲運を辿つたものである。そもそもの前身たる競盛生命保險合資會社は、明治二十七年五月十五日資本金三萬圓を以て、東京市本鄉區湯島天神三丁目二番地に開業、社長に寺田助次郎（出資二萬四千圓）取締役に堀越榮三郎（出資五千圓）內城金次郎（出資一千圓）の兩氏就任したが、恰も保險會社亂設時代の渦中であり、保險智識の稀薄なる世人を利用し一方社內に不正を働く者があつた爲遂に會社法に觸れ三十九年十二月三日には寺田社長が、續いて五日には重役等が東京地方裁判所に拘引された爾來この惡辭と蔑罵に營業もならず、影をひそめて廢業したかに見られてゐたが、幸うじて高橋與市、岡村貢氏等によつて餘喘を保ち、次第に復活することゝなり、三十一年五月商號も御嶽生命と改めた。而して本社を京橋區金六町白魚河岸に移轉すると共に、金子宗象氏が支配人となつて努力したが、過去競盛生命時代の不始末が世人の腦底深く刻み込まれて徒に惡戰苦闘するのみ、每年徵收する保險料の如きも年五千圓の慘めさであつた。萬策竭きて三十三年春には更に內外生存保險合資會社と改稱したが、外見の改稱のみで內憂は依然拂拭すべくもなく、必至の勢で內部整理に腐心中同年末當局の臨檢に遭つて、彌縫に彌縫を行つた內情一時に暴露し營業停止を命ぜられ、翌年一月自ら解散した。

倭生命保險株式會社

解散命令と破產宣告により解散

倭生命保險株式會社は、明治二十七年六月二十二日創立され、資本金三萬圓保險種類は養老、終身、結婚資等で、同年九月十六日奈良縣奈良町東南城戶に開業した。社長には櫻井知則、常務取締役には植田虎壽、取締役に鹿野宇三郎、久保井金三郎、監査役井上權三郎、矢部源內、寺原上吉氏等何れも縣內の有力者のみ就任し、當時は軍人の申込が增加したが、要するにこれも一時的な景氣に過ぎず、幾何もなくして田口定孝男を社長に据へたが、如何に名門を拉するとも、業績は微々として擧らず、終に二十九年十月一日社業餘りに貧弱にして實力之に備はらぬところから、奈良地方裁判所より解散を命ぜられ、續いて翌三十年八月破產宣告の命に接し、二ケ年の壽命にして果敢なく葬り去られた。

大阪生命保險株式會社

不正暴露して司法權發動し續いて解散命令により解散

所謂動搖時代の舞臺にあつて、活躍したものは可成りあつたが、岡部廣氏の如く紛糾混亂の生保界に處し、神速疾風の如き勢を以て斯界を牛耳つた者はその前に往者なく、その後に來者なく、彼こそは生保界怪傑の第一人者で、その本據とする大阪生命の沒落史はとりもなほさず岡部罪惡史ともなる。實に大阪生命はその頃の凡ゆる跆踉保險會社に關係を持ち、その運命の鍵を握つてゐた。かゝる數奇な大阪生命は、いつ出現したか、その由來を尋ぬるに明治二十七年九月十一日大阪府下十五紡績會社職工の病傷保險を目的にして各紡績會社の重役達が發起設立したもので、最初大阪病傷

保險株式會社と稱し、資本金十萬圓、小泉新助氏社長となり、同年十月三日大阪市西區靱南通に開業した。越えて翌年十月、大阪生命病傷と改稱すると共に資本金を三十萬圓に增加し、新に徴兵保險を加へたが、その成果を見ないうちに翌三十二年八月當社の標的たる病傷保險が時運に惠まれず廢止の止むなきに至つた。三十二年九月十四日には大阪生命保險株式會社と改稱し、稍々積極的に働きかけたので、新契約方面も好況に進み、三十三年には百六十萬圓以上の成績を擧げて、ひそかに北叟笑んでゐたが、この好況は、早くも萬世生命の重役岡部氏の慧眼にかゝり、三十四年には既に大阪生命の核心深く喰ひ込んでしまつた。そうして社長には本多副元男を据えたが、それは床の間の置物よろしくと云つた形で、諸事萬端岡部氏の意中で行はれた。

三十五年二月には明數生命を買收し、次いで萬世、日本共同、酒家、海國、大日本、禪徒、大東、九州、北陸の九社と共に十社合併の一大計劃を樹て、一部は見事に實現したが、九州、北陸の兩社は認可とならず、立往生の態であつた。折も折、志田保險課長代理が、大阪生命檢査の結果、意外にも資産上に大欠陷あることが摘發され、整理命令が下ると同時に岡部氏は四圍の人となつた。岡部氏に代つて副井の資産家で岡部氏と同鄕人の大和田莊七氏が入つたが、間もなく岡部氏が保釋出獄して、故障を申出でるので大和田氏も岡部氏のあまりな利己心に愛憎をつかして去り、整理の任に當るべく保險課長の椅子まで棒に振つて入社した楠氏も、岡部氏の暴政に業を煮やして退社してしまつた。そこで實權は再度岡部氏の手中に復歸したが、その頃岡部氏は裁判確定して入獄しなければならぬところから、又も同鄕人たる有嶋生命社長由利公正子に後事を託さんとしたが、由利子は岡部氏の後圖あるを見ぬき善後策に腐心中であつた處、果して明治三十八年二月二十五日大阪地方裁判所より解散命令が下つた。（當社をめぐる大合同の經緯竝に岡部の罪惡秘錄は本紀に詳述）これに對し岡部氏は數々の理由を擧げて抗告を提出したが及ばず、三十八年十二月二十二日遂に大審院から抗告を棄却され、さしもに大掛りな岡部氏の大合同計劃も結局は水泡に歸した。

博愛生命保險株式會社

初め京都生命、後に博愛生命と改稱
萬歲生命包括移轉により解散

博愛生命は、もと京都生命保險株式會社の改稱せるものであつて、明治二十七年四月四日京都に於て中村忠兵衛、岩井八兵衛、佐々木清七中堀幾太郎ほか數氏に依つて發起されたが、發起人は土地の製糸、染物會社の重役達で、從つて關係會社又は組合の職工其他一般生命保險を目的として計畫されたのである。

然るに當時、會社新設を出願するもの四十餘件に上り、主務省の調査も容易に進まず、何時認可とも知り難いので、中堀幾太郎氏は自ら東上し、特に認可を促したので、漸く九月四日設立認可の指令に接した。十一月十八日、資本金五萬圓を以て開業、中堀氏專務となつて大いに奮闘し、當社の目ざす相手は京都重要物産七組合の職工徒弟等だつたので、開業早々より被保險者の增加を見た。

博愛生命は、もと京都生命保險株式會社の改稱せるものであつて、明治二十七年四月四日京都に於て中村忠兵衛、岩井八兵衛、佐々木清七中堀幾太郎ほか數氏に依つて發起されたが、發起人は土地の製糸、染物會社の重役達で、從つて關係會社又は組合の職工其他一般生命保險を目的として計畫されたのである。

然るに當時、會社新設を出願するもの四十餘件に上り、主務省の調査も容易に進まず、何時認可とも知り難いので、中堀幾太郎氏は自ら東上し、特に認可を促したので、漸く九月四日設立認可の指令に接した。十一月十八日、資本金五萬圓を以て開業、中堀氏專務となつて大いに奮闘し、當社の目ざす相手は京都重要物産七組合の職工徒弟等だつたので、開業早々より被保險者の增加を見た。

先づ幸先よしと、資本金を十萬圓に增額し、社務も極めて圓滑に行はれてゐたが、かゝる事業は永く一地方に蟠居して盛運含きものではなく、三十七年三月には久世通章子を社長とする一派乘込み社業は逐化して五萬圓の缺損を生じ、これが善後策に腐心中、例の稀代の怪傑岡部廣氏に把握され、續いて眞宗信徒系の三田勝俊氏の登場となり、一時當社の事務は眞宗信徒本社内に於て執られてゐた。これは合併の目的であること勿論であつたが折しも肝腎な岡部廣氏の召喚となり、村上保險課長の檢査は京都生命にまで及び京都生命は本社復歸を命ぜられた。四十一年四月一日、社名を博愛生命保險株式會社と改めたが、もはや徒刀にして獨歩の力なく北陸生命系の勢力下に潛み、社長には竹下康之、專務には中井信治、取締役には朝倉要之助の諸氏が就任したが、偶々北陸生命の失態暴露して破產宣告を受けたので、宿木のやうな當社の維持も困難となり、守山又三氏社長となつて采配を揮つたが、これ亦命脈短かく四十五年五月には小原元美氏に椅子を讓つて退任した。然るに小原氏も持續せず、大正元年十一月資本金を五十萬圓に增額した頃は一時紀俊秀男社長となつたがこれも亦腰かけ的社長に過ぎなかつた。斯る慌しい更迭の後を承けて專務となり、社長となつたのが現商工大臣中島久萬吉男で、就任したのは大正三年二月であつた。中島男は就任早々約款の寬大

化を圖り、小原專務と拔差事業に當つたが、勞多くして酬ひられず、業績は反つて退歩するばかりであつた。その後新契約は益々激減するばかりで、致死期に入つた當社の到底匡救し難きを覺り、大正六年八月、萬歲生命保險株式會社に對し保險契約の包括移轉をなし寬に自らを終つた。

東亞生命保險株式會社

初め山陰生命、のち東亞生命と改稱
明治四十年株主決議により任意解散

東亞生命保險會社は、最初山陰生命保險會社と稱し、雲州松江市をその搖籃の地とし、松江の富豪佐々木義右衞門氏を中心に縣下の紳商と共に明治二十七年秋頃より發起計畫を樹て、同年十一月十六日縣廳より設立免許を受けて翌二十八年一月五日より營業を開始した。資本金五萬圓（一萬二千五百圓拂込）佐々木氏社長となり、取締役に大澤卯十郎、星野甚右衞門、山本誠兵衞、野坂茂三郎の諸氏就任し、本社を松江市末次本町十三番地に設けて社長以下ひたすら社運の隆昌を本願として努力したので、小規模ながら最初から鄕土會社としては異色ある業績を擧げてゐた。こゝに目をつけたのが蟹江次郎、設樂久等の諸氏で、三十七年二月、本社は一躍西の商都たる大阪市東區島町二丁目十三番地に移轉、翌三月十一日に開かれた臨時總會で定款を變更して社名を東亞生命保險株式會社と改稱、資本金も亦四倍增資の二十萬圓となし、續いて重役の補缺選擧を行ひ、蟹江次郎氏は取締役に、天野修次郎氏は監査役に夫々當選した。これと同時に設樂久氏も亦入社し來り、續いて三十七年八月五日の臨時總會では柴原和氏社長となり、設樂氏專務取締役となつて專心經營の任に當つた。改正定款に依る「新種利益八割配當保險」を振翳して募集陣に奮闘し、年末には一百十一萬餘圓の保有契約高を揭げたが、過ぎたるは及ばざるに等しく設樂氏の緋聞は增資問題其他を利用して八方活躍し過ぎたため、同社資産に多額の損害を與へ、整理困難と見るや、些の未練なく當社の主權を宅平次郎、中塚大次郎氏等に讓渡してしまつたが、同社資産内容の不良は噓想以上で、投資資本の回收不能を忍れ、氏もこゝに於て、主權は再び佐々木氏に復歸し、專務水谷長太郎氏と共に一意挽回に努めたが、既に素亂その極に達してをり、偶々當社より前專務宅平次郎氏を相手取つて五萬千五百圓の返還請求訴訟は、大阪裁判所の當社調査に及び、三十九年十一月十四日岡檢事の假借なき臨檢に遭ひ、社業の亂脈を暴露し、人を呪はゞ穴二つの喩に洩れず、自縄自縛の憂目を見て、遂には强制解散とまで甚しく論議せられた。そこで佐々木社長は專務取締役其他大株主等と議し、被保人や業界の爲に任意解散を決意し、翌四十年二月二十一日檢事局の内許を得て主務省に任意解散願を申請し、同月末遂に解散廢業した。

九州生命保險株式會社

四十二年破產宣告により解散

九州生命保險株式會社は、明治二十八年四月、資本金十五萬圓にて創立され、同六月より福岡市博多中間町十八番地に開業した。成川尚義氏を社長とし、林瀬氏支配人となり、脊業保險は甲乙兩種に分ち、甲種には定期、養老、養老年金、得資乙種には日掛終身、日掛養老、日掛得資とした。三十一年末、增資して三十萬圓となし、本社を博多中洲町二百十二番地に新築移轉し、創立三年後には五百二十八萬圓の契約高を維持してゐた。その頃專務に上野彌太郎、支配人に野守嘉猷の兩氏就任して林氏は退いたが、より〳〵重役間に會社をこのまゝ鄕土會社にとゞめては到底大を期すること難く、寧ろ大會社に合併すべしと强調するものがあつて、三十五年半頃には明治生命に、保險契約及準備積立金の包括移轉を決行すべき内交渉が進められてゐたが、社内に反對黨出でて纏らず談判破棄とはなつたが、この間隙に乘ぜられて岡部廣氏の權謀術策にかゝり、終に大阪生命と合併するに至つた。當時九州生命の保險契約高は六百八十六萬餘圓、責任準備金三十三萬九千餘圓であつたが、全部これを大阪生命に移轉し、同時に重役の更迭を行つて、取締役八坂寅吉、小河久四郎、半田萬次郎、上野彌太郎、江藤茂、有吉七郎、石橋勇三郎の諸氏退任し、岡部廣、本多副元、柴原和、小林好愛の諸氏就任し、また監査役には山口

練一、柴田治三の諸氏辭任して之に代つて下澤善右衛門、石橋勇三郎、江藤茂の諸氏が就任した。斯くて岡部の利双に服した九州生命は三十五年九月臨時總會を開き、高見松太郎氏は先づ合同理由として本社設立以來の營業狀況を說明し、現時七百萬圓の保險金と三十四萬圓の積立金とを有してゐるが、保險界の形勢は到底一千萬圓以上の保險金を有せずしては繼續し得べきでなく、小會社の分立の不可能なるを思ふに當り大阪生命は既に十會社を併合し、益々進んで大會社となさんとするを以て、過日來協議の結果、此運びに至つたのであると述べ、續いて議長は議案の全體を朗讀省略の上一括に附議する旨を告げ、株主より舊重役諸氏の報酬贈呈の件に付質問があつたが、岡部氏は舊重役の功勞に對しては五千圓の程度に酬ゆる旨を披瀝し、開會後十五分で異議なく散會した。これで兩社間の合同を決定したが株主中には多少反抗の氣色ある者も見えた。

その後更に眞宗信徒及び北陸生命と三社合併の締結をしたが、折柄大阪生命に事業停止の命令が下つたのでこの計畫も水泡に歸し、九州生命は三十八年六月再び福岡市に復歸獨行することゝなつた。（この間當社を繞つて小山田信藏對岡部廣氏の葛藤があるが、これは本紀中の大阪生命罪惡史の項に詳述）然し、一旦岡部氏の傀儡となつて自らを不評の渦中に投じた後とて世間の信用は全く薄らぎ、これに加へて取締役の三田勝俊氏は眞宗信徒株三千五百十九株を西本願寺の僧侶小田章順氏に賣却した如く裝ひ實は之を橫領し、又一方には前取締役野守嘉猷一派の中傷的妨害等があつて、さなきだに半身不隨となれる當社をして益々身の自由を奪つてしまつた。斯うなつては、如何に門地の小澤男を社長としても、最早挽回の術なく、翌三十九年三月には宮本保險事務官の檢査にかゝり死中既に活なきものと見られ、四十一年七月二日新契約を停止され翌四十二年八月十日破產宣告を受けて畢に終焉の幕を下した。

護國生命保險株式會社

新設大同生命へ合同により解散

護國生命保險株式會社は、日淸戰役直後から發企が傳へられた會社で、板倉勝己、丸山作樂、田中平八、高島嘉右衛門、池上仲三郎、廣田千秋等知名の諸氏が中心となつて創立に當り、二十九年三月末日、東京府より設立免許を受け、翌月資本金十萬圓（四分の一、二萬五千圓拂込）を以つて、東京市京橋區木挽町五丁目に營業を開始した。高島社長、廣田專務等自から陣頭に立つて活躍した甚、九ケ月の期間ではあつたが、初年度末には契約高九十二萬餘圓、翌三十一年末には契約高一百七十八萬餘圓、三十三年末一百九十四萬餘圓と僅かながらも年々契約高は增加したが、主務省の臨檢は苦もなく、資產內容の缺陷を暴露し、これが補整に盡力しつゝ一方主務當局の慫慂もあつて、專務は秘かに大阪の朝日生命の本社に申川副社長を訪れて、合併談を持ちかけた。其後數次交涉して愈々談が纏り、同四月二十三日には主務省も亦認可したので、同月十五日大阪の朝日生命保險會社本社に於て、北海と共に三社合併の實現となつた總會が開催せられ、爰に三社合併の實現となつた而して當社重役のうちからも廣田千秋、板倉勝己池上仲三郎の三氏が新會社の重役となり、護國生命の社名は同年九月末を以つて消失せた。

浪花生命保險合資會社

初め日本共同生命合資保險と稱すのち解散し新設の日本共同に移る

浪花生命は、その前身を日本共同生命合資會社と稱し、明治二十九年三月三十一日、大阪府より設立免許を受けて開業した。本社を大阪市南區順慶町三丁目に置き、最初は生命保險の外火災保險も兼營し、資本額僅か五萬圓（一萬二千五百圓拂込）の會社であつたが、その割に相當の成績を示し、同年末には生命保險のみにて六十二萬餘圓の契約高となり、三十一年末には九十萬餘圓となつたが、この年兼業が禁止せられて火災保險を脫した。爾來業績不振を示し當時の社長佐々木政行氏はこれを遺憾として、色々と更生策を計り、本社なども、同市西區南堀江町一丁目に移し翌三十二年二月には當局の認許を得て、浪花生命と改め、資本金も未拂込を徵收して損失補塡に充てるなど熱心な挽回策を行つたが、自力更生その目的を達せざるうちに、保險契約移轉の議が決し、殘存契約十五萬餘圓を、日本共同生命保險株式會社に移し、三十三年十月十五日任意解散するの外はなかつたのである。

日本共同保險株式會社

大阪生命へ合併後任意解散

日本共同保險株式會社は、浪花生命の保險契約を繼承して創起せられた會社で、明治三十二年八月二十二日設立免許を受け、同年十一月四日より營業を開始したが、當社が省令制定後最初に營業免許になつた會社である。資本金十萬圓（四分の一拂込）株式の大半は發起人が引受け、社長には子爵板倉勝達氏を推し、浪花生命の社長たりし佐々木政行氏は專務となり、本社を大阪市西區南堀江町一丁目の浪花生命本社跡に置き、取締役に三島桂、寺島秋介、林新八郎、長崎司馬太郎、原讓造の諸氏就任、武田駒太郎、服部彥太郎、東野修一郎の三氏監査役となつて、その緖に就いたが、その矢先、佐々木專務逝き、手順を狂はした。その後を巽茂次氏襲つて專務となり、社長を輔けたが、社業に進展なく、七月二十日の臨時總會には巽氏退き、代つて元五十八銀行頭取なりし椿本莊助氏が專務に推された。然し、振はざること舊態依然で、一部株主間には「會社將來の見込充分ならざる」の理由を以て任意解散を叫ぶ者もあり、その間大阪生命と合併交涉が進められ新たに坂根正夫氏取締役社長となつて本社を大阪生命本社內に移した。然るに大阪生命の野望は只ならず、遂には坂根社長を斥け自ら取締役社長となり、同年三月には當社保險契約及び資產一切を、大阪生命保險會社に合併を完了し、續いて翌四月十三日開かれた臨時總會にて、役員の改選を行ひ、前社長時代の重役はすべて辭任せしめ、彼の腹臣を据へるなど、まことやら斯かる仕草にかけては至れり盡せりの手法である。そして殘務整理に名を藉りて未拂込を徵收し、彼等一派の運動資金に費消したなど實に猛々しい限りである。斯くて三十九年十月二十二日、當社は岡部一黨に好餌を與へて任意解散の悲運を招いた。

日宗生命保險株式會社

四十二年解散命令により解散

日宗生命保險株式會社は、明治二十九年八月、河合芳次郎氏等に依つて創立され資本金三十萬圓を以て同年十一月十五日東京市日本橋區檜物町十二番地に開業、河合氏專務取締役社長となつた。その後、斯界の先覺者なる楠秀太郎氏は當社の爲に顧問となり、三十三年一月には自遷保險法なる無診査保險を創案出願し、自身鵬西方面に出動して外野領域の擴張に當つたこともある。當社は第一類保險（生存保險）第二類保險（死亡保險）の外に兵役保險を營み、同年末契約高四百二十五萬圓のうち兵役保險が八十三萬圓含まれてゐた。事業成績は逆年好調を辿り、三十九年末には六百三十五萬圓の契約高を擁してゐたが、翌四十年よりは遽かに不振となり、早くも前途危しの危險信號を揭ぐるに至つた。斯る不振の最動因は、同じく河合氏を社長とする當社の姉妹會社、日宗火災が蒙るに至つたそして災厄は責任準備金にも及ぼしたので河合氏は挽回の容易ならざるを覺り、特に伯爵澁野井貴麗氏一派を推して之を委ね、只管社業の振興を圖らんと試みたが、大廈の將に倒れんとするや一木のよく支へ得べきものにあらず、流石の澁野井伯も匙を投げて之を江州の實豪下郷傳平氏に諮つたが、何しろ八十萬圓に近き責任準備金の雲散霧消では、救治の方途なく、拱手して來るべき運命を待つより外はなかつた。そこで河合氏は窮餘の一策として、當時成金の雄たる鈴久こと代議士鈴木久五郎氏にわたりをつけ、どうやら話が纏りかけたが、萬事總會後といふことになり、第十一回決算（四十一年）に臨まんとした時も時、定時總會の四月前、卽ち二月二十四日突如として主務省の檢査に遭ひ、三月十八日新契約停止の命令が下つてしまつた。

こゝに河合氏が鈴久氏に會社救助を交涉するに就て一くさりの紛擾事件がある。始め、河合氏の命を承けて鈴久氏に交涉した者は、當社の會計課長原田玄成氏であつた。一方鈴久氏には須永清、清水市郎、高山長幸氏等の腹臣を持つてゐたが須永氏ひとり他を出拔いて巧みに原田氏を籠絡し、自ら相談役として配下を引連れ會社に乘込み、早速舊社員を誡首するなどの暴擧に出た。そこで憤怒の社員等一致結束して須永排斥の猛運動を開始したが、この時、見事出し拔かれて余憤去らぬ鈴久一派の郎黨も取締役男爵松木章彥氏を擁して投じ來り、終に須永派を完全に驅逐し凱歌を奏した

が、時既に晩く、會社は新契約停止命令に接し、兩者の抗爭は空しく鷸蚌の爭に終つてしまつた。

斯くて四十二年九月四日東京地方裁判所より到底整理改善の見込なきものとして解散を命ぜられ命數僅か十二年にしてその殘骸を横へた。

日本生存保險株式會社

三十九年破産宣告により解散

日本生存保險はその社名の示す如く、生存保險のみを營業し、子爵小笠原壽長、吉田甚藏、近藤甲子之助、加藤喜惣次、福田又一氏等東京及び埼玉縣の資産家が中心となり、發起計畫せるもので明治三十年八月十日東京に於て創立總會を開いた小笠原子を推して社長となし、其他重役も東京派にて獨占、資本金を十萬圓（四分の一拂込）として設立願書を東京府廳に提出、同月認可を受け、九月より本社を東京市日本橋區大傳馬町二丁目二十番地に置き營業を開始した。然るに當社の無診査保險は一般に歡迎せられ、開業僅か三ケ月目の三十年末には早くも契約高八十萬餘圓となり、三十一年末には一百三十六萬圓に上り、既に大阪に於て開業してゐた日本教育と共に生存保險事業の保險會社としてその將來を囑望された。然し三十二年七月からは他會社なみに死亡保險を兼營せんとしたが折柄株主間の暗鬪は、この頃に至り漸く露骨となり、東京派重役に因縁淺からぬ愛國銀行預金事件は當社信用に重大な影響を及ぼし、僅かの間に業績は逆轉し三十三年末には生存及死亡保險合計僅か八十七萬圓と激落した。收支計算に於ても一萬餘圓の缺損を生じたため、埼玉派株主は納まらず、副支配人北川鍛氏名義にて改革意見を開陳、會社實權乘取を策したが不成巧に終り依然實權は東京派にあつた。偶々愛國銀行預金問題が主務省に於て論議されるや、急遽臨時總會を三十四年二月二十五日、本社に開催、小笠原社長、吉田專務辭任し、取締役長谷川宗治氏を社長に推し埼玉派の歡心を買ふ一方當局の了解に努めたが既に遲く、三月七日遂に東京府廳より整理命令が發せられた。その後長谷川社長は一時大阪生命に合併を策し、又或る時は東北生命に身賣りせんとしたが共に成らず、保有契約は年々漸減し三十七年末には五十萬圓足らずに低落し、一方未拂込問題は捗取らず當局再三の注意も達せられないため、遂に三十八年六月十五日、農商務大臣より新契約停止を命ぜられ、更に三十九年二月十二日、東京地方裁判所より破産決定を宣告された。

禪徒生命保險株式會社

大阪生命合併後任意解散

禪徒生命保險株式會社は、主として臨濟曹洞宗に於ける緇素を目的とし、子爵板倉勝達氏等が發企せるもので、明治三十年九月二十日、東京日本橋倶樂部にて創立總會を開き、役員には社長板倉勝達子、取締役秋虎太郎、森脇治、村田彥次郎、佐野濟七、小林伊兵衞、峰尾勝春、監査役に小林好愛、本莊壽巨子の諸氏就任した。同十一月設立と共に資本金十萬圓、保險種類は終身、養老、定期等にて開業し、後に本社を神田區上白壁町に置いた。

元々當社は禪宗を背景とし、而も其宗の篤信家板倉子が携つてゐるので臨濟宗圓覺寺派管長の聲援も並々ならぬものがあり、三十三年五月には當社のため派内全般に次の諭達を發したものである

本宗篤信者子爵板倉勝達君等發起に係る禪徒生命保險株式會社は既に其筋の認可を經て被保險人募集中に候處右は主として本宗緇素を被保險人とし、其現安後善を期する趣旨に候本派緇素互に奬勵し且つ檀徒の諸彥に於ても差支なき限りは偏に該社の被保險人と相成候樣致さるべし此段特に告達候事

臨濟宗圓覺寺派本院

斯樣に勸誘の太鼓を盛に打鳴して募集に盡力したが、業績一向に擧らず、同年末など五十七萬圓の契約高しか得られなかつたので、板倉社長は當社より稍々優位の日本共同に轉ずる理由を以て辭任した。その後、從來十萬圓の資本金に二十萬圓を增額して三十萬圓となし秋虎太郎氏專務となつて專ら衝に當つたが、氏も難局打開の至難なところから溝口博、三輪善次郎の兩氏と謀り、資本金一萬圓の保險奬勵會社なるものを設立した。これは勸業銀行割增債券の方法を倣ひ、保險奬勵々を贈與する制であり、間接的に解約防止の機關でもあつた。社長には秋虎太郎氏就いたが、足搔けば足搔くほど實効を奏さず、反つて主務省の不審を招き、三十五年三月十一日再度の檢査を受け、奬勵會社が已が内容を糊塗する奇策を暴露されて同年四月十一日新契約の停止を命ぜられた。その後百計盡きて大阪生命に合併、三十八年一月十七日任意解散して了つた。

帝國徵兵保險合資會社

三十三年營業停止命令三十七年解散

帝國徵兵保險合資會社は、明治三十一年二月資本金十五萬圓を以て三重縣津市伊豫町四十六番地に開業した。當時重役の顏ぶれは、專務松岡利弼取締役松岡忠四郎、下田亨三、林宗右衞門の諸氏であつたが、本據が一僻陬に在るのでは業績の程度も微々たるは勿論で、初年度は三十五萬圓の新契約しか擧げ得ず、而も翌三十二年には新契約は半減の二十三萬圓となつた。この貧弱な一地方會社に不埒極まる重役達は、當然拂込むべき三萬七千五百圓（資本金十五萬圓の四分の一）を僅か七千圓前後の拂込より爲さず、更に一萬五千圓の保險料に對して何等の積立をも行はず、あるに委せて勝手に費消せる事實が、三十三年三月の檢査に依つて暴露し、同月十五日營業停止を命ぜられたその後、かゝる失態の責任を役員、發起人に追求する一派と食婪にも第二回拂込を促す一派とが猛烈に抗爭し、會社自體は營業停止の黑幕を下しながら、騷動は縺れゆくばかりであつた。從つて同年末十二月二日及び、翌年一月二十五日兩度の臨時總會にも整理問題は片付かず、この紛擾は三十七年までも續き、氣息奄々のうちに立消えた。

六條生命保險株式會社

初め中央生命のち六條生命と改稱 新契約停止命令の後ち任意解散

生保界の暗黑面を彩る惡の華の一つとして、阿部に咲き、蕭條と散つた六條生命物語、繙けば人性諸相の長き繪卷物である。最初當社は中央生命保險株式會社として明治二十九年二月五日、大阪東區南久太郎町二丁目に開業し、渡邊洪基氏社長となり、資本金三十萬（四分の一拂込）にて死亡保險を營んだ。初年度には八十萬圓からの新契約を擧げたが、三十二年二月には東本願寺の機關會社となり、社名も六條生命保險會社と改め同月十七日本社を京都市下京區東枳殼馬場七條下ルに移した。そして渡邊社長辭して顧問となり、本山の姻戚に當る日野西光善子踏襲して漸くその緒に就いたかと思ふ矢先、三十三年一月、株主に發した第二回拂込の催告が、端なくも導火線となつて、關東、關西の兩派分立し、確執、抗爭の火蓋が切られた。而も關東派の總帥は、名に負ふ岡部廣氏と來てゐるから奇策從横、天下無類の策戰が行はれた。同年二月三日先づ第一の檄を飛ばし、續いて第二矢を放つて巧みに關西軍をひるませ、同時に岡部一流の協議書を作り、直ちに全部の株主に之を諮り、文中「よし分離に不同意に相成候も御隨意に御座候」と高踏的に出て株主の機先を制する等、流石はその道の達人だけに水際切つて鮮かな手腕である。左に協議書の全文を掲げると

協　議　書

一、六條生命保險株式會社靜岡以東即ち同會社三分の一に充たる株主並に被保人及び財產を東西に分離する事

一、分離したる靜岡以東の株主に於て更に會社を創立するか又は既設の會社に合併する場合には右區域に屬する被保人契約を之に移轉せしむる事

但北海道一圓も亦靜岡以東に包含す

一、被保人契約の移轉に關しては東西兩社に於て被保人に通知を爲す事

一、財產分割の方法は左の如し

（イ）東京支店の家屋

（ロ）現在徵收しある金員

（ハ）將來徵收し得可き保險料

（ニ）靜岡以東に現存する什器

一、右の協議は靜岡以東は岡部廣、平内佳一に於て其以西は日野西光善、山田志馬、横井善三郎河鰭公篤、大鐘彥市に於て擔任し、二月十日迄に決定する事

若し協議決定出來ざりし時は左の方法に依る

一、來る二月十日の拂込は同月二十八日に延期する事

一、來る二月二十五日迄に取締役補缺選擧を爲す事

一、補缺取締役は靜岡以東より三名を選ぶ事

但其候補者は靜岡以東の株主の申出に基く事

右協議候に就ては各自實行に勉め可申候爲後日二通を作り各自一通を所持するものなり

明治三十三年一月三十一日

日野西光善、横井善三郎
山田　志馬、大鐘　彦市
河譍　公篤、岡部　廣
平内　佳一

斯くて六條生命の内部は完全に二派に分れ、關東派の岡部、平内は時を移さず東京支店を本據として共慶生命（現東洋生命）を創設した。滿身創痍を受けてさなきだに跼蹐たる六條生命に、吾生蟲としてはあまりに致命的な共慶生命の出現は、終に六條生命をして三十四年十月九日新契約停止を餘儀なくされるに至つた。

その後、重役連は、東本願寺に向つて當座預金として預入れた六萬圓其他につき交涉する傍ら、門末門徒に會社の悲況を哀訴歎願し寄附を要求する等、あらん限りの智慧を絞つたが、解停の曙光を見出す事は出來なかつた。

斯る消極策に全精力を傾注してゐるうち、契約高は激減し、缺損額は徒らに增大して社礎全く砂上の樓閣に等しく、折柄、弱り目に祟り目で東本願寺との訴訟問題も起り、また一方には會社の檢査役大橋鐘二郎、廣瀨晉二郎の兩名が拘引さるゝなど矢つぎ早に不祥事件を頻發し、四十年四月二十六日終に自滅の期が來た。

北海生命保險株式會社

大同生命の新設に合流し解散

北海生命保險株式會社は北垣男爵、高野源之助、金子元三郎、坂元則美、倉橋大助氏等北海道の資産家に依つて發起され、明治三十年十二月北海道廳より發起認可を受け、本社を朔北の地、北海道小樽入舟町に置き、三十一年四月より開業した。最初は社長を置かず、高野源之助氏專務取締役となつて、社務を總攬した。當社營業の保險種類は一般の生存保險と北海道に於ける漁獵從業者相手の定期保險であつたが、資本金二十萬圓（四分一拂込）の地方保險會社としては相當の業績を示し、開業年度の三十一年末には保險契約高六十二萬圓に達した。然し一地方を營業範圍としては行詰り が早いと見えて創業二年目にはその伸度が止り、三十二年末保險契約高は七十五萬餘圓を數へるのみで、資産勘定は赤字を出した。倉橋大助氏新たに取締役となつて改革を計り其後は內容も稍々改善されたかと思はれたが、獨行するに力なく、三十五年四月、朝日、護國との合併談に乘つて潔く解散した。

皇國生命保險合資會社

新契約停止命令の後解散

皇國生命保險合資會社は、明治三十一年四月の發起に係り、五月十五日大阪市西區北通に於て開業した。保險種類は終身、養老の二種で、初年度には十九萬圓の新契約を擧げ、後、南區北炭屋町に轉じた。社業意の如くならず、遂に三月中本社を東京に移轉することに決議し、四月十八日登記を經て東京京市神田區錦町二丁目に移轉し人見寧氏社長となつた。資本金は十二萬圓であつたが新に鈴木精一郎氏ほか十四名の出資者を加へ爾來專ら內部の整理と擴張方法に就き善處したが、出資者とは名のみ實質的には何の後援も爲さぬ輩もあつて豫想通りにはゆかず、八月更に本社を淺草區東中町十七番地に移轉したが、保險契約は殆ど皆無となり、尋常の事では立ち行かぬ有樣となつてゐるのに剩へ、三の重役は奸手段を弄して社金を利用した爲、終に收拾すべからざる狀態に立ち至り三十三年十二月二十八日新契約停止命令が下つた。一時は前途發展を期待して株式會社に組織變更とまで決議したこともあつたが、經營に人を得ず、時を得ず、終に實現に至らなかつた。

山口徵兵保險合資會社

營業停止命令により解散

山口徵兵保險合資會社は、明治三十一年五月、資本金一萬圓を以て山口縣豐浦町東村字田部の一寒村に開業したが、固より地理上に於てもかゝる邊隅に出發しては發展の餘地薄く、その新契約なども極めて微々たるもので、三十一年末の新契約件數百三件、金額一萬一千四百圓、三十二年末件數七十件、金額八千一百圓といふ慘めさであつた。斯くて當時同じく振はなかつた歸徒生命と道づれに新契約の停止を命ぜられたにも拘らず、未だ尙ほ新契約募集をなしてゐた事實が發覺、當局より摘發され三十五年四月十一日農商務大臣より保險法第十一條に依り營業停止の命令が發せらるゝに至つた。

東北生命保險株式會社

初め東北共保生命保險合資と稱す
新契約停止命令後任意解散

東北生命は初め東北共保生命保險合資會社と稱した。當社は明治三十一年六月、青森縣下の多額納稅者及縣會議員等の有力者を網羅し、合資組織の資本金三萬圓を以て青森市濱町百九十四番地に營業を開始した。社長には廣澤安宅氏就任し、三十四年四月資本金を增額して十萬圓となし、合資を株式と改めて陣容を整へ、商號を東北生命保險株式會社と改稱、五月一日から新社名で營業を開始した。社長には依然として廣澤氏據り、常務取締役に佐々木儀助氏、その他取締役、監査役、相談役には十七名の役員を擧げたが、一小規模の會社にして斯る多數の幹部では徒に頭冠重くして反つて支へるに由なく、組織變更開業僅か三ケ月後、九月二十八日には早くも新契約の停止命令が下つた。その後當局より第二回株金拂込の內命あり、當社でも資本金を更に二十萬圓に增額を附議したが贊同支援する者もなく策に窮して日本生存、山陰生命などの合併を劃策したがその實現を見ず三十八年六月五日臨時株主總會の決議に依り解散するに至つた。

共救生命保險合資會社

破產宣告營業停止命令により解散

共救生命保險合資會社は、明治三十二年四月、青森市米町に開業し、五月八日には東京市京橋區八官町に支店を設置、千葉、茨城、栃木方面にも極力新契約の獲得をはかつたが、主務省の檢査に依つて忽ち失態を暴露し、三十三年九月二十日火の如き破產宣告を受け、商法施行法第百二條に依る營業停止を命ぜられて四月十八日解散した。

破產決定
青森縣青森市大字米町
共救生命保險合資會社

右債務者に對する破產事件に就き當地方裁判所は同會社の精算人小舘常五郎、杉森豐、川口榮之進の申立に依り調査をなせし處債務者が明治三十三年八月三十日債權者青森縣南津輕郡竹舘村大字町居今井才太郎より保險金の請求を受け乍無之支拂を爲さゞりしことは右清算人の屆書及其差出したる帳簿に因り明確なりとす依て商法第九百七十八條の規定に從ひ決定すること如左

共救生命保險合資會社を破產者と宣告す
但し支拂停止の日又は後日之を決定す
判事三森榮治郎を破產主任官に選定し青森市浦町百七番戶小舘浦五郎を以て破產管財人に選定す
共救生命保險合資會社及同會社前業務擔當社員小林逸の帳簿證券其他一切の動產に封印を爲すこと
共救生命保險合資會社の財團に屬する物件を占有する者又は同會社に對し債務を負ふものは破產會社に對し其物件の交附をなし又は其債務の支拂をなすべからず
共救生命保險合資會社に對する債務者は明治三十四年三月十日迄に其請求權を破產主任間に屆出づべし

日東生命保險株式會社

初め上越生命（上越養老保險誤？）
新契約停止命令の後ち任意解散

日東生命は上越生命と稱して明治三十三年十二月新潟縣高田町に創設され、資本金十萬圓、死亡保險を營業種目として翌年一月より開業した。取締役に上野貞輝、古澤文太郎、小田仁作、石田政義、大竹新十郎、山崎俊藏、山崎九郎兵衞、監査役に瀧本義雄、高橋達太、大西德太郎、岸佐麟太市川德松の諸氏就任した。當社は上越養老保險講と稱して營業して來たものゝやうであるが、保險法實施に依り株式會社となし、社長に上野茂三郎氏就任し體裁を備へたが目的の契約高は三十七年に至るも僅かに百三十萬圓位で振はず本據を北越の樞地に移すか思ひ切つて東都に移轉するかの二論に分れたが、これを轉向の期として、三十九年四月先づ社名を日東生命保險株式會社と改稱、同時に東京市淺草區諏訪町に支店を新設して稍々積極的に働きかけたので業績も上向し、四十年末の契約高は百二十四萬圓に上つた。この時既に上野茂三郎氏辭任、池谷徹氏代つて社長となり、常務の

石黒昌治、支配人の加藤辰治、渡邊玄榮の兩氏は疾に辭したが、如何に人物と策戰の善處に腐心しても、本據が新潟に在つては到底大成の見込立たず、次第に衰相現れ、四十二年一月二十三日新契約を禁止され同年五月二十六日任意解散した。

東京生命保險株式會社

免許後十餘年を經て遂に開業に至らず

東京生命保險株式會社は細川時太郎、奥田直弘水田五、淺尾汎太郎、原猪作、池田市藏、高橋庄之助の七氏の發起に係り、明治三十一年十二月一日之が認可の申請をなし、翌三十二年十二月二十八日設立免許を得た。然るに當社は創立早々より發起人間に内訌起り、淺尾、奥田、高橋の三氏は早くも除名され、事務所も日本橋區鐵砲町八番地より神田區連雀町十八番地に移つた。其後本社を神田旅籠町一丁目二十二番地に置き資本金十萬圓保險種類は死亡保險を主とし、加賀美嘉兵衛氏社長に就任したが、徒に日月を經過するうち有名無實となつて一時消息を絶つに至り、偶々曩に大日本生命の專務たりし青山牧太郎氏引受け、社長には關信之介、專務には青山氏其他役員就任し、京橋區本材木町三丁目に看板を揭げたがこれ亦、開業に至らず、其の後杳として形影なく本材木町の家には、貸家札が貼られてゐた。

その後どう轉々したものか審らかでないが、明治四十五年頃は、鈴木久五郎氏より福井幸治氏(東京實業銀行頭取)が讓受け芝區三田四國町七番地に假事務所を置き、之が復活をなすべく傳へられたが、何しろ事業免許も十數年前のものにて、その企圖も畫餅に歸し、遂に開業せぬまゝ幕を下したやうである。

大日本兵役保險會社

開業一年ならずして營業停止命令で解散

大日本兵役保險會社は原傳藏、原文次郎、岸田吟治、河原久治郎、大野政助、小林三左衛門、原文三郎、深瀨啓三郎、原田三郎、金子清七の諸氏に依つて發起され、明治三十二年十二月二十七日營業免許の指令を受け、翌年七月より神奈川縣橘樹郡中原村小杉五百六十四番地に資本金十萬圓を以て開業した。而して第一の代理店を横濱市本町二丁目山ノ井商店内に設けたが、同社の營業方針は生後幾何を經ざる男兒に一時金にて徵兵保險を附するものであつた。然るに開業後間もなく三十四年四月には保險業法第十一條に依り農商務大臣より新契約を停止せられ、次で營業停止の命を受け任意解散した。

水難生命保險株式會社

船客保險を目論み開業に至らず解消

水難生命保險株式會社は、工藤茂三郎外六氏主唱の下に發企され、明治二十九年四月七日、大阪府廳を經て主務省に出願、同年八月之が發起認可の指令に接した。當社は資本金三十萬圓、營業種目は近海船客保險、遠海船客保險の二種類で、航海中の生命保險を爲すのがその目的であつたが、それは名のみで實現せずにその儘立消えとなつたやうに傳へられてゐる。

中外生命保險相互會社

社名から相互と銘打つたが愛親と共に煙のやうに消ゆ

中外生命保險相互會社は、愛親生命と期を同じくして明治三十四年七月、計劃されたものだが、京都の池田利左衛門、山中利右衛門氏等の發起に係る、主唱者の要旨を見るに

我等同志は三、四年前より生命保險會社創立の計劃ありしも、當時取締法まだ設けられず無謀の競爭頻發し啻に會社の基礎を危くするのみならず世上保險の信用を輕んずるの傾向を生じ玉石同架の憾みあり、殊に最初より多額の費用を要する本業にして他の普通商事會社と同樣に創業入費契約費等すべて其年の損益勘定に編へするときは勢ひ損失の觀を呈し隨て利益の分配を爲す能はざる等不便を感じたるが故に一時目論見を中止し置きたる所以なり今回保險業法の確定は我等積年の遺憾としたる所のものを去り恰も一の燈台を與へられたるものに外ならざれば此際率先して確實堅固なる相互會社を起し我國本業の發達をして充分滿足なる境域に達せしめんとす

本社を京都に置く筈であつたが、其儘立消へた。

萬歲生命保險株式會社

日華生命に合併し日華萬歲生命となる

萬歲生命保險株式會社は當時大日本麥酒會社取締役たりし藤村義苗、大阪北濱銀行頭取岩下清周及渡邊亭の諸氏が主唱者となり、明治三十七年十月頃より發起計畫を樹て、粟津清亮氏は依囑されて、事業方法書をつくり、續いて柳谷謙太郎、藤本清兵衛、岡松忠利氏等十九名の關東、關西の實業家を發起贊成人に加へ、三十八年八月二十五日初めて發起人會を開き、藤村義苗氏を發起人總代となし、假創立事務所も藤村氏宅なる京橋區明石町六十一番地に設けて創立準備を急いだ。三十九年漸くその成案を得て資本金三十萬圓とし、同年二月二十八日東京府廳を經て主務省に出願した。然るに資本金僅少の故を以つて訂正を命ぜられ、發起人相談の上これを五十萬圓に改めて再申請し同年六月十八日その認可を得本社を日本橋區室町一丁目十番地に移して八月三十一日より營業を開始した。初め社長に柳谷氏、專務に藤村氏就いたが僅か一ケ月後の九月末には既に百三十萬圓からの新契約申込みがあり、開業早々から好調を示した。これは株式が多數有力者に均等に分配せられた爲で各株主が大口契約の申込をなしたに由る。されば發起人及び發起贊成人の申込が中絶するや同社業績も急轉激減し、その後は目覺ましき進展もなく創業二年度の四十年末に於ては二百餘萬圓の保有契約高であつた。而して一方創立當時の持株平均主義も僅か二ケ年にして崩れ、資本金倍額增資(一百萬圓となる)を契機に株主間に變動があつて、岩下清周氏當社株式を多數買收して主權を握る事となつた。所で四十三年に阪神地方に銀行取付あり、當社に關係淺からぬ藤本ビルブローカー銀行の破綻は、岩下清周、藤本清兵衛兩氏の退却を餘儀なくせしめ、兩氏所有の株式は實業界の重鎭古河虎之助氏に讓渡され、氏は當時、浮動株を買收しつゝ株主となつた島德藏氏と共に、大株主となり、當社經營に參與することになつた。而して其後島氏は益々所有株式を集め、遂には取締役にも就任し、阪神方面には相當の活躍をなした。この期間は相當長く續いたがあまりの專斷は氏の失脚を速め、大正五年七月三十日所有株は古河家に賣却せられて島氏は退いた。一方この間東京本社に於ても業績挽回を計り、柳谷社長は平取締役に下り、藤村氏社長となつたが、何しろ生存保險のみで前途發展の餘地もないのに鑑み、古河氏大株主となつてゐる博愛生命買收が企圖され、大正五年九月十五日、臨時株主總會を開き我が國最初の保險契約包括移轉が行はれ、同時に資本金は一百五十萬圓(五十萬圓增資)に增加せられた。

併しこの頃は既に川崎家の勢力下にあり、昭和四年八月には更に日華生命に併吞されて行つた。

神國生命保險株式會社

有隣生命へ保險契約包括移轉して解散

神國生命保險株式會社は、千葉績太郎、成瀨眞一氏等の發起に係り、創立總會が開かれたのは明治四十一年三月六日であつた。

資本金五十萬圓(四分の一拂込)本社を東京市下谷區上野町一丁目十八番地に置き、社長に千葉績太郎、常務に成瀨眞一の兩氏就き粟津博士も顧問として關係があつた。

千葉社長は、もと小學校教員であつたが後政界に入つて、千葉縣會議員となり、續いて代議士に選ばれると四度、明治三十年九月千葉縣農工銀行創設の議起るや、同行創業委員に選ばれ、設立後は取締役頭取となり、更に當社の社長となつた譯である。四十一年八月一日營業を開始し、最初の程は多數株主の協力もあつて契約成績に於ては相當の擧績あつたが、經營方面は豫定通り進まず第一年度決算(五ケ月)には二萬二千餘圓の損失を計上し、翌四十二年末には四萬二千圓に增加した

これが爲め遂に一部株主から社長排斥の聲が起り、四十三年六月、首腦部の交代となつて社長に内藤魯一、常務取締役大泉菊雄、取締役阪長壽郎諸井國三郎、滑川英太郎、監査役金原明德、永井恂一の所謂天狗黨派が入社した。所がこれと同時に前重役の失態が暴露し、主務省よりは整理命令が下り、千葉前社長は拘引され、續いて現重役の大泉菊雄、監査役の永井恂一の兩氏も疑惑の人となつて當時の亂脈は漸く明るみに出された。一部株主は之がため臨時總會開催を請求するなどの騷ぎを演じ、その後に來るもの、即ち横濱の富豪平沼專藏氏の登場であつた。斯くて同年十二月二十九日再び重役更迭の臨時總會が開かれ、内藤社長

以下大部分の重役辭し、新たに平沼派の飯田延太郎、男爵長松篤棐、諸井國三郎、飯降政甚、杉本卯吉、森岡金次郎、若王寺文健、宇井孝三の諸氏就任し、從來の職制は大刷新せられた。そして大株主になつた平沼氏は六萬圓の現金を當社に寄附して、先づ主務省の檢査を通過させ、四月よりは飯田社長指揮の下に更生の意氣を以て當ること丶なり、本社も麹町内幸町に移した。更新後の大正元年末には契約高も七百餘萬圓に伸び、大正三年迄は順調に進んで同年末には一千四百餘萬圓の契約高となつた。然し、その後財界不況に祟られて業績振はず、その轉向策として、買收を劃策し、有隣生命社長高倉藤平氏と數次交渉の結果同氏持株全部を買收すること丶なり、大正五年十月十三日その手續を終へ、本社も日本橋區南茅場町の有隣生命本社内に移し大正七年十二月四日當社の保險契約を有隣生命へ包括移轉すること丶なつた。

國際生命保險株式會社

初め延壽又博濟と稱す
解散命令によりて解消

國際生命は九年の短命を以て終つたのだが、人命の保險を專業とするものが、發行した保險證券の未だ古ぼけない僅かな年月の裡に終焉の幕を閉ぢるとは、その營業の使命と矛盾すること甚しいといふ感を深くする。

國際生命が、目的の港をさして初めて纜を解いた時は博濟生命と稱したが、その準備時代には可なり煩瑣な經緯が伏在してゐた。當社は最初中澤彦吉（先代）關谷祐之介（前太平生命營業部長）の兩氏提唱の下に明治四十五年の交、發起計劃され延壽生命と命名して認可申請したのである。然るに、その直後中澤氏の長逝に遭ひ、發起人間に軋轢を生じ有耶無耶に過ぎるうち、大正二年六月末その筋より却下されたので新たに二代目中澤氏がこれを承け繼ぎ、白井遠平、西澤善七、今井喜八、田村藤兵衛、秋田太郎兵衛、男爵長松篤棐、同正親町季薫、同千秋季高の九名と共に發起人となり商號も博濟生命と改めて同年七月二十三日、發起認可の申請をなした。五ケ月の後三年一月二十二日認可の指令に接し、中澤氏を社長に西村四郎氏を常務とし、同年五月二十二日、資本金五十萬圓にて開業した。當時斯界は惡戰苦鬪の時代で、既設會社と雖も樂觀を許さゞる時であつたが、當社の中心人物中澤氏は中澤土地保全、臺灣拓殖、臺灣地所建物、八十四銀行、興業貯蓄等幾多の關係會社に携はりその餘力を以て當社を經營しやうとしたが、かゝる片手間の仕事では新參の當社が斯界に泳ぐのも容易ではなく、旁々中澤氏の健康も勝れざるところから、適當な後繼者を物色中、白井遠平氏の幹旋に依り五年三月八日、貴族院議員子爵堀河護麿、栃木縣の素封家望月磯平、長谷川調七、神奈川縣の實業家内山敬三郎氏等との間に交渉整ひ、從來の缺損は後繼者が之を補塡することに決して主權の讓渡が行はれた。

斯くて舊重役竝に支配人官林伊勢吉氏その他の幹部連は一蓮托生で退き、社長に堀河子、專務に望月氏當選し、新たな陣容を整備したが、初期の發展時代は喪家の狗の如くに屢々その主權者を變更したので、社礎鞏固ならず益々經營難の度合を深めるばかりであつた。之に加ふる堀河社長や望月專務等の歎息に對して外見は尤らしく同情を裝ひ、その實、貧しき金庫の中を狙はんとする輩が出沒して、發展は期すべくもなく、缺損は逆に增加する一方で、あはや、會社の危機目捷に迫つたと見えたので、望月氏も決意し、當時政友會の總務川原茂輔氏に之を讓渡するに至つたが、この讓渡の實現には、松村寬平氏の潛勢力に依るものが多かつた。八年二月の臨時總會で川原氏社長に、松村、鴨澤（恒吉）の兩氏常務に、その他取締役には渡邊修、藏内次郎作、山本悌次郎、監査役には松浦五兵衛氏就いて新顏觸は成立したが、松村鴨澤の兩氏を除いては何れも政友會に於ける知名の士であつた。何故か生命保險業には政黨人の關係する者多く、その多くは又失敗の經路を辿つてゐる。この一派も先例に洩れず、初めから軍用金を惜まず積極的に押出した爲忽ち十五萬圓以上の缺損を出し、松村氏に補塡されねばならなかつた。かゝる折、社名を「中外生命保險」と改むべくその由を主務省に申請したが、他に同名のもの申請中とあつて却下されたので、更に國際生命保險株式會社と改稱した。九年一月には增資を企て丶五十萬圓から百五十萬圓に爲さんとしたが、社内に紛亂おこり、川原一派の會社乘取策が暴露して、同時に重役の總辭職となり、切角の增資計劃も水泡に歸して四度經營難に陷り川原氏も投出すのほかに途がなかつた。然し最後の段階で踏止まつた結果、藏内氏社長に、松村氏專務に、山本、川原の兩氏は背後の力となつて進むこと丶なり、どうやら復活の曙光を認めたが、同年の春、財界の反動は、流石チヤクタン翁の異名を轟かした藏内氏の關係事業にも影響せずには置かなかつた。又唯一の協力者松村氏も三十三銀行の增資に自らの膏血を絞らざるを得なかつたので、何處にか無理を生じ、當社九年度決算に二十一萬圓の缺損を計上するに至り、重役總べて緘默低頭するより外はなかつた。

往年第一生命に在つて矢野氏の幕下に參じ、その材幹を認められた相良常雄氏が專務として現れたのはその後であつたが、かゝる錯雜多岐なる會社に在つては如何なる名將と雖も施すに策なく、講ずるに道なく、遂に氏も十年八月總てを見捨て丶漂然と去るに至つた。それと前後して當局よりは新契約停止命令が下り、同年度の決算に於ては三十萬圓の缺損を出し、松村氏の延命策も何等の効を奏せず十一年六月十日、解散命令が發せられて遂に空しく解消してしまつた。

旭日生命保險株式會社

拘束命令から
遂に解散命令

大正元年、千家尊福男の主唱にて京濱第一流の實業家を網羅し、旭日生命保險株式會社は創立されたが、發起認可直後に有力な出資者稻山傳太郎氏（稻山銀行頭取）が關係を絶つたので一時頓挫の狀態で、その出現をさへ危まれた。それを「あかぢ」で知られた渡邊治右衞門一家が引受けること丶なり、發起人中の長谷川壽太郎氏等と關係を絶つて社長に渡邊治右衞門、專務に渡邊勝三郎、福澤平太郎氏等を始め役員の悉くを渡邊家の一門若くはその緣故者を以て之に充て、九月一日より日本橋區本材木町一丁目八番地に開業した。然るに專ら營業の衝に當つた山口庄兵衞氏は徹頭徹尾堅實主義一點張で押通した爲、事業は遲々として進まず、經營者側は之に痺を切らして遂に大正三年、太陽生命から倉橋三平氏を拔いて之に代らしめ、翌年には契約高一千萬圓を擧げた。その後契約高の上向するに連れて倉橋氏の地位も上り、大正十年には取締役に加はつたが、一を與へて十の代償を要求せずには置かぬ會社の常套手段として倉橋氏に一大跳躍、五千萬圓達成の大役を課したが、凡そ無理敢行の蔭には罪惡が潛み、罪惡の暴露は破綻への通路であるを恒とするが、旭日生命もその例に洩れなかつた。その結果、契約高は比較的に增加を示したが、之に反比例して内部は漸く紊亂し、資產運用は兎角放漫に流れ、大正九年の財界反動期には忽ち大缺陷を暴露したるのみならず、お家騷動まで惹起して、宛然河水の堰を切つて落したやうな氾濫狀態になつてしまつた。最早斯うなつては倉橋氏の手腕も屆かばこそ、大正十二年八月には所謂拘束命令が發せられ、身動きならぬ矢先、關東大震災に社屋は勿論のこと、被保險者のカードまで燒失して事務全く混亂に陷り呆然とするの外はなかつた。かゝる會社浮沈の瀬戸際にありながら、一族間の不和は愈々募る一方で、醜聞も次第に擴まり、遂に渡邊治右衞門氏は社長を辭して獨り渡邊勝三郎氏留まること丶なり事業の整理に當らんとしたが、倉橋三平氏を退職せしめたる後には、不良分子跋扈して社内は騷然として收拾すべき途がなかつた。爰に於て、渡邊勝三郎氏は會社經營を斷念して十四年六月、實權を小口今朝吉氏一派に讓渡したが、當時小口氏は買收額二百五十萬圓のうち一部を神戸の船成金中村準策氏に融通を受け、旭日生命は遂に渡邊家を離れて小口氏に掌握されてしまつた。而して小口氏社長となつたが、初め中村氏より金融を受ける際の約束を果し得ないので、中村氏相談役となり、更に中村氏の代行者として已が經營する太平洋海上の專務岩川與助及び鷲野米太郎の兩氏を實際經營の衝に參劃せしめたが、これまた獅子身中の蟲で、當局監視の眼を盜んでは盛んに彼等關係方面に會社の財產を流用し、昭和二年の初には三百萬圓に上る大穴をあけて、責任準備金を割るに至つた。これに對し、商工省は重役の改選を命ずると共に、新契約の自發的停止、株金の未拂込徵收の命令を發したが、小口一派に整理の實力なく、翌三年に神戸の乾新兵衞氏一派入つて引受け、大木喜福伯を社長に据へて整理に當つたが、未拂込は徵收出來ず、債務者なる當の小口氏は既に沒落して一家離散の悲境にあり、債權取立など思ひも寄らなかつた。かゝる不正亂脈の會社を擁して經營立直しは大財閥引受か、破壞より外に途はないが、金利の算用を先づ第一とする乾氏としては、拱手傍觀の方法に出づるのが最も得策と見たか、主務

省の出頭命令にも應ぜず、補塡金の出資などにも耳を藉さうともせず、荏苒日を過すうち、暗雲は日を趁うて濃厚に會社を包み遂に昭和三年八月十七日當局より解散の命令下り、直ちに商工省保險部當局は次の如き解散理由を發表した。

解散理由　商工省發表

旭日生命保險株式會社ハ本日商工大臣ノ保險事業免許取消處分ニ因リ玆ニ解散スルニ至レリ

抑モ本社ハ大正元年ノ創立ニシテ最初ハ渡邊治右衛門一派ノ經營スルトコロナリシカ其ノ資產ノ管理運用兎角放漫ニ流レタリシテ以テ當省ハ大正十二年八月保險業法ノ規定ニ基キ所謂拘束命令ヲ發シテ其ノ安全ヲ期シタリ其後大正十四年六月渡邊一派ハ會社ノ實權ヲ小口今朝吉一派ニ讓渡シ小口今朝吉社長ニ就任セシカ忽ニシテ會社財產ヲ彼等一派關係方面ニ流用シ其爲ストコロ實ニ不安ニ堪エサルモノアリシヲ以テ當省ハ直ニ財產ノ供託取締役ノ改選株金ノ拂込其他ノ整理命令ヲ發シ新契約ノ募集ハ自發的ニ之ヲ停止セシメ以テ會社ノ整理更生ヲ圖ラシメントセリ、然ルニ小口一派ニ於テハ到底會社整理ノ實力ナク本年ニ入リテ神戸ノ乾一派之ヲ引受クルニ至リシカ更ニ整理進捗セス荏苒今日ニ及ヒタルモノニシテ一方會社ノ資產狀態ハ益々惡化スルノミナルヲ以テ契約者全體ノ今後ニ於ケル損失ヲ防止スル爲玆ニ斷然タル處置ニ出テタルモノナリ、而シテ會社ノ保有スル契約高ハ昭和三年六月末日ニ於テ件數三萬七千七百九十八件金額二千七百五十七萬八千三百八圓ナリ、尙當省ノ選任シタル淸算人ハ岡本武尙、高野弦雄ノ兩氏ニシテ當省監督ノ下ニ淸算事務ヲ遂行セシムヘシ

斯くて當社は、哀れ「旭日」の名を完うせず、十七年を一期に沒落して了つた。

八千代生命保險株式會社

保險金二割削減後
日華生命へ包括移轉

當社創立の端緒　八千代生命保險株式會社は、その華々しい幕開きに於て、その跳躍的な進展に於て、又その大がゝりな沒落の幕に於て、正に多岐多彩、或る意味では生保界の花形であり、また或る意味では斯界の妖魔であつたと云へやう。

先づその波瀾萬丈の八千代生命史を繙くに、抑々出現の動機は、多年勸業銀行に在つて、貸付課長たりし小原達明氏が、曾て歐洲經濟界を視察中獨逸、佛蘭西等が中央より地方へ數十億の資本を散布しつゝあるに比べ、我邦では勸業銀行が僅かに一億圓の資金を散じつゝあるに過ぎず、就中生命保險會社は二十萬圓の資金を中央に集收し、爲に地方は萎靡するとの見地から、資金の農村還元をその指標として出發したものである。從つて全國の農工銀行を動かし、二萬の株式を全國四十五の農工銀行首腦部に割當て、農銀自身保險の勸誘にも當り、集めた金は農銀に預け、農銀の手を經て府縣民の事業に放資すると云ふ仕組で、色彩頗る明確なるものがあつた。

獨自堅固な陣容　斯る抱負の下に八千代生命は大正二年四月十五日事業免許を受け資本金百萬圓保險種類は利益配當附養老保險、利益配當附終身保險の二種とし、同月二十一日東京市麴町區有樂町一丁目一番地に開業した。取締役には子爵松平直平、菊地太四郎、伯爵寺島誠一郎、小原達明、監査役村上義雄、顧問高橋新吉、相談役渡邊福三郎、中山佐市、中島行孝、春田直哉の諸氏就任し後に尼崎伊三郎（取締役）氏が入つた。社長としては誰も就任しなかつたが、名儀は兎もあれ、小原氏は事實上、社長の役割を爲し萬端の采配を揮つた。又之を繞る重役中、菊池氏は帝都の富豪、尼崎氏は關西の長者、寺島伯、松平子は共に華冑界の俊秀、渡邊氏は橫濱の富豪にして且小原氏の岳父、高橋氏は前勸銀總裁にして小原氏の恩人たり、之に加ふるに全國に散在する農工銀行の頭取は悉くその相談役となつて後援し、陣容と云ひ、背景と云ひ、共に獨自堅固なるものがあつた。

果せる哉、初年度八ケ月餘の戰績空しからず、新契約三百八十一萬圓を擧げ、翌三年には新契約一千百萬圓を得て前年度の缺損を補塡し、三萬餘圓の純益を擧げるなど、實に異數の成績を擧げた駒田龜太郎、關伊右衛門の兩氏が入つたのは恰度此の頃で、前者は營業部長、後者は調査部長となり、小原專務は大正六年十月改めて社長となり、松平取締役はその年辭し、翌年には淸浦豐秋氏が迎へられて取締役となつた。そして七年には契約高四千萬圓、八年には五千三百萬圓と跳躍又跳躍急轉歩の上向振を見せた。

剛膽の一策關の洋行　當社の立役者關伊右衛門

氏が昇進して上村敎衛氏と共に取締役となつたのは九年二月だが、この年財界の不況に禍ひされたとはいへ、新契約は急激に減退し、收入保險料は豫定額に達せず事業費のみ嵩むばかりであつた。爰に於て小原社長は、新看板の樹立を思ひ立ち、大正十年二月、計るところあつて關伊右衛門氏を海外に送つた。關氏が海を渡つて何を調査し、何を研究したか、世人は「西洋文化の悲哀」てふ著書と共に彼の漫遊を冷笑しただらうが、然し十年十一月關氏の歸朝と共に八千代生命の所謂制度革新なるものが行はれた。即ち大家族主義、二十四時間支拂主義、親切第一主義、代理店主義と云つた直輸入的な主義が行はれ、八千代專修學校を新設しては社員を訓練し、海外留學生の募集廣告を都下一流新聞に大々的に揭げ、更に他社に率先して活動寫眞隊を組織する等、募集をのみ使命の如く心得てゐる斯界に聲を大にして呼びかけたものである。而も、それのみに止まらず、更に意氣昂揚して十二年小原社長は東京每日を宰し、四頁に亘る保險記事を揭げて全國に配布し、又、時の加藤首相並に仲小路農相等に建白書を奉る等、飽まで革命的に、刷新的に出た。

蹉跌の第一步　この破天荒の革新計劃は、旨く世人の好奇心を捉へて今や成績好調ならんとする時、大震災に遭つたので營業本部を大阪に移し、さきに認可された少年少女保險、貯蓄保險、月掛保險等に主力を注いだため、震災に於ける打擊も尠く、新制度確立後三年の大正十四年十月には早くも契約高三億圓を突破するの盛況を招來した。

そして三億達成の祝賀會を三日間に亘つて華やかに擧行したが、未だその祝盃に陶然たる時、突如東京朝日新聞によつて、當社が主務省の檢査を受けて警告を發せられたと報ぜられたが、事實改善命令が下つてゐたのであつた。その理由は、宣傳費過大に失すること、星製薬、葛原冷藏、東亞キネマに對する貸付金百二十萬圓中、固定せるものを速かに回收すること、責任準備積立金の不足額八萬圓の補塡をなすこと等が主なるものであつたが、無謀な計劃遂行の祟りはこゝに現れて、八千代蹉跌の第一步が崩されたのである。

慌しいからくり劇　かゝる惡評が世間に流布するや、忽ち失効解約の洪水となり、さしもに歷倒的な業績に罅が入つて、高らかに誇つた三億圓の壘も悲慘に潰え、十四年末には契約高二億六十萬に低落してしまつた。今や四面楚歌の聲、內憂外患交々至る危殆に瀕しながら當の小原社長は「私は硝子張の中に住んで神の見透しの前で動いてゐる、人は皆斯くなければならぬ」と囈語を發し、關專務の怪氣焰は相變らず止まなかつた。かゝる氣焰で世間の風聞を誤魔化しながら、昭和二年の秋頃から密かに讓渡が策され、一時は大阪の藤田組と交渉したが不調に終り、次に橫濱の資產家白田謙四郎氏との交渉成立し、白田氏を專務に、其他取締役には侯爵中山輔親、原善一郎、須田宣、原安三郎、監査役に井坂孝、春田直哉の諸氏就任した。敗殘の將小原達明、關伊右衛門、上村敎衛中島廉夫、淸浦豐秋（以上取締役）藥科正彰、下田寬治（以上監査役）の一味は連袂總辭職をなして一段落、さて新陣容は成つたが、白田一派は缺損三百萬圓を限度として塡補の約束で引受けたがさて正體を洗つてみると、驚くべし缺損額は實に八百萬圓以上。白田氏は讓渡契約破棄を小原氏に要求したが後の祭、白田派は一指も觸れず經營を斷念し、代つて小原派の中島廉夫、下田寬治、國技謹、阿波松之助、荒川勳の五名を重役として暫定內閣を組織し、難局に當らんとしたが、放漫政策によつて今日の苦境を招來した當の責任者小原一派に魂の底から激しい憤怒に燃えてゐる社員及び代理店は結束して新重役排擊の聲を擧げ、事態はいよ〳〵險惡、いよ〳〵紛糾した。その慌しい中を野心家一派のからくり劇がいくつも演ぜられ三年三月末の臨時總會では取締役に奧田龜造（社長）重松鲞二（專務）西本健二郎、監査役に由谷義治、木村庫之助の諸氏、新役員に推擧されたが、奧田社長は商工省より即時補塡を命ぜられた三百五十萬圓の資金調達不能に陷り、旗を捲いて引上げるのほかはなかつた。

堤淸六氏現はる　斯て又々運命の岐路に立迷つてゐる時、藤田合名と、日比谷同族の共同にて引取るべく主務省とも折衝中に、小原氏の腹臣藤田勇氏の策動で小原持株の四萬三千株を日魯漁業會社々長堤淸六氏に讓渡してしまつた。そして堤氏は朝鮮銀行から二百萬圓の融資を受け、自らは監査役にとゞまつて、籌を帷幄のうちに廻し、同年八月二十五日には社長に伯爵奧平昌恭（鮮銀監事）專務に宮內國太郎、其他取締役に平山午介、垣見八郎右衛門、濱野茂、監査役に子爵八條隆正、堤

清六の諸氏就任したが、惜しい哉、更生の陣としては一座に傑物なく、かゝる整理員では再びもとの默阿彌を繰返さねばならなかつた。

日華萬歳に包括移轉　恰度この時、堤清六氏は日魯漁業の漁區問題で失脚し、賣買問題は又もや話題に上つて來た。一方加藤鮮銀總裁も四年六、七月頃より八千代株を他に肩替りせんと密かに相手を物色中、折柄保險界に翼を擴げ出した日華萬歳（當時）の專務河合良成氏を通じて交渉の處、愈々纏り、堤氏の持株二萬一千、鮮銀の融資擔保二萬二千都合四萬三千株を川崎家へ肩替の契約調印をなすに至つた。その後河合氏が鋭意調査の結果は尙且八百萬圓の缺損を持つてゐることが明かとなり、將來獨歩不可能と見るや世評紛々裡に保險金額の二割削減を行ひ、五年四月二十一日、日華萬歳に保險契約は包括移轉され、當社は直ちに清算事務に移された。

河合氏整理の辯　當時、河合氏は『八千代生命の整理に就て』と題する一文の中に『八千代は今やこの癌を抱いて進みも退きもならぬ狀態に在る。向來營業持續することは絕對に不可能で、この儘にして置くと、日當りに出した氷同樣に數年を待たずして資産を蕩盡し會社は壞滅の外はない。』と述べてゐる。そして一・八千代生命は將來獨立出來ぬこと、二・包括移轉のほか途なきこと、三・保險金額及將來の保險料を削減すること等を主題として、一々詳細なる說明を加へ、更に內容の一切を公開したが、世人はその實情の禍惡なるに喫驚すると共に、會社をしてこの危路に導いた惡埒非道な小原、關の一派に對し、今更の如く激しい憤怒と反感の度合を高めた。そして、その悲劇の幕は啻に八千代生命一社に止まらず、全業界の爲に甚だしい誤解と疑雲を招かざるを得なかつた。

大詰めの幕　當社は大正二年四月創立以來、善かれ惡かれ常に人の口の端に上つたが、兎も角も一時は斯界の王座を狙ふものかと思はれたのに、小原氏は神の御座から世俗的な事業熱に憂身を窶し、當社のほかに帝國火災、東邦火災、日本木土、明治證券、東亞キネマを指揮し、また時には星製藥、葛原冷藏、阪井屋株式店等と氣脈を通じてその方策を誤り、坂井屋に八十二萬圓、葛原冷藏に四十五萬餘圓、星製藥に二十五萬餘圓等不良投資の見本を示した。かゝる暴擧によつて一旦失脚はしても尙野望滿々たるものがあり、自らの計劃遂行のためには兄弟も只ならぬ關氏との十五年の交誼をも弊履の如く捨てゝ顧ず關氏と對峙して仇敵の如く抗爭するなど、凡そ人性の惡の反面を露骨に現した人であつた。後に『使はれ人の嘆き』の一書と共に、更生運動の失敗を保險界に殘した關氏とは、正義の假面を被つた點に於て、好一對の人物である。かゝる善にも強く、惡にも強き、小原、關兩氏に君臨して完全に統御し得る人物があつたなら、無謀な資産運用に禍ひされて急轉的に落魄することなく、八千代はその名の通り千代かけて隆昌を期待されたであらうと思はれる。

斯くて久しく疑雲に包まれた八千代生命も、又小原、關兩氏の大野望も黃粱一炊の夢に終り、昭和五年の初、自ら惜春譜を奏でながら遂に空しく消えていつたのである。

東華生命保險株式會社

缺損累積經營不能に陷り
遂に愛國生命へ包括移轉

東北六縣の所謂東北銀行團が百五十名の多數を擁して資金都市集中の弊を打破せんがため、大正三年創立されたのが東華生命保險株式會社であるが、當社は創立以來只の一度も利潤を擧げたこともなく不遇の裡に空しく消えた哀れな會社であつた。當社が資本金百萬圓を以て仙臺市大町四丁目四十四番地に開業したのは大正三年九月二十三日で、社長に八木久兵衞、專務に淸野寛平治その他取締役、監査役、商議役二十七名を就任せしめ、副支配人には曾て第一生命、博愛生命にあつてその名を知られ、現在早稻田大學に教鞭をとつてゐる原島茂氏が就いたが、保險種類は養老保險一種であつた。

由來地方に發生した會社は多くは失敗の歷史を繰返してゐるが、みちのくの一小天地に蹐跼して鎖國の迷夢を貪らんとする當社にして成功すべき筈もなく、創業滿四ケ年の大正七年を迎へても僅かに契約高三百萬圓を數へるの慘めさであつた。これに愛憎をつかした一群が八木一派の不信と社內改革とを叫び、株の買占などの策動があつて、同年十一月には舊重役退任し、代つて茂木惣兵衞氏を社長に、池原遠氏を專務とする新主權者登場して、十二月には本社を東京市日本橋區本石町四丁目二十七番地に移し、同時に仙臺、橫濱、名古屋、大阪、福岡、北陸の各地に支部を新設して積極政策に出た。當時茂木惣兵衞氏は若冠なれど多くの會社に關與し、保險業としても橫濱生命、橫濱火災に關係を有してゐたが、茂木家專有の保險會社の必要なるを認めて當社を買收したものだけに逆境に喘ぐ當社をして、何とか順境たらしむべく專念進展策に心を碎いた。然るにその端緒未だ成らざる大正九年、本據とする茂木合名會社は財界反動の渦に卷き込まれ遂に破産の憂目を見、少壯氣鋭の惣兵衞氏切齒すれども如何ともすることは出來なかつた。この結果、當然經營者の交替となり、翌十年四月には長島弘氏社長となつたが同氏は眞の事業家ではなくて、利權漁りのブロモーターにすぎざれば正に沈沒の運命にある當社を如何ともする能はず、僅か五ケ月にして長島一派は匙を投げてしまつた。その後を神田鐳藏氏承り、自らは株の過半數を占めて表面に立たず、酒井忠亮子を社長に、池原氏を一時專務に留めたが、後淸水景吉氏就き、玆に新陣容は整へられたが、見るべき業績も擧らず、かゝるうちに大震災に遭つて類燒し、第十回決算（十二年四月―十三年三月）に於ては十五萬圓の缺損を生じ、神田氏に十二萬圓の寄附を乞ふてやつと彌縫した有樣であつた。そこへ當社の弗箱神田銀行傾き、神田氏の不正暴露し損失金は每期に增加し、三年八月には酒井社長も逝き、當社は愈々沒落への階段を踏まねばならなかつた。斯くてその存在も望み薄となつてきたが、五年五月には淸水景吉、吉田篤、永野護の三重役退き、代つて安積伊二郎、淸水百太郎、河田周一郎の三氏入つたが、世人は新重役に期待をかけぬばかりか、その物好きに一驚を喫するのみ而して斯る殘骸にも等しき會社を圍繞して醜き抗爭が演ぜられ、總會は延會又延會で社內は麻の如く亂れ果てた。六年七月には淸水百太郎氏辭して平賀一氏加はつたが、事茲に至つて平賀氏一人の出現は雪上更に霜を加へるやうなものであつた。そして生保界から忘れ去られんとしてゐた當社を愛國生命が併合すべく乘出し、東華生命二萬株のうち一萬五千株（日本銀行擔保として六千株、第三銀行擔保として九千株）が六年十一月十七日、日本銀行にて競賣さるゝや、愛國生命が落札買收し同年十二月五日臨時總會を開き愛國側より社長に暉道文藝、取締役布田典雅、豐田末吉、監査役森岡忠尙、矢內榮次の諸氏就任した。同月三十一日は兩社臨時總會を開いて保險契約包括移轉の件竝に東華生命買收に依る資本金三十萬圓を百萬圓に增額の件を附議直ちに承認、翌七年五月二十八日當局より正式認可を受けて東華生命はこゝに最後の幕を靜かに下した。

戰友共濟生命保險株式會社

初め國華生命として計畫
後に第一徵兵へ包括移轉

戰友共濟生命保險會社が、發起認可となつたのは大正六年八月二日であり、早呑込の人は、その時期が歐洲大戰の頃であることから當社は歐洲戰爭を契機として發起されたものゝ如く言ふ者があるが當社は歐洲戰爭開始以前の大正二年五月には堀切善兵衞、黑住弘毅、男爵安場末喜氏等十名が發起人となり、認可申請を主務省に提出してゐたのである。當社は被保險者を陸海軍の軍籍にある者に限る特殊保險を主眼とせる生命保險會社で、資本金五十萬圓、最初社名を國華生命と稱してゐた。申請後發起人間に紛爭を生じ、一時は申請却下論まで起つたが、發起人の交代となり創立委員長には岡喜七郎氏新たに就任し、委員には稻田藤次郎、藤田謙一氏等七名おされ、社名を戰友共濟と改め、資本金も亦一百萬圓に增額した。而して六年八月二日漸く認可に至つたが、株式引受の事から再び仲間割れを生じ岡喜七郎、稻田藤次郎氏等退き新に井出治、伊藤隆三郎氏入社し、翌七年一月三十日、辛うじて創立總會を開き、定款其他を議決して後、取締役社長に井出治氏、專務取締役に安川隆治、內山敬三郎の兩氏を選任、創業當初の發起人黑住弘毅、廣橋嘉七郎の兩氏は平取締役となり、七年六月一日營業を開始した。

さて三度も主腦部の交代をしてやつと店開きとなつた當社は、陸軍の顯官鮫島大將、宇佐川中將南部中將、辻村主計總監等を顧問に推して華々しいところを見せたが、一萬二千人の在鄕軍人分會長意の如くならず、被保險者も亦豫定の如く達せず、開業四年後の大正十一年末に僅か二千三百萬圓の保險契約を得たのみであつたが、一方收支計算の方は初年度損失金三萬九千圓、創業二年度五萬一千圓、三年度十萬圓、大正十年には十四萬圓と年々引續く缺損に、流石の井出社長も長歎息し重役一同と諮り之が挽回策に腐心したが、その甲

發起計劃後消滅會社

左記の會社は發起計劃だけに終り遂に實體を見せなかつたが、我國生命保險事業の動向を見るに必要なものに付、その主なるものを爰に掲ぐることにした。

愛親生命保險相互會社　愛親生命保險相互會社は福岡縣築上郡葛城村に計劃され、明治三十四年六月二十九日其筋に申請した。當社の保險種類は、一・終身保險、二・養老保險、三・教育資金の三種にしてその基金は一口五十圓、二千口計十萬圓を以て、基金の拂込は五萬圓として一千五百圓を先づ、設立費用としては千五百圓を充て、基金より四年度に至る毎年度分割拂込み、二萬圓は五年度に拂込むことに決したが設立に至らず、立消へとなつたやうである。

日本相互保險會社　日本相互保險會社は明治三十二年十二月、大阪市東區北新町二丁目の河内吉兵衛、同區瓦町五丁目の宮川政七の兩氏の發起に係り、資本金十萬圓として發起認可申請書を大阪府廳を經て主務省に屆出たが、その後者として消息はなかつたやうである。

帝國生產保險會社　帝國生產保險會社は東京織物問屋組合の有志連が發起し、資本金五十萬圓にて孵女子商業學校の校主伊藤長次郎氏を社長に推し、專務取締役に戸水寛人氏、取締役に戸水寛人氏、專務取締役に内藤久寛氏、同じく取締役に岸本辰雄氏、監査役に岡野敬次郎氏、同じく監査役に岸本辰雄氏、同じく

士の池田勝三氏と謀つて徴兵及び生存保險の經營を目的としたが、大正三年申請書は却下された。

帝都生命保險株式會社　當社は大正二年七月頃より根津嘉一郎、稲茂登三郎の兩氏主唱者となり大阪生命殘黨の一派と提携して發起計劃されたものだが、準備の途上軋轢を生じ有邪無邪のうちに消へうせた。

壽生命保險株式會社(第一次)　當社は伊丹彌太郎、松永安左衛門等の諸氏を主力とし、大正二年八月十六日に發起申請した。免許の上は東京市に於て一般生命保險を營む豫定で、資本金は五十萬圓とし、創立事務所を東京市麹町區盛興商會内に設け、ひたすら認可を待つたが、願意叶はず、遂に大正六年の暮、申請書け却下された。

千歳生命保險株式會社　當社は松原新之助氏を柱石として、之に東洋海上保險會社の牧朴眞、袴田喜四郎兩氏の一派加はつて發起計畫を樹て基金五十萬圓として大正二年八月二十一日發起申請したが、見込たゝず翌年申請書却下さる。

萬代生命保險相互會社　當社は大正二年九月二十六日發起認可を申請した。發起人は矢田部洪居氏の外に東京近縣の富豪十數名加はり、最初は千歳生命なる社名であつたが、先に同社より分離せる牧朴眞氏一派の計劃せる千歳生命あつて遽かに變更した。漸くにして大正四年五月認可されたので發起人は極力基金募集に奔走すると共に社長に子爵堀河護麿氏を推擧した。然るに、四年十二月、基金據出者淸水某は設立無効の訴訟を提出したため檢事局の活動となり、幾多の欠陷指摘せられて、遂に主務省から發起認可を取消された。

永壽生命保險株式會社　當社は濱口吉右衛門氏一門に和田豐治氏が加はり、大正二年春頃より創業計畫にかゝつた。最初社名を東濱生命とし、資本金五十萬圓の豫定で發起申請し、更にのち社名を永壽生命と改めたが改稱の甲斐もなく申請書は却下された。

大和生命保險株式會社　當社は大正二年の交、松方正雄、高橋是賢氏等發企者となり、同年十月二十二日、資本金五十萬圓として主務省に出願したが、當時出願せるもの二十數社に及び、却々輻輳してゐた。當社など何度も書類の訂正を加へて認可を乞ふたが容れられず大正七年却下された。

中外生命保險相互會社　當社は大阪實業界の重鎭にして且つ政界にも勢力あつた大井卜新氏が當時八十六歳の身を以て醫學博士緒方正淸、同中原德太郎、藥種商柳原三郎、佐々木玄兵衛の諸氏と謀つて發起人となり、基金五十萬圓として大正二年十一月發起申請したが、忘れられた頃の八年に至り却下された。

浪華生命保險相互會社　大阪の實業家田經吉、高山圭三、増田信一氏等の發起に係る。曾てニューヨーク生命日本支社支配人たりし川田謙三氏と協力計畫を進め、大正三年二月十二日發起申請したがその儘に終る。

國民生命保險株式會社(第二次)　當社は大阪の中島鐵藏、東京の三浦義範、阪井田民吉、高田源次郎の諸氏が發起人となつて養老保險を經營する目的にて、資本金一百萬圓となし、大正三年四月主務省に發起認可を申請したが發起人間に確執中同年末申請書却下さる。

友愛生命保險株式會社　當社は高木豐三、田島義方氏等明治大學關係者十五名發起人となつて、同大學の校友を地盤に生保經營を目論み、資本金を五十萬圓として大正三年四月二十五日、發起認可申請書を提出したが、同十一年三月申請書は却下された。

惠美壽生命保險株式會社　當社は大正三年六月二十日、澁谷史春氏外十一名で認可を申請した。本社を大阪に置く筈であつたが、同十一年三月に申請書は却下された。

朝日生命保險株式會社(第二次)　當社は大正三年八月頃淺田正德氏一派の發起計劃にかゝる。之を大倉粂馬氏に移して資本金を五十萬圓としたが發起申請までにも至らずその儘立消へとなつたやうである。

× × ×

以上の外、明治年間には豐川生命、安藤勝四郎氏發起外八名の養老保險、江原素六、粕谷義三兩氏主唱の貯蓄保險、大正九年以後に於ても名和長憲氏外九名の發起せる軍事生命、井上周氏發起の同仁生命、小原達明氏の八千代徴兵、安田善次郎氏の安田生命、久能昌一氏の日本結婚、北岡文兵衛氏ほか四名發起の東京生命（申請大正二年三月九日）大正四年後には内山順氏の日本長老保險等の創業計畫あつたが、孰れも發起申請か又はその申請にも至らずに葬られたものである。

大日本生命保險株式會社

年次	資本金(円)	拂込資本金(円)	新契約(件)	新契約其他(円)	滿期及死亡(円)	解約失效其他(円)	期末現在契約(件)	期末現在契約(円)	收入保險料(円)	支拂保險金(円)	事業費(円)	利益金又ハ損失金(円)	責任準備金(円)
明治二二年	100,000	10,000	二三二	五三,三〇〇	不詳	不詳	八二六	一九四,六〇〇	六,〇三五	五〇〇	三,七三六	不詳	四〇〇
二三	100,000	10,000	三二一	六九,一五〇									
二四	100,000	10,000	一三	六,一〇〇									
二五	100,000	10,000	四八	六,四〇〇									
二六	100,000	10,000	三四三	七三,三〇〇			一,二〇一	二七九,三〇〇		二〇〇	二,六五四		一〇〇
二七	100,000	一五,〇四〇	八六九	一七一,八〇〇			二,五四四	五五一,六〇〇		五一七	八,五四一		不詳
二八	100,000	一六,〇〇〇	九九四	一八七,四〇〇			三,三三四	六八九,五〇〇		一,六七七	七,〇七二		
二九	100,000	二〇,〇〇〇	二七八	五八,一五〇			四,七七三	九七九,二五〇	一四,一三七	四,九〇九	九,八五五		
三〇	100,000	二〇,〇〇〇	二,一一二	四〇八,三〇〇			六,六七一	一,四〇五,八〇〇	三三,四一八	三,六〇〇	一三,六五五		七七三
三一	100,000	二五,〇〇〇	一,七五一	三五五,三〇〇			八,三七八	一,七四八,四五〇	二九,〇九三	六,二〇〇	一五,〇八九		七,二九八
三二	100,000	二五,〇〇〇	二,五一六	四三八,七〇〇			四,九一七	九五五,八〇〇	三〇,八四八	七,七二五	一六,〇〇三		三,〇九五
三三	不詳	不詳	二,六六四	五一五,五五〇			四,〇二九	七八六,九〇〇	四一,三一六	八,〇〇〇	二〇,九一四		四七,一七四
三四			四九五	九八,二〇〇			二,八三三	五三八,四〇〇	二二,五三一	五,五〇〇	一三,四六八		四七,九一四

萬世生命保險株式會社

（元職工生命保險株式會社）

年次	資本金(円)	拂込資本金(円)	新契約(件)	新契約其他(円)	滿期及死亡(円)	解約失效其他(円)	期末現在契約(件)	期末現在契約(円)	收入保險料(円)	支拂保險金(円)	事業費(円)	利益金又ハ損失金(円)	責任準備金(円)
明治二六年	100,000	三,一三〇	二,一七八	一二六,一九〇	不詳	不詳	二,一七八	一二六,二九〇	一,九〇三	二六五	七,五三七	不詳	—
二七	100,000	不詳	一,一〇四	三六,二七〇			三,二八二	一七三,五六〇	三,〇五一	三五八	三,八一〇		—
二八	100,000		二,七九七	一三〇,八〇七			四,三八七	二一三,九九五	八,六九〇	二,三三六	一〇,四八六		—
二九	100,000		一,〇七三	六五,〇一八			五,四六〇	二七八,〇一四	一〇,八〇六	三,七八九	一八,九三六		—
三〇			二,三八五	二三六,五六六			五,二一九	二四七,四六六	一六,〇三三	二,八七一	一三,一六三		—
三一	100,000		二,一七〇	三〇一,四三五			七,八六〇	六七四,五一九	一六,八九〇	二,五四七	一三,八六一		八,四四五
三二	100,000	三三,五〇〇	一五,〇三二	一,六一三,六六七			二一,四八一	二,一五八,一九〇	一三四,九九九	七,五七七	六六,五四五		七四,一〇三
三三	不詳	不詳	六,八七四	八五三,二八三			二一,九七一	二,三〇九,三八四	六三,一六六	二五,七八七	二一,〇〇三		八三,九九六
三四			六八五	一三一,九〇〇			一七,〇五一	一,七九八,九四四	二一,四四三	一七,〇一〇	一五,一九〇		六〇,四五〇

酒家生命保險株式會社

（元日本勞働保險會社）

年次	資本金(円)	拂込資本金(円)	新契約(件)	新契約其他(円)	滿期及死亡(円)	解約失效其他(円)	期末現在契約(件)	期末現在契約(円)	收入保險料(円)	支拂保險金(円)	事業費(円)	利益金又ハ損失金(円)	責任準備金(円)
明治二六年	100,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	—	不詳	不詳	不詳
二七	不詳		一七六	五一,七三八			二七六	五一,九三八	八一六	—	二,〇〇三		四〇〇
二八	三〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	不詳	不詳			一,三三九	二二一,一三二	五,三〇四	三六〇	五,一九九		三,〇〇〇
二九	三〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	一,八五五	三九三,九五〇			二,七八一	四九八,七九四	一六,七〇八	三,二九三	一三,四五三		五,〇〇〇
三〇	三〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	三,〇七六	五四七,四七六			五,四七三	一,〇〇三,五七〇	三九,八五一	七,三〇〇	一二,三三五		二三,〇一六
三一	一五〇,〇〇〇	三七,五〇〇	三,〇〇五	六一八,六〇〇			七,一〇七	一,三〇九,九三八	四七,三八一	八,一三七	三五,九三四		三六,八三五
三二	三〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	三,一五五	七四七,七〇〇			七,八三七	一,四八〇,九一〇	四六,五〇八	一四,九三七	二九,六一七		四一,五四四
三三	不詳	不詳	二,五六三	五九三,三〇〇			六,四六九	一,四〇三,五三三	四五,五七一	一六,一〇〇	五四,六〇〇		六〇,六〇九

海國生命保險株式會社（元濕民生命保險會社）

年次	資本金	拂込資本金	新契約 其他	滿期及死亡	解約失効其他	期末現在契約	收入保險料	支拂保險金	事業費	利益金又ハ損失金	責任準備金
明治二七年	円	円	件	円	円	件	円	円	円	円	円
二八	100,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
二九	100,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三〇	100,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三一	100,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三二	100,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三三	100,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三四	100,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳

內國生命保險株式會社（元內國生命病災保險株式會社）

年次	資本金	拂込資本金	新契約 其他	滿期及死亡	解約失効其他	期末現在契約	收入保險料	支拂保險金	事業費	利益金又ハ損失金	責任準備金
明治二七年	円	円	件	円	円	件	円	円	円	円	円
二八	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
二九	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三〇	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三一	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三二	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三三	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三四	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三五	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三六	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三七	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三八	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三九	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
四〇	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
四一	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
四二	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
四三	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
大正四元	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
四二	300,000	不詳	2,000	不詳	不詳	2,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳

大東生命保險株式會社（元大阪簡易生命保險株式會社）

年次	資本金	拂込資本金	新契約 其他	滿期及死亡	解約失効其他	期末現在契約	收入保險料	支拂保險金	事業費	利益金又ハ損失金	責任準備金
明治二七年	円	円	件	円	円	件	円	円	円	円	円
二八	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
二九	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三〇	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三一	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三二	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三三	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三四	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三五	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三六	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三七	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三八	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三九	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
四〇	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
四一	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
四二	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
四三	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
大正四元	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
四二	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
四三	300,000	不詳	1,000	不詳	不詳	1,000	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
四四

佛教生命保險株式會社

年次	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
明治二七年	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	四一八	八一、七〇〇	不詳	不詳	九九四	一五六、八〇〇	二、七〇二	三〇〇	二二、四五〇	不詳	―
二八	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	三、八九八	六〇六、三〇〇	不詳	不詳	二、五〇一	三七一、二〇〇	八、〇四八	九六〇	九、九一九	不詳	―
二九	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	六、七一二	一、〇〇六、一〇〇	不詳	不詳	六、五〇五	九五七、四〇〇	三三、八三三	四、三七四	二〇、三五〇	不詳	五、七〇一
三〇	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	五、九二四	八四九、一〇〇	不詳	不詳	一二、八三七	一、七二一、三〇〇	七〇、三四七	九、二一〇	二五、〇三八	不詳	九、三〇〇
三一	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	九、一七九	九二六、九〇〇	不詳	不詳	二〇、七一七	二、五九七、八〇	七七、四九三	二〇、八〇〇	四七、四五三	不詳	一六、七〇〇
三二	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	五、三〇四	八一八、二四〇	不詳	不詳	二三、〇五七	三、二九〇、八四〇	一〇三、七四九	一八、一〇〇	二八、〇二四	不詳	五一、三五八
三三	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	六、三〇八	一、〇七九、〇九〇	不詳	不詳	二六、八六三	四、一六八、七〇〇	一〇〇、九三六	二七、六一〇	五三、四二四	不詳	一〇七、九五三
三四	二〇〇、〇〇〇	不詳	一、五九〇	二七七、〇〇〇	不詳	不詳	六、八一〇	一、〇六三、七二〇	七一、六二九	三三、一六〇	六五、二四〇	不詳	六七、六一四
三五	二〇〇、〇〇〇	不詳	一〇一	一九、二〇〇	不詳	不詳	六、二七三	九三七、六六〇	五一、二七四	三三、二一〇	三〇、四九一	不詳	一〇〇、二三三
三六	二〇〇、〇〇〇	不詳	二、五一七	四八二、五〇〇	不詳	不詳	七、四一四	一、一五四、五三〇	六一、二二一	三三、三二〇	三五、三三七	不詳	一〇一、一七一
三七	二〇〇、〇〇〇	不詳	一、六九一	四三九、七〇〇	不詳	不詳	七、三九三	一、二八四、五七〇	五六、八九八	一六、〇四〇	三五、四六九	損 二八、三七八	一〇六、四六〇
三八	二〇〇、〇〇〇	八五、三三五	七〇一	一五八、四八〇	不詳	不詳	五、九九七	一、〇五八、〇四〇	五三、五七八	四六、二二〇	一八、八三六	五九、三三一	一〇九、八〇七
三九	二〇〇、〇〇〇	八八、五八三	―	―	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
四〇	二〇〇、〇〇〇	八八、六五三	―	―	不詳	不詳	二、四五六	三六三、一七〇	二三、九二六	二、〇八〇	一三、三〇七	損 六〇、五七四	八九、八四三
四一	二〇〇、〇〇〇	一九九、六八三	―	―	不詳	不詳	一、四七六	二二六、七〇〇	一五、七九九	一七、八六〇	一二、三二六	損 三三、一五四	五九、七六七
四二	二〇〇、〇〇〇	一二五、二二九	―	―	不詳	不詳	三六〇	五一、四二〇	六、八七七	一八、六九〇	七、七五五	損 四六、六九四	一九、八六八

北陸生命保險株式會社

年次	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
明治二七年	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三、五二六	四八五、〇〇〇	不詳	不詳	三、四五〇	四七四、九〇〇	二一、六五〇	一、五五五	六、〇六八	不詳	三、〇〇六
二八	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	六、三三二	一、八〇六、〇〇〇	不詳	不詳	九、三四三	一、二三一、四五〇	三四、三五八	一〇、五五〇	一一、八一七	不詳	一三、〇四〇
二九	三〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	七、六四九	一、一六七、五五〇	不詳	不詳	一四、九二三	二、一三五、七〇〇	六五、九二三	一六、九五〇	二六、九四二	不詳	三一、八四七
三〇	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	六、二七六	九五一、六五〇	不詳	不詳	一八、二五一	二、七〇一、六五〇	八六、六八九	三一、九〇〇	二九、九四九	不詳	五三、三九九
三一	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	五、七三五	九四五、七〇〇	不詳	不詳	二〇、三六一	三、一五〇、三〇〇	九四、七七一	三二、三〇〇	三六、四三四	不詳	七五、五四一
三二	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	六、三七五	一、〇四九、〇〇〇	不詳	不詳	三三、八七六	三、五〇一、二〇〇	一一五、六一〇	四五、七〇〇	四一、三八一	不詳	一〇〇、四九一
三三	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	六、三一三	一、〇九〇、二〇〇	不詳	不詳	三五、二二一	三、九三七、三五〇	一〇九、〇八六	四六、五五〇	四八、七五八	不詳	一八五、四七九
三四	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	五、三〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	不詳	不詳	二四、九九七	四、〇四五、〇〇〇	一三一、八四一	五〇、一〇〇	四七、四〇三	不詳	二二三、六三五
三五	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	三、九七〇	七二五、六〇〇	不詳	不詳	三三、一八四	三、五七八、四〇〇	一二四、七九二	五五、〇五〇	三九、九二九	不詳	二六一、三〇五
三六	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	七七六	一一五、二五〇	不詳	不詳	一八、七八三	二、九三〇、三五〇	一〇八、一四四	四九、〇六〇	一四、九四八	不詳	二九八、六七〇
三七	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	六四八	九九、三八八	五〇、〇八九	七三八、五四八	一四、八八一	二、二四一、一〇〇	一〇七、五四三	四九、九八二	一八、五五五	三八三	三〇四、六一七
三八	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一、七三八	二七〇、五三四	六〇、二〇〇	九八六、二二五	一〇、二三六	一、四六五、二〇八	八七、三九四	五七、四六四	二六、〇八五	七七一	二五四、七三七
三九	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	三、二一三	六〇八、六七五	三九、八七〇	四三七、二七六	一〇、五四〇	一、六〇六、七三〇	七四、〇九一	四〇、三七七	三三、〇七五	四三〇	二五五、四三一
四〇	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	三、四八四	六八九、〇〇〇	三七、六七〇	四八二、〇六〇	一〇、七一三	一、七七五、九九九	七九、八六六	三四、二六〇	三八、三七八	四九四	二六四、六二二

明教生命保險株式會社

年次	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
明治二七年	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一、九一五	四三六、九〇〇	不詳	不詳	二、三五九	四三〇、七〇〇	八、五七三	三〇〇	一九、一八七	不詳	―
二八	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	七、六五八	一、四八〇、五五〇	不詳	不詳	九、三六五	一、八六三、九〇〇	四九、三七六	一〇、一〇〇	四一、一二八	不詳	八、〇〇〇
二九	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一〇、〇一四	一、九〇〇、一〇〇	不詳	不詳	一八、五四六	三、六一四、九五〇	一〇〇、八七六	一八、八八〇	五七、六四九	不詳	二八、〇〇〇
三〇	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	七、三三七	一、五六七、七五〇	不詳	不詳	二四、二二六	四、八七五、六〇〇	一一八、二七三	四一、七八〇	九四、五六六	不詳	四八、〇〇〇

年次	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
三一	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	七、三〇〇	一、四四八、八五〇	不詳	不詳	三二、四五七	四、七〇七、一〇〇	一四五、七四六	三八、九二〇	九三、七四一	不詳	五〇、〇〇〇
三二	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	七、二七三	一、四六〇、一五〇	不詳	不詳	一八、〇七六	三、五七八、三五〇	一六一、〇九〇	五八、六五五	一一三、〇六〇	不詳	七六、〇五三
三三	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	不詳	不詳	一六、〇四一	三、三六〇、一〇〇	一七四、八七八	六五、九一五	一〇一、一一三	不詳	二〇六、〇五八
三四	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	六、三〇四	一、二六四、八〇〇	不詳	不詳	一六、九四五	三、三六四、七五〇	一四七、三四三	七〇、三三五	七二、〇六七	不詳	二四八、二一〇

大阪生命保險株式會社

年次	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
明治二七年	一〇〇、〇〇〇	不詳	三一	四、三五〇	不詳	不詳	三一	四、三五〇	一、八一九	三六六	一、三五五	不詳	四七
二八	三〇〇、〇〇〇	不詳	三、七四五	六〇六、六〇〇	不詳	不詳	三、六九〇	五九七、四〇〇	二三、八七五	一〇、六六五	一三、一六九	不詳	七、五五〇
二九	三〇〇、〇〇〇	不詳	五、〇三五	八七〇、三五〇	不詳	不詳	八、四八八	一、四三五、四五〇	四二、七七三	七、五〇二	二六、六〇五	不詳	一四、九〇〇
三〇	三〇〇、〇〇〇	不詳	三、〇四〇	一、〇二六、七〇〇	不詳	不詳	一四、三九一	二、四二九、二〇〇	六五、六七一	一〇、四五〇	三六、二五〇	不詳	二四、九〇〇
三一	三〇〇、〇〇〇	不詳	七、三四一	一、三七八、九五〇	不詳	不詳	二一、六三一	三、七七五、七〇〇	九〇、三六〇	二三、八〇〇	五五、四二二	不詳	
三二	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	七、四二三	一、五〇四、九五〇	不詳	不詳	二〇、七一五	三、八五六、三五〇	一一七、八九三	四〇、八〇〇	六三、七七六	不詳	五一、三九九
三三	不詳	不詳	七、八九四	一、六三三、六五〇	不詳	不詳	二五、六五三	四、九三七、七五〇	一六二、八〇〇	四五、二五〇	六九、五三三	不詳	一〇〇、一五六
三四	不詳	不詳	六、六七六	一、四五〇、九〇〇	不詳	不詳	二六、一〇八	五、〇八七、〇〇〇	一五五、三七一	五八、三〇〇	八八、八〇八	不詳	一四五、七一五
三五	不詳	不詳	三〇、一一六	一〇、八六五、五一九	不詳	不詳	六〇、七八三	二一、四八六、二六九	二三〇、四五六	五九、三〇五	七七、三二六	不詳	三六八、六二七
三六	不詳	不詳	一九、二七六	三、九四〇、九〇七	不詳	不詳	五八、二二三	一〇、八九七、三九九	五五八、四八〇	一九六、一六八	二二八、四八〇	不詳	六二五、五九七

博愛生命保險株式會社
（元京都生命保險株式會社）

年次	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
明治二八年	五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一、二六三	一七四、〇一〇	五五〇	―	一、二六〇	一七三、四六〇	四、六〇五	―	四、九二五	不詳	―
二九	五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二、三三九	二四六、五九三	一、五五一	―	三、四八八	四一八、五〇二	一七、五三八	一、五五一	一二、一一四	不詳	一、一〇五
三〇	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二、三九八	四一七、四〇二	二、九九四	八二、三八八	五、〇九四	七五〇、五三三	二七、三七九	二、九九五	一六、九五三	不詳	三、一五七
三一	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、七一六	三三七、四八九	二、三二〇	八二、二四三	六、二〇七	一、〇〇三、五五八	二〇、六九一	二、一六〇	一〇、三六七	不詳	三、二五七
三二	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二、七七〇	五〇七、二二九	六、九一九	二〇六、五八五	七、七二八	一、一九七、二九三	四七、二四三	六、九二〇	二二、〇〇〇	不詳	三八、八六三
三三	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	四、六八七	九八一、一八六	一三、二八九	一一九、〇六三	一一、六九七	二、一四六、一二七	六六、三八七	一三、一七九	三六、八七七	不詳	五一、九八五
三四	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	四、七四一	一、一七七、五六九	二一、四三七	六三六、五〇一	一二、八六五	二、六六五、七六八	一〇六、四六三	一八、五九二	四八、一六四	不詳	一〇一、三四九
三五	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二、六四四	七三三、三五〇	二八、〇七三	六三〇、四八五	一三、五九六	二、七三〇、五六〇	八二、七四三	二四、六四八	三八、七六八	不詳	一一四、九七二
三六	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二、七六二	六八三、九四〇	二六、〇〇四	五一八、四六九	一三、〇六七	二、八六九、四八七	九四、七四〇	二五、三七〇	三八、九九五	不詳	一四八、八九一
三七	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三、七六五	九〇八、九五〇	二九、五九〇	一、一九六、六〇〇	一二、七二三	二、四五二、二四七	九五、九八八	二八、三六五	五三、三六〇	不詳	一六七、三六七
三八	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、二二四	三〇五、四五〇	三〇、五七〇	一、四一三、三二七	六、六九三	一、三一三、八五四	九九、九四一	二七、〇八三	三三、六八一		一八三、九一七
三九	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	六二三	一〇七、七六〇	三一、四一三	四二八、四〇一	五、三一五	九六一、八〇一	五〇、七二三	二五、九〇一	一四、九一七	損 一九、七六五	九、六九三
四〇	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	九三三	二二四、九七八	一八、三四〇	一六〇、七二二	五、四三二	九九七、六六七	四八、三〇三	一七、五四七	二五、三九六	損 二三、一〇三	二〇八、一九六
四一	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、七八九	五〇五、〇五六	一七、一五〇	一七〇、一四九	六、三八一	一、三一五、二四三	五九、〇〇二	一五、三八三	二九、一八四	損 三四、三九九	二二八、八二四
四二	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、四五二	四九〇、一〇〇	二一、四五〇	二六二、八三四	六、八〇七	一、五二一、二四〇	六五、一三六	二〇、三九四	四〇、九六六	三、〇三二	二五〇、五九六
四三	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、〇四〇	七三三、四五〇	二一、五八一	四九七、〇五〇	六、五八二	一、七三五、〇五九	七〇、二六三	二〇、六五七	五四、四三八	損 三六、四五七	二七四、三一九
四四	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二、二七三	一、一七九、五〇〇	二五、二四九	四七九、八五一	七、七〇四	二、四〇九、五〇九	九六、八九〇	三一、四三一	六九、九五五	損 七三、三八九	三一〇、七三三
大正元	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	九三五	四二八、一〇〇	四〇、二六八	八一〇、八〇一	六、九三〇	一、九八六、五四〇	八六、九二九	三六、九〇二	四四、九一五	損 五三、八四三	三二九、七八九
二	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一、三四〇	七七八、一〇〇	三六、八七八	五四七、二〇〇	六、八八五	二、一八〇、四六二	九一、四九五	三四、五七八	五三、七二九	損 八六、〇三三	三七六、二八五
三	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一〇、六一九	六、四六八、八五〇	四六、八五〇	八三三、四五〇	五、六六七	七、七五九、〇一二	二九三、九〇七	三六、九三一	二七二、六六一	一、五五二	五〇六、七四二
四	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	九、四七六	五、六八八、五八〇	八六、三〇五	三、八五五、二五九	一九、三三七	一〇、〇一八、五六二	四一五、四二九	八八、四三四	三〇三、七八〇	一、六一〇	六四四、七三四
五	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	八、五九五	四、九一八、五八九	一三二、二五一	三、八四二、八〇〇	二一、一一二	一〇、九五〇、六四一	五〇三、一二一	一三八、〇三一	一三一、八〇四	三九七	八〇六、〇一五
六	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	二、七九二	一、五八三、〇五〇	一一八、八五〇	三、二七九、三六五	一七、六七八	九、一三五、四七六	四四五、三九八	一一七、八〇七	一八〇、五七七	一〇、一三五	九六六、〇六九

【備考】自明治廿八年、至明治卅年の三ケ年間は三月九月の兩度決算なりしを一回に合算せり。

東亞生命保險株式會社（元山陰生命保險株式會社）

年次（明治）	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約其他（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
二八年	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一、四二六	三三四、九〇〇	不詳	不詳	一、三八一	三三八、四五〇	八、八五九	一、二五〇	四、七三〇	不詳	二、六〇〇
二九	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一、〇三九	一六六、五〇〇	不詳	不詳	三、二四一	三六七、六〇〇	二三、九四一	一、八五〇	四、九四五	不詳	三、七〇〇
三〇	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	六〇九	一〇二、五〇〇	不詳	不詳	三、六三六	四三八、四〇〇	三三、四二七	二、六四八	四、七六八	不詳	六、二〇〇
三一	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	三一五	五六、二五〇	不詳	不詳	三、七七五	四六九、四五〇	三三、八四四	一、四五〇	四、〇九一	不詳	一五、三二七
三二	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	二六四	五四、四〇〇	不詳	不詳	三、〇四三	[illegible]	一五、五九四	三、五五〇	五、六八三	不詳	二〇、三九八
三三	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	四三〇	一一三、一〇〇	不詳	不詳	三、二七六	四五七、七五〇	二三、三五〇	二、一〇〇	六、三六〇	不詳	二六、四〇七
三四	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	二五六	五五、一五〇	不詳	不詳	三、二〇一	四三三、五〇〇	一九、七二九	三、五五〇	六、〇〇四	不詳	二九、七〇三
三五	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一三九	二四、一〇〇	不詳	不詳	一、八九六	三四八、五〇〇	一六、四〇六	二、八〇〇	四、六四〇	不詳	二九、五三一
三六	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一三八	二四、四五〇	不詳	不詳	一、一二三	一九一、〇五〇	一〇、八六三	二、八五〇	四、三五五	不詳	二一、六四〇
三七	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、一四五	二九三、一七〇	三、〇五〇	四三、一〇〇	一、九九九	四三七、九七六	三〇、七〇九	二、七〇〇	一七、三三四	損五、五四三	[illegible]
三八	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二、六七五	六五九、〇〇〇	五、七五〇	五一五、二九〇	二、六七六	五七五、九四一	三五、五〇九	三、一二〇	二四、一五二	損二七、六五三	四一、七〇一

九州生命保險株式會社

年次（明治）	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約其他（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
二八年	一五〇、〇〇〇	不詳	二、八五三	六四二、九〇一	不詳	不詳	二、八四七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
二九	一五〇、〇〇〇	不詳	五、五二一	一、三八五、七七〇	不詳	不詳	八、二三四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
三〇	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	七、六一四	[illegible]	不詳	不詳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
三一	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	八、八二四	[illegible]	不詳	不詳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
三二	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	八、七六〇	[illegible]	不詳	不詳	二七、三一〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
三三	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	九、四九〇	二、四一三、三〇〇	不詳	不詳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
三四	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	六、一五九	一、六七八、六〇〇	不詳	不詳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
三五	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	—	—	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
三六	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	[illegible]	七八一、四〇〇	不詳	不詳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
三七	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	四四、七二〇	六七六、八四四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
三八	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	三一、六八九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三九	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四〇	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	[illegible]	九七七、四〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

朝日生命保險株式會社（元眞宗生命保險株式會社）

年次（明治）	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約其他（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
二八年	[illegible]	[illegible]	八四二	[illegible]	不詳	不詳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
二九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	不詳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
三〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	不詳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
三一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	不詳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
三二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	不詳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
三三	[illegible]	一〇〇、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	不詳	不詳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]
三四	[illegible]	一〇〇、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	不詳	不詳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	不詳	[illegible]

護國生命保險株式會社

年次（明治）	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約其他（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
二九年	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	四、四九七	九二七、〇〇〇	不詳	不詳	四、四五四	九一九、九〇〇	三三、〇七一	一、五五〇	二九、五一五	不詳	七、一八六
三〇	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	六、三四〇	一、三三六、三五〇	不詳	不詳	一〇、一二九	二、〇四三、九五〇	五七、五〇三	五、八五〇	三九、三七四	不詳	二一、三五六
三一	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	八、二二八	一、七八八、九〇〇	不詳	不詳	一七、一四九	三、五五五、〇五〇	一一四、七二〇	一九、七五〇	五八、七二一	不詳	三七、八六三
三二	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	七、一〇七	一、六四七、五〇〇	不詳	不詳	二三、八六六	四、九〇八、九五〇	一三六、一二六	二七、六〇〇	七三、七八四	不詳	七〇、一五三
三三	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	七、〇三三	一、九四三、八五〇	不詳	不詳	二三、七六三	五、二六三、〇五〇	一九六、八四九	三六、五八二	六七、六四〇	不詳	一六〇、一二八
三四	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	四、六五五	一、二五七、一五〇	不詳	不詳	二二、一六七	五、二七九、六五〇	一八五、〇六三	四六、七七〇	七〇、七九五	不詳	二二一、七六八

日本共同保險株式會社

年次（明治）	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約其他（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
三二年	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、七四一	三〇四、五〇〇	不詳	不詳	一、七四一	三〇四、五〇〇	二、四四四	—	二、二七九	不詳	一、〇八五
三三	不詳	不詳	二、〇二三	四三五、七五〇	不詳	不詳	三、四四七	六六四、七〇〇	二一、四三八	三、五一〇	一七、九三六	不詳	八、三五五
三四	不詳	不詳	九一八	一八〇、八〇〇	不詳	不詳	三、三五一	六三三、五五〇	二一、四八〇	七、四〇〇	一七、八四四	不詳	一三、〇九一

日宗生命保險株式會社

年次（明治）	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約其他（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
三〇年	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	六、九四二	一、〇九四、七五〇	不詳	不詳	六、七二九	一、〇六六、四五〇	二六、二六八	三一七	三九、六五四	不詳	一四、五八四
三一	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	八、四八五	一、七四九、三〇〇	不詳	不詳	一三、九八九	二、六六四、二五〇	一一〇、八七五	五、三〇〇	三三、三〇八	不詳	一〇六、一六六
三二	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	五、九五〇	一、四一三、九〇〇	不詳	不詳	一八、九三七	三、八七七、五〇〇	一四四、一六六	一六、一五七	四三、四三二	五、六八三	一三九、〇六〇
三三	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	八、七六七	一、七一七、三〇〇	不詳	不詳	二〇、四九八	三、八六二、一〇〇	一二〇、八三〇	二五、四四二	四四、四四三	不詳	一一五、一九三
三四	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	八、六七八	一、六六六、二〇〇	不詳	不詳	二三、一二九	四、二四六、九〇〇	一五七、一六六	二六、〇二六	六八、三六九	不詳	一七三、四四〇
三五	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	八、五一四	一、八七二、四〇〇	不詳	不詳	二五、九五六	四、九七五、五〇〇	一六一、八一六	三一、七九一	七一、四九八	七、〇二三	二二九、〇一〇
三六	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	四、〇七九	一、二九八、一〇〇	六五、一〇〇	九三七、六〇〇	一八、〇二〇	三、六八二、〇五〇	一五三、三七九	三五、一二八	八九、〇六三	不詳	二八三、五八九
三七	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	七、五二六	二、〇三八、一〇〇	九三、八〇〇	九九九、七〇〇	二三、九八六	五、〇四七、六五〇	二〇八、〇〇三	五八、九六八	一三四、〇〇九	四三三	三三七、一六一
三八	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一二、七七二	三、一六六、六〇〇	九七、八〇〇	七八四、七〇〇	三〇、六七八	七、一六四、〇五〇	二八一、九一八	八〇、三三七	一八九、九八八	三九〇	四三三、六三六
三九	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一〇、九五四	三、八三〇、四五〇	一〇一、一五〇	三、〇七二、八五〇	三八、九八五	一〇、一五一、六五〇	三三八、五八四	八八、四六六	一六七、一八三	四〇七	五二〇、一五九
四〇	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	八、四八七	三、一七三、〇〇〇	不詳	不詳	三六、一二〇	一〇、一四七、三〇〇	四〇一、七八六	九五、六三七	一八六、六一七	一六五	六三〇、〇二一
四一	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	五、四四三	二、一三八、二〇〇	不詳	不詳	三〇、五三七	八、五三七、一〇〇	三六六、四四四	一〇一、八二四	一八六、一三九	損九六、二九四	七六七、三六〇

日本生存保險株式會社

年次（明治）	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約其他（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
三〇年	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	—	—	不詳	不詳	五、九六七	一、二四六、四〇〇	二五、六六五	—	—	不詳	三、一二九
三一	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	六、五六四	一、三六二、九〇〇	不詳	不詳	九、五三六	二、〇〇九、二〇〇	四三、六一〇	—	二三、五〇五	不詳	一八、四七七
三二	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	六、五九六	一、四四八、九〇〇	不詳	不詳	一〇、二〇三	二、〇八七、九〇〇	一二、〇八九	—	三二、〇四九	不詳	二三、三〇〇
三三	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	四、八八九	八七六、六〇〇	不詳	不詳	六、八三一	一、四〇八、九〇〇	五三、四七九	二、三〇〇	四六、三三〇	不詳	三四、七七八
三四	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、九四七	三三五、八〇〇	不詳	不詳	四、四六九	八七七、二〇〇	五〇、八四五	二、五六七	三一、一〇八	不詳	四四、四四八
三五	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、〇六五	二四〇、九〇〇	不詳	不詳	三、五八九	六八〇、四〇〇	三六、四〇五	二、三〇〇	三三、四四〇	不詳	五四、六六五
三六	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	七七四	一六二、四〇〇	不詳	不詳	三、二八九	六五〇、四〇〇	三七、九三四	九、八〇〇	二〇、一九六	不詳	五五、五四八
三七	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	五〇三	一一五、四〇〇	不詳	不詳	二、七七〇	五九〇、六〇〇	三〇、二七〇	六、四二二	二八、二七六	不詳	七五、四八八

禪徒生命保險株式會社

年次	資本金(円)	拂込資本金(円)	新契約(件)	新契約其他(円)	滿期及死亡(円)	解約失効其他(円)	期末現在契約(件)	期末現在契約(円)	收入保險料(円)	支拂保險金(円)	事業費(円)	利益金又ハ損失金(円)	責任準備金(円)
明治三〇年	一〇〇、〇〇〇	不詳	一八	二、六〇〇	不詳	不詳	一八	二、六〇〇	三四	—	八五二	不詳	—
三一	一〇〇、〇〇〇	不詳	一、二四五	二〇七、三〇〇	不詳	不詳	一、二四八	二一一、六〇〇	六、一〇八	二〇〇	一六、三四一	不詳	二、九七六
三二	一〇〇、〇〇〇	不詳	一、五三五	三一四、七〇〇	不詳	不詳	一、九三七	三八二、九〇〇	一三、七五三	一、七〇〇	一三、七二八	不詳	六、九八二
三三	三〇〇、〇〇〇	不詳	一、四七三	三三九、〇〇〇	不詳	不詳	二、七四一	五七二、六〇〇	一九、八四七	四、六〇〇	一四、六七〇	不詳	一八、六三九
三四	三〇〇、〇〇〇	不詳	六七八	一七二、四〇〇	不詳	不詳	二、三八八	五〇三、五〇〇	一七、五七三	四、〇〇〇	二三、二五九	不詳	二四、五八〇

六條生命保險株式會社

（元中央生命保險株式會社）

年次	資本金(円)	拂込資本金(円)	新契約(件)	新契約其他(円)	滿期及死亡(円)	解約失効其他(円)	期末現在契約(件)	期末現在契約(円)	收入保險料(円)	支拂保險金(円)	事業費(円)	利益金又ハ損失金(円)	責任準備金(円)
明治二九年	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	三、〇五六	八〇〇、七〇〇	不詳	不詳	三、〇四七	二、七九四、五〇〇	一七、五三一	一、三五〇	二六、八三八	不詳	八、二九七
三〇	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	七、三九八	一、八七七、二五〇	不詳	不詳	一〇、〇九二	二、五八〇、二五〇	六七、六一三	八、八五〇	五八、五三六	不詳	一〇、四四三
三一	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	五、一七二	一、四四八、一〇〇	不詳	不詳	一四、五四六	三、八四〇、〇五〇	九四、一四五	一三、九八三	六五、三八三	不詳	七一、七三五
三二	三〇〇、〇〇〇	不詳	三、四一六	七三三、九〇〇	不詳	不詳	八、一五六	二、〇〇八、三五〇	九四、九七二	二〇、三六七	六六、四〇四	不詳	九六、六七七
三三	三〇〇、〇〇〇	不詳	一〇、八二五	一、八七八、九〇〇	不詳	不詳	一七、八六三	三、五八三、三五〇	一二五、七九二	一四、五七五	七八、五一九	不詳	一一六、九一九
三四	三〇〇、〇〇〇	不詳	六、五八四	一、〇一四、〇〇〇	不詳	不詳	二三、六一一	四、二〇五、〇〇〇	八六、一七四	一一、六一一	四三、四六〇	不詳	一六五、三八〇
三五	三〇〇、〇〇〇	不詳	二、九四四	四二〇、〇〇〇	不詳	不詳	三三、六五九	二、二八〇、三〇〇	一二三、五三〇	二八、七一六	七一、五〇〇	不詳	一五四、二一三
三六	三〇〇、〇〇〇	不詳	—	—	不詳	不詳	五、五一四	一、〇六六、〇五〇	五八、八三七	二三、四四九	五〇、五八〇	不詳	一三六、一三六
三七	三〇〇、〇〇〇	不詳	—	—	不詳	不詳	三、一八六	五八八、〇〇〇	四二、七七六	三九、三〇〇	二八、二七五	不詳	九五、六五四
三八	三〇〇、〇〇〇	二四二、三二五	—	—	一三、二〇〇	三六、九〇〇	一、七五九	三三五、一〇〇	二五、四七五	一三、一〇〇	三四、九九九	損一二五、四九四	六八、〇二六
三九	三〇〇、〇〇〇	二四二、三二五	—	—	不詳	不詳	一、〇四三	一八九、五〇〇	二一、八六八	一三、九九〇	一五、〇六三	不詳	不詳

北海生命保險株式會社

年次	資本金(円)	拂込資本金(円)	新契約(件)	新契約其他(円)	滿期及死亡(円)	解約失効其他(円)	期末現在契約(件)	期末現在契約(円)	收入保險料(円)	支拂保險金(円)	事業費(円)	利益金又ハ損失金(円)	責任準備金(円)
明治三一年	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二、五四九	六四六、二〇〇	不詳	不詳	一、九二六	六〇四、五五〇	一〇、八七三	一五〇	二一、一六〇	不詳	三、九九五
三二	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六、〇三九	七五九、五〇〇	不詳	不詳	三、九九五	一、〇七六、二五〇	二四、三〇三	一、〇五〇	二四、一七四	不詳	一九、七八七
三三	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二、九六六	四一八、〇〇〇	不詳	不詳	三、五三八	九一六、〇五〇	二六、四九五	三、六〇〇	二五、八〇四	不詳	二三、三九三
三四	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二、一〇八	二五二、八〇〇	不詳	不詳	三、九〇八	九五九、八〇〇	二四、一九〇	四、一五〇	一七、四四三	不詳	三五、〇九八

皇國生命保險合資會社

年次	資本金(円)	拂込資本金(円)	新契約(件)	新契約其他(円)	滿期及死亡(円)	解約失効其他(円)	期末現在契約(件)	期末現在契約(円)	收入保險料(円)	支拂保險金(円)	事業費(円)	利益金又ハ損失金(円)	責任準備金(円)
明治三一年	三〇、〇〇〇	不詳	一、〇四一	一九八、三〇〇	不詳	不詳	一、〇四六	一九八、三〇〇	三、二二四	二〇〇	不詳	不詳	八〇〇
三二	不詳	不詳	一四一	二〇、七五〇	不詳	不詳	一、一七〇	二一五、二五〇	五、五九三	一、七〇〇	四、八九九	不詳	三、八〇〇
三三	不詳	不詳	五二	一一、一〇〇	不詳	不詳	二九二	四六、七〇〇	三、一七三	九〇〇	八、八一九	不詳	二、九〇〇
三四	不詳	不詳	—	—	不詳	不詳	二三	二、五〇〇	一九〇	—	二、八一九	不詳	二六四

東北生命保險株式會社

（元東北共保生命保險合資會社）

年次	資本金(円)	拂込資本金(円)	新契約(件)	新契約其他(円)	滿期及死亡(円)	解約失効其他(円)	期末現在契約(件)	期末現在契約(円)	收入保險料(円)	支拂保險金(円)	事業費(円)	利益金又ハ損失金(円)	責任準備金(円)
明治三二年	三〇、〇〇〇	不詳	二五三	五九、〇〇〇	不詳	不詳	二四八	三七、六〇〇	八〇五	三〇〇	不詳	不詳	五七九
三三	三〇、〇〇〇	不詳	七六〇	一八六、三〇〇	不詳	不詳	九五四	二一六、三五〇	四、八〇九	一、〇〇〇	一〇、七三三	不詳	二、三五八
三四	一〇〇、〇〇〇	不詳	五七五	一四六、九五〇	不詳	不詳	一、一七八	二八三、八〇〇	五、〇五五	一、二〇〇	一九、五三五	不詳	四、四〇九

日東生命保險株式會社

（元上越生命保險株式會社）

年次	資本金(円)	拂込資本金(円)	新契約(件)	新契約其他(円)	滿期及死亡(円)	解約失効其他(円)	期末現在契約(件)	期末現在契約(円)	收入保險料(円)	支拂保險金(円)	事業費(円)	利益金又ハ損失金(円)	責任準備金(円)
明治三四年	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、一四〇	一八七、八〇〇	不詳	不詳	一、一三八	一八七、一〇〇	五、七〇七	七〇〇	八、四二〇	不詳	一、一七五
三五	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三、四一六	六一五、二〇〇	不詳	不詳	四、四一五	七八〇、三〇〇	三三、一二八	一、五〇〇	一七、八一三	不詳	九、三九七
三六	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二、六五三	五四六、四〇〇	六、七〇〇	二三一、三〇〇	五、六九一	一、〇八九、九〇〇	三七、七五七	五、七三〇	一九、三五九	不詳	一七、〇六六
三七	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、六三〇	三三九、四〇〇	七、七〇〇	三七四、三〇〇	五、三四七	一、〇四七、三〇〇	三八、二五五	七、四七四	一六、〇二四	損九、八七九	三三、六九六
三八	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、四二八	三一四、七〇〇	一〇、六〇〇	一三九、九〇〇	五、五三九	一、一二一、五〇〇	三九、九六一	九、七九一	一四、三七六	損八、九五三	四六、三〇七
三九	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、八六一	四〇三、六〇〇	九、一〇〇	二八五、一〇〇	五、九七四	一、三二〇、九〇〇	四〇、九六五	八、六六〇	二四、一九〇	損八、三八〇	五九、〇七〇
四〇	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、三六七	三七五、二〇〇	一〇、五〇〇	三三七、一〇〇	五、七二五	一、二四八、五〇〇	三九、三一七	一〇、四八三	二六、七二五	損四、七九八	七〇、三三九
四一	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、六二二	三一六、七〇〇	—	—	五、二四七	一、二四五、五〇〇	四四、二四四	一〇、三五〇	二九、〇三一	損二一、七六一	七五、七四七

萬歲生命保險株式會社

年次	資本金(円)	拂込資本金(円)	新契約(件)	新契約其他(円)	滿期及死亡(円)	解約失効其他(円)	期末現在契約(件)	期末現在契約(円)	收入保險料(円)	支拂保險金(円)	事業費(円)	利益金又ハ損失金(円)	責任準備金(円)
明治三九年	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一、六六七	一、二二一、五〇〇	二〇〇	—	一、六六六	一、二二一、三〇〇	四八、〇一一	二〇〇	二〇、八八四	一、〇二六	一六、八七〇
四〇	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	四、八三一	二、二〇三、九〇〇	一一、四〇〇	九七、九〇〇	六、二八八	三、三〇四、九〇〇	一四八、一五〇	四、七〇〇	八〇、三二八	一〇、八七六	一〇〇、六一一
四一	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	七、九九七	三、一三〇、〇〇〇	二四、九〇〇	二五八、六〇〇	一三、二六四	六、一五一、四〇〇	二五三、四六一	一二、一〇〇	一三三、五八二	一六、六九四	二三三、五八九
四二	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	八、九二七	三、七七九、一〇〇	四五、〇〇〇	二九六、一〇〇	二〇、九五八	九、四八九、四〇〇	三四三、〇三三	二一、四〇〇	一七〇、八九四	一八、五一八	三八〇、〇七八
四三	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	七、五五五	三、七〇四、二〇〇	七八、五〇〇	一、一一二、〇三六	二五、四九六	一二、〇〇三、〇六四	四二四、四〇四	六一、八〇〇	一八〇、一五三	一六、四二三	五七〇、一一七
四四	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	八、〇三七	四、二三九、四〇〇	八五、三〇〇	一、七一六、三八一	二九、六四三	一四、四四〇、七八三	五〇七、一六一	六七、五〇〇	二一七、五四〇	一八、〇一八	八〇一、〇六〇
大正元	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	八、〇七四	四、七九一、四〇〇	一〇〇、四〇〇	一、九四〇、〇三五	三三、一九八	一七、一九一、七四八	五九一、一五六	八九、九〇〇	二三五、七八九	三三、六七八	一、〇六七、七四三
二	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	七、三六三	四、七八二、一〇〇	一二〇、四〇〇	一、七一一、三一八	三六、八七五	二〇、一四三、一三〇	六六一、九四七	一〇七、八〇〇	二三八、六六三	三三、七〇三	一、三七六、〇三四
三	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	四、一一四	二、六二五、二〇〇	一三六、一〇〇	一、七九五、九三三	三七、四五三	二〇、八三五、二九七	六三八、七三四	一三一、九〇〇	二〇五、三八三	一九、三二一	一、六七九、三七六
四	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三、二八二	一、九九八、二〇〇	一四七、九一五	四、六四六、五七三	三三、〇三一	一八、〇三九、〇〇九	五九六、八五七	一二四、一一五	一八七、三八八	九二、一五〇	一、九五一、五三三
五	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	四、九二二	三、二三八、三〇〇	一九六、一〇五	二、八七四、〇二八	三二、七〇一	一八、三〇七、一七六	六四四、〇六四	一八三、五四八	二三四、三四三	一二〇、六三〇	二、一九三、一九一
六	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	五、九一二	三、六六四、〇五〇	三五一、七七一	四、三八四、七二〇	五〇、〇二〇	二七、三四〇、八七一	一、一八二、三六三	三四五、一三〇	二八六、九七六	一八六、三〇〇	三、六四五、八九六
七	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	七、二四六	五、一〇〇、七〇〇	四〇〇、四四八	二、五八六、三三六	五〇、〇〇八	二九、四五四、七九七	一、三三六、七〇四	四〇〇、五八五	三七〇、八二〇	一〇一、〇五一	四、二三七、六一八
八	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	七、二九九	五、七二一、四〇〇	四九一、二九三	二、五五二、一三〇	五四、三六〇	三二、一三二、七七五	一、三九九、九九三	四八七、六九二	四二四、八三〇	一一七、〇五六	四、九五〇、六四七
九	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	六、〇二二	五、六五九、一〇〇	五五六、三五〇	二、一〇四、八六七	五六、一五〇	三五、一三〇、六五八	一、四一〇、三二七	五三六、五五〇	四四八、三六九	一〇六、五四六	五、七八八、三三五
一〇	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	八、一一〇	九、六五三、六〇〇	五四四、八八六	三、一一三、〇三九	五九、一一八	四一、一二六、三三三	一、七〇三、三七〇	五五六、八一四	六六三、七三三	九八、三七五	六、六三五、七五五
一一	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	五、五八三	六、五二三、四〇〇	七〇八、四三九	三、四五六、〇三五	五九、七七三	四三、四八四、二九七	一、八四二、一八二	六六九、七二一	五七五、四九五	七〇、〇三五	七、四七一、二二一
一二	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	五、六二七	八、四〇八、三〇〇	七一三、七〇〇	三、八八四、八二三	六〇、五二九	四七、二九四、〇三六	二、一五三、七七三	七〇四、三三八	七〇三、六一九	一〇三、七七九	八、五九八、二六八
一三	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	六、三二二	一〇、七九三、九〇〇	八〇五、三五五	七、八四六、九一九	五八、七〇〇	四九、四三五、六八二	二、一二一、七二〇	七八二、九一八	六九〇、五〇六	九七、四〇九	九、五〇四、一六六
一四	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	二、三九一	二、七七一、三九七	七八一、三五四	八、三二七、五六四	五〇、一三六	三六、六八〇、〇一一	一、七七九、四三五	七八五、八三六	三九一、六二一	九九、二〇〇	一〇、一五八、三三五
昭和元	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	二、八三六	四、〇五〇、七五〇	七九〇、三八三	三、二五五、八九五	四八、一六六	三六、六八四、四八三	一、七一四、九六三	八七一、三一六	六二六、三六八	一二八、九〇三	一〇、六三三、六五五
二	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	五、三〇五	八、四四三、一〇〇	八九三、三六六	三、二三三、五〇七	四八、七八六	四一、〇〇二、三一〇	一、八六三、四〇四	八七〇、七四五	六七六、二二四	一五三、八九四	一一、三三三、三三八
三	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	五、一三三	七、七一六、一〇〇	一、一一八、五七九	五、六七九、一五九	四七、九四四	四一、九二〇、六七二	一、八三九、七九六	一、〇八二、七一〇	七三三、五九四	一一六、七七七	一一、五七二、五九〇

神國生命保險株式會社

年次	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約其他（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
明治四一年	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一,四六五	五〇三,六〇〇	—	—	一,四六五	五〇三,六〇〇	一一,〇〇七	—	二九,三二四	損 三三,七三〇	五,九五三
四二	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	四,二四九	一,四三三,八〇〇	二,五〇〇	一七一,四〇〇	五,三一七	一,七六三,五〇〇	五九,九三〇	二,三五〇	五六,六四〇	不詳	二九,八三六
四三	五〇〇,〇〇〇	一三〇,八六三	一,二七五	四七四,二〇〇	二一,三〇〇	五四二,四〇〇	五,〇三三	一,六七三,〇〇〇	七三,八八三	二,〇六〇	五三,八〇〇	損 一〇三,七七四	五一,三四九
四四	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	四,七二五	一,八九四,四〇〇	一一,〇〇〇	一,二八八,八〇〇	五,九三三	二,二六七,六〇〇	七二,三七三	六,五三八	一一〇,五六六	損 一九八,九〇八	六一,五三七
大正元	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一四,三六二	五,九〇三,四〇〇	一七,五〇〇	一,一三一,二〇〇	一七,五一六	七,〇三三,三〇〇	二五七,六八九	一三,五〇〇	一八三,八九三	—	一五九,七六四
二	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一六,三三一	六,五四三,〇〇〇	二八,九〇〇	三,三五七,三〇〇	二六,〇七五	一〇,一七九,〇九七	三九五,一二八	二八,六九八	二四五,〇八〇	一,三〇五	二四八,七七三
三	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一八,四八〇	八,一五六,六〇〇	六六,七〇〇	四,〇二六,一三九	三四,九五一	一四,二五三,八五八	五七五,四一八	三八,八〇〇	三四九,六七六	損 五三,四五三	四三一,八〇八
四	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	八,四八二	四,〇八九,四〇〇	九四,七〇〇	六,五五七,三一九	二八,一三九	一二,六九〇,三三九	四八七,〇七四	五六,三〇〇	三八三,三三三	四,二九三	五七五,五三八
五	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一〇,五六〇	五,五八一,二〇〇	八四,〇〇〇	四,一二一,六四三	二九,〇五四	一三,〇六五,七九七	五六六,八九五	六五,一三九	三七六,〇三三	一四,〇四三	八〇九,九七三
六	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	九,〇五三	四,五四六,三〇〇	九八,五〇〇	四,五三三,三一九	二九,七五一	一三,九九一,三七八	五八五,四九二	八五,八六九	二八〇,九三三	五,四一一	一,〇九七,六三六

旭日生命保險株式會社

年次	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約其他（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
大正元年	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一,二三六	一,一四九,六〇〇	三〇〇	—	一,二三五	一,一四九,三〇〇	四三,一七八	—	三三,八〇七	損 六,五五〇	一七,四〇九
二	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	五,六五八	三,六三一,五〇〇	一四,二〇〇	二五八,三〇〇	六,四八七	四,五〇八,三〇〇	一八四,三三〇	一〇,八八七	一三一,三一〇	損 四七,〇四七	一一四,九〇一
三	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	七,二〇一	四,五七五,一〇〇	四一,九〇〇	一,五八八,三〇〇	一一,一四五	七,四五三,二〇〇	三三〇,二〇三	三九,三〇〇	一六一,六六八	三一,一四六	二三〇,五八三
四	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	六,二四〇	四,一七〇,四〇〇	五五,八〇〇	一,四三四,三六七	一五,一九九	一〇,一三三,四三三	四三八,〇〇八	五三,六一〇	二二七,四〇八	九,六九一	三七〇,七九六
五	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	六,四三三	五,三九九,一九七	七六,一〇〇	四,二九四,二〇〇	一五,一一九	一一,一六〇,三三〇	四九一,四九九	六九,〇〇〇	二六七,二四七	三一,〇六九	四七二,六二五
六	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	五,八八三	四,二八三,六〇〇	八五,八四四	三,一九〇,四五六	一七,五八四	一三,一六七,六三〇	六〇〇,六六七	七三,七六七	二四一,六五三	三三,七〇八	七三七,二一一
七	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	七,八〇一	五,九九八,七七三	一四四,三八九	二,三三九,八五一	二三,二八一	一五,七九三,一六三	七八五,九一七	一〇九,九五〇	三〇〇,七五八	三〇,七八三	一,〇九四,五〇七
八	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一二,一四五	九,三〇二,八五七	一七三,三七三	一,九〇二,四四三	三三,〇三〇	二三,〇一九,二〇五	一,一〇八,三六一	一四五,四四三	四六七,四六一	三五,三〇八	一,六三三,六五一
九	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一二,三三三	九,八八三,一〇〇	二三四,八一三	二,二九〇,九四三	四一,二一五	三〇,三七六,五五一	一,四〇九,六六六	二〇三,八一一	六〇三,六六一	三一,三八六	二,三八四,〇六一
一〇	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一一,〇七七	九,九二六,〇三五	二六五,六九四	三,七七八,一五八	四七,七三三	三六,二五八,七三四	一,七〇三,九二三	二三九,五三四	六四九,七八六	七五,六〇三	三,一八八,六七四
一一	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一六,九四一	一八,五九六,〇〇〇	三七二,六〇〇	四,二九六,一九六	五九,〇〇四	五〇,三六五,七八八	二,三八六,三三一	三三〇,六〇〇	九八〇,一四三	一〇三,三六五	四,三三四,八二三
一二	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	八,九一四	九,三四五,〇〇〇	二七〇,四〇〇	二四,九〇七,三六〇	四一,八一四	三四,四一四,六七八	八三五,〇四九	一九八,三三五	二七一,三八八	八一八	四,五六五,二五七
一三	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	八,九四〇	八,八二六,七〇〇	四九三,六八七	四,八九五,八四五	四四,七〇七	三七,八〇八,六三三	二,三五四,三三七	四二八,九二一	七六四,四三七	七六,六〇三	五,八八五,四五九
一四	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一六,五三六	一五,八六八,八一九	三八三,一一五	一〇,六三一,六七四	五一,四一三	四三,五九八,六五三	二,四〇〇,五三六	三八九,四一八	一,〇九七,一七七	七九,七四〇	七,四二一,三六一
昭和元	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一三,七一七	一五,〇七一,〇〇〇	五三六,三三三	一〇,〇二三,九三〇	五六,〇〇七	四七,〇六〇,九三一	二,六七二,四三三	五三八,三九九	一,二〇九,一九一	—	八,五八〇,三七四

【備考】 大正二年損失金四七、〇四七圓は渡邊家よりの寄附に依り全部塡補せり。

國際生命保險株式會社

（元博濟生命保險株式會社）

年次	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約其他（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
大正三年	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一,五二五	一,二九六,九〇〇	—	—	一,五二五	一,二九六,九〇〇	四四,二三九	—	五一,七一八	損 三七,二八〇	二九,六六五
四	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一,八八一	一,三五三,〇〇〇	八,七〇〇	一三九,八〇〇	三,二〇〇	二,四〇一,四〇〇	九一,九九九	八,七〇〇	九三,二六八	損 八六,一六六	七六,八二三
五	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一,五八四	一,〇六二,九〇〇	六,七〇〇	一,三〇〇,八〇〇	三,〇三〇	二,一五六,八〇〇	八二,四八六	六,七〇〇	九七,四三一	損 一一五,八〇六	九五,九四六
六	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一,四五〇	一,〇三五,八〇〇	二,九〇〇	一,二六九,六五七	二,九〇一	一,九一〇,〇四三	九三,四四九	二,九〇〇	八二,三三七	損 一三三,三七八	九八,四〇七
七	五〇〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇	一,八八四	一,三三一,八〇〇	四五,〇〇〇	六九五,三七九	三,八六三	二,五〇一,四六四	一一三,二一八	四,三〇〇	九四,七九三	損 一五八,二九一	一二四,八〇九
八	五〇〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇	三,七三六	三,五六四,五九八	三〇,二〇〇	九四七,〇〇八	六,三三八	五,〇八八,八五四	二一七,五三九	二〇,八〇〇	一八一,五八〇	三五八	二三五,二九一
九	五〇〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇	五,六五七	五,四六八,一〇〇	五二,五三三	一,九〇〇,〇五一	九,八一五	八,六〇四,三七〇	三七三,七〇六	三三,二三三	四三六,七二一	損 一九九,八四六	三四九,四二一
一〇	五〇〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇	三,六三六	三,四六五,九〇〇	八一,二〇〇	三,六八三,九六九	九,九四二	八,三〇五,一〇一	四〇二,三五三	三九,四五〇	三四一,七九八	損 二八一,三一六	五二八,二三七

八千代生命保險株式會社

年次	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約其他（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失効其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
大正二年	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	四,一一九	三,八一〇,七〇〇	一,〇〇〇	—	四,一一八	三,八〇九,七〇〇	一五〇,八一〇	一,〇〇〇	一〇三,四五〇	損 一九,八八二	七五,七七六
三	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一五,七三〇	一〇,七一八,七〇〇	一九,三〇〇	五一七,七〇〇	一九,二七三	一四,〇四一,四〇〇	五九三,三一七	一九,三〇〇	三三〇,四二九	三三,一七六	二八六,一〇六
四	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	九,八五六	六,一四〇,八〇〇	五六,五〇〇	三,一二四,七〇〇	二四,七〇五	一七,〇〇一,〇〇〇	七三一,七六四	四九,一〇〇	三三五,四一六	三〇,三八三	六〇八,九八七
五	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一〇,四〇五	六,五六一,九〇〇	八九,〇〇〇	三,一九一,七七〇	三〇,三二八	二〇,二八二,一三〇	九一八,四〇九	八〇,二〇〇	三四三,八八三	五六,八〇九	一,〇六〇,〇〇〇
六	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一六,七八七	一〇,六三八,五〇〇	一一〇,〇〇〇	二,六八九,三六三	四二,七三七	二八,一三一,三六七	一,二六〇,四七四	一一四,〇〇〇	四七八,七四四	七九,〇四四	一,六九一,八〇九
七	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一九,三八九	一三,三四八,七〇〇	一四七,五〇〇	二,三一五,〇九四	五八,四五三	三八,九〇七,三七三	一,七七四,四五六	一四六,二九五	六八〇,一六七	一〇七,四〇四	二,五八七,三六四
八	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二三,二三五	一八,一三七,〇〇〇	三三六,五〇〇	三,五三六,二四五	七六,三三三	五三,一八一,六二八	二,五七〇,二八一	三二五,九七〇	九七五,五一九	一四四,四〇一	三,九〇八,二四三
九	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一七,八二〇	一六,〇七四,三〇〇	四一四,三〇〇	五,〇八三,九二四	八六,三五九	六三,七五七,七〇四	三,〇二七,三五八	四一二,一七四	一,一六六,四八九	一五三,五三三	五,三六一,五五八
一〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一一,九四一	一一,五九六,六二七	三八一,六〇〇	一〇,三三〇,二〇五	八五,六〇一	六四,六五二,五二六	二,七六〇,一四一	三八一,三五〇	九五三,五三一	一八三,四八四	六,九二六,九八六
一一	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	八,五五七	九,〇七三,七〇〇	五二一,〇四六	七,五八一,七五六	八四,五四五	六五,六三三,四二四	二,七三六,一二一	五一〇,九二〇	九三一,七五三	二三〇,九二七	八,四九六,一九五
一二	五,〇〇〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	三三,二八六	三二,一八一,七四三	七八四,一五四	八,九四一,四八七	一〇七,一三七	八八,〇八九,五二六	三,七二八,四八五	七二〇,六四六	一,三〇八,五七六	二七四,七一八	一〇,三八〇,七八九
一三	五,〇〇〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	九七,二七六	九五,五六八,六六七	一,四五三,〇六七	一九,五〇七,七六六	一八三,五八〇	一六二,六九八,三六〇	五,八五〇,四〇五	七四九,七二二	二,四五三,三〇一	三一三,九〇〇	一三,三三〇,四九七
一四	五,〇〇〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	一七二,九四一	一八三,二〇五,一一一	三,一六九,四二三	七八,三七九,五七三	二八四,七一二	二六四,三五四,四七五	九,九一六,三〇一	八〇三,九七八	三,八〇三,三七〇	二六六,九一三	一八,〇一〇,三九一
昭和元	五,〇〇〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	一二一,五〇六	一二九,九一〇,七五八	三,九四六,八四五	一二九,〇八三,一八六	二七八,八四八	三五一,三三六,三〇三	一一,二五六,八七三	一,一〇三,一〇五	三,四三一,八七三	二八七,八〇六	二三,八五七,五二四
二	五,〇〇〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	五三,七二四	五四,五三七,九六四	三,三八八,七一九	九二,〇〇二,九六八	二二七,二五五	三一〇,三八二,四八〇	九,八四六,五五三	一,九二九,三九七	三,一二三,六七三	損 一,九九三,〇五一	二九,七八四,七三〇
三	五,〇〇〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	一七,八一六	一六,一七六,一六五	三,〇二三,七九三	一〇三,三九七,八三三	一四〇,七一七	一二一,一三八,〇二〇	五,一二三,五九三	二,三七八,三九四	一,六九九,一七六	—	二四,一三〇,一〇九
四	五,〇〇〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	二一,三三三	一八,九〇〇,〇八三	二,五三八,二七四	五〇,七九九,二四四	一〇四,一四一	八六,七〇〇,五八五	四,五六二,五〇五	二,一九一,三五三	一,二八九,六三九	損 八,〇九五,九四〇	二一,五五三,九六三

【備考】 昭和二年損失金一、九九三、〇五一圓は監査役堤清六氏寄附に依り塡補せり。

補論

補論目次

生命保險の金融的地位……二
金利と景氣と生保利廻……五
生命保險會社運用資産の統計的研究……七
外務員と外野との史的展望…一七
生保關係公益團體事歷
生命保險會社協會……二四
東京帝國大學經濟學部
保險演習……二八
日本保險醫學協會……三〇
日本アクチュアリー會……三一
保險學會……三三
保險高等專攻學校……三三
生命保險經營學會……三四
生命保險數學會……三四
保險募集取締問題と其動向…三五
生命保險事業の廣告及宣傳略史……四〇
本邦生命保險醫學の史的研究……五三
國民死亡率と被保險者死亡率……七三
保險新聞雜誌通信略記……七六
保險料の史的研究……七八

歷代保險監督官廳首腦部一覽表（主務大臣は大正十四年四月迄は農商務大臣以後は商工大臣）

內閣成立年月	總理大臣	主務大臣
明治三一・六	大隈重信	大石正巳
同三一・一一	山形有朋	曾禰荒助
同三三・一〇	伊藤博文	林有造
同三四・五	西園寺公望	（同上）
同三四・六	桂太郎	平田東助・清浦奎吾
同三九・一	西園寺公望	松岡康毅
同四一・七	桂太郎	大浦兼武・小松原英太郎・大浦兼武
同四四・八	西園寺公望	牧野伸顯
大正一・一二	桂太郎	仲小路廉
同二・二	山本權兵衛	山本達雄
同三・四	大隈重信	大浦兼武・河野廣中
同五・一〇	寺內正毅	仲小路廉
同七・九	原敬・內田康哉	山本達雄
同一〇・一一	高橋是清	（同上）
同一一・六	加藤友三郎・內田康哉	荒井賢太郎
同一二・九	山本權兵衛	田健治郎・岡野敬次郎
同一三・一	清浦奎吾	前田利定
同一三・六	加藤高明	高橋是清・野田卯太郎
同一四・八	加藤高明・若槻禮次郎	片岡直溫
同一五・一	若槻禮次郎	片岡直溫・藤澤幾之輔
昭和二・四	田中義一	中橋德五郎
同四・七	濱口雄幸	俵孫一
同六・四	若槻禮次郎	櫻內幸雄
同六・一二	犬養毅・高橋是清	前田米藏
同七・五	齋藤實	中島久萬吉

同上次官・同政務次官	補任年月
藤田四郎	（三一・五）
柴四朗	（三一・七）
藤田四郎	（三一・一二）
安廣伴一郎	（三四・六）
和田彦次郎	（三六・九）
久米金彌	（四〇・八）
押川則吉	（四一・七）
下岡忠治	（一・一二）
橋本圭三郎	（二・二）
上山滿之進	（三・四）
犬塚勝太郎	（七・一〇）
田中隆三	（八・六）
岡本英太郎	（一一・六）
竹內友治郎	（一二・一二）
鶴見左吉雄	（一三・一）
三土忠造	（一三・六）
（政）三土忠造	（一三・八）
中井勵作	（一三・八）
四條隆英	（一三・一二）
四條隆英	（一四・四）
（政）秦豊助	（一四・四）
（政）棚瀨軍之佐	（一四・八）
（政）吉植庄一郎	（二・四）
三井米松	（四・四）
（政）横山勝太郎	（四・七）
田島勝太郎	（五・七）
（政）松村義一	（六・四）
（政）中島知久平	（六・一二）
吉野信次	（六・一二）
（政）岩切重雄	（七・六）

保險課長・同部長	補任年月
矢野恒太	（明治三三・五）
柿秀太郎	（三四・一二）
窪田靜太郎	（三五・一二）
村上隆吉	（三七・九）
岡實	（四一・一二）
肥田平次郎	（四三・四）
島村他三郎	（四三・一一）
片山義勝	（大正二・一〇）
伊藤萬太郎	（六・九）
立石信郎	（一〇・一二）
中松眞卿	（一三・四）
福田庸雄	（一四・四）
（部）中松眞卿	（昭和二・五）
（生）福田庸雄	（二・五）
（損）北村安太郎	（二・五）
（部）福田庸雄	（四・四）
（生）後藤保清	（四・四）
（生）北村保太郎	（五・六）
（損）石井銀彌	（五・七）
（損）坂薫	（六・五）
（部）大塚健治	（七・一）
（生）石井銀彌	（七・一）
（損）立花俊一	（七・五）
（損）鈴木英雄	（八・四）

【備考】次官氏名の上の（政）は政務次官、課長又は部長氏名の上の（部）は保險部長、（生）は生命保險課長（損）は損害保險課長の略語にして昭和二年五月迄は保險課、以後は保險部に改め部內に生保損保の兩課を置く。

戰友共濟生命保險株式會社

年次	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失效其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
大正七年	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	四、〇四九	二、八五二、三〇〇	—	八〇〇	四、〇四七	二、八五一、五〇〇	六五、九九〇	—	八八、九八八	損三九、三八七	一三、二七三
八	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一五、四四四	一〇、〇九三、二〇〇	三八、三〇〇	一、一二一、八〇〇	一七、九九四	一一、七八四、六〇〇	三一八、一七四	二、六八〇	二七〇、三一八	損五一、四五一	九〇、六一四
九	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一六、四二九	一三、〇六一、九〇〇	一三三、九〇〇	三、三二九、〇〇〇	二八、八五五	二〇、三九三、六〇〇	五三六、八二九	九、八四〇	三四三、七八〇	損一〇八、五三三	二八一、八六一
一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一四、四九二	一一、〇七四、八〇〇	八二、四〇〇	七、八四八、八〇〇	三三、〇八八	二三、五三七、二〇〇	六〇〇、八〇七	八〇〇	三二七、〇七〇	損一四八、二六八	五〇三、三三〇
一一	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一〇、一八三	七、九四五、五〇〇	一一七、八〇〇	七、八〇〇、七〇〇	三一、五七二	二三、五六四、二〇〇	六〇五、四〇九	四〇〇	二七二、七八一	損一二〇、四七〇	七五八、六一六
一二	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	八、三四四	六、五九五、九〇〇	一一二、九〇〇	七、六四六、七八二	二九、九二三	二三、四〇〇、四一八	五五三、八一七	—	二六七、八六三	一九七	九九九、五四七
一三	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	八、〇八〇	六、一一〇、〇〇〇	一一七、〇八六	六、九九六、二六九	二八、七五五	二一、四九七、〇六三	五八七、五七五	三八六	二八九、六〇三	三四、四八二	一、二二八、〇三一
一四	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	五、五八二	四、四四〇、五〇〇	八七、七六三	五、二六九、三二四	二七、八〇五	二〇、五八〇、四七六	五四四、四一八	二、四六三	三五二、六三一	四〇、〇〇五	一、五七一、八七八
昭和元	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	四、五五七	三、三三八、八〇〇	七九、九三〇	四、五四一、三〇六	二六、五九九	一九、二九八、〇四〇	五三六、五三七	二、七三〇	二九四、一四三	三三、八六八	一、八四三、六九三
二	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一、四四四	一、一〇三、九〇〇	九八、五六二	四、九六七、五六七	二一、六七〇	一五、三三五、八一〇	三五五、六六七	二六三	一四四、一一五	五〇、〇八〇	一、九二四、二二八
三	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一、二七四	九六一、七〇〇	七三、〇六三	二、九三八、二九一	一九、三七七	一三、二八六、一五六	二八四、四三二	一、〇六三	九一、四九四	一一六、九五〇	一、九八七、五八九
四	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一、〇六四	七七七、九三一	六九、九九一	二、三五九、一三三	一七、六一七	一一、七三四、九六三	二三五、二八八	四、八九一	七六、〇八九	一三一、九四七	二、〇五三、九一七
五	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	七八〇	五五八、八〇〇	五一、一五七	一、八五九、三〇七	一六、一七八	一〇、三八三、二九九	一五一、七六八	五、五一九	四五、四四三	一三三、二八五	二、〇六六、四四六
六	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一三六	九二、七〇〇	三七、九三八	一、二九四、六二一	一四、九五八	九、一四三、四四〇	八二、六六四	八、八八五	三六、二四三	一三三、七八一	二、〇三〇、八八五

東華生命保險株式會社

年次	資本金（円）	拂込資本金（円）	新契約（件）	新契約其他（円）	滿期及死亡（円）	解約失效其他（円）	期末現在契約（件）	期末現在契約（円）	收入保險料（円）	支拂保險金（円）	事業費（円）	利益金又ハ損失金（円）	責任準備金（円）
大正四年	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	六八七	五七〇、九〇〇	—	—	六八七	五七〇、九〇〇	二三、二四一	—	二一、六三三	損三、四九八	九、九一八
五	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一、二五八	七九七、〇〇〇	二、八〇〇	九六、三五〇	一、八〇三	一、二六八、七五〇	五一、〇五一	二、八〇〇	四三、八六三	損五、六三三	三〇、八八三
六	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一、八〇一	一、四〇五、六〇〇	六、六〇〇	二九七、三〇〇	三、一一一	二、三七〇、四五〇	九五、三四一	六、六〇〇	五九、七五二	損八、四四三	七五、五三六
七	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一、七七八	一、一〇三、六〇〇	一四、七五〇	七四五、七四〇	四、一二一	二、七二三、五六〇	一二六、〇六三	一三、七五〇	七七、〇五六	損三三、九九一	一三三、一三〇
八	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三、〇二九	二、九六五、六〇〇	四二、二〇〇	四九五、三九五	六、三四八	五、一四〇、五六五	二三九、六二八	三九、一〇〇	一五〇、六五三	損八三、二九一	二〇五、七九九
九	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一〇、二三三	一〇、四四五、八〇〇	一三〇、六〇〇	一、三六一、八二三	一四、八七四	一四、一〇三、九四二	六九五、七六四	六六、七九三	四四五、八九三	二七七	五六一、九九九
一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	四、三八二	三、八八四、〇〇〇	一六三、三〇〇	一、六五一、七二〇	一三、八三〇	一三、一七三、九二三	五六八、八〇三	八八、一〇〇	三〇一、九三八	損五九、九五九	七六一、三六四
一一	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	七、六六九	七、一四七、三〇〇	一五四、八六六	四、四七四、二八九	一七、二三二	一四、六九〇、九六七	七二七、四八六	八四、六六五	四三〇、七五三	損一三四、六三九	九九五、五〇五
一二	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	六、五八一	五、九三三、七〇〇	一六一、九〇〇	五、一二四、四〇二	一八、四二三	一五、三三八、三六五	七一九、六七一	一一五、二〇〇	四四三、九四一	損一一六、五八三	一、二五四、五六一
一三	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二、六五九	二、五二一、七〇〇	三三三、一五〇	五、四九〇、三一七	一四、八四〇	二二、一二六、五九八	五七五、〇三三	一八一、五五〇	二四三、六六三	損一五〇、八四四	一、四三三、五九〇
一四	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二、七〇三	二、五二七、三〇〇	一八六、六七五	二、三七五、一三七	一四、八四九	一三、〇九一、五八六	五九〇、二二三	一四九、六七五	二一五、九六九	損三三一、三六四	一、七一三、七二四
昭和元	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	二、〇二六	二、一五九、〇二〇	一四五、四二四	一、九〇六、二二五	一四、七九〇	一三、一九九、〇五一	五五二、九二六	一二四、一二四	二四六、六九四	損二一四、六六四	一、九五八、三七五
二	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、九一七	二、〇四八、一二〇	一三三、二〇二	二、六五三、二六四	一四、〇四六	一一、四六〇、七〇五	五二七、八四八	一一〇、三九七	二四八、四三〇	損二〇五、三三一	二、一一二、三〇七
三	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、九七三	二、一一四、七三〇	一一七、七六九	二、二四七、九七〇	一三、六八八	一一、二四三、二六六	四八一、九六八	一〇一、二七四	二四七、三三〇	損二一七、九九六	二、二八一、四八四
四	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、六六三	一、七二〇、七八三	一四六、九七八	二、六〇六、四〇〇	一三、六〇三	一〇、二一〇、六七一	四二五、八一三	一三三、四七八	二三四、三三七	損二八九、四二三	三、三二八、三三九
五	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、四三九	一、七四九、五〇〇	一八八、一三三	三、五四五、八四七	一〇、四四四	八、三二六、一九二	三六七、九六九	一七四、九三三	二二四、六六四	損二八九、〇四六	二、一三六、五三二
六	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、一七六	一、二六五、九〇〇	一九一、八二六	二、九四七、五一一	八、五六三	六、三五二、七五五	二七七、三五八	一六七、五六〇	一八七、八二四	損二八七、七〇三	一、八六四、六九八
七	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、一三八	一、一二三、七九六	一六八、一八五	二、二八五、三九五	七、二九八	五、〇二八、三七一	三一八、六七九	一五六、五八七	一四三、七三二	損三八九、五三六	一、九〇六、四〇〇

生命保險の金融的地位

生命保險契約高の增加に伴れ、生命保險會社の資力は漸次增大し本來の金融機關たる銀行その他と相並んで、金融經濟上に重要なる役割を演じつゝあるは一般に認めらるゝ所である。生命保險業發達の初期に於ては、生命保險會社の資金の大なる部分が銀行預金として銀行に預金せられ、銀行の預金吸收機關たるが如き觀あつたが、生命保險會社に蓄積せらるゝ資金は死亡又は滿期に契約者に支拂はるゝもので、從つて比較的長期に運用して差支なきものであること又、生命保險會社としても其の營業上の競爭から契約者に對する配當を良くせねばならぬ爲め投資利廻を重要視するやうになること、それに生命保險會社の資金が增加するに伴れて自ら之を運用する能力の增大を來たせること、生命保險會社の資金は將來倍々增加することを殆ど確實に約束されてゐること、等々に依つて假令生命保險會社の金融上に於ける地位は未だ銀行に遠く及ばずと雖も、其の獨自の立場から著々と金融上に一大勢力を擴大强化しつゝあることを見逃す譯に行かぬ。世界最大の銀行は英國の Midland Bank であるが、米國の Metropolitan Life Insurance Co. の資產は前者を凌いで居り、世界最大の金融機關は銀行に非ずして、生命保險會社であることは事實の證明するところであり、本邦においても五大生命保險會社の資產が五大銀行のそれに漸次接近する日が遠からず到來するであらう。

本邦生命保險會社の最近一ヶ年（昭和七年度）の主なる財政收支は、收入に於て保險料三三八百萬圓、諸利息一〇一百萬圓、支出に於て保險金一一二百萬圓、保險契約利益配當九百萬圓、解約返戻金及其他返戻金五六百萬圓、事業費八二百萬圓にして、一ヶ年の純增加資產一二六百萬圓に上り、財政收支について見ても、金融上大きな財界要素となりつゝあることを知るに足る。近年經濟界不況の爲め生命保險會社資產の進展も稍や鈍つては居るが、他の金融機關に比較すれば不況時に於ても侮るべからざる發展力を有することに注目されたい。

生命保險會社資金の銀行預金と異る所は、銀行預金は短期要求拂の債務であるに、生命保險會社資金は取付の懸念がなく比較的長期の運用に適して居る點である。銀行を短期金融機關であるとすれば生命保險會社は長期金融機關である。從つて銀行と生命保險會社とは其の取扱ふ資金の性質を異にするから、投資に於ても兩者自ら其の態度、方針、分野を異にするに至るは當然である。我國の生命保險會社は如何なる方面に其の資金を運用して居るかといふに、有價證券に約五割、貸付金に約三割、銀行預金及信託預金に約一割二分不動產に約五分を投資してゐる。有價證券の中では內國債に約四分外貨債に約三分、地方債に約四分、社債に約二割五分、株式に一割三分といふ割合になつて居る。又、貸付金の中では不動產抵當に約四分、財團抵當に約六分、有價證券擔保に約六分、保險證券擔保に約一割一分、公共團體貸付に約三分といふやうになつて居る。これ

本邦生命保險會社資產と諸預金の比較表　（△印は減少）

年次	本邦生保會社年度末資產（未拂ヒ保險金・基金及損失金を含まず） 金額	前年度に比し增	增加割合	郵便貯金（年末） 金額	前年度に比し增	增加割合	貯蓄銀行預金（年末） 金額	前年度に比し增	增加割合	信託預金（年末） 金額	前年度に比し增	增加割合	普通銀行預金（年末） 金額	前年度に比し增	增加割合
	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%
明治42	62,116	—	—	123,379	—	—	248,679	—	—	—	—	—	1,054,414	—	—
43	72,710	10,594	17.06	161,027	37,648	30.51	277,683	29,004	11.66	—	—	—	1,185,697	131,283	12.45
44	87,518	14,808	20.37	183,514	22,487	13.96	311,983	34,300	12.35	—	—	—	1,256,248	70,551	5.95
大正1	105,520	18,002	20.57	197,294	13,780	7.51	333,929	21,946	7.03	—	—	—	1,357,272	101,024	8.04
2	127,825	22,305	21.14	165,674	△31,620	△16.03	356,079	22,150	6.63	—	—	—	1,443,511	86,239	6.35
3	150,275	22,450	17.56	195,897	30,223	18.24	376,066	19,987	5.61	—	—	—	1,519,760	76,249	5.28
4	174,992	24,717	16.45	221,843	25,946	13.24	528,939	152,873	40.65	—	—	—	1,699,566	179,806	11.83
5	206,202	31,210	17.84	298,566	76,723	34.58	687,539	158,600	29.98	—	—	—	2,256,831	557,265	32.79
6	243,353	37,151	18.02	416,947	118,381	39.65	932,948	245,409	35.69	—	—	—	3,233,914	977,083	43.29
7	285,272	41,919	17.23	562,628	145,681	25.89	1,288,529	355,581	38.11	—	—	—	4,639,315	1,405,401	43.46
8	341,097	55,825	16.37	698,163	135,535	24.09	1,777,547	489,018	37.95	—	—	—	5,744,097	1,104,782	23.81
9	401,208	60,111	17.62	827,551	129,388	18.53	1,843,001	65,454	3.68	—	—	—	5,826,526	82,429	1.44
10	482,689	81,481	20.31	906,727	79,176	9.57	1,945,990	102,989	5.59	—	—	—	6,436,247	609,721	10.46
11	571,914	89,225	18.48	976,376	69,649	7.68	651,245	△1,294,745	△66.53	—	—	—	7,954,847	1,518,600	23.59
12	661,920	90,006	15.74	1,102,129	125,753	12.88	693,561	42,316	6.50	—	—	—	7,771,079	△183,768	△2.31
13	765,334	103,414	15.62	1,100,411	△1,718	△0.16	793,513	99,952	14.41	135,128	—	—	8,073,365	302,286	3.89
14	893,717	128,383	16.77	1,115,857	15,446	1.40	904,605	111,092	14.00	224,830	89,702	66.38	8,712,973	639,608	7.92
昭和1	1,036,473	142,756	15.97	1,156,415	40,558	3.63	1,067,552	162,947	18.01	455,575	230,745	102.63	9,031,090	318,117	3.65
2	1,166,430	129,957	12.54	1,523,038	366,623	31.70	1,083,098	15,546	1.46	729,777	274,202	60.19	8,906,473	△124,617	△1.38
3	1,315,212	148,782	12.76	1,742,782	219,744	14.43	1,241,216	158,118	14.60	1,024,161	294,384	40.34	9,215,948	309,475	3.47
4	1,446,404	131,192	9.97	2,051,126	308,344	17.69	1,421,138	179,922	12.66	1,175,604	151,443	14.79	9,213,117	△2,831	△0.03
5	1,559,644	113,240	7.83	2,337,516	286,390	13.96	1,540,763	119,625	8.42	1,180,069	4,465	0.38	8,658,539	△554,578	△6.02
6	1,699,456	139,812	8.96	2,609,678	272,162	11.64	1,636,274	95,511	6.20	1,223,823	43,754	3.88	8,174,255	△484,284	△5.59
7	1,825,842	126,386	7.44	2,704,482	94,804	3.63	1,687,248	50,974	3.12	1,230,414	4,591	0.37	8,131,567	△42,688	△0.52

本邦五大銀行資產と五大生命保險會社資產の對照表

		總資產 大正10年末	昭和7年末	增加額	增加率
		円	円	円	%
五大生命	日本	72,773,653	271,090,823	198,317,170	272.51
	明治	41,427,260	199,375,471	157,948,211	381.27
	千代田	31,991,565	154,450,477	122,458,912	382.79
	第一	17,430,681	148,111,260	130,680,579	749.72
	帝國	42,339,057	135,106,941	92,767,884	219.11
五大銀行	安田	×789,966,737	852,009,557	62,042,820	7.85
	住友	500,599,516	847,871,947	347,272,431	69.37
	第一	474,236,728	845,873,453	371,636,625	78.37
	三井	535,630,923	843,182,318	307,551,395	57.42
	三菱	337,415,770	759,431,916	422,016,146	125.07

（備考）×安田銀行に限り大正12年末を採る、大正10年末に於ては未だ安田系銀行の合併が行はれて居なかつた爲めである。

は全生命保險會社資產についてであるが、個々の會社について見れば、內國債に巨額の投資を爲すもの、地方債或は公共團體貸付に重きを置くもの、社債を主とするもの、株式に大なる興味を持つもの、銀行預金を未だに主なる投資物とするもの、不動產抵當に力を入れるもの等々、會社に依つて夫々特色があり、未だ共通普遍的な投資方針と認むべきものがないが、大體に於て次のやうなことが云ひ得るであらう。

(1)　有價證券投資が第一位を占め、而も其の增加の夥ひ急激なること。有價證券に在つては社債の增加が最も顯著にして、內國債投資は甚しく重要性を減じて居る。有價證券投資に於て斯の如き變化を見るに至つたのは經濟界の發達に伴ひ確實有利なる社債が多く出廻るに至つたためと、社債は國債に比し利廻が良いためである。株式投資は近年經濟界不況のため減配及び株價下落に因り其の投資割合を減じたるも、今尙ほ社債に次ぐ重要なる有價證券投資である。

(2)　銀行預金の割合は大正六年頃を絕頂として漸減してゐるが、これは生命保險會社が利廻の低い消極的投資に甘んぜず、利廻の高い積極的投資を目指して投資市場に進出し、金融經濟上に一分野を占せるに至つたことを如實に示すものである。

(3)　貸付金に於ては近年銀行が固定的貸付の手を引締めてゐた爲め產業會社にして生命保險會社に財團抵當に依る融資を求むるもの增加したるもこれは一時的現象とも見るべく、總て金融緩慢に乘じ社債發行となつて漸減を來すであらう。たゞ保險證券擔保貸付だけは累年增加を續けて居り、貸付金中第一位を占むるに至つた。これは保險契約者に對する金融であり保險知識の普及につれて或程度まで必然的に增加すべきものである。尤も近年の此の急激なる增加は經濟界不況に因る契約者の財政不如意を語るものであらう。

(4)　生命保險會社の規模が大きくなつても、不動產の割合が減少せざるは、近年生命保險會社にして非常に大きな建物を新築する傾向があり營業所兼貸室として使用せらるゝものが漸增してゐるからである。

生命保險會社が銀行の從屬的地位を離れて、獨自の投資分野に進出することに依つて、其の利廻は銀行定期預金利子よりも一分五厘乃至一分上額に在り、此の開きは利率そのものとしては敢て驚くに足らざるも、十八億圓の總資產に對して利廻年一分の相異は年額千八百萬圓に上る。併し生命保險會社は確實性を無視して徒に高利廻を追ふものでなく、確實にして而も有利なる投資物を選擇することに努力を拂ふものであり、其の資金の特異性に着眼して取捨選擇を誤らざるやう注意するならば、利廻の低下を防止し、併せて一國の產業發展に資することを得るであらう。生命保險會社資金の八割見當迄は直接間接に固定的產業資金に向けられて居ることは國民經濟上特に注目すべき點である。

なほ生命保險會社の資金は長期の運用に適するも、其の資源の主要部分は保險契約者に屬する責任準備金及利益配當準備金であり、國民の大多數を網羅せる契約者大衆の零碎なる資金の蓄積より成るものであり、銀行預金等に比し遙に大衆的であることを、生命保險會社より資金の供給を仰ぐ側に於ても特に留意せられて濫用に陷らざるやう愼重なる態度を肝要とする。

（西尾清一氏寄稿）

金利と景氣と生保會社資產利廻

生保會社の資產は大體、預金（金錢信託を含む）貸付金、有價證券、不動產、其他の五種に運用されてゐると見るのが普通である。之等は何れも直接間接金利又は景氣に影響せられて、その收益に增減を來すものではあるが、實際には之等資產總體の利廻が如何なる場合に如何なる程度に金利又は景氣に動かされるかを明白に記述することは極めて困難である。殊に生保資產は長期契約によつて運用されるものが多い關係上、金利の動きが投資利廻に現はれる迄相當の時間的喰ひ違ひがあり、又諸種の方面に分散投下されてゐるため例へば好景氣による利廻向上が低金利に基く利廻低下と相殺される場合もあつて、一層問題を究め難くする實情にある。

尤も理論的には、大體に於て、確定利付資產（預金、貸付金、公社債の類は投資に際し利率が確定してゐるから、假に之等を確定利付資產と呼ぶ）は金利の高低に追隨して上下し、不確定利付資產（前同樣の理由により株式及び不動產を之に含ましめる）は景氣不景氣によつて左右せられると云ふことが出來る。然しながら、金利は不況の底入れと共に低下し始め、好況時代の前半を終る頃から騰勢に轉じ、好況の頂點を越へ不況の底に至るまで低下することがないのを常態とするから、確定利付資產と景氣の關係及び不確定利付資產と金利の關係は、その時の實情に基いて定まると云ふの他ないと考へられる。

我國の生命保險事業は既に五十年の歷史を有し、創業以來、明治二十年前後、日淸戰後、日露戰後等の好況時代並にその前後に於ける不況又は沈滯時代を經驗し來つたことは、それ自體極めて意義深きものがあるのであるが、明治の末年に於ても契約高は五億圓に過ぎず、資產も亦僅かに一億圓に足らぬ有樣であつて、社會的經濟的地位は微弱なるを免れなかつた。殊に資產運用の方面に於ては殆どその獨自の機能も發揮せられず、その利廻は極めて低率なるを免れぬ有樣であつた。生保業が漸くその地位を增大するに至つたのは、實に世界大戰中の好況時代に始まるのであつて、大正六七年の頃より契約高も急速に仲展し、資產も亦一個の勢力として認められる樣になつたのである。依つて本稿に於ては明治時代を省略して、大正改元後の實情に就て、生保資產の利廻が景氣と金利とに對して如何なる地位を保つたかを述べることゝする。

先づ、大正元年以降、昭和七年迄二十一年間の生命保險會社資產利廻と、日銀公債抵當貸付利率および景氣、不景氣の狀態を表示すれば、次表の如くである。

而して此に對照すべき金利を何に求めるかに就ては論の存する所であるが、最も偏せざるものにして然もなるべく短期にあらざるものと云ふ標準から右のものを選定したのである。

此の表に依つて見られる通り、大正元年から同四年頃までは、不況も深刻であり、金利も亦當時としては低位にあつたのであつて、生保資產の利廻が低率ならざるを得なかつたのも當然と云はなけれ

ばならぬ。

（註） 金利は毎年六月末日本銀行公債抵當貸付利率なり

年度	生保資產利廻 %	金利 %	
大正 1	4.84	5.8	不況時代
2	5.50	6.6	
3	5.76	6.6	
4	5.68	7.3	
5	5.69	6.6	好況時代
6	5.64	5.1	
7	5.95	5.1	
8	6.04	6.6	
9	6.62	8.0	
10	6.38	8.0	不況時代
11	6.53	8.0	
12	6.73	8.0	
13	6.61	8.0	（小景氣）
14	6.68	7.3	沈滯時代
昭和 1	6.92	7.3	
2	6.70	5.8	
3	6.42	5.5	
4	6.14	5.5	
5	5.98	5.5	恐慌時代
6	5.86	5.1	
7	5.93	5.1	小康時代

金利及び景氣と生保資產利廻

然るに大正四年かの歐州大戰勃發するや、翌五年より我が財界は好轉を始め、六年七年に亘つて益々活況を呈したこと周知の事實であるに拘らず、利廻が依然として五分六厘臺に停滯したことは、當時の金融が緩漫であつて、金利は寧ろ低下するに至つた事情にその原因を求めるの外ないであらう。然して財界は七年に入つて講和成立と共に一頓坐を來したのであつたが、直ちに恢復して、八年より九年にかけての大膨脹となり、一方金利は資金需要の增加と警戒的引上のため極めて高位に上つたため、生保資產は兩面から收益を增加して、八年度に於て遂に六分臺の利廻を示すに至つた。爾來九年三月の大恐慌と其の後の打ち續いた不況沈滯の時代に於てもよく六分臺を維持し得たことは、實は金利の不廉に支へられる所が多かつたからであると云はなければならぬ。此の利廻の好調は昭和二年の金融恐慌を轉機として破れ、三年度六分四厘、四年度六分一厘と低下し、五年度に於て遂に五分九厘に轉落を見たのであつたが、此の時代に於ける利廻の推移も亦當時の金利のそれと符合するのである即ち金利も昭和二三年の特別融通其他のため此の頃から漸落し始めたのであつた。

然しながら、よく各時代に就て詳細なる檢討を試みるならば、景氣の力も亦隨所に見られるであらう、例へば大正九年以降十三年まで金利は八分釘付けであつたに拘らず、利廻は九年度六分六厘から十年度六分三厘に落ち、其後情勢の安定と共に漸次恢復した如き、大正十四年以降金利は低下したに反し利廻は上昇したが如き、又昭和五年金利は不動にあつたに拘らず金輸出解禁に伴ふ財界不振のため利廻低下を見たが如き、何れも生保資產が金利の高低のみによつて左右せらるるものでないことを明に示すものである。殊に昭和七年度に於て金利は益々低下したが一般事業界恢復の曙光きざすと共に利廻に好轉を見た如きは最近の好例である。

かくの如く、景氣の力も少からず働いてゐるに拘らず、我國生保資產の利廻は、終に、大勢に於ては金利の高低によつて動かされざるを得なかつた所以は、その過半が預金、貸付、公社債の如き確定利付資產によつて占められて居り、從つて株式配當又は不動產收益は、異常なる增加を見せない限り、全資產の利廻を著しく左右することが出來ない狀態にあるが爲めに他ならぬ。また前述の如く、株式及び不動產收益の著しく增加する好況時代においては、金利も亦高率であるため、金利の力は、一層擴大されて表はれることにも因るのである。

生命保險會社總括資產並に運用資產の統計的研究

我國に於ける生命保險事業は、明治十四年「明治生命」の創立以來、五十有餘年の星霜を經て今日に至つたが、明治の終期までは發達遲々で、急速の進歩は夫の大正三年八月勃發の歐洲大戰以後のことである。例へば、之を保有契約高に就てみるに、次に表示の如くで、明治十四年に僅か七十萬圓が昭和七年には八十六億四千萬圓に激增するに至つた。（尙次掲第一表並にA圖參照）

內國生命保險會社保有契約高變遷表

年度	年度末現在（千円）	年度	年度末現在（千円）	年度	年度末現在（千円）
明治一四	七〇五	明治三九	二八一、四七九	昭和元	五、五九六、四〇五
同 一九	一、七五八	同 四四	六六九、三六三	同 五	七、六九四、二〇〇
同 二四	一三、六四七	大正五	一、一七五、八一七	同 六	八、三三五、七二九
同 二九	八三、九七一	同 一〇	二、九九二、六六六	同 七	八、六四三、九五一
同 三四	一九七、六八五	同 一三	四、二九六、三一九		

次に、之をその資力の點に就て見るに、次表の示す如く、その資力（その主要部分は責任準備金と契約者配當準備金）は、契約高の增加につれて增大し、昭和七年末には遂に十七億七千八百萬圓といふ巨額を算するに至つた。

この生命保險會社現在資力を全國銀行資力に比べると約一五％に當り、生命保險事業の金融界に占むる地位が、最近如何に重要となつたかが知られやう。なほ生命保險業の金融的地位の變遷、及びその金利並に景氣との關係に就ては、別項『生命保險の金融的地位』並に『金利と景氣と生保會社資產利廻』に讓り、本項では專ら我國生命保險業の總括資產並に運用資產內容の統計的研究、即ちその數字上の史的變遷を究める。（統計分明の明治四十年から始める）

內國生命保險會社資力發展表

年度	年度末現在（千円）	年度	年度末現在（千円）	年度	年度末現在（千円）
明治一四	一〇八	明治三九	三七、五一八	昭和元	九九八、五一六
同 一九	二一八	同 四四	八三、四五一	同 五	一、三二一、四五一
同 二四	九二一	大正五	一九六、三二八	同 六	一、六五三、七八七
同 二九	五、三三九	同 一〇	四六九、〇九八	同 七	一、七七八、六一一
同 三四	一八、〇六〇	同 一三	七二八、三四四		

（註） 本表に含まるゝものは責任準備金、支拂備金、確定配當準備金、契約者利益配當準備金、危險準備積立金、法定準備金、恩給基金、其他諸積立金及び拂込資本金。

（註） 金額の推移を示す圖表次揭（A・C・E圖）は凡て「對數」圖表を使用す。

總資產並に正味資產の變遷（第一表及びA圖參照） 保有契約高の增大に從つて、生保會社の資產は增加した。即ち第一表の示す如く、責任準備金と殆んど正比例して正味資產が增加してゐる。而して茲に所謂「總資產」とは、貸借對照表資產の部の合計額を指すもので「正味資產」とは總資產より未拂込株金（又は基金）及び缺損金（又は不足金）を控除したものである。

正味資產は、明治四十年には僅か四千四百萬圓に過ぎなかつたがその後逐年增加し、四年後の同四十四年には約倍加して八千七百萬圓となり、十年後の大正六年には二億四千三百萬圓（五・五倍强）十

五年後の大正十一年には五億七千一百萬圓（一三倍弱）、二十年後の昭和二年には十一億六千六百萬圓（二六・五倍）、二十五年後の同七年には實に十八億三千一百萬圓といふ巨額を算し、明治四十年當時に比し正に四一・六倍強である。この顯著なる累進的發展振りはA圖に於て明らかに示されてゐる。

正味資産並に運用資産の變遷（第一表及びA圖參照）正味資産を構成するものは(A)預貯金（銀行諸預金、郵便振替貯金及び金錢信託）貸付金、有價證券（有價證券及び信託有價證券）、不動産、(B)現金、什器圖書、未收保險料、未收利息、代理店貸、假拂金、建築費勘定、借家敷金、其他であるが、前者即ち(A)に屬するものは、何れも利息又は配當收益を生むもので、所謂「運用資産」又は「運轉資産」と稱し、後者即ち(B)に屬する資産は、原則として利息又は收益を生まないもので、前者に對して「非運用資産」又は「非運轉資産」と謂はれてゐる。

第一表並にA圖に示す如く、運用資産は正味資産の大部分を占めてゐる。從つて正味資産の累進的增加に伴れて、運用資産も略々同じ割合で增加してゐる。即ち、明治四十年の四千一百萬圓が四年後の同四十四年には倍加して八千二百萬圓となり、十年後の大正六年には二億三千三百萬圓（五・六倍强）、十五年後の大正十一年には五億四千八百萬圓（一三・三倍强）、二十年後の昭和二年には十一億三千三百萬圓（二七・五倍强）、二十五年後の同七年には十七億八千九百萬圓に達し、明治四十年のそれに比し正に四三・四倍强にあたる。

然しながら、正味資産と運用資産の增加率を、嚴密に指數によつて檢するに、次の如く運用資産指數は明治四十四年以降漸次正味資産のそれを上廻つてゐることが分るが、これは後に述ぶる「運用率」の向上に基因するものである。

正味資産並に運用資産指數

年度	正味資産	運用資産	年度	正味資産	運用資産
明治四四	100	100	大正二	一、二九九	一、二三一
同　四五	一一九	一二〇	昭和二	二、六五〇	二、七五二
大正六	二五三	二六三	同　七	四、一六三	四、三一二

一般に、正味資産（一〇〇%として）に對する運用資産の割合を**運用率**といひ、生保業經營の巧拙、良不良を計る一指標とするが、いま明治四十年乃至昭和七年の運用率をみるに、第一表の示す如く大體九割三分以上で、年によつて多少の高低はあるが、全體として逐年上昇の傾向を辿つてゐる。即ちこれを三期に大別できる。第一期は明治四十年乃至大正三年で、運用率は最低九三・六%から最高九四・五%の間を、第二期は大正四年乃至大正十四年で、最低九四・九%から最高九五・九%、第三期は昭和元年乃至同七年で、最低九七・二%から最高九七・七%の間を往來してゐる。かくの如く、近年に至つて運用率が上向しつゝあるのは、當業者が資産運用方面に重大なる注意と努力を拂ふに至つた結果だらうが、生保會社のビル建築が一巡して、建築費勘定が不動産勘定に振替つたことも一因だらうと思はれる。

運用資産内容の變遷（第一表及びA・B圖參照）前述の如く、運用資産を構成するものは、(一)預貯金、(二)貸付金、(三)有價證券、(四)不動産の四種であるが、これら運用資産内容にも時々の事情に基い

て變化がある。たとへば貸付金並に預貯金割合の減少と、有價證券投資の激增であるが、それは明治四十一年には有價證券が第一位で五七・三%、貸付金が第二位で二一・三%、第三位が預貯金（一五・一%）、第四位が不動産で六・三%であつた。ところが、其後有價證券が年を逐ふて減少の一路を辿り、之に反し貸付金割合が漸次增加して、遂に大正元年に至り貸付金が三七・二%、有價證券が三六%となり、貸付金が第一位を占むるに至つた。

この現象は、しかし、長くは續かなかつた。即ち貸付金は大正三年の四〇・二%を頂上として下降し始め、又有價證券は同年の三一・七%を底として漸次上昇し、整四年には再び有價證券が第一位となり、大正五年四四・九%、同十年四九・五%、昭和元年五〇・五%と飛躍し、同四年には更に增大して五四・四%となつた。而してこの間、貸付金は大正三年の四〇・二%より逐年下降して、大正七年には遂に一六・三%となつたが、その後稍々回復して大體二〇%臺を去來し、昭和四年には二三・八%となつた。

ところが、昭和五年の恐慌に因る有價證券の暴落以來、有價證券が次第に減少するに反し、貸付金の割合が再び增大し續け、昭和七年度末現在には、有價證券四八・八%、貸付金三三・一%となつた。有價證券が低落し、之に反し貸付金が增大したことは、以上の如く有價證券の暴落に一半の理由はあるが、他方低金利に因り生保經營者が採算不利な有價證券投資を逃避して、利廻の高い貸付金に投資方針を轉向したこと、及び後述の如く財界不況のため契約者の保險證券擔保貸付が激增したことにも基因する。

一方預貯金の割合は、明治四十一年一五・一%より漸次上昇し、大正六年（二四・三）には貸付金のそれを上廻つて第二位となり、大正十一年まで六ヶ年間この位置を繼續したが、大正七年の三〇・四%（この時貸付金一六・三%）を絶頂として次第に下向し始め、大正十二年（二四・二%）には第三位に落ち、殊に昭和二年の銀行パニツク以來著しく減少して、昭和六年並に七年にはいづれも一二・六%となつた。次に不動産の割合は、明治四十年七・五%を最高として漸次下向を始め、大正八、九年頃には四・一%となつたが、大正十二年の關東大震災以後、生命保險會社の所謂ビルデイング建築熱（社用及び貸室として）が高まるに伴れて不動産投資が多くなり、最近では六%前後を占めてゐる。しかし不動産には、B圖によつても知る如く、他の有價證券、貸付金及び預貯金の如き顯著なる變化はない

以上によつて吾々は、運用資産を構成する四種の資産に就て、それ〴〵の變化を究明したが、更にその中で最も重要な部分を占める有價證券並に貸付金に就て、その投資内容を分析することにする。

貸付金投資内容の變遷（第二表及びC・D圖參照）貸付金の投資内容（擔保別）に就てその變遷を見るに、貸付割合の增大せるものは保險證券擔保貸と公共團體の貸付で、減少せるものは財團抵當、有價證券擔保、不動産抵當及び「其他」である。就中保險證券擔保貸付の顯著なる增加は、近年の貸付傾向を特徴付けるもの、即ち明治、大正年間には第三位乃至第五位の間を往來してゐたが、昭和平代に入るに及び、一躍第一位となり、かつて明治四十二年には全貸付の九・五%を占むるに過ぎなかつたものが、昭和六年現在では實に三七・四%

の高位を占む。證券擔保貸付のかゝる激增は主として近年打續く財界の不況により、契約者の財政不如意を物語るものでもあらう。

次に注目すべき推移は、財團抵當並に有價證券擔保貸付の割合が激減したことである。勿論兩者ども絶對額に於ては多少とも漸增してゐるが、割合は著しく低下した。即ち財團抵當貸付は大正四年三八・九%を、又有價證券擔保貸付大正八年三八・四%を最高に、それぐ〜低落の一路を辿り、その間財團抵當貸付は大正十四年二七・一%に一時回復を見せたが、結局は又下向し始めて、昭和六年には一八・九%となり、有價證券擔保貸付も亦同年一七・二%と下つた。

其他不動産抵當貸付は、割合に於ては減少したが、その絶對額に於ては漸次增加して、近年に至り財團抵當貸付及び有價證券擔保貸付に殆んど接近するに至つてゐる。又公共團體貸付は玆十四、五年間に、割合に於ても金額に於ても增加を續けた。特に金額に於ては一時六十餘萬圓（大正七年）に過ぎなかつたが、その後激增して昭和六年には遂に四千九百萬圓（約八三倍）に達した。

無擔保貸を含む「其他」は、金額、割合とも減少してゐる。即ち大正二年には全貸付金の一四%を占めてゐたが、大正九年には八・二%となり、爾後激減して、昭和六年には僅かに一%を示すに過ぎない。殊に大正十二年以降は、その絶對額に於ても少からぬ減少を示し、大正十二年一千一百萬圓が昭和六年には半減して約五百萬圓となつた。

有價證券投資内容の變遷（第三表及びE・F圖參照）　近年に於ける生保會社の金融的進出は、主にその資産運用上に於ける有價證券投資の增大に基くもので、從つてこの有價證券投資内容の變化は、生保會社の金融的進出を語る最も重要な指標であらねばなるまい。

然るに、生命保險會社の有價證券投資は、明治四十二年には僅かに二千六百萬圓に過ぎず、うち國債が一千三百萬圓（五〇・六%）で第一位、株券八百萬圓（三〇・五%）で第二位、社債約三百萬圓（一一・三%）、地方債二百萬圓（七・六%）の順序であつた。然るに二十三年後の昭和六年には、實に八億三千七百萬圓の巨額を算し、しかもその内容は、社債四億二千二百萬圓（五〇・六%）で第一位、株券二億一千七百萬圓（二六・一%）で第二位、國債一億七百萬圓（一二・九%）で第三位といふが如く、國債と社債の位置は全く逆轉してゐる。加ふるに地方債の位置も亦著しく向上して、それだけ國債の比較的地位を低下せしめた。有價證券投資に於て、かくの如く重大なる變化を見るに至つたのは、主として社債の確實化と國債に比し利廻採算が良いためである。更に云へば、明治四十二年乃至同四十四年には、國債が有價證券中第一位を占め、大正元年乃至同六年には株券之に代り、大正七年乃至昭和六年には社債が第一位を占め、株券これに續いてをり、地方債は絶對額に於ては著しい增加を見せたが、割合に於ては明治四十二年以降大體五%乃至一〇%の間を去來し、昭和六年現在は丁度一〇%である。又外國々債は大正四年までは甚だ微々たる存在であつたが、同五年に至つて俄然一千二百萬圓（一三・六%）となり一躍地方債を上廻つたが、同六年の二千萬圓（一八・三%）を絶頂に、金額並に割合とも激減し、同十四年には遂に百萬圓臺を割つて九十六萬餘圓、割合にして〇・四%となり、その後も依然低減して、昭和六年には七十餘萬圓（〇・一%）となつた。（完）

（一）内國生命保險會社資産構成表
（自明治四十年至昭和七年）

年度	總資産（円）	正味資産(A)（円）	預貯金 金額（円）	預貯金 百分率（%）	貸付金 金額（円）	貸付金 百分率（%）	有價證券 金額（円）	有價證券 百分率（%）
明治四〇年	五一、一六三、八三三	四四、〇三〇、七二五	七、七七八、一四八	一八・九	八、六七四、一二二	二一・〇	二一、六八六、三六一	五二・六
四一	七〇、三〇〇、五九〇	六二、三五七、六五八	八、九〇六、四〇二	一五・一	一二、五三三、〇〇一	二一・三	三三、七六四、九六九	五七・三
四二	七〇、五九五、三九三	六二、一一六、〇三〇	一三、一四六、三五八	二二・五	一四、九九一、四七九	二五・七	二六、四五九、六七三	四五・三
四三	八〇、九六〇、四八〇	七二、七〇九、七三六	一八、三二八、一七七	二六・九	一八、六〇七、八〇四	二七・三	二七、四〇八、三三六	四〇・二
四四	九六、二六七、八〇六	八七、五一七、九七六	一七、九八三、五二六	二一・八	二五、六〇七、〇二五	三一・〇	三四、二三九、二三一	四一・五
大正元	一一五、二九七、七七四	一〇五、五三〇、三三七	二〇、八四〇、六〇三	二一・〇	三六、八七五、二八四	三七・二	三五、六六七、三四〇	三六・〇
二	一三九、五一三、七九二	一二七、八二五、一五一	二三、四六六、九〇五	一九・六	四六、九八四、四四二	三九・二	四二、四二七、九四六	三五・四
三	一六六、六五五、六七四	一五〇、二七五、二八三	三一、七〇八、四四八	二二・五	五六、七五八、三五九	四〇・二	四四、七五二、一一六	三一・七
四	一九一、七三一、九八八	一七四、九九二、一五〇	三八、四八五、六七三	二三・二	五七、八七三、一八八	三四・八	六〇、九四八、五三四	三六・七
五	二二二、一二三、〇五〇	二〇六、二〇一、九九七	四七、九三四、八八四	二四・三	五一、五八八、一一六	二六・一	八八、六六九、一一四	四四・九
六	二五八、二七三、六八六	二四三、三五三、九三四	六五、三〇九、九七二	二七・九	四五、〇九九、二三三	一九・三	一一二、八八五、三三四	四八・三
七	三〇一、〇〇〇、七九六	二八五、二七二、四〇七	八三、一一五、五〇六	三〇・四	四四、七四四、二九九	一六・三	一三四、四八四、二六四	四九・一
八	三五八、三四八、七八四	三四一、一二七、〇五二	九三、八一六、五七九	二八・八	六一、〇〇一、三三九	一八・七	一五八、〇五五、七九六	四八・五
九	四二一、六〇五、一〇五	四〇一、二〇七、七五三	一〇二、五七八、六一四	二六・九	七九、三七〇、三七五	二〇・八	一七九、四八三、七四二	四七・一
一〇	五〇四、二八〇、七二九	四八二、六八八、四三六	一一三、一五〇、〇五二	二四・六	九五、八九三、四二一	二〇・八	二二八、一〇一、三五八	四九・五
一一	五九五、九二八、三三六	五七一、九一三、七九二	一三五、四三三、七六〇	二四・七	一二六、二七九、一六一	二三・〇	二五八、五一二、四三四	四七・一
一二	六九一、六四一、〇五三	六六一、九三〇、三三六	一五二、二一二、五九九	二四・二	一七一、六七〇、四六五	二七・三	二七四、〇九二、六三〇	四三・六
一三	七九五、六九八、〇二五	七六五、三三四、二三五	一六七、一五三、八六八	二二・八	一九六、四八五、〇四三	二六・九	三二九、〇四二、四九五	四五・〇
一四	九二三、六六六、九一七	八九三、七一六、八六六	一八四、六七五、三五五	二一・六	二一〇、〇六五、〇〇一	二四・五	四一六、三二一、二六〇	四八・六
昭和元	一、〇六四、三八六、三〇〇	一、〇三六、四七三、六八三	二一〇、九五八、七七三	二〇・九	二三八、七二九、三六五	二三・七	五〇八、五五一、八八三	五〇・五
二	一、一九四、一五三、七〇五	一、一六六、四三〇、一九八	二〇七、九三〇、一〇〇	一八・三	二七五、四四一、一四七	二四・三	五八二、一三五、九四四	五一・三
三	一、三四〇、六二九、三三九	一、三一五、二二二、四〇六	二三五、六〇〇、一〇一	一八・四	二七八、五七一、六二五	二一・八	六八九、五七二、九〇四	五三・九
四	一、四七九、八〇八、八七〇	一、四四六、四〇三、八八四	二二三、六三五、一六二	一五・八	三三五、八一五、七七七	二三・八	七六八、〇六六、三三〇	五四・四
五	一、五八一、三二七、六五七	一、五五九、六七九、九五四	二一七、一〇六、四四七	一四・三	四一六、六八二、一八二	二七・四	七九一、二〇八、七二三	五二・一
六	一、七二二、九八〇、四六九	一、六九九、四五五、九四三	二〇八、四六〇、八一二	一二・六	五一二、九四七、二九六	三一・〇	八三四、三三五、八四五	五〇・四
七	一、八五八、〇〇五、九六七	一、八三一、八四五、九六七	二二四、七一八、四四三	一二・六	五九一、五六七、一七九	三三・一	八七三、六三七、六八一	四八・八

年度	不動産 金額（円）	不動産 百分率（%）	計(B) 金額（円）	計(B) 百分率（%）	運用率(B÷A)（%）	責任準備金（千円）	年度末現在契約高（千円）
明治四〇年	三、〇七二、七四三	七・五	四一、二二一、三七三	一〇〇・〇	九三・六	三六、九四六	三五九、六二四
四一	三、七〇二、四五三	六・三	五八、九〇六、八二五	一〇〇・〇	九四・五	四三、九七二	四三八、九〇四
四二	三、七四九、五九七	六・四	五八、三四七、〇〇七	一〇〇・〇	九三・九	五二、二〇五	四九八、〇五九
四三	三、八三六、九四八	五・六	六八、一八一、二五五	一〇〇・〇	九三・八	六一、四九七	五五七、六六四
四四	四、七二〇、二四四	五・七	八二、五五〇、〇二六	一〇〇・〇	九四・三	七三、七九四	六六九、三六三
大正元	五、七九九、五一一	五・八	九九、一八二、七四〇	一〇〇・〇	九四・〇	八九、三三七	八一九、七八五
二	七、〇五四、四三三	五・九	一一九、九三三、七二六	一〇〇・〇	九三・八	一〇七、三三五	一、〇〇二、一八三
三	七、八八四、三九一	五・六	一四一、一〇三、二一四	一〇〇・〇	九三・九	一三九、一九五	一、一三七、一五六
四	八、七六八、七八五	五・三	一六六、〇七六、一六九	一〇〇・〇	九四・九	一四七、八四三	一、一一五、九九五
五	九、三八三、九二四	四・七	一九七、五七六、〇三八	一〇〇・〇	九五・八	一六八、二七二	一、一七五、八一七
六	一〇、四九四、〇四一	四・五	二三三、七八八、五六八	一〇〇・〇	九六・一	一九九、一六四	一、三四七、一三〇
七	一一、三六八、三四九	四・二	二七三、七一二、四一八	一〇〇・〇	九五・九	二三六、八一八	一、六五三、九四〇
八	一三、三二〇、四八三	四・一	三二六、一九四、一九七	一〇〇・〇	九五・六	二九〇、二三五	二、一六二、九八二
九	一九、五五二、七六二	五・一	三八〇、九八五、四九三	一〇〇・〇	九五・〇	三四五、九六三	二、六三九、七三一
一〇	二三、〇九九、六〇六	五・〇	四六〇、三四四、四三六	一〇〇・〇	九五・四	四一三、三三五	二、九九二、六二六
一一	二八、四六九、〇〇九	五・二	五四八、六九三、三六四	一〇〇・〇	九五・九	四八八、七一六	三、四〇三、六〇五
一二	三〇、四六三、七七六	四・八	六二八、四三九、四七〇	一〇〇・〇	九四・九	五五一、一〇〇	三、七三六、五六四
一三	三八、九四六、二四五	五・三	七三一、六二七、〇五一	一〇〇・〇	九五・六	六四九、一二八	四、二九六、二四九
一四	四五、七一八、〇〇八	五・三	八五六、七七四、六二四	一〇〇・〇	九五・九	七六六、六八四	四、九九七、〇七七
昭和元	五八、八八七、二三一	五・八	一、〇〇七、一二七、一五三	一〇〇・〇	九七・二	八八四、三五三	五、五九六、四〇五
二	六八、三六五、二一三	六・〇	一、一三三、八六三、四〇三	一〇〇・〇	九七・二	九九一、八四八	五、九六九、一二八
三	七六、三七七、八五二	六・〇	一、二八〇、〇八二、四八二	一〇〇・〇	九七・三	一、一一一、一八六	六、五四〇、一〇七
四	八五、四三三、七八三	六・〇	一、四一二、九四一、〇四一	一〇〇・〇	九七・七	一、二五六、一八五	七、一九九、七七一
五	九三、五八八、六二四	六・二	一、五一八、五八五、九七六	一〇〇・〇	九七・四	一、三六五、八八九	七、六九四、二三〇
六	九八、六九三、七四六	六・〇	一、六五四、四三七、六九九	一〇〇・〇	九七・四	一、四八三、〇一六	八、三五五、七二九
七	九九、六五七、五一七	五・六	一、七八九、五八〇、八一九	一〇〇・〇	九七・五	一、五七六、三五八	八、六四二、九五一

【備考】
△本表の計數は保險年鑑（商工省編纂）に依る。（但し昭和七年度は本社統計號に依り、此年包括移轉せる戰友共濟、東華及び國光三社の計數は含まず。又年度末現在契約高は明治四十年より大正二年までは帝國統計年鑑により、大正三年以降は商工省編纂の保險年鑑に依る）
△明治四十年以前は計數不詳のため省略す。
△「總資産」は貸借對照表資産の部の合計額なり。
△「正味資産」は總資産より未拂込株金（又は基金）及び損失金（又は不足金）を差引きたる殘額なり。
△「預貯金」中には銀行諸預金、郵便振替貯金並に金錢信託を含む。
△「有價證券」中には有價證券と信託有價證券を含む。

（二） 內國生命保險會社貸付金投資內容變遷表

年度	不動產抵當 金額 (円)	不動產抵當 百分率 (%)	財團抵當 金額 (円)	財團抵當 百分率 (%)	有價證券擔保 金額 (円)	有價證券擔保 百分率 (%)	保險證券擔保 金額 (円)	保險證券擔保 百分率 (%)	公共團體貸付 金額 (円)	公共團體貸付 百分率 (%)	其他 金額 (円)	其他 百分率 (%)	計 金額 (円)	計 百分率 (%)	全運用資產對百分率 (%)
明治四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八、六七四、一三一	一〇〇・〇	二二・〇
四一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三、五三三、〇〇一	一〇〇・〇	二一・三
四二	三、五〇〇、九六三	二三・四	一、二八六、〇〇〇	八・六	四、四五八、〇九九	二九・七	一、四二〇、八二五	九・五	二、六六七、八四〇	一七・八	一、六五七、六五〇	一一・一	一四、九九一、三七六	一〇〇・〇	二五・七
四三	四、三六一、五二九	二二・四	四、二二二、一〇〇	二二・六	四、五三九、七四七	二四・四	一、八七一、八一六	一〇・一	二、〇六六、七四七	一一・一	一、五五五、八六四	八・四	一八、六〇七、八〇四	一〇〇・〇	二七・三
四四	六、一三六、三四八	二四・〇	七、四四七、〇〇〇	二九・一	五、三八〇、三七〇	二一・〇	二、四八四、五五三	九・七	一、六三四、八二六	六・四	二、五三四、〇三三	九・九	二五、六〇七、〇三五	一〇〇・〇	三一・〇
大正元	七、五九六、〇〇三	三〇・六	一三、〇八二、五〇〇	三五・五	七、九三一、四九〇	二一・五	三、三〇八、一七五	九・〇	一、六一九、一五七	四・四	三、三三六、四四一	九・〇	三六、八七三、七六五	一〇〇・〇	三七・二
二	一三、七六三、八六〇	二九・三	一〇、六六三、四九八	二三・七	一〇、〇九九、六五一	二一・五	四、六七〇、九三九	九・九	一、一九八、二四五	二・五	六、五八九、二四〇	一四・〇	四六、九八四、四三三	一〇〇・〇	三九・二
三	九、七五〇、四〇九	一七・二	一七、八八二、八三三	三一・五	一二、五九七、七三九	二三・二	六、五六五、〇〇一	一一・六	二、九一八、二七四	五・二	七、〇四四、〇〇四	一三・四	五六、七五八、二五九	一〇〇・〇	四〇・二
四	九、八二四、八八四	一七・〇	三三、五二五、九七五	三八・九	八、九四八、三〇五	一五・五	八、九五〇、三七五	一五・五	三、三〇三、七八八	五・七	四、三一九、八六一	七・五	五七、八七三、一八八	一〇〇・〇	三四・八
五	九、四八三、五二六	一八・四	一七、八三〇、九八一	三四・六	八、五六五、四一七	一六・六	九、九四六、五五三	一九・三	八五七、〇四三	一・七	四、九〇四、六〇四	九・五	五一、五八八、一一四	一〇〇・〇	二六・一
六	八、〇八〇、六九一	一七・九	一三、五二七、九六八	三〇・〇	九、三二四、七二八	二〇・四	一〇、四〇五、三三一	二三・一	一、九四二、三七九	四・三	一、九一八、一四五	四・三	四五、〇九九、二三一	一〇〇・〇	一九・三
七	八、三三一、〇七六	一八・六	一〇、一八八、五一四	二二・八	一二、〇六四、二二九	二七・〇	一〇、六二一、五一四	二三・七	六三四、五五五	一・四	二、九一四、四九七	六・五	四四、七四四、三八一	一〇〇・〇	一六・三
八	八、四二一、四二三	一三・八	一三、六〇三、一〇三	二〇・七	二三、四三四、九六六	三八・四	一〇、六六四、六八九	一七・五	一、三〇二、七〇三	二・〇	四、六七四、七九三	七・七	六一、〇〇一、三七六	一〇〇・〇	一八・七
九	一四、〇二一、三七七	一七・七	一七、八三〇、七〇一	二二・五	二六、五五七、三三五	三二・五	一三、六五九、八四九	一五・九	一、八三九、七五九	二・三	六、四七一、四五四	八・二	七九、三七〇、三七五	一〇〇・〇	二〇・八
一〇	一七、六五四、九七三	一八・四	一九、七七七、五八六	二〇・六	三一、八〇四、〇四四	三三・二	一五、五八一、五七三	一六・二	四、九六四、〇四〇	五・二	六、一一一、二〇六	六・四	九五、八九三、四三一	一〇〇・〇	二〇・八
一一	三二、三六三、七四〇	二五・六	一七、〇二八、〇九三	一三・五	三三、八二三、七二九	二六・八	一九、一三三、一四〇	一五・二	二三、四一〇、七五三	九・八	一一、五二〇、七〇七	九・一	一三六、三七九、一六二	一〇〇・〇	二三・〇
一二	三一、八三一、〇六五	一八・五	三七、六三五、〇一八	二三・〇	四四、五四二、〇三一	二五・九	二五、三三三、三六五	一四・八	二〇、五八五、三六六	一三・〇	一一、七五四、六二〇	六・八	一七一、六七〇、四六五	一〇〇・〇	二七・三
一三	三一、五三七、三四〇	一六・一	五一、四三九、〇七六	二六・二	四五、一三八、一六七	二三・〇	三四、九〇三、八八八	一七・八	二三、八四五、二五一	一二・一	九、六二一、三二二	四・九	一九六、四八五、〇四三	一〇〇・〇	二六・九
一四	三〇、二五九、四一〇	一四・四	五六、八七四、七〇七	二七・一	四六、一二八、四七一	二三・〇	四四、五九四、八三六	二一・二	二一、六八一、八七八	一〇・三	一〇、四三五、六九四	五・〇	二一〇、〇六四、九九六	一〇〇・〇	二四・五
昭和元	三五、三二八、九三八	一五・四	五四、二九〇、九九七	二二・七	五〇、〇一八、六四六	二一・九	五七、一六五、一二七	二五・〇	二二、八二一、一六五	一〇・〇	九、一二四、三九三	四・〇	二三八、七三九、三六五	一〇〇・〇	二三・七
二	四五、四六九、六〇九	一六・五	六三、二六四、九八五	二三・六	五三、〇三一、〇〇二	一九・三	七七、九七四、〇二三	二八・三	二八、三一六、二七〇	一〇・三	八、三九五、二五九	三・〇	二七五、四四一、一四七	一〇〇・〇	二四・三
三	四六、四五一、三七九	一六・七	五六、四四三、九二三	二〇・三	四一、八六二、五〇七	一五・〇	九六、八八五、二三五	三四・八	二八、三四七、七五六	一〇・二	八、五八一、八〇五	三・一	二七八、五七一、六三五	一〇〇・〇	二一・八
四	五九、三一三、一三〇	一七・七	五九、五〇四、四一八	一七・七	五五、〇九二、九九一	一六・四	一一八、七四一、一四四	三五・四	三四、六一六、五六九	一〇・三	八、五四七、五三四	二・五	三三五、八二五、七七六	一〇〇・〇	二三・八
五	六七、五六八、九六四	一六・二	七一、七五三、八二二	一七・二	七六、一三四、三〇七	一八・三	一五三、九九四、八六〇	三七・〇	四三、二五三、五三一	一〇・一	四、九七七、六九九	一・二	四一六、六八二、一八三	一〇〇・〇	二七・四
六	七八、八五九、七五三	一五・四	九七、〇三三、三六四	一八・九	九一、一九〇、六三八	一七・二	一九一、六四二、三八三	三七・四	四九、〇七八、七七五	九・六	五、一四三、三八五	一・〇	五一三、九四七、三九六	一〇〇・〇	三一・〇
七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五九一、三六七、一七九	一〇〇・〇	三三・一

【備考】
△明治四十、四十一年度は「保險年鑑」中當該計數を缺くを以て省略す。
△本表の各年度合計額が第一表「資產構成表」の當該額としば〳〵完全に一致せざることあるも、そは基礎資料たる「保險年鑑」の計數そのものが已に一致せざるに基因するのである。

（三） 內國生命保險會社有價證券投資內容變遷表

年度	國債證券 金額 (円)	國債證券 百分率 (%)	外國國債證券 金額 (円)	外國國債證券 百分率 (%)	地方債 金額 (円)	地方債 百分率 (%)	社債 金額 (円)	社債 百分率 (%)	株券 金額 (円)	株券 百分率 (%)	計 金額 (円)	計 百分率 (%)	全運用資產對百分率 (%)
明治四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二一、六八六、三六一	一〇〇・〇	五三・六
四一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三三、七六四、九六九	一〇〇・〇	五七・三
四二	一三、三九四、八六五	五〇・六	〇	〇	二、〇一八、六三七	七・六	二、九七八、〇七三	一一・三	八、〇六八、一一〇	三〇・五	二六、四五九、六七五	一〇〇・〇	四五・三
四三	一三、五一五、二二一	四五・七	〇	〇	一、八三三、九六〇	六・七	三、七五四、五三五	一三・七	九、三〇四、六三〇	三三・九	二七、四〇八、三三六	一〇〇・〇	四〇・二
四四	一二、二三〇、〇二一	三五・七	六三五、一四〇	一・九	二、〇八五、二二二	六・一	六、九九八、五八四	二〇・四	一二、二九〇、二七四	三五・九	三四、二二九、三三二	一〇〇・〇	四一・五
大正元	一〇、五七二、七五一	二九・六	九九、八四〇	・三	二、一二三、〇一七	六・〇	九、八五三、八〇三	二七・六	一三、〇一七、九三四	三六・五	三五、六六七、三四五	一〇〇・〇	三六・〇
二	一一、〇四四、九三三	二六・〇	一〇九、四六〇	・三	二、五一三、八三九	五・九	一二、〇四七、〇八一	二八・四	一六、七一二、六三五	三九・四	四二、四二七、九三七	一〇〇・〇	三五・四
三	一一、八四三、三五六	一六・五	九八、三六〇	・二	三、〇〇三、四一〇	六・七	一二、一五一、八二一	二七・二	一七、六五六、一六九	三九・五	四四、七五二、一一六	一〇〇・〇	三一・七
四	一三、〇五四、七二八	二一・四	九六、五〇〇	・二	五、四三七、四八七	八・九	一九、七三六、二五三	三三・四	二三、六三三、一五七	三七・一	六〇、九四八、五三四	一〇〇・〇	三六・七
五	一五、七七三、九〇九	一七・八	三、〇一九、二六一	三・四	六、一三九、七四八	六・九	二六、二六三、〇三〇	二九・六	二八、四七四、一六七	三二・一	八八、六六九、一一五	一〇〇・〇	四四・九
六	二一、〇九八、一四七	一八・七	二〇、六六七、四二八	一八・三	六、四六〇、一五五	五・七	三一、三四四、五三八	二七・八	三三、三一五、〇五七	二九・五	一一三、八八五、三三五	一〇〇・〇	四八・三
七	二九、一六〇、五九一	二一・七	一九、七〇〇、八一一	一四・六	七、七七七、五五七	五・八	三九、九四三、〇八五	二九・七	三七、九〇二、二一九	二八・二	一三四、四八四、二六三	一〇〇・〇	四九・一
八	三五、六五八、七一四	二三・六	一四、九三七、五〇八	九・五	八、二六六、四〇一	五・二	五〇、八一九、六三五	三二・二	四八、三七三、五三九	三〇・六	一五八、〇五五、七九七	一〇〇・〇	四八・五
九	三六、〇九一、〇六一	二〇・一	一一、四〇三、一〇四	六・四	七、六八〇、七八七	四・三	六三、一九七、八一二	三五・二	六一、一一〇、九七八	三四・〇	一七九、四八三、七四二	一〇〇・〇	四七・一
一〇	五八、四一七、八一九	二五・六	五、九三八、三七六	二・六	一一、二五八、九〇九	四・九	八〇、四三七、六五九	三五・三	七三、〇四八、五九五	三一・六	二二八、一〇一、三五八	一〇〇・〇	四九・五
×一一	五〇、六七六、四五三	二〇・〇	一三、九〇八、六三五	五・一	一五、四四六、〇九四	六・一	九五、四九六、九七八	三七・六	七九、二六三、七五八	三一・二	二五三、七九一、九一八	一〇〇・〇	四七・一
一二	五五、五五九、四三三	二〇・三	八、〇六八、六二八	二・九	二〇、一五〇、八一六	七・四	一〇三、五九七、六八二	三七・八	八六、七一六、〇六一	三一・六	二七四、〇九二、六三〇	一〇〇・〇	四三・六
一三	六八、四八七、六七四	二〇・八	一、四六三、八二五	・四	三三、九五一、八二九	一〇・三	一二八、一五九、三一八	三八・九	九六、九七九、八八一	二九・五	三二九、〇四三、四九五	一〇〇・〇	四五・〇
一四	七七、七五四、六三〇	一八・七	九六七、一二五	・二	三七、八八〇、七五八	九・一	一八二、六四三、九一九	四三・九	一一七、〇六九、八一五	二八・一	四一六、三一六、二五七	一〇〇・〇	四八・六
昭和元	八四、二五三、六〇五	一六・六	九五四、九二三	・二	四三、四八八、三六〇	八・四	二二九、九四八、三三八	四五・二	一五〇、九〇六、六五六	二九・七	五〇八、五五一、八八三	一〇〇・〇	五〇・五
二	八八、三八三、三八七	一五・二	七八四、五〇九	・一	四一、〇七一、七九三	七・一	二六五、七九八、八七二	四五・七	一八六、〇八七、三八三	三二・〇	五八二、一二五、九四四	一〇〇・〇	五一・三
三	九四、四三六、八九三	一三・七	七六一、一一五	・一	五〇、九〇六、六〇九	七・四	二九三、八七八、四一三	四三・六	二四九、五八九、八七五	三六・二	六八九、五七二、九〇五	一〇〇・〇	五三・九
四	九九、六四七、三九八	一三・〇	七四七、一二七	・一	六七、九六三、九六二	八・八	三二七、九九九、二三五	四二・七	二七一、七〇八、四四六	三五・四	七六八、〇六六、三一八	一〇〇・〇	五四・四
五	一〇七、三三六、一二三	一三・六	八〇三、九六二	・一	七九、二九九、九六八	一〇・〇	三七五、九〇一、五五〇	四七・五	二三七、九七七、一三〇	二八・八	七九一、二〇八、七三三	一〇〇・〇	五二・一
六	一〇七、四四八、七四七	一二・九	七〇七、五五五	・一	八六、三六五、七九四	一〇・〇	四二二、三五六、六七九	五〇・六	二一七、四五七、〇七〇	二六・一	八三四、三三五、八四五	一〇〇・〇	五〇・四
七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八七三、六三七、六八一	一〇〇・〇	四八・八

【備考】
△本表中に信託有價證券を含む。
△明治四十、四十一年度は「保險年鑑」中當該計數を缺くを以て省略す。
△×大正十一年度有價證券合計が第一表「資產構成表」中の當該欄の計數と一致せざるは、大正十二年九月の震火災に因り徵兵保險(第一徵兵)一社の統計材料燒失本表金額不明に付本表より之を省きたるに因る。
△本表の各年度合計額が第一表「資產構成表」の當該額としば〳〵完全に致せざることあるも、そは基礎資料たる「保險年鑑」の計數そのものが已に一致せざるに基因するのである。

(A) 內國生命保險會社契約高・責任準備金並資産構成變遷圖

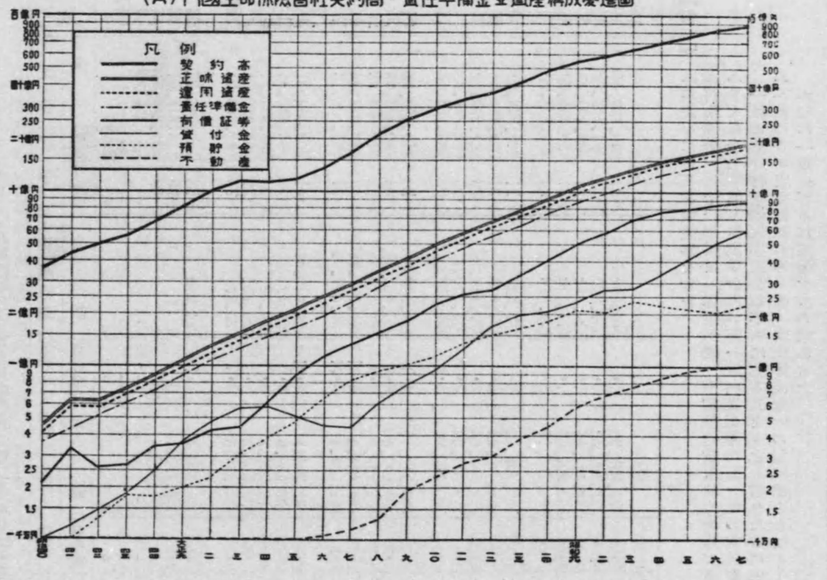

(B)內國生命保險會社運用資産百分率圖

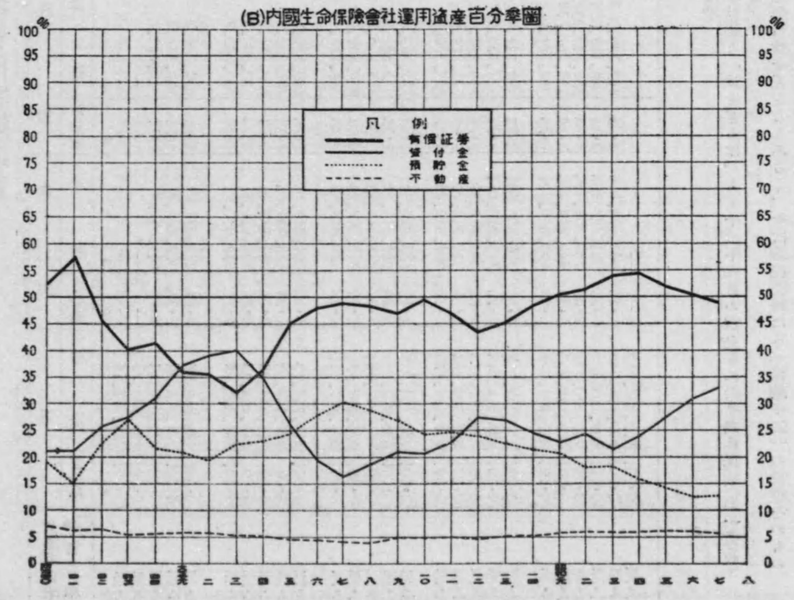

(C) 內國生命保險會社貸付金投資內容變遷圖

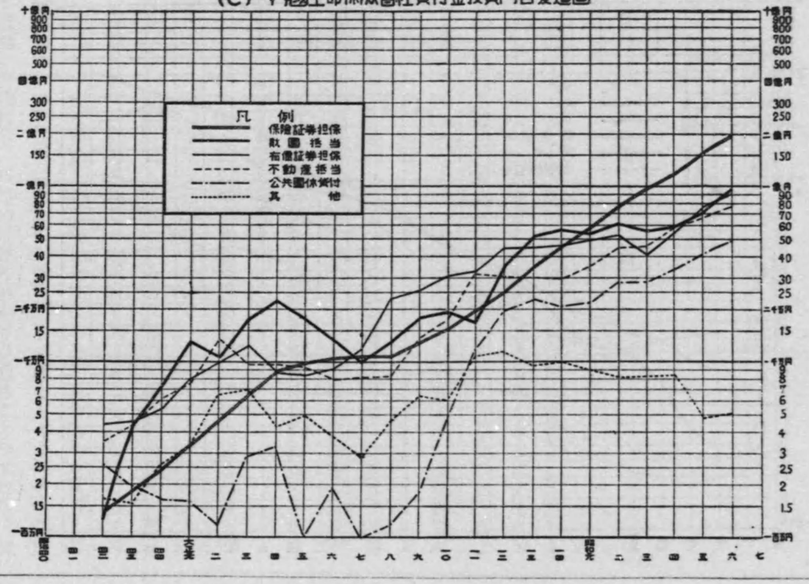

(D) 同上百分率圖

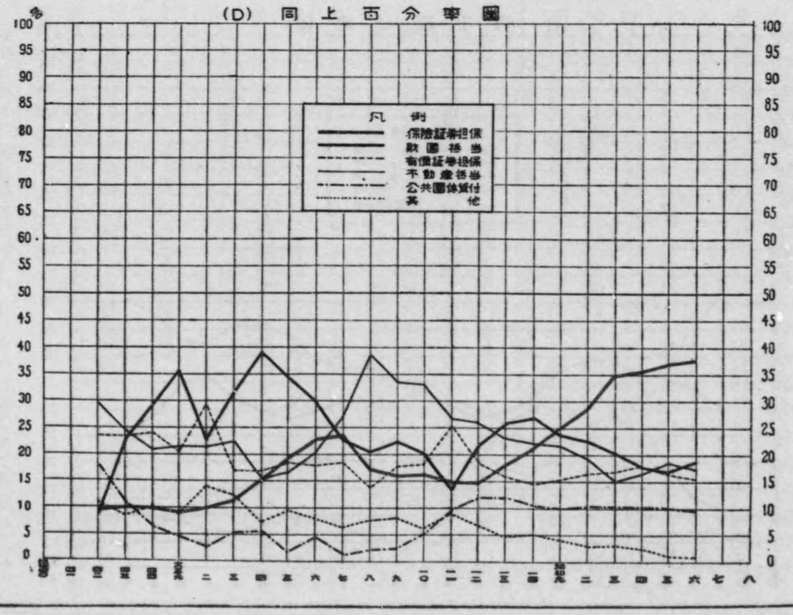

圖變遷內容投資證券有價會社保險生命國內（E）

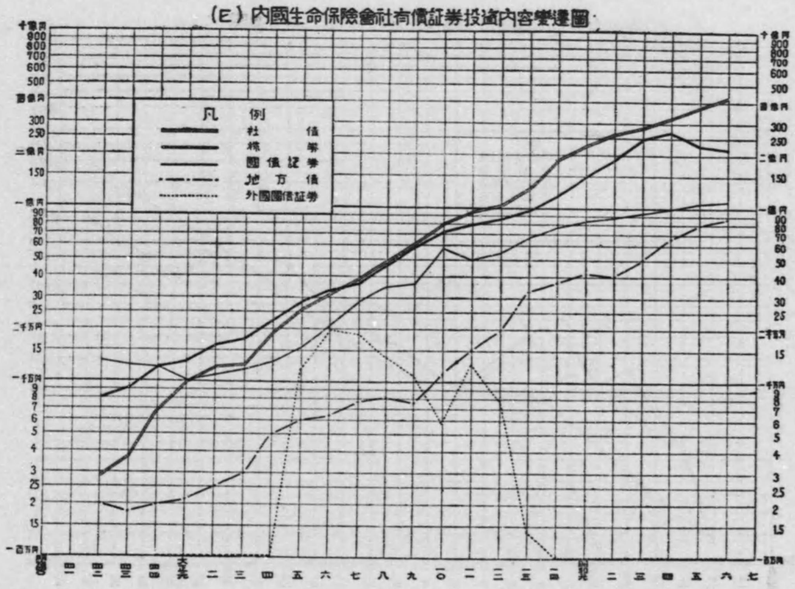

圖率分百上同（F）

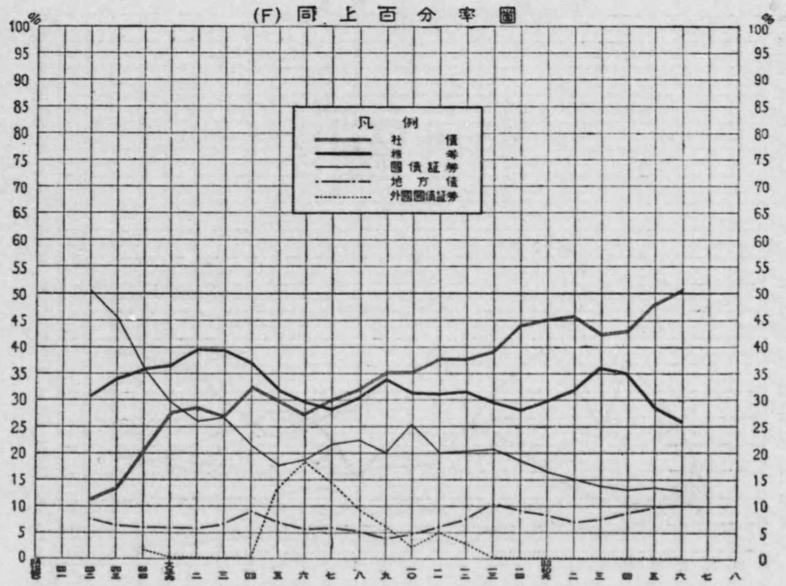

外務員と外野との史的展望

（一）緒言

世界最古の生命保險會社たる英國の Equitable Life Assurance Co.は、その創立せられた千七百六十二年の昔から今日に至る迄、一人の外務員も使用しないことで有名であるが、併しその契約高は極めて寥々たるものであり、年々の新契約高は數百件、金額に於て二百萬圓を超ゆる程度にしか過ぎない。

又現在世界第一を誇る保險王國米國でも、その昔に於ては、廣告や廻狀により、或は貯蓄銀行の仲介により、或は郵便局等の政府機關を代理店として、會社が直接公衆に生命保險を販賣しようとした時代があつたが、結果は全然失敗に終つてゐる。

右の事實は、最も雄辯に、生命保險事業に於ける外務員の存在價値を證明するものでなければならない。

蓋し、生命保險と謂ふものは、その具體的効用こそ異なれ、商品といふ點に於て、他の如何なる商品とも異るところがなく、從つてその商品は、生命保險といふ特殊な商品の効用を會得した販賣人によつて、販賣せられねばならぬが故である。即ち、生命保險の尊むべき恩惠——効用が、專門的販賣人の直接の勸誘によつてのみ、初めて社會一般に、より廣く、より深く傳播し、納得せしめることが出來るのである。事實、各國に於ける生命保險の發展——殊にその量的發展には、その活力素として、外務員の夥しい勞働の集積を見るのである。

實に、此の意味に於て、外務員は、會社と契約者とを結ぶ接觸點であり、又その發展動力として、會社の全組織を活潑ならしめる源である。この事は、一般的に外務員——從つてその組織——の變遷が、生命保險事業の變遷を指示すると同時に、生命保險事業そのものゝ變遷は、外務員及びその組織の變遷を必然ならしめる。斯くて生命保險外務員及びその外野の史的展望は、その觀點の基礎を、正しく我國生命保險業の史的變遷を必然ならしめるその經濟的變遷——換言すれば、我國資本主義發達の各段階に置くべきである。

併し、此の事は、旣に此の「本邦生命保險業史」の他の部分で詳細に取扱はれたところと思ふし、又、我國外務員に關する史的資料の欠除は、本問題の明確なる史的記述を不可能ならしめてゐるが故に、玆に於ては、極めて概觀的に、外務員と外野との史的變遷を述べて見ようと思ふ。

（二）募集發展三過程

生命保險募集の發展過程は、募集副業時代——募集專業時代——募集組織化時代の三段階をなすことは、各國に於ける斯業募集史の示す傾向である。

我國に於ける募集發展過程も、右の一般行程に於て過程したと見

ても大した過誤はないやうに思はれる。

併し、これを我國の實際に當嵌めて見るとき、この三過程は、寧ろ代理店募集時代——專業外務員時代（募集英雄主義時代）——組織的募集時代（英雄標榜主義時代）となすことの妥當なるを思ふものである。

尤も、右の區別は、決して個々の時代が、純粹にそれ自身のみを表示するものではなくて、個々の時代には、必ず前時代の遺物乃至殘滓を多分に具有するものであるが、只その時代の支配的な特徴が右の呼稱を以つて呼ばれるにすぎない。更に又、右の時代の區劃は決して時間的に明確にせられた結果ではない。勿論大體の傾向はこれを時間的にも指示することは出來るが、これは前にも述べた通り充分なる資料の欠乏の故に爲すことが出來ない。

（三）　代理店募集時代

募集副業時代は、保險事業草創時代の會社數も少なく、競爭も著しくない時代に於て、各國共に見る過程である。

外國に於ては、此の時代の會社は、其事業の目的方法を新聞其他の機關に廣告して契約者を羅致することに努めると同時に、常時各家庭の相談役として法律問題其他諸般の人事關係につき共手續を取扱つた所謂ソリシター（solicitor）に依賴して大いに自己の會社を各家庭に推薦せんことを求め、其の推薦により加入者あるときは一定の報酬を贈與した、これを以つてソリシターは家庭よりも幾分の報酬を得、又會社よりも報酬を得るが故に、好んで此の副業を行つたものである。これが當時代を以つて副業時代と呼ぶ所以である。

併し、我國に於ける副業時代は、これと異つた樣相をとつた。

即ち、我國生命保險業に於て契約獲得機關として發生したものは代理店である。

蓋し、吾國保險事業創設の初期に於ては、一般人民の保險思想極めて低く、かくの如き一般人民を相手として保險契約を獲得することは甚だ困難だつたので、先づ地方の名望家や資產家に依賴し之と代理店契約を結び、これによつて契約者の募集を行つたものである併しかくの如き名望家や資產家は、元來保險の募集とは別個に生業を有するものであるから、僅かな手數料を得るに過ぎない此の如き副業に、到底熱心になることを得ず、容易に契約高の增加を見ることが出來なかつた。從つて會社では、別に會社の社員を派し、代理店主の地方的努力に據り主として契約の締結を行ふを例とするに至り、玆に我國に於ける募集副業時代——代理店募集時代はその時代を終るに至つた。

併しながら、代理店はその後、保險會社の地方勢力利用機關として、その存在價値を增し、現在に至つてゐることは、周知の通りである。

（四）　專業外務員時代——募集英雄主義時代——

代理店募集時代は、前述の理由によつて比較的短い生涯を終つたが、それと代つて、代理店に倚り、これを土臺として募集に從事する專業外務員の時代に入つた。

此の時代は、「保險屋」と呼ばれた敗殘者の群の頃から學校出大量流入をその特徴の一つとする、巨大な新契約獲得競爭激化の最近に至る迄の長い期間を持つところの、個々の英雄的個人外務員にとり最も華々しい時代であつた。

此の時代は恰も、我國資本主義が、幾多の波瀾を經ながらも、順調に上向線を辿つてゐた時代である。從つて、資本主義の普遍化によつて一層赤裸々にされた個人の社會生活の不安を對象とする生命保險の商品價値と、資本的企業としての有利性とは、社會資本の急激な流入を見て、生命保險會社の數は著しくその數を增加し、從つて會社双互の競爭も漸く尖銳化するに至つた。

此の時代に於ける生命保險の募集者は、新興企業としての豐富な領域を持つと同時に、無理解な大衆に對して多大の啓蒙的努力を拂はなければならなかつた。——玆に此の時代の全特徴が存在する。

先づ、急激に增加した此の時代の外務員は、生命保險募集を專業として生活するものであつたが、その殆ど大部分が——否殆ど全部が人生に於ける天職として、最初から此の外務員の職を選んだ人々ではなく、何等かの職業に於ける失敗者——乃至渡り者——の群であつたと謂つても決して過言ではない。

彼等の多くは既に前職業の色に染つて、新職業に同化し切れない種類の人間であり、學識又は人格に於ても、決して普通以上のものではなかつた。

かゝる人格、學識、經歷の者が、能く外務員たり得たのは偏に生命保險事業そのものが、發展途上の新興企業であり、且つ未だ一定の確定された職業定式を持つてゐなかつたことに歸因する。

かゝる未完成な外務員——職業人としては Second-hand な——が、相手とする大衆は、これ亦、生命保險に對する理解極めて稀薄な人々である。玆に社會の生命保險外務員に對する誤解乃至「保險屋」の言葉に含まれてゐる或る意味での侮蔑の禍根が存在したものと思ふ。

當時に於ける岩間蒲軒氏の論說は、這般の事情を最も明瞭に示すものと思はれる。

氏曰く、

「吾人の從事する生命保險事業は、現時社會より如何に觀察せられつゝあるや、如何に目視せられつゝあるや、吾人はこれを思ふて誠に悚然たるものあるを覺ゆ、社會は生命保險の名を聞きて、直ちに一種の言ふに忍びざる意味に解釋しつゝあるを確信す。然れども是れ生命保險其者の結果に非ず、是れが從業者の大部分が如斯結果を招致したるものたらざるべからず故に吾人は其禍根の存する所を摘發して、數次我が從業者に警告する所ありたり……」（「大に事業を偏愛すべし」保險時報第百八號——明治三十五年）

「……吾人は……保險思想普及の最急策として、從業者の教育にありと論案を下したり、吾人の從事する保險事業は、永久的事業なり、緣日商人の如き、一時的事業に非ず、緣日商人と雖も、尙ほ緣日商人たるの教育を要すと雖く、況んや保險事業に於て、是れが從業者に適當の教育を要せざるの理あらずや、矢れ然り、豈に矢れ然らずや。」（「大に社員を教育すべし」同第百六號）

「……夫れ生命保險業たるや、最高の信用を以て成立し、此の信用の事業にして自ら之が阻礙し、之を破壞して事業を經營せむか、其報果の來る所誠に瞭然たるべきのみ。

其直接外部に立ちて、信用を蹂躙破壊したるものは、所謂募集員の大部分なり、間接に之を行ひたるものは、重役及内勤社員の或部分なり……。」（「大に從業者諸士に望む」同第百四號）

此の時代の初期に於ても既に會社間に競爭の存在したことは、明らかである。蓋し營利事業は競爭の双生兒だからである。併し、この初期に於ける競爭は、單なる契約高の大小の競爭であるか乃至は當時の交通未發達と募集方法の幼稚との爲めに依る競爭か或は當時の募集に於て決定的重要さを有つたところの地方有力者獲得のための競爭であつて、現在に於けるが如き、個々の契約に對する血腥い競爭――寧ろ鬪爭――とその様相を異にするものであつた。

次に示す禪徒生命保險會社の奬勵金附被保險者募集廣告（明治三十五年三月十五日保險時報第百十一號所載）は、當時に於ける會社間の競爭の表現と見るよりも、寧ろ保險思想低級なりし大衆を對象とせる射倖的を多分に有するものと謂ふべきであらうと思ふ。

一、奬勵金附保險申込期間は本年（明治三十五年）九月迄
一、募集保險金總額三百萬圓
一、第一回保險奬勵金の抽籤期は明治三十七年一月及同三十九年一月の二回
一、抽籤權は保險金二百圓毎に一個宛
一、一名保險金五千圓迄
一、保險奬勵金は左の通り

一等	千圓	一本
二等	五百圓	二本
三等	二百圓	五本
四等	百圓	二十五本
五等	五十圓	五十本
六等	二十圓	百本
七等	十圓	二百五十本
八等	五圓	五百本

此の時代に於ける募集方法の全特徴は、粗放的募集であると謂ふことが出來る。これは、豊饒な販賣分野を有する事業の初期に於て必ず經驗する販賣方法であるが、この點に於て生命保險も例外ではあり得ない。

左に揭げる二文は、此の時代の初期に於ける募集分野の豊饒性、粗放的募集の特徴、募募技術の特異性等を窺ふに足るものとして極めて興味あるものと思ふ。

田中重藏氏――

「募集の方面では今日程の六ケしさはなかつたかも知れぬ、私のやつた極く初めの頃は（明治三十二、三年頃――筆者）宿に泊つて立看板を出して居れば、豫め頼んで置いた村長とか、村の有志とかゞ其勢力範圍の連中を引連れて保險加入に出掛けて來たものです。又村の有力者の家に出かけたりすると豫め布令を廻して集れとやれば何事かと思つて皆集つて來る。そこでその有力者から保險と言ふ結構なものだ、皆這入つたらどうかとやればヘエ且那様の好いと思はれることならどうせ結構なことでせうから這入つときませうと、言つた調子の時代でした……」（「村長の保險說法」保險銀行時報第一千四百四號）

次は山下恒雄氏――

「その頃（明治廿三年）の募集といへば何月の何日どこそこの地に滯在すると新聞廣告をしたり泊つて居る旅館の前に貼紙したものだ。いま見たやうに此方から進んでどうぞ私のところの保險に這入つて下さいと勸誘するのではなく、お客を此方へ呼びつけて加入きした。大抵その地の有力者である。知事等に盡力して貰つてお前さんは五百圓、お前さんは三百圓、お這入なさいといふ調子であつた。申込でも地方から三十人、五十人と纏つた團體でないと出張しなかつたし、出張だと言へば會社の者が着く停車場にはちやんと俥が何十臺と並べられ、それがズラリと並んで進むのだから、宛で政黨の辯士が遊說に行くやうなものでつた。滯在は大方一週間であつたので、一週間經つと次の興行に移るといつてサツサと引揚げたが、今から考へると隨分變つて居た……」（「阿部泰藏翁を偲ぶ」――保險銀行時報第千四百四號所載）

斯くの如き此の時代に於ける募集分野の豊饒性は、何等かの點に於て非凡な手腕才能を有する者にとつて、實に華々しい舞台であつた。而して當時に於ける我國生命保險業の發達は是等の英雄によつて、多大な貢獻を見たことは謂ふまでもない。

當時の外野組織は、漸くその形態を整へんとし、一方に於て地方勢力利用機關として代理店の擴大を見ると同時に、一方に於て會社直屬の外務員を統制し、その人數の增加と地方的分布の廣汎なるに及んで、漸次團體的組織に編成されるに至つたが、併し、團體そのものは依然その本質に於て英雄に依存するところの個人主義的分裂的なものであつた。

此の時代の末期は、募集太平の夢漸く破れて會社間の競爭尖銳化し、諸種の弊害の醸成を見るに及んで、農商務大臣は之が防止につき大正三年五月各地方長官、警視總監、各商業會議所、生命保險會社協會、各保險會社等に諮問を發するに至つた。

之に對する生保協會の答申（同年八月）當時の募集狀態を示すも

のであるから、左にその一部を再錄することゝする。

甲、募集に關する件

「一、近來保險會社濫設の結果、競爭の劇甚を來し、之に從事する募集員に於て自己の成績を擧げんが爲めに、會社の意思に反し猥りに不備の比較統計表、誇大の利益配當豫想表等を作成頒布し、又他會社を中傷し、若くは自己の受くる報酬を殺いて第一回保險料の割引を爲し、以て他會社の契約を妨げ、若くは其契約を奪取し、其他惡德募集員は、各競爭會社の間に跋扈し、保險事業の善良なる發達を阻害すること多し。」

此の募集取締の運動は、其後大正四年の「協會規定」の制定、翌五年の「從業員登錄案」の立案計劃等を見るに至つた。これは、生命保險募集が、粗放より集約へ、自由より束縛へ、個人から團體への變遷の動向を、如實に示すものとして興味がある。

斯くて此の時代は終焉する。

（五）組織的募集問題

――募集標準主義時代――

此の時代は、まだ始まつてから間がない、今正にその發展過程にあると謂へる。從つて此の時代の全特徴を今明らかに具體的に指示することは困難であり、現在の瞬間に於ける一、二の特徴を以つて此の時代を全體的に特徴づけることは、或は誤謬であるかもしれない。

併し、現在我等の眼に映ずる一、二のものは、少くとも、此の時代の特徴の端初形態として、即ち、聽て全面的に發展する事象の萌芽として、指定し得るものと思ふ。

我等は、其一を、生命保險思想の國民一般への一應の普及に求める。

此の一般的普及は、生命保險販賣を從來の粗放的なものより必然に集約的なものに轉化せしめる。而して、集約的販賣は、販賣技術の一層の研究と、販賣商品——生命保險證券の一段の改良を必要ならしめる。

我等は第二の特徵的事象を、一般的には世界經濟恐慌、特殊的には戰爭と恐慌との錯綜せる我國の所謂非常時現象にこれを求める。

此の事態は他のすべての事業と同じく我が生命保險事業をも著しく經營困難に陷らしめた。それは同一契約量獲得に對する募集力の、より以上の放出に、又既契約の巨大な消滅に、その最惡な樣相の一班を表はしてゐる。これよりの逃れ路は只一つ——外務員數の大量增加による新契約の增加に在るのみ。而して最後に、各社間の血みどろな生存闘爭。

以上の特徵は、此時代の外務員並に外野組織のすべてを決定する先づ外務員から。

此の時代に於ける外務員の數は十數萬人に達し、職業群として有數な地位を占むるに至つた。

これと同時に、外務員の素質も前時代の敗殘者乃至渡り者型から確固たる職業——生涯の職業（ライフ・ワーク）として斯業に全生命を託する生え抜きの生命保險人の型に漸次變化しつゝあることを明瞭に認めることが出來る。就中、大學出の外務員の大量流入は、曾に外務員一般の素質向上に貢するところ大なるのみならず、募集技術の科學化、智的化の人的基礎を提供するものとして最も重要である。蓋し、外務員の增大に伴ふ其の平凡化は、販賣の集約化——販賣技術の科學化を困難ならしむる事情にあつたところ、インテリ外務員の增加を得て實際的に此の困難を克服することが出來たからである。而も此のインテリ外務員の流入の原因が、會社が外務員の大量增加を餘儀なくせられた原因——恐慌——と同一であることは、生命保險事業は自ら問題解決の材料を與へられたものと謂ふべきである。

外務員增加と關聯して、補助員制度のことに觸れておこう。

この制度は前時代にも分散的には存在したが、此の時代に於ける外務員大量主義によつて、決定的な一般的な形態と意義とを有することになつた。此の制度は、新契約獲得の補助機關として、又外務員增加に伴ふ外務員の平凡化を救ふ外務員養成機關として次第に其の重要性を增しつゝある。

募集技術の科學化、智的化に就ては、既に述べた通りであるが、その募集計畫に於て、その見込客探索に於て、世話人獲得に於て、活動舞台の認識に於て又勸誘方法の精練に於て、それは正に最高の段階に達したかの感がある。

從つてこれが教育も異常な發達を遂げ、各會社に講習が開催され公開機關として昭和三年に保險專攻學校が設立せられるに至つた。

經濟恐慌が、加入者の心理を投資に最も惹きつけたことは當然である。玆に於て各社は此の心理に迎合すべく爭つて自社の安全性と有利性とを强調し、これが手段として、利益配當差引の所謂正味保險料比較表と他社の內容を非難せるデマ文書が、未だ曾て見ない激

しさを以つて橫行した。

これより生ずる各種の弊害は昭和四年に至り、嘗て一度問題になつた外務員取締方法を再燃せしめ、遂に翌五年七月三十一日商工省令第七號を以つて「保險募集取締規則」として公布せられ、八月十五日より全國一般に施行せらるゝに至つた。

玆に於て實際募集は相當の束縛を蒙るに至つた。併し、各社間の尖銳化した競爭は遂に取締規則の網を潛り、代理店手數料割戻を目的とせる會社、工場その他の團體を一括せる代理店式集團募集を案出するに至つたが、これ亦昭和八年三月三十一日附を以つて「生命及徵兵保險團體特別取扱詮議要綱」の公布を見るに及んで禁止を餘儀なくされた。併し、遂に集團的契約をなすことを合法的に認められたことは、當時代募集の劃期的特徵となすべきものである。

次に外野組織に就て一言する

「生命保險の販賣は、天才的技術により驚異的な巨額を得ることがある。從來の蒐集は、封建時代の如く、英雄の活動によりて華々しい限りであつたが、他面には、幾多の弊害を殘した。英雄の活動は永續性がないが、事業は永續性のものである。英雄を信賴してゐた營業單位が、英雄のスランプ、リスクに依り、慘憺な結果に終ることがある。

生保の必要は、社會の進運と共に一般に了解せられ、販賣技術も標準化せらるゝに至り、大量契約獲得のために、もはや限度ある個人能力のみに依賴出來なくなり、組織的の力によりて目的を貫徹する必要に迫らるゝに至つた。」（生命保險經營第四卷第一號國崎裕氏「外野活動の細胞組織化について」）

換言すれば、此の時代——現代——の募集は、例外的な巨額の擧績者に依存せず、多數の標準化された、平凡な募集者に依存するに至つた結果、募集組織そのものも、從來の個人的な分裂的なものより、團體的な組織的な募集力を中心としたものに轉化若しくは轉化の萠芽を示すに至つた。

蓋し募集者の平均能力を標準とする限り、契約の大量獲得は偏に外務員數の大量的增加によつてのみ求められ——これは必然に能力の平均化を結果する——外務員の大量的抱擁と平均能力の合成力への擴大發展は、只これに適應する募集組織の存在によつてのみ可能となるからである。

此の募集組織の新段階に就て、吾々はこれ以上觸れる餘裕を持たないし、それは又、正に吾々の眼前に於て、刻々自分自身を完成せしめつゝある。これが完成は、生保募集に亦一時期を劃し、一進展を齎らすことを期待出來るであらう。

（六）結　語

以上で吾々の外務員と外野との史的展望の概觀は終つた。

筆者が此の不充分なる論作に於て企圖したところは、史的發展の年代的記述ではなく、我國が世界に誇るべき此の生命保險機構の動力裝置が、客觀的情勢の變遷に適合して、如何に造り直され置き換へられたかを、その主動的な事實の摘出によつて指示しようとしたにある。勿論考證の不足と資料の缺乏とは極めて獨斷的な結論に導いてゐるやうである。他日の訂正を期して筆を擱くことゝする。

生命保險關係 公益團體事歷

生命保險會社協會

社團法人生命保險會社協會が、生命保險會社の共同の機關として斯業の進歩發達と、各社共同利益の保護增進とを目的として創立されたのは今から約二十五年前の明治四十一年十月二十日である。然しながら、明治二十七年一月二十一日附の東京日日新聞に「昨年末各保險會社員の發起中なりし保險協會は今度創立の事に決し事務所を吳服橋外柳屋に設けたる由」とある。その組織内容は未だ調査完了に及んでゐないから、何んともいへぬが、保險協會の歷史に遡るならば、此の事實を見逃してはならぬと思ふ。

而して生命保險會社が共同の利益を以て、聯合一致の行動をとつた明白な記錄は、實に明治三十年營業稅法施行の時に始まる。當時生命保險會社の數は既に三十を超えてゐたが、その多くは創立早々のもので、全國各社の新契約高が僅に四千五百萬圓、現在契約高亦一億二千萬圓に過ぎず、保險加入者總數五十三萬人に止まり、一般人の保險思想も甚だ幼稚な時代であつたが爲に、明治三十年一月より實施された「營業稅法」の適用に於て、生命保險責任準備金を他の諸種の社内保留利益と混同して、營業稅賦課の標準としやうといふ議が大藏省に起つたのである。（註）そこで明治、帝國、日本、共濟（現時の安田）仁壽、内國（のち解散）明教（のち解散）の七會社が協力して之に對立したのであるが、これが抑々本協會の濫觴である。

【註】　營業稅法は明治二十九年三月二十八日公布、翌三十年一月一日より施行。而して二十九年七月二十一日に公布された「營業稅法施行規則」第五條に曰く「株式會社に於て課稅標準となすべき資本金額は前年中の各月末に於ける拂込株式金額及名義の何たるを問はず各種の積立金額其の他積立金の性質を有する資產金額と月割平均を以て之を算定す」とあり。

越えて明治三十一年に至り「商法修正案」の如き保險業にとつて重大な關係をもつ法律案が帝國議會に提出せらるゝに及び、同業會社が一致して共同の利益を守る必要が愈々認められるに至り、遂に前記七社が發起となりこれに有隣、眞宗信徒、愛國、徵兵（のち第一徵兵）等十五社の贊同を得て「生命保險會社談話會」を組織するに至つた。この第一回會合は同年五月十八日京橋區槇地一丁目の旗亭「柳花苑」に於て催された。この談話會こそ組織的な共同機關としての最初のもので、實に今日の協會の前身である。

同會は創立後活潑なる活動を開始し、或は法律改正に向つて建議を爲し（明治三十一年商法草案修正案に付）、或は模範的約款を制定し、同（三十三年七月）、或は大阪に第五回勸業博覽會の開催あるを機として全國保險業者大會を中ノ島大阪ホテルに開催し（同三十六年四月六、七日）、或は同三十六年八月三十一日より米國紐育市に於て開催せられたる「第四回生命保險學萬國會議」に我同業者より代表參列員（栗津清亮氏）を派遣し、其他東京商業會議所に於ける商法修正建議の協議に參加し（同年十二月）、日露戰役國庫債券の應募（同三十七年）、戰時保險料協定（同年）、東京帝國大學法科大學内に「保險演習」創設（同年十二月）等々その功績頗る顯著なるものがあつた。

爾來保險事業の普及發展に伴ひ常設機關の必要を認め、明治三十八年三月二十七日談話會を改めて「生命保險會社協會」を設立することに決し、仁壽、帝國、明治の三會社を生命保險會社協會創立委員となして準備を進め、同年五月二日日本倶樂部に於て第一回總會を開催し、改めて規約を定め、東京市に協會事務所を置くこと、加入會社より協會に出席發言する者の資格を限定し、此者の中から協會を代表すべき評議員を選任して臨時重要の事項に付調査及協議に便する外、常務に任ずべき幹事及び書記を傭入れ、共同利害に關する事項の通知交換並に統計の作成等に着手することゝなり、同年九月十一日事務所を京橋區日吉町九州倶樂部内に設けたのである。

かくて協會は生命保險會社の共同機關として愈々本格的活躍を始め、四十年四月には全國保險業者第二回大會を東京に開き、又同年八月司法省法律取調委員會へ商法修正意見書を提出して同法の適當なる改正を促し、又四十一年三月には議會に提出された「保險官營建議案」に反對運動をなす等頗る見るべきものがあつた。他方我國保險事業は愈々その伸展の度を增し、「談話會」組織後僅々十年間に、一ケ年の新契約高に於て二倍以上、年末現在契約高に於て三倍を算するに至つたので、益々保險事業の進歩發展に資すべき設備をなすの必要を認め、明治四十一年八月に會館建築を議決した。ところが之に伴つて建築造營、其費用の借入、土地の賃借等、協會として財產上の關係を生ずるに至り、一方常設機關としての事務益々複雜になつたので、其組織を變更して社團法人と爲すを便とし、同年十月二十日「社團法人生命保險會社協會」創立總會を京橋區日吉町九州倶樂部に於て開催し、改めて定款を決定した。（同年十二月七日主務大臣の許可を得、同月二十三日登記）

同定款に依れば、本協會の目的とする所は次の如くである。

一、生命保險事業の進歩發達を圖るに必要なる諸般の方法を講究すること
二、生命保險の學理及び實務を研究し事業の改善に資する諸般の設備をなすこと
三、生命保險業者相互の交情を温め且社交を擴むる機關を設くること
四、生命保險に對する世人の認識を高むる爲めに必要なる方法を講ずること
五、以上の目的を達する爲めに會館を建設すること

又同定款に依り加入會社の協會に對する代表者を限定し、此者の中より理事を選任して協會代表の機關とした。初代理事は片岡直温（日本）辻新次（仁壽）矢野恒太（第一）福原有信（帝國）阿部泰藏（明治）の五氏當選就任し、理事の互選により阿部氏が理事會々長に、福原氏が名譽會計に當選した。（理事會々長には阿部氏の後に福原氏及び矢野氏が就任し、現在は日本生命社長弘世助太郎氏である）其他生命保險倶樂部を設けて專ら社交の機關とし、研究部を設けて調査研究の機關とし、各部に夫々委員を選任した。又會館は四十三年六月十七日より建築に着手し、翌四十四年十一月には上棟式を行ひ、其翌大正元年十月に至つて落成した。

社團法人生命保險會社協會の前身である「談話會」並に「協會」として組織變更前後の模樣は、大要上述の如くである。協會の事業はその後年を逐ふて益々多岐に亘り、その業績も亦廣範圍に伸展してゐるが、明治四十一年の創立後現在に至る約二十五年間に於ける

それら業績の主なるものを摘記すれば次の如くである。

尙昭和三年三月には本協會關西支部を大阪に設置し、又同七年三月二十五日には徵兵四社が加盟し、玆に民業會社の全部を網羅するに至つた。

明治四十三年　この年より農商務省商工局編纂「保險年鑑」の印刷發行を引受く。

同　四十四年　七月より「生命保險會社協會々報」を年四回發行し研究、調査資料の發表機關となし現在に及ぶ。〇同年商法中改正法律の實施せらるゝに及び模範保險約款改正に着手し同年十月四日之を制定。

大正二年三月　營業秘法改正案に對し意見書を政府に提出し資任準備金を課稅標準より除外することに成功す。〇同年三月　圖書室の設備充實に着手。

同三年　大正博覽會開催を機とし全國保險業者第三回大會を東京市に開く

〇同年　青島戰役に際し戰時特別保險料を協定し且該戰役に因る死亡率の調査開始〇同年十二月　遞信次官及農商務次官より簡易保險法案に關し意見を求められたので同月二十四日該保險の官營は社會政策的立法の趣旨に伴はず且民營保險事業を壓迫するものなりとて反對意見を答申。

同四年　生命保險倶樂部の大阪支部を創立〇同年六月　募集弊害取締の目的を以て使用人取締に關する規約を設け使用人の任免の通知交換その他を定め、又嘱託暫名簿を設け之を通知交換する制を定む。〇同年十二月簡易保險官營法律案が議會に提出せらるゝに及び前記の趣旨に依り政府に反對意見の建議書を提出。

同六年三月　農商務省に於て保險從業者取締規定を設け保險從業者の免許制を制定せんとする議あるを聞き斯業の善良なる發達を阻害する旨を理由として反對陣情。

同十年三月　協會會館增築に着手し翌十一年九月落成。〇同年五月　簡易保險局と共同して保險思想の普及宣傳をなす議を決し委員を定めて着手す。〇同年六月　簡易保險最高金額二百五十圓を五百圓に引上げんとするに反對陳情をなす。

同十一年五月　東京にて平和博覽會開催中を機として全國生命保險業者大會を開催。

同十二年三月　役員增加、定款變更。四月部制を變更し學理、實務、調務、宣傳、共同放賣、倶樂部。の六部を設く。

同十四年二月　東京帝國大學經濟學部保險演習關係圖書購入費として金一萬二百圓を寄附。

同十五年十二月　罹體保險調査を企圖し調査資金三萬圓の豫定を以て調査開始。

昭和三年三月　本協會關西支部を大阪に設置することに決定、同十月一日より之を實施、同月十五日大阪中之島公會堂に於て盛大なる發會式を擧行す。〇同年六月　御大典記念として簡易保險局と共同してラヂオ體操を實施することゝし同年十一月一日より實施す。

同四年十二月　不正社員及び不正印刷物に對する「取締規約」を制定す。

同五年三月　右「募集取締規約」を實施す。〇同年八月　理事會に於て小兒保險反對を議決す。〇同年九月　小兒保險反對に付玉木、濱永兩理事首相、遞相、商相を歷訪して陳情をなす。〇同月十七日　生保協會臨時總會に於て增築案を可決す。〇同年十月　社會局立案の勞働組合法案反對陳情書を各國務大臣に提出。

同六年一月　小兒保險反對に付代表者商相に陳情。〇同年二月　小兒保險反對につき再陳情。

同七年五月「アモーチゼーション」適用方を主務省に陳情。〇同年八月「臨時金錢債務調停法」適用に付當局に陳情書を提出。

經費負擔方法の變遷

「生命保險會社談話會」時代

一、實費徵收（明治三十一年五月十八日制定）

二、各社毎年二十圓、但し臨時會の費用はその都度徵收（明治三十七年十月二十六日制定）

「生命保險會社協會」時代

一、經費は總會に於て決し、各社平等分擔（明治三十八年五月二日制定―三十八九年共一社二百五十圓宛分擔）

「社團法人生命保險會社協會」時代

A　基本金…「社員たる會社は本會の基金として各金一萬二千五百圓を拂込むことを要す。前項の基本金は總會の決議に依りて分割して拂込むことを要す」（定款第七條）

B　經費負擔…「社員たる會社は本會の經費に充つる爲に毎年總會に於て定めたる金額を拂込むことを要す」（定款第八條）

A　基本金分割拂方法の變遷

一、毎年各社四百圓宛（自明治四十一年度至大正十四年度）

二、毎年各社一千圓宛（自大正十五年度至昭和七年度）

三、毎年各社四百圓宛（自昭和八年度至現在）

B　經費負擔方法の變遷

一、前年度末契約保險金百圓に付三厘の割合（明治四十二年度）

二、最近決算年度末現在保險契約金額百圓に付三厘の割合（自明治四十三年度至同四十五年度）

三、同上、但し保險契約總額一億圓を超えたるものは一億圓迄に對して賦課（大正二年度）

四、前年十二月末日現在…以下同上（自大正三年度至大正十年度）

五、「前年十二月末各社現在保險契約高に對し左の割合に依り賦課す」

契約高	
一億圓を超ゆる部分に對し同	一厘一毛
二億圓を超ゆる部分に對しては課せず	

但し「生存保險に付ては前項の三分の一の割合、生存兼營の場合は先づ死亡保險に付て計算し夫で生存保險に付て計算す」（自大正十一年至大正十四年度）

六、（甲）第一、各社毎年五百圓宛平等出金

第二、前項の外各社は其前年度末現在保險契約高に比例し左の割合にて出金

（一）契約高一億圓迄は契約高百圓に付　三厘

（二）同一億圓以上二億圓迄は同　二厘

（三）同二億圓以上三億圓迄は同　一厘

（乙）但し「生存保險又は徵兵保險契約に對しては死亡保險に對するもの丶三分の一。その計算方法は、生存又は徵兵のみを給付する會社に在りては其契約高の三分の一を標準とし、死亡と生存を兼營する會社に在りては、死亡契約に生存契約の三分の一を加算したるものを標準とす。」（自大正十五年度至昭和四年度）

七、同上の（甲）の最後に左の一項を加へる。「契約高三億圓を超ゆるものは契約高百圓に付五毛の割」（自昭和五年度至昭和六年度）

八、同上の（甲）はそのまゝ（乙）の中「三分の一」を「五分の一」と改む。（自昭和七年度至現在）

加入會社數の變遷

明治三十八年五月現在……	十七社
同　四十四年七月同……	十六社
大正　十　四年三月同……	三十六社
同　十五年三月同……	三十九社
昭和四年　三月同……	三十七社
同四年十二月乃至七年二月……	三十六社
同　七　年三　月末同（徵兵四社加入）四　十　社	
同　年十二月末同……	三十八社
同　八　年六月初同……	三十八社

所在地　東京市麹町區丸ノ内三丁目四番地

現在役員

名譽顧問　矢野恒太、藤村義苗

理事會々長　弘世助太郎
專務理事　玉木爲三郎
理　事　藤田謙、暉道文藝、朝吹常吉、金光庸夫、清水文之輔
監　事　八木逸郎、石坂泰三、平澤眞
法律顧問　松本烝治

東京帝國大學經濟學部
保險演習

東京帝國大學經濟學部附屬の「保險演習」は、明治三十七年十二月二十二日の法科大學教授會に於て法科大學の附屬として其の開設を決議、翌々三十九年十月十八日その開會式を擧行、大正八年四月一日より帝國大學令の改正に伴つて之を經濟學部の所屬に移され、以て今日に至つたものである。

抑々生命保險從業者のために特別の教育機關を設けんとすることは當時明治生命の阿部泰藏氏の宿望であつて、之を法科大學教授志田鉀太郎氏に諮られたことが發端となり、帝國生命の福原有信氏及び日本生命の片岡直溫氏が之に贊成したことに始まる。當時日本アクチュアリー會に於ても同樣の計畫があつたので、右の計畫を聞いて直ちに之に贊成し、明治三十七年八月二十六日の同例會に於てその實現に盡力する旨を決議し、又生命保險會社談話會（現生命保險會社協會の前身）も同年十月二十六日日本倶樂部に開催の集會に於て、明治、帝國、日本三社の提案に係る「生命保險講習會創設の件」（註）を附議し全會一致を以て之を可決、發起三會社の外に仁壽、共濟（今の安田）の二會社を加へて其の實行委員として、醵金の方法、帝國大學との交涉等の事を委員に一任し、委員は同業會社より醵金を集め三十八年二月六日に至り十九會社より金五千一百圓の醵金を得たのである。

【註】　前略……（一）講習會は東京帝國大學に附屬すること、（二）會場は帝國大學教室を以て之に充つる事、（三）講習の科目は法律經濟統計數學及び生命保險の學說實際等にして帝國大學教授及び諸會社のアクチュアリー其他諸氏之を分擔する事、（四）講習會は每週二三回開會し學生會社員其他の者各其撰む所の科目を講習する事、（五）同業會社より一回若しくは二三回に金五六千圓を醵出し講習に必要なる書籍購求の費用に供する事……後略。

他方東京帝國大學法科大學側に於ては、同三十七年十二月二十二日の教授會に於て、保險會社の希望を容れて保險演習の開設を決議し、金井延、高野岩三郎、志田鉀太郎の三教授を委員としてその實行に當らしめた。かくて生命保險會社談話會は明治三十八年二月七日常會を日本倶樂部にて開き、會社委員より醵金の額及び大學との交涉に就ての報告があり、玆に保險演習の創設を決定した。

斯の如くにして成立した「保險演習」は明治三十九年十月十八日その開會式を擧行し、大學生若干名の外保險會社員六十餘名出席、志田、高野兩教授より演習開始に關する講話があり、その他穗積陳重、松波仁一郎兩教授より保險の學術的研究の必要なる所以に關する講話があつた。

第一期の保險演習は明治三十九年十月に始まり四十一年十月に終つた。その間每週一回木曜日午後四時から六時まで、法科大學の教室で行はれ、講義は四人の講師が各一科目を擔任した。（講師の氏名及び學科目は後述）

第二期の保險演習は明治四十一年十一月に始まり、四十三年七月に終つた。從來講師は聽講者と同じく演習參加者として意見を述べると云ふ形式であつたが、今回からは繼續的講義擔任者には講師囑託の名義を以て之を依頼することゝなり、また聽講者中の希望者に對しては最後に試驗を行ひ、その合格者には法科大學長より修了證書を授與することゝなつた。それ故第一期の演習を「番外」とし、第二期の演習を第一回保險演習と呼び、その修了證書受領者を第一回修了者と名づけて、順次今日に及んだのである。

第二回保險演習は明治四十三年十月に始まり四十五年六月に終つた。從來聽講者は學歷に就て制限を設けず、保險會社の推薦する保險會社員は悉く聽講を許可してゐたが、今回からは聽講者資格を定め保險會社より聽講の承認を得たる保險會社員にして、專門學校卒業者又は二年以上保險會社の實務に從事したる中等學校卒業者に限り之を許すことゝし、又聽講者の出席欠席を檢點することゝなつた。

大正六年森莊三郎氏が歐洲留學を終へて歸朝し、助教授に任ぜられ、保險學講座の最初の擔任者となるに及び、保險演習委員となり委員の地位は爾後專ら同氏の占むる所となつた。（從來の委員は金井、高野（岩）、志田、岡野、山崎（覺）、松本（烝）の諸教授）

大正七年十月第六回演習の開始せらるゝや、講義時間を金曜日午後三時乃至五時とし、一講師一回の講義を二時間連續とし、第一年度に於て二講師の講義を完了せしめ、第二年度に於て他の二講師の講義を完了せしむることゝし、又聽講者の出欠の點檢を廢止した。

大正九年に至り大學に於ける制度改正の結果、學年の開始期を九月より四月に繰上げらるゝに及び、第七回保險演習の間に之を調節した。

大正十二年九月の關東大震災の結果、數ヶ月間は講義の中止を餘儀なくせられたが、再び之を繼續し十三年四月第八回演習を終つた大正十三年の第九回保險演習開催に際し、一講師の講義を每週一回づゝ半年繼續するものとし、學科の性質により前後の順序を立て四講師相次いで講義を行ふことに改めた。

上述の如き沿革を有する「保險演習」は當然の結果として、生命保險從業者に對する教育機關となつてゐたが、時勢の變遷につれて損害保險會社の方面からも從業者教育機關の設置を希望する聲が次第に高まり、加ふ聽講者中にも損害特に火災保險關係のものが相當あつたので、遂に大正十三年第九回保險演習からは「保險實務」といふ科目を改めて「保險業法」となし、第十回保險演習（大正十五年）からは新に「火災保險」の講義を加へて次第に損害方面にも進出したが、昭和五年の第十二回保險演習開始の時から、新に生命保險部と損害保險部の兩部に分けて、各々その專門に向はしむることゝなつた。

これに先だち昭和三年の第十一回保險演習からは、幾多の科外講義を置き、聽講者をして自由に之を學習せしむることゝなり、從來とかく不充分勝ちであつた學科目を、これによつて補正することゝ

なつた。即ち第十二回保險演習に於ける科外講義として、商業數學、商事經營學、生命保險會計、勞働保險、保險契約法の五科目があつた。因に現に開催中の第十三回保險演習（昭和七年四月より昭和九年三月まで）に於ける生命保險部の學科目（但し必修）は次の如くである。

保險業法、生命保險法律問題、商業數學、生命保險經營問題、生命保險數學

尙保險演習の聽講を許可せられた者は、明治三十九年十月開始の「番外」より昭和七年四月開始の第十三回までに合計一三八名に達し、その中修了試驗を受けて合格した者は四九四名である。

保險演習開設以來現在に至る講師及び學科目

教授及講師	學科目	教授及講師	學科目
志田鉀太郎	保險法	南　正樹	保險業法
矢野恒太	保險實務	吉井桃磨呂	火災保險
栗津清亮	保險經濟	野坂竹太郎	生命保險數學
奥村英夫	保險數理	佐々木道雄	商業數學
村上隆吉	保險法	中西寅雄	商事經營學
玉木爲三郎	保險實務	川崎貞明	生命保險法律問題
海老原介太郎	保險數理	牧野龜次郎	生命保險經營問題
伊藤萬太郎	保險經濟	脇村義太郎	海上保險
森　莊三郎	保險實務	北澤宥勝	雜種保險
麻生義一郎	保險實務	鈴木祥枝	損害査定論
三浦義道	保險契約法	奈倉實郎	生命保險數學
中松龜太郎	保險實務		

保險演習學友會——「保險演習と連絡を保ち保險に關する學理上と實際上との研究をなし斯界の進歩發展を圖り且會員相互の親睦を厚うする」目的を以て、保險演習卒業者、同聽講者及び其他保險演習關係者によつて組織された「保險演習學友會」がある。

この學友會は最初「保險演習參加者懇話會」なる名稱の下に明治四十一年二月十三日「學術の研究及び相互の親睦を計る」ため、保險演習の關係者によつて組織されたものであるが、同會はその後程なく「保險演習關係者懇親會」と改稱し、大正四年二月六日の會合に於て「保險演習同窓會」となり、更に又大正七年五月十日の大會に於て今日の「保險演習學友會」と改稱された。同會は會長として東京帝大經濟學部長を推戴し、外に現在顧問三名、賛助員七六名、評議員三〇名、會員（評議員を含む）六二二名がある。

尙同會主催で大正十二年より毎年夏期講習會を催してゐるが、その他昭和六年五月「集會取締規則」の實施を機會に生命保險會社協會後援で「外務員講習會」を大阪に開催し聽講者五百數十名を算し頗る盛況を極めた。

事務所　日本橋區江戸橋二ノ八　太陽生命保險株式會社内　保險演習學友會

日本保險醫學協會

我國に於ける保險醫の會合としては、明治三十年に催した「保險醫懇親會」が恐らくその最初のものであらう。即ち同年一月に富士川游氏等の發起により、東京に於て生命保險の醫務に從事せる諸氏が集合して第一回保險醫懇親會を開催した。この懇親會は翌三十一年の一月に、第二回を開いたのみで終りを告げたのであるが、これに先だち、進藤陸之助、平内佳一、小池義三、田村光顯、尼子四郎石岡繁太郎の諸氏が相謀つて、斯學に關する問題を論議し、或は各自の經驗を報告發表し、或は歐米同學者と知識の交換を目的とする「保險醫協會」を設立した。（明治三十一年一月創立）これが即ち今日の日本保險醫學協會の前身である。

保險醫協會は主に各生命保險會社の診査醫長診査醫等を會員とし、被保險候補者の身體選擇に關する技術的方面の研究を行つてゐたが、漸次その活動と努力を加へてきたので、明治三十四年一月その總會に於て、會名を「日本保險醫協會」と改め、主意書、規則等を制定し、職制を定め、總會、談話會等を催すことゝし、尙毎年一回會報を發行して會員に頒布することその他を定めた。

斯くて初代會長に中濱東一郎博士、副會長に矢野恒太氏を推選し、その他の陣容をも整備して愈々本格的活動を開始したが、その活動は漸次業界の認むるところとなり、外部から寄附金を與へて之に積極的援助をなすに至つた。即ち明治三十五年四月二日に催された「保險談話會」（生命保險會社協會の前身）に於て、森村金造氏が保險醫學研究の重要性を說き、保險醫協會發展のために、同業者は宜しく財的援助を與ふべしと發議した。これが動機となり遂に同年九月生命保險談話會の名に於て、金一千二十八圓を協會に寄附し、その後も同協會に對して寄附金をして事業を援助した。協會では、同三十五年十月臨時總會を開き、規則を改正して便宜の地に支部を設くることゝし、且從來年一回發行の會報を年四回に改め翌三十六年一月より實施することゝした。會報は三十六年二月に第一號々外を發行したが、同年四月十四日改めて第一號を發行した。又同年四月六、七兩日大阪に開催された保險業者大會の醫務部の部會に於て、京阪に支部を置くことを決議したが、この決議に基き同年十一月二日京阪支部の創立を見、後昭和六年四月關西支部と改稱された。

日本保險醫協會は明治四十一年十二月十五日に開かれた臨時總會の決議によつて會名を「日本保險醫學協會」と現在の如き名稱に改め、從つて會報の題號も「保險醫學雜誌」と改められ、且つ現在の如く隔月一回發行することゝなつた。

此會がその專門の領域に於て我國生命保險界に貢獻したことは勿論鮮少ではないが、就中診査報狀の統一と研究に關しては非常な苦心努力を拂つてきた。明治三十一年中保險醫協會の業績として發表された「診査報狀要項」は謂はゞ診査報狀に於ける模範約款とも稱すべきもので、現在各社の診査報狀は之に負ふところが甚だ多い。又豫定死亡に對して實際死亡の過少が逐年增加しつゝあることも同協會の努力に負ふ所が多い譯である。

會長として中濱東一郎氏が創立以來その職に在つたが、昭和五年四月の總會に於て中濱氏辭任し、後任會長に當時の副會長石岡繁太郎氏が就任し現在に及んでゐる。

事務所　東京市麹町區丸之内三丁目四番地　生命保險會社協會内

會長　石岡繁太郎　　**關西支部**

副會長　竹田六郎　幹事　早坂得奈次
同　丹治善道　同　增田雷助
幹事　高田他家雄　同　前田春雄
同　渡邊　定
同　神山能寶留

日本アクチユアリー會

（附）關西アクチユアリー懇和會

「日本アクチユアリー會」は明治三十二年十月三十日矢野恒太氏の主唱に基き栗津清亮、玉木爲三郎、森村金造、楠秀太郎、麻生義一郎、人見米次郎、那須理太郎、奥村英夫の九氏參集、東京京橋吳服橋外の八洲亭で發起人會を開き、會則その他を決定し、第一月次會を翌十一月二十七日に開催、爾來三十有餘年間夏期二ケ月を除くの外毎

月會合して斯道に專屬する諸般の問題に就き會員の講演討論批評等を行つてゐる。

同會は多數の同種外國學會と同じく會員に嚴格なる資格を要求し會則第四條に「本會の會員は發起人の外、論文及履歷書を提出し會員過半數の同意を得たるものよりなる、但し會員二名以上の推薦に依り、會員三分の二以上の同意を得たる者は論文を提出せずして會員となることを得」と定めた。この會員の資格規定は後に改められて「論文提出又は會員の推薦に由り總會員の三分の二以上の同意を以て正會員とし、其豫備資格を具へたもので實際官私の保險事業に從事してアクチュアリーの職務を執つて居るものを正會員多數の推薦に依て准會員とする」となつた。

同會は未だ專屬の機關紙を有せず、其記事及講演は通常「保險學雜誌」上に登載せられてゐる。

會員は最初發起人の九氏だけであつたが、第五月次會で志田鉀太郎、橋本重幸兩氏が入會し明治三十四年末は僅か十一名であつた。その後漸次會員が增加し、現在は正會員三十八名、准會員百二十二名合計百六十名を有する。

此會が保險學會と共に我邦生命保險の理論と實際に大なる進歩を與へたことは爭ふべからざる事實であるが、殊にアクチュアリーの萬國會議には每回代表者を派遣して對外的にもその使命を盡して來たのである。初代以來の會長並に現在役員氏名は左の通りである。

第一回　會長　矢野恒太
第二回　同　栗津清亮
第三回　會長　海老原介太郎
第四回　同　伊藤萬太郎
第五回　同　三浦義道
第六回同（現在）　龜田豐治朗
現在副會長　竹下清松
同　幹事　鈴木敏一
同　同　野坂竹太郎

事務所　東京市京橋區京橋　第一生命保險相互會社內

關西アクチュアリー懇和會

尙ほ大阪に本據を有する「關西アクチュアリー懇和會」がある。此會は日本アクチュアリー會に對して別派を樹てるものではなく、同會の規定にも定められてある如く、「日本アクチュアリー會々員にして關西地方在住者」を以て組織され、昭和二年九月創立協議會を開き、同會の誕生を見た。而して同會は「日本アクチュアリー會々員に非ざるも本會の趣旨に贊し且つ關西地方に在住する生命保險會社の重役、支配人又は之に準ずるものは特別會員として入會することを得」（同規定第三條）と定めてゐるが、これ同會が「懇和會」と稱する所以であつて、同會は隔月一回例會を開き、講演若しくは會員の研究發表をなし、或は時局問題を討議する。

本會には別に會長を置かず、會務處理に就ては幹事（任期一ヶ年）若干名が選ばれてゐて、更に常任幹事二名が互選され主として會務に當つてゐる。現在の常任幹事は守田常直氏（日本生命主計局長）と林範二氏（大同生命調査部長心得）である。

保險學會

「保險學會」は我國に於て保險の學術的共同研究機關として生れた最初のもので、明治二十七年秋栗津清亮、志田鉀太郎、玉木爲三郎の三氏によつて創立せられ、翌二十八年から機關雜誌「保險雜誌」を刊行した。同誌は大正十年三月第二百八十九號まで月刊として繼續し、同年六月から「保險學雜誌」と改題して年四回（三、六、九十二月）の發行と改め現在に及んでゐる。此雜誌は近年に至るも尙我邦斯界に於ける唯一の學術雜誌としてその指導的任務を果してゐるのである。

本會は大正十年三月十二日會則を變更したが、それによれば、

一、本會の目的は生命、火災、海上其他一般の學理並に實務を研究し之が進歩を圖るにあり（會則第三條）

二、本會は其目的を達せんが爲め左の方法を設く（一）斯道に關する雜誌並著書を發行すること、（二）保險の學理並に實務を講習すること、（三）專門の圖書を蒐集すること、（四）研究會を開くこと（同第四條）

三、會員たらんとする者は會員の紹介を以て之を申込み本會評議員會の承諾を受くべし（同第六條）

四、本會の機關として會員中より三十名以內の評議員を選擧す（同第十條）

五、評議員は評議員會を組織し會務を協議す（同第十三條）

斯の如く本會は會員として特別の資格制限を設けず、生命保險のみならず廣く火災海上其他一般保險學に關係ある數百名の會員から成立し、機關誌の發行以外に隨時講演會研究會等を開催して論議を討はしてゐる。同會は我國保險界に重要なる指導的役割を果し、その功績は枚擧に遑がない。現在役員は次の通である。

評議員會長　栗津　清亮　　同雜誌編輯主任　三浦　義道
同　幹事　龜田豐治朗　　雜誌委員七名
（會費年額三圓）

事務所　東京市麹町區丸之內三丁目四番地　生命保險會社協會內

保險高等專攻學校

本校は保險學研究の獨立的專門機關として栗津博士等を中心に、昭和三年二月十四日主務省の認可を得、同年四月より開校した。

本校は「保險に關する學術の理論及び應用を敎授し兼て人格の涵養に努め穩健着實なる思想と圓滿健全なる常識とを修得向上せしめ官公私の保險事務に從事する者に必要なる敎育を授くるを以て目的とし（學則第一條）となし、本科及び研究科を置き修業年限を各一ヶ年としてゐる。

本科　の學課目は保險學總論、保險法、保險數學、統計學、保險醫學、保險經營論、保險學各論、簡易、健康、家畜保險、保險業法純正數學等、專ら保險事業に從事すべき者に必要なる知識を與ふることを目的とし、その入學資格は「專門學校卒業並に之と同一程度以上と認めたる者、若くは中學又は之と同等の學校を卒業し、保險

事業に實際二ヶ年以上從事したる者」である。

研究科は「本科を卒業したる者又は之と同等の學力ありと認めたる者」が、更に其蘊奥を極めんとするために設けられたので、その學課目は生命保險論、保險數學、保險統計論、應用數學、生命保險法、保險經營に關する諸問題、特殊保險、外國文獻、海外事情等である。

現在役員　校長粟津清亮、學監三浦義道、幹事龜田豊治朗、角尾猛治郎。

校舍所在地　東京市麹町區丸之内三丁目八番地

生命保險經營學會

生命保險經營學會は「生命保險の經濟的又は經營的方面の研究を目的」として昭和四年三月六日森莊三郎氏等の發起で創立された。その創立趣意書に曰く、

「（前略）―從來我が生命保險界には數理的方面を研究する日本アクチュアリー會と、醫務的方面を研究する日本保險醫學協會とがありますが、經濟的方面殊に事業經營の方面を研究する機關が不備でありました。それで此度私達有志の者が申合せまして、此の缺陷を補ひ鼎の脚を三本ながら美しく揃へたいと思ひまして「生命保險經營學會」を創立し雜誌「生命保險經營」を發行致します。―（後略）」と。

尚同趣意書の最後に「本學會の取扱ふ問題」として示されたものは（一）營業政策（二）募集政策（三）内勤事務管理（四）醫務政策（五）法制に關する諸問題、其他生命保險經營に關し歐米諸國の雜誌報告書年鑑等に現れたるニュース紹介等である。

本會はその會員には何等の資格を設けず、主に機關紙「生命保險經營」を利用して研究の發表交換をなしてゐる。雜誌は隔月年六回發行、會員の會費は一ヶ年四圓である。

事務所　東京市牛込區市ヶ谷仲之町三〇　森莊三郎方

生命保險數學會

生命保險數學會は「保險數學の研究振興を圖るを目的」（會則第一條）とし昭和五年七月を以て創立された。

保險數學の共同研究機關としては、我が國に於て既に古くから「日本アクチュアリー會」が存在してゐるが、同會はあまりに高等の團體であり、加之會員に嚴格な資格を要求してゐるため、一般人の近寄り難きを遺憾とし、一部小壯學徒により、保險數學の自由な研究をなし、以て斯學の振興を圖らんとしてこの會が設立された。もので從つて會員資格も自由に「斯學の研究應用に從事する者及斯學に趣味を有する者」としてゐる。

本會は右の目的を達するために、一、會誌の發行、二、研究會の開催、三、圖書の出版をなす。會誌は「綠苑」と稱し年四回の發行である。會員は特別、普通の二部に分け、特別會員は會費として年額二圓以上、普通會員（會誌配布）は一圓二十錢である。

事務所　東京市杉並區高圓寺七丁目九二四　村椿方

保險募集取締問題と其動向

（一）緒言

現代資本主義經濟組織に於ける凡ゆる事業は、その生成の端初より競爭を運命づけられ、生命保險事業も決してその例外ではあり得ない、否寧ろそれは、その販賣する商品の類似性と販賣方法の特異性との故に、現在に於ける最も典型的競爭事業とも謂ひ得る。

競爭は發展の原動力である。我國生命保險業は、激烈な競爭を過程しつゝ現在の巨大さを築き上げることが出來た。

併しながら、競爭の激化は、遂に生命保險本來の性質――公益的性質よりの背馳を招來した。これは、契約者の募集又は勸誘の方面、換言すれば、契約誘引行爲の手段方法の點に、その最惡な樣相を暴露するに至つた。

此の生命保險事業競爭中最惡の部面たる募集勸誘競爭による弊害を防止せんとする運動――募集取締運動は、明治四十年より昭和七年に至る二十數年の間、諸種の形態に於て行はれ來つた、以下各時代の運動の大要を通べてみようと思ふ。

（二）明治四十年――農商務省各府縣に照會

明治四十年七月十六日附商發第一一七號を以つて、時の農商務省商工局長代理岡實氏は、各府縣知事宛照會狀を發し

一、募集競爭に關する弊害。二、保險金支拂に關する紛議。三、代理店、募集員、囑託診査醫に關する弊害及其取締に關する意見

等に就き報告を求めた。これに對し、地方廳より、保險募集競爭の激甚なるため、勸誘員或は募集員の中には、契約者を欺罔する等の不正不當なる手段を弄する者あり、善意の契約者に迷惑をかけると同時に、契約者側に於ても、時に募集員の競爭上の弱點に付け込みて、種々不正な契約の締結を强要する等の意味の回答があつたやうである。（現在判明せるものは、京都府各警察署長が同府内務部長になせる答申書のみである。）

（三）明治四十三年――中國生命保險同盟會規約

廣　に於ける中國生命保險同盟會は明治四十三年十月一日より「社員及紹介人取締に關する規約」を實施し、主として不良社員取締に關することを規定した。

その主なる點は、

一、他社に於て不良行爲に因り退社の者は同盟會社に於て再び之を使用せざること（規約第三條）、二、同盟會社に於て不良紹介人と認めたる者は其氏名及事由を當幣事に報告し幣事は之を不良紹介人名簿に記入のこと（同第六條）右不良紹介人は同盟會社に於て再び使用せざること（同第七條）

尤も、中國同盟會のみが當時に於て右の如き規約を持つたものではなく、恐らく各地方に於ける生命保險會社の團體にも類似の規定が存したこと、思はれるが、資料は散佚して現存したものはない。

（四）大正三年――農商務省の照會

大正三年五月に農商務大臣が地方官會議に於て生命保險募集弊害

防止につき注意を與へたが、六月四日に至り、商工局長岡實氏の名を以つて、商第五一七一號により各地方長官、警視總監、各商業會議所、生命保險會社協會、各保險會社等に照會して其意見を求めた。

生命保險會社協會に對する諮問は左の如きものである。（回答期限同年八月末日）

一、保險の募集（募集員等の爭奪を含む）保險契約の締結（診査の關係をも含む）保險料の徴收、保險金の支拂等に關して生ずる弊害にして、各會社の事業經營の基礎を危殆ならしめ、又は保險事業の健全なる發達を阻害するの慮ありと認むべき事項。（主として會社の事業上より觀たる利害問題として成る可く各般の不正若は不當の競爭上の手段等を網羅せられたし）。二、一般公衆の利害を無視するが如き弊害の種類。（主として公益上の見地よりする觀察に依る）。三、以上の弊害に付き相當取締を爲すの必要ありとせば如何なる取締方法若は取締制度を執るを以て最も適切なりとすべきや。

右に對する生命保險會社協會（當時の理事會々長阿部泰藏氏）の答申は最も興味あるものであるが、此の答申に於ては、單に諮問事項に關する事實を列擧するに止まり、これが弊害の取締方法に就ては、只漠然と「公力を以て幇助せらるゝときは一層有效なるべし」と謂ひ、又「新會社の設立に關し大なる手心を用ひ、不當の競爭を助長することを避くるべく努力せられんことを希望す」と謂ふに止まり、何等具體的方法を提案してゐない。他方、生命保險會社協會の答申と前後して、地方保險團體の中にも募集上の惡傾向に對する防衛手段として相互申合をなすものあり、その魁として中京生命保險談話會並に在阪生命保險同友會は、孰れも月に例會又は大會を開催して、保險料割引禁止、違反者の處分を申合せた。

（五）大正四年―協會規約及地方生保團體の自制運動

商工省の諮問、地方團體の自覺自力運動に刺戟された生命保險會社協會は、大正四年六月十七日臨時總會を開催し、「使用人取締に關する規約」を決議した。右規約の大要は左の如くである。

（一）不良使用人を淘汰する目的を以て、（イ）協會に組合會社の使用人名簿を備へると。（ロ）組合會社は每月十日及二十五日に使用人の任免を協會に通知し、協會より更に各會社に之を通知すると。（ハ）重大なる過失若くは不良の行爲ありたるときは其事實を協會の名簿に登錄し、且各社に通知すると。（ニ）組合會社は前會社に勤定尻未決濟あるものを採用せんとする場合は前會社の同意を得ると。（ホ）紹介人と雖も不良行爲ある者は、協會に通知し、協會は各會社に通知すると。

（二）組合會社は不正の競爭を防ぐ爲め、募集員に左の如き行爲のなき樣注意すると。（イ）第一回保險料の割引を爲す等のと。（ロ）不正又は不備の說明書、統計表又は比較表等を頒布し、若くは之を說明の材料と爲す等のと。（ハ）他會社を中傷する記事を掲載したる新聞雜誌等を頒布し、若くは之を以て說明の材料と爲す等のと。（ニ）中傷其他不正の手段を以て他會社の契約の解除を勸誘する等のと。

此の協會規約は、募集取締規定史上劃期的事件であつて、後に見る如く、後年の取締規則の骨子は玆に存するものと謂へる。只右の規約には、罰則制裁等がなく、當時に於ても其效果を疑ふ者もあつたやうだが「それ迄の必要なしと認めし故、以上のものに止めたり」と當時の研究部員矢野恒太氏は、提案理由說明に於て云つてゐる。

斯くて、生命保險の募集に伴ふ弊害の排除、就中不良外務員の淘汰に關する運動は次第に熾烈となり、各地に於ける生保團體の規約

又は申合せの中に、その明瞭な形態を示すに至つた。更に我々にとつて興味あることは、此の運動が契機となつて各地の生保團體が漸次統制ある組織團體にまで發展したことである。

九州では、九州生命保險懇談會（九州生命保險協會の前身）が大正四年六月、不良募集員の淘汰、保險料割引の禁止、掠奪募集禁止に關する申合規約を議定した。

大阪では、前年、保險料割引禁止を申合せた大阪生命保險同友會が七月に協會規約に準じ、大阪市及附近に於て募集する外務員及び下募集員の取締を決議した。

北海道では、小樽同盟會（後の北海道生命保險同盟會）が九月、不良募集取締に關し、不良外務員の實況を會に報告すること、必要に應じては會はこれを新聞に廣告することを申合せた。

四國では、生命保險德島交友會が八月に設立せられ、不良募集員の通牒警告、制裁、不正印刷物の處分、掠奪の禁止を議定した。

此の生保團體の自制運動は大正五年に入るに及んで益々活潑となり、大正五年一月十七日には仙臺生命保險談話會（後の仙臺生命保險協會）が設立せられ、會則及び申合規約を協定し、その中で募集取締に關し大體左の如く規約してゐる。

一、同業者の體面を汚辱したものは制裁する。二、他社を戒的に解職となつたものは會に計り、出席會員の三分の一の同意を要する。三、他社の信用を害する印刷物は配布しないこと。四、保險料割引の證據を得たときは其會社に通告反省を求めること。

其他、同年中に山形には山形保險協會、讃岐には讃岐生命保險同交會、秋田には秋田保險協會が設立せられ、各自會則又は申合規約を以つて募集の取締を講じた。

（六）大正五年――從業者登錄案

政府當局は、保險募集に伴ふ弊害防止につき深甚なる注意を拂ひ、遂には大正三年生命保險協會其他各方面の意見を糺し、大正四年には保險事務官を增員し、又各地の保險勸誘の實情調査のため事務官を派遣したこともあつた。かくて大正五年には、政府に於て保險從業者の登錄制度を立案するに至つた。

その內容は詳かでないが當時の保險銀行時報の傳ふる所によれば

一、原　則　二、登錄の手續　三、無資格者　四、登錄抹消及失效
五、義務及制限　六、罰　則　七、登錄有效期間と手數料

右取締法の風說が一度世上に傳はるや、生命保險協會及び各地保險從業者團體が反對意見を陳情した。

生命保險協會（當時の會長阿部泰藏氏）が大正六年三月八日附を以つて、農商務大臣（仲小路廉氏）に提出した陳情書の大要次の如し。

「直接間接に保險事業に關係ある一切の者に登錄を强要せんとすと云ふが如きは實に吾人の意外とするところなり。殊に前記の如き登錄形式と制裁とを以てせんとするが如きは、斯業者の人格を毀損すること甚だしく、其結果は延いて事業の善良なる發達を阻害するに至るべし……若し此等（重役、代理店）一切の者を保險從業者として取締規程を設くるが如きことあらば、彼等は何れも保險會社との關係を疑忌し、之を拒絕するに至り、適々以て名望信用ある者を保險事業者界より驅逐し所謂角を矯めんとして牛を殺す結果を生ずべきは明瞭なるを以て、此の如き立案をして之あることとすれば遂に之を撤廻せられ度、又假令彼の外國に於て稀に行はるゝ勸誘員取締規則の如きものと雖も、之を我邦に行はんとするには彼我の國情及事業界の實情に鑑み、慣重なる御調査御考察あらんことを希望に堪へず」

此の生命保險協會の反對は、生命保險會社自體が眞實の處、取締規則そのものを忌避し、自由競爭を暗黑の裡に承認したことを示すものとして興味がある。蓋し、當時愈々尖銳化せんとする會社間の競爭は、一切の束縛を離れ、自由に奔放に、自己の全力を擧げて雌雄を決せんとする決意に燃え立たしめ、就中有力會社は自由なる地位に於ける自己の優越を明確に認識してゐたからに他ならない。

斯くて生命保險募集取締運動は一時立ち消えとなり、生命保險協會の規約も形骸のみ存して精神を失ひ、各地の生保團體の規約も自らこれに倣つて運命を共にした。

併しながら、絶對の自由競爭は、各會社の規模が次第に增大し、闘爭力が强大となるに伴れて、各種の不正競爭、掠奪募集、不正印刷物の橫行あるに及んで、漸く深刻な諸問題を發生するに至つた。

（七）昭和四年——商工省の諮問、協會新規約

玆に於て、十數年を經過したる昭和四年七月十一日に至り、商工省保險部長（縞田庸雄氏）は、生命保險會社協會の幹部（弘世理事長、大原宣傳部長）を招致し、近來不正印刷物等を使用する不正募集の事實多きを遺憾とし、之に對し協會としても何等かの取締を爲すことを得るやの旨を諮問した。

協會は最早事實の前に抗するを得ず、協議の結果、九月二十日協會としては從來の規約（大正四年六月制定）に相當の修正を加へ各社協調してその勵行に努むると同時に、主務省に於ても募集從業員免許制度其他適當の方法を以て取締りをなし、官民協力する旨の答申をし同協會は十二月十三日の臨時總會に於て、不要左記の如き新規約を決議し、翌年三月一日より實施することゝした。

第一　加盟會社は不正の競爭を防ぐ爲め募集に關し左の行爲を爲さしめざること（各項共大正四年の協會規約と大差なき故省略）

第二　募集に從事する者を取締る爲め左の事項を實行すること

一、加盟會社は募集に從事する者の選任及退任を其都度遲滯なく協會に通知すると、但し退任の通知には其理由及勸定尻の有無を附記すること

二、前項各號の行爲を爲し又は會社に對し不正の行爲ありたる爲め退任したる者は加盟會社に於て少くとも一ケ年間之を採用せず且直接間接を問はず募集に關與せしめざると

三、前會社に勸定尻未決濟の者は前會社の同意あるに非ざれば加盟會社に於て之を採用せず且直接間接を問はず募集に關與せしめざること

第三　理事會に於て本規約違反の事實ありと認めたるときは當該會社に對し適當の警告を爲すこと

次いで昭和五年二月役員會で募集に關する取締規約細則を決定。

（八）昭和六年——保險募集取締規則の創定

政府が生命保險募集に伴ふ弊害を法令によつて取締らうとする計畫は既に大正五年にこれを有したのであるが、偶々生保協會の反對に遭ひ、一時立消えとなつたことは前に述べた通りである。然るに其の後の事情は、漸く取締法令を必要とするに至り、協會も亦これを認めたので、玆に於て商工省保險部は、昭和五年十二月二十七日各新聞紙上に「保險契約の募集取締事項綱要」を發表し、（一）適用を受くる者、（二）保險契約募集用印刷物、（三）保險外務員の登錄及保險外務員證の交附、（四）登錄の拒否、抹消及保險外務員業務停止、

（五）保險外務員募集勸誘行爲の制限、（六）保險會社の届出及報告義務、（七）罰則等につき、當局立案の大綱を指示するところがあつた越えて昭和六年三月二十日附を以つて、商工省保險部長の名を以て、生保協會に對し正式に「保險契約者の募集取締に關する省令案綱要」を示し諮問し來つた。

玆に於て生保協會は、委員會を設け協議の結果、諮問案の各事項に關し四月二十七日附を以て答申する他、爾後數回主務省に向て意見を具申するところがあつた。

主務省に於ては、協會の意見をも充分斟酌の上、遂に昭和六年七月三十一日商工省令第七號を以て、「保險募集取締規則」を公布、八月十五日よりこれを施行することゝなつた。これは正に、我國保險界の劃期的事件である。募集取締が論議攻究せられてより二十數年共間幾多の變遷を經て、遂に法令として實施せられるに至つた此の規則は、法の制定に於ける社會的必要の最もよき證左として、多大の興味を感ずるものである。取締規則は本法令篇に全文を收めてあるが、玆にその大要を列記すれば次の如くである。

一、本規則の適用を受くるものは、保險會社の保險外務員とせること

二、募集勸誘のために使用する文書圖畫には會社名を記載し、商工大臣の認可したるものに限ると

三、保險外務員はすべて保險外務員原簿に登錄せしむることゝせると

四、將來に於ける利益配當の豫想及び他の會社との比較をせる文書圖畫を以て募集勸誘の手段とすることを禁止したると

五、登錄の有效期間を三年とせると

六、保險外務員に著しき不當の行爲ありたるときは商工大臣はその登錄を抹消し、且一ケ年を經過せざる者に付ては登錄を拒否すると、又著しく不當の行爲ありたりと認めたる者の登錄を拒否するを得とせると

七、會社より交附せざる文書圖畫を募集に使用すること、又は保險契約者又は被保險者の眞實の告知を防げ或は不實のことを告げしめること、若くは保險料の割引、割戻其他特別の利益を提供することを約することを禁止せると

八、他會社の信用毀損し又は業務を妨害するが如き事項を公にすることを禁ぜると

九、規則違反者に對し拘留又は科料の罰則を定めたると

（九）結　語

以上で簡單ながら二十數年に亘る我國保險募集取締運動の史的展望を終る。併しながら最後の取締規則の公布を以て、不正募集が跡を絕ち、我國の保險經營が競爭なき平和な時代に入るものと考ふることは、皮相の觀たるを免れない、否寧ろ現在の社會情勢は各會社の競爭を殆ど致命的樣相に於て行はしめつゝある。法令の力は結局競爭を排除するに非ずして、これを非合法的な一層陰險なものたらしめたに過ぎない。此の事は、取締規則實施後一年半を出でずして當局は更らに「保險團體特別取扱詮議要綱」（昭和八年三月三十一日）公布を制定せざるを得なかつた事實に依て明確に證明せられる。

（詮議要綱に就ては紙數の關係で略する）

要するに、募集取締運動における現段階は、漸く其の前史を終へたに過ぎぬ。

生命保險事業の廣告及宣傳略史

（一）明治初期から終期迄

日東保生會社は科學的生命保險起業の啓蒙をなすものであるが、また同時に生命保險宣傳廣告の先驅者でもあつた。

故池田龍一氏の記するところに據れば、宣傳廣告ビラには明治十三年三月と印刷してあるが、出來たのはその日附以前十二月頃といふことである。この廣告ビラには保生會社の趣旨を述べて保生の種類、依頼の心得、掛金割合表の說明等が記され、尙、詳細なことを知らんには會社又は出店其他會社にて定めたる紹介人につきて問ひ質すべしと結んでゐる。廣告ビラの日附後二ヶ月目、五月には『世上該會社創立の擧あるを聞知し、創業の上加盟せん事を渴望する者往々有之候』と上申書中に書いてゐるが、更に設立後の廣告には『規則書御望みの諸彦、郵便にて御申込の分、一日百を以て數ふ』とあるから宣傳ビラは新聞廣告と相俟つて、相當に効能を發揮したことと想はれる。その後、當社の設立廣告は十三年十一月十八日以後には見當らぬが、恐らくこれが當社の存在を世に示した最後のものと察せられる。

明治二十一、二年前後は明治、帝國、日本のほかに大日本、東京等の會社があつたが、未だ斯界の黎明時代とて出張公告や、開業認可や、又は五行二段にも足りない『日曜祭日を除く外毎日正午より身體檢査をなす』といつた廣告が大方であつた。（此の種の廣告は明治十八年頃から明治生命でも出してゐるが）何しろ交通不便な時代に明治生命の阿部頭取など、自ら醫者同道にてよく諸國に出張したが、出發前には『保險契約取結びの爲、當會社頭取誰それが某々縣下に出張するが、滯在中は其地の新聞紙へ公告する』といつた意味の出張廣告を新聞紙に揭げた。それのみか目的地に滯在中は投宿旅館の前にまでデカ〳〵と貼紙をして興行物式な自家宣傳を忘れなかつたものである。明治はこの外宣傳用として『節用集』といふ日用便覽式小冊子をつくり、それに保險の話や、身體檢査の場所、時日などを記したものを使用して効果を擧げてゐた。又帝國生命は、あまり特殊な廣告もないが、日本生命は却々派手に宣傳の太鼓を打鳴した二十三年四月一日附、東京日々新聞の第五五二八號七面には、東京支社設置の廣告を全面潰して揭げ、その中に『生命保險の概要』と題し『平日無病なる人も、彼の磐梯山の噴火、和歌山、奈良、福岡縣下の水害、熊本の地震等の如き天變地異の爲め財產を失ひ、非常の不幸に遭ふ事も亦計る可らず』と述べてルビを附し、保險の內容を詳述してゐる。（世間の多くは八千代生命が一面潰し廣告の元祖のやうに思つてゐるが、それ以前に日本生命が始めてゐるのである）又岩間六郎氏が矢田部洪居氏から明治二十六年夏矢田部氏の下宿日本橋區常盤館で貰ひ受け今尙秘藏してゐる明治二十四年の春頃製作されたと云ふ日本生命の廣告で『白骨の御文章』もどきに當時の保險觀を述べ併せてその勸誘を完うしやうとした名刺形の（縱三寸橫二寸五厘）當時としては贅澤な色刷の印刷廣告があるが、その表面には洋畵式の田野の景左測に一羽の鷲鷹が古木に倚り、遠く二羽の小鳥が飛んで五六色の光澤ある彩色がしてあり其の表面中央には社名や內容の說明があり、その裏面には人見米次郎氏の執筆になつたと傳へらるゝ次のやうな文章が刷られてある。

遺慮なくんば近憂ありとは、何人もいましむるところなれども、凡そ人情として身健かなるときは、千年の壽をも保つを得べく、家豐かなるときは、百代の富をも累ぬるを得べしと思料し、徒らに恃みがたきを頼みとし測るべからざるを慮らざるは、まことに、歎しき次第なりと謂ふべし、六郎、西施いかに艷美なりと雖も、亞丁、咸陽いかに繁榮なりしといへどもこれ皆一時一代の夢裏幻影に外ならざるなり、我社とる所の生命保險事業は、此人世の恃むべからざるを頼みとせず、測るべからざるを能く慮り、慈善相愛の道を基となし、鴻圖共通の法に據り、何人といへども、保險を受けたるものは僅少なる掛金を拂込ましめ、其人の老後、若くは死後に至り、多額の契約金を渡すを業とするものなれば、世の慮り深く、慈み厚き諸君は遠かに來て、我身の爲め、潤族の爲め、確實なる設備を爲すべし、世に落魄の極或は乞食となり、盜人となり、或は棄兒をなし行倒れとなるが如きもの多きは、曾て確實なる設備を爲さゞりし結果と知らば、一日も躊躇すべきにあらざるなり、嗚呼、草の葉に置く露、消えなば再び結ぶべし、山の端に落ちし月、また來ん秋の圓かなるべしといへども、零ちて碎けし人の身は。

これなど募集印刷物としては、確かに異色ある着想であつて、一意生命保險の紹介に邁進した人たちの苦心は、今日社名廣告などを漫然と出してゐる人の到底解すべくもなかつた。二十三年から二十六年までは開業廣告や株式募集の廣告などで極めて平凡に過してゐるが、此の間日本生命は明治二十五年（一八九二年）九月十五日開

催のアメリカ、コロンブス博覽會に、同社の保險規則の英文冊子（Prospectus of the Nippon Life Insurance Company）其他を出品して大いに我が生保業の海外宣傳に努め、日本のために氣を吐いた。之は米國の新聞にも激賞を以て紹介報道された。（同社は爾來年々英文の保險案內と事業報告を出してゐる）次いで所謂亂興時代の二十七八年から三十一、二年にかけては、會社の興亡慌しくそれに附隨して廣告も亦多種多樣の相を描き出してゐる。今も昔も同じだが、生命保險會社はその悉くが廣告ならざるなしである。社屋といひ、社長といひ、創立月日といひ、改稱といひ、移轉といひ高配といひ低率といふも皆是廣告の好材料となつて具さに供されてゐるものである。その頃の廣告界で上位に据るものでは、煙草屋の村井商會、岩谷天狗、天賞堂、中將湯、ビールでは朝日、惠比壽、キリン等であつた。保險會社が名前を賣るには「確實」も誇らねばならぬし、保險金支拂の敏速も知らさなければならなかつた。それは單に新聞雜誌に廣告するに止まらず、茶の木畑に看板を立てたり、電燈柱に社名を張付けたり、御開帳式の高札を立てたりするのも見受けられた。

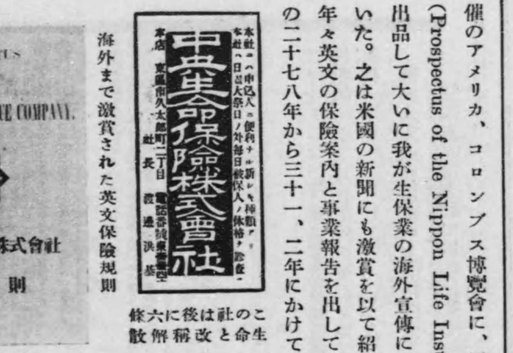

海外まで激賞された英文保險規則

この生命保險會社の名稱と社屋は後に改稱、六條に解散

海外まで激賞された英文保險規則

保險金領收廣告と當時の記事

そんな時代だから廣告文や効能書なども却々珍とすべきものが多く『生命保險を爲す時は己の菩提を弔ひ又能く各本山へ報恩を爲すことを得べし』は、まだしも『生命保險を爲し早く掛金を濟まし置けば婦人は良緣を得、男子は良妻を得べし』など効用百パーセントのものがあつた。中には特に便法を設けて『婦人に限り自宅に出張する』とあるが、斯うなると男尊女卑どころか、明治二十七、八年前後の生命保險界は、女にだけは三顧の禮を盡してゐる。いま一つその時代を物語るのに『來る何日本社員が保險契約に出張するがその節は必ず實印を携帶願ひたし』といふのもある。

また當時の流行として保險金領收の廣告があるが、これなど保險金を支拂つた會社が受取人に無理に勸めて新聞紙に出させたのが多く、明治の阿部氏などは斯樣な宣傳のためのカラクリ記事を斷然斥けた。（この領收廣告は夙に明治十四、五年の類似保險たとへば共濟一錢社などがインチキの手本を示したものだ）

三十五年前後は大阪生命が主力となつて合同合併の渦をまき起し生保界の混亂時代だが、それ等の樣相を語るものに合併廣告、解停廣告等がある。解停廣告は讀んで字の如く新契約停止中のところを

主務省より解除されたのだが、その廣告文が振るつてゐる。

「新契約停止中の本社は業務上一點の瑕疵なく整頓し、基礎最も鞏固なり」と揚げてゐるが、解停廣告後に躍進したやうな會社は一つも見當らない。又此の時代には岡部廣を筆頭として、惡德重役の百鬼夜行時代で一時收監されて免訴にでもなると、得意然としてその由を廣告したものだが、尙このほかに當時は寺院と關係を結ぶ保險會社が隨分多く、募集宣傳にも僧侶が與つて大いに力をなしてゐる。六條生命が大谷派本願寺と連衡の下に革新の實を擧げんとする時、世論紛々たるものがあつたが、本山では三十二年四月七日附で總務大谷勝縁師の名を以て論達を發し、門末に向つて被保險者の募集を勸誘してゐるのはその例證の一つである。

明治二十六年八月の新聞廣告切抜

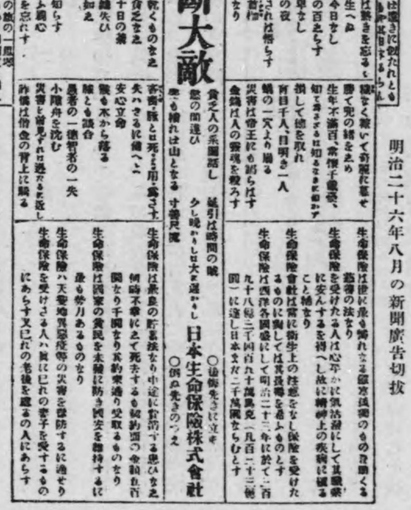

この右橫には被保人募集廣告あり

保險銀行時報は、機關紙の最先輩として三十一年末事業界に筆陣を張つたが單に筆硯のみを以て斯界の普及改善に努力したのみならず、直接行動に出て宣傳に之務めたこともあつた。即ち、長谷川前時報社長は日露戰爭當時、大阪、姬路、仙臺等の豫備病院に傷病將士が收容されてゐるのを慰むべく、自ら蓄音機を携帶し、相手の好みに應じて詩吟、義太夫、浪花節、筑前琵琶等をかけて病棟から病棟に廻つたものである。肩書からして『各保險業者有志聯合傷病將士慰問代表者』と長々しく署名し少しく奇行に過ぎるとは云へ、又以て生保宣傳の策たるを疑はない。また四十年春には東京勸業銀行博覽會が開催せられ、全國第二回保險業者大會（後に共同宣傳の項に詳述）に際しては保險思想普及のパンフレット『我日本』を入場者に一々配付するなどしたが、斯界に於ける散らし廣告に先鞭をつけたものといへやう。

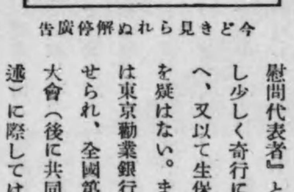

今どき見られぬ解停廣告

第一生命の出現は三十五年一月だが、その事業開始廣告には、一・相互保險會社は保險契約者の自治團體なり、二・我社は我邦唯一の相互保險會社なり、の二大モットーを眞向より振翳し、千代田生命は新式の相互組織を誇示して、廣告界も亦時ならぬ活況を呈した。その後四十年に至つて第一は最低廉、最親切、最確實を、千代田は株主なき生保會社をその指標としたが、他の株式會社が「非

式、相互の長所を採る』と對抗し出したのはその後であつた。

（二）大正時代

大正時代に移つてからも、その前半には保險の廣告は未だ一向に華々しい展開を見せてをらず、その頃新聞の第一面には書籍の廣告が巾を利かし、雜誌では地球、日本及び日本人、中央公論、變つた所では帝劇の芝居廣告、決算廣告は銀行と見れば先づ間違ひなく、その他大學白粉ライオン齒磨、味の素等が首位を占めてゐる。生保會社こそ後で追ひかけて來たのだが、記事と記事との中挾み廣告は、藥屋などが疾くに手を染めてゐた。六號圍み中挾み廣告の中に『浪さん何故死んだ』とあるから不如歸の本の廣告かと讀んで見ると、アンチツペルケンといふ肺病藥の廣告だつた。流石に廣告で苦勞をしてゐるだけに、藥屋はこの道にかけては旨い。後年保險界の革命兒を以て自ら任じ、傍若無人の廣告で氣を吐いた八千代生命でさへ大正二年四月の開業廣告などを見ると『理想的最新式の生保會社』と云つた極めて地味なもので、大正生命の開業廣告にも劣るものであつた。

謹告

支拂延期令施行地域（東京府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣、靜岡縣）內の生命保險契約取扱方に就き左の通り申合せ致候

一、今回の災害に依る保險金完全に支拂を爲す事
一、右保險金は出來得る限り速かに支拂手續を開始すること
一、保險料の拂込は明年二月末日迄のものに限り保險約款に依る猶豫期間ご支拂延期令に依る猶豫期間の外に更に二ケ月延長すること

生命保險會社協會

萬歲生命保險株式會社　日本生命保險株式會社　日本醫師共濟生命相互會社　日本共立生命保險株式會社　日華生命保險株式會社　日清生命保險株式會社　蓬萊生命保險相互會社　東海生命保險相互會社　東華生命保險株式會社　東洋生命保險相互會社　常磐生命保險株式會社　千代田生命保險相互會社　中央生命保險相互會社　片倉生命保險株式會社　横濱生命保險株式會社　第一生命保險株式會社　太平生命保險株式會社　大同生命保險株式會社

大陽生命保險株式會社　大安生命保險株式會社　大正生命保險株式會社　高砂生命保險株式會社　八千代生命保險株式會社　富士生命保險株式會社　福德生命保險株式會社　福壽生命保險株式會社　國光生命保險相互會社　帝國生命保險株式會社　愛國生命保險株式會社　共保生命保險株式會社　共同生命保險株式會社　共濟生命保險株式會社　有隣生命保險株式會社　明治生命保險株式會社　仁壽生命保險株式會社　日の出生命保險株式會社

これは關東大震災直後に於ける生保會社共同の緊急廣告

その八千代が遽かに轉向して大掛りな廣告戰の序幕をきつたのは十一年十月頃の高給社員募集の廣告に始まつたやうだ。關東大震災當日の東京朝日新聞に通し三段の廣告を出し『保險は人生の浮袋』とやつたが、宛ら震災を豫知して掲載したやうで、偶然としてはあまりに穿つた警句である。震災では緊急廣告が殆ど出され、類燒と移轉が掲げられたが、生保協會では加盟會社連名で契約の取扱方に就て廣告した。本據を大阪に有する日本生命は逸早く慰問の辭を誇大廣告すると共に、保險料拂込の猶豫期間延長、東京支店の震災後の事務取扱等に就き詳細なる廣告を掲げたりした。震災前後に於ける八千代の廣告は、通し三段の素晴しいもので都下の新聞を連日賑はした。而もこの矢繼早の廣告が、今日は『保險界の革命！』と高踏的な辭句を連ねて叫びかけるかと思ふと、次の日には『昨日は東今日は西、風のまに〳〵飛ぶ雲の、それにもまして定めなき、人の命のはかなさよ、知らで過せし幾年よ』の軟かい歌詞で讀む人の好奇心に訴へ、又の日には會社の內容を一句にして盡す『標語の懸賞募集』と興味本位に出るなど融通無碍の策戰を恣にした。その間に例の大家族主義、保險金二十四時間拂と、釣瓶打の廣告は當時星の社債賣出しの廣告と共に二大雙璧をなしてゐたが、小原、星の兩者は經營方針に共通する點を持つてゐたから延いては廣告戰術にも相通ずるものがあつた。又十三年一月大阪朝日に掲載された主要なる商店その他の廣告回數、及び行數を見るに

店名	回數	行數	店名	回數	行數
有田ドラツク	一四	一三、〇六四	蜂ブドウ	一九	五、〇三九
森下仁丹	一一	一一、九三三	赤玉	一七	四、五一四
ピオフエルミン	三七	四、六四三	八千代生命	一〇	四、七九三
中將湯	五	三、三三六	藤本ビル	一三	三、四四三
丸見屋	二〇	八、四七九	福助足袋	五	三、八一三
中山クラブ	三一	八、八〇一	ライオン	九	三、三九九
平尾レート	一三	四、三四四	伊東胡蝶園	七	三、六三三
桃谷美顏水	一一	四、六〇七	花王石鹼	八	三、七九八
講談社	一三	三、一三一	實業の日本	九	三、六四八
プラントン社	一〇	三、七二四			

以上は三千行（新聞面約二面）を廣告してゐるもの丶みの摘錄だがその中に八千代生命が存在してゐることを見逃してはならない。（當時八千代は大阪に營業所を置く）「保險は八千代」で八千代が保險の代名詞のやうになつて津々浦々にまで普及されたことは、大正二年にスタートを切つた當社が、其後十二年間の健鬪で契約高三億圓を突破したことによつても立證されるであらう。又新聞廣告が如何に普遍化の特効藥であるかに就ては、曾て京都の某女學校で、生徒に保險會社の名を擧げよといつたら、八千代が第一位であつたと云ふから驚く。あのデカ〳〵と挑撥的な言辭の羅列には褒貶半ばするであらうが、兎も角も廣告手法は旨かつたし、生命保險の廣告界に一大炬火を點じて他を誘導し、延いては營業範圍を擴大してその色彩を濃厚ならしめたことは誰しも否み得ぬ實況である。明治が最低廉の保險料で呼びかけ、太陽生命が保險の十德を翳し、生保協會加盟の三十六社が、東京朝日の一萬三千二百六十三號の一面に『生命保險に勝る慈愛なし』の外數篇のビラを飛行機上から撒きつゝある繪入の大廣告を掲げたのもその前後からであつた。

これなど八千代生命としては最も穩かな廣告

第一生命は大正十四年頃より早くも新聞題字脇を狙つて、社屋の寫眞を中にして理想の生命保險と銘打ち一・確實、一・低廉一・親切を金看板として廣告してゐるが、社屋と文字の配列も要領よく通し三段で、後にこの方法を用ふる會社は現代に近づくほど多くなつたが、第一生命が題字脇廣告の先鞭をつけたのである。千代田生命もこれと前後し、東京朝日、

大阪毎日に株主なき會社を目標に、三年目から四分五厘の累加配當をするのは獨り我社のみと氣焰を揚げて對抗し、明治も亦從來の地味な傳統を破つて、廣告宣傳戰を開始しなければならなかつた。

　これに先立つては大正十年春頃から官民合同の生保宣傳が急に話題に上り、これに關しては當業者簡保局側とに於て屢々會見が行はれその方法手段につき色々討議された。分けても當時の簡易保險局長桑山鐵男氏は官民共同宣傳に就ては特に關心を持ち熱心に之を唱道すると共に、自ら簡易保險局に獨自の宣傳方法を實行せしめたものである。時なる哉、翌十一年三月十日から東臺の櫻に魁けて開かれた平和博覽會は桑山局長の蘊蓄を傾けるに絶好の機會となり、上野公園竹の臺の目拔きの場所に英國製の映畫六十枚を挿入し得る自動幻燈機を設置し、行人をして好奇の眼を瞠らしめた。この自動幻燈機に挿入せる映畫は人生の現實生活に觸れて、保險が日常生活に必要なることを巧妙に展開する幻燈に依つて敎へる仕組であつたが廻轉につれて『これだ、諸君にお勸めするのは生命保險』などの標語が現はれて微笑する中に、保險の必要を首肯せしむるものがあつた。一方民間業者との共同宣傳も大いに機運を釀生したが恰度その頃は簡易生命保險の最高金額が二百五十圓から五百圓に引上げられんとする時とて、半ば握手しながら半ば反抗しながら、その姿自らが打つてつけの泣き笑ひの宣傳廣告に似たものがあつた。

　斯る情勢の下に保險の廣告宣傳は次第に普及擴大し、生命保險大會が、全國の主要都市に次々に擧行され、その都度宣傳の樣式も、人形、サアチライト、噴水塔、活動寫眞、飛行機と順次嶄新味が加はり、簡易保險局とも結んで共同宣傳の實を擧ぐるなど、大正年間の保險宣傳は、實に明朗溌剌たるものがあつた。

(三) 共同宣傳

　共同宣傳には三つの型がある。その一は生命、損害を打つて一丸とするもの、その二は損害保險を含まざる官民合同に依るもの、その三は簡易保險を含まざる生保各社に依るもの等で、最初の日本保險業者大會並に第二、第三回の業者大會がその一に屬する。斯る大會の一々に就いて紹介すれば可成多岐に亘るものであるから、これを一目明瞭ならしむるために次の一覽表をして這般の消息を語らしめる。

生命保險共同宣傳大會一覽表 （講演並に展覽會をも含む）

名稱	開催年月日	大會場所	講演者又は宣傳方法	要錄
日本保險業者大會	明治 三六・四・六	大阪中之島大阪ホテル	吉田鈞三郎、中濱東一郎、粟津清亮、志田鉀太郎	外國會社の取締に付建議案提出
第二回全國保險業者大會	同 四〇・四・一三	神田美土代町青年會館	志田鉀太郎、粟津清亮	第三回大會開催を決議
全國保險業者名古屋大會	同 四三・四・一九二〇二一	愛知縣會議事堂	岡野敬次郎、村上隆吉、粟津清亮、其他	第十回關西府縣聯合共進會を機として開催
第三回全國保險業者大會	大正 三・六・七六	生命保險協會々館内	首相、農相の祝辭其他挨拶	類似保險取締方建議其他可決
山形市保險業者大會	同 五・一〇・一五	山形市四山樓	下郷傳平、八木久兵衛、其他	議題、斯業の發達を期す
九州生命保險業者大會	同 七・五・二一	福岡市記念館	森莊三郎、伊藤萬太郎、吉田鉀太郎、片岡直温	協力一致斯業の眞價發揚に努力せん事を期す
全國保險業者北海道大會	同 七・九・七六	北海道會議事堂	中野武營、松本烝治、伊藤萬太郎、森莊三郎、其他	開道五十年記念を機として開催
全國生命保險業者大會	同 一一・五・二八	東京上野自治館	森莊三郎、岡實、後藤新平、澁澤榮一	生保業發展促進の施設を政府に建議すること
關西保險會展覽會	同 一三・四・自一至九	大阪高島屋吳服店	生保思想に關する統計、人形出品	大阪に於ける各種保險會社連合して關西保險會を組織、同時に日本、大同、福徳の三社主催にて保險宣傳を實行した。展覽會は日本、活動寫眞は大同、講演會は福徳主催
關西保險會活動寫眞會	同	高島屋、中島公園、其他	勤儉貯蓄奬勵のものも映寫	
關西保險會講演會	同 四・九二	大阪朝日新聞社其他	粟津、志田、龜田、森、下村(宏)、岡(實)の六博士	
關西保險業者大會	同 四・九	大阪市大阪ホテル	弘世助太郎、池上大阪市長、其他	關西保險界會設立を機として
官民合同東北宣傳大會	同 七・八	仙臺市歌舞伎座	志田、粟津、龜田、三博士、其他	活動寫眞宣傳、自動車隊で宣傳
同	同 七・九	福島市々會堂	志田、粟津、内地(廉吉)三博士	ポスター、ビラ縣下に頒布
茨城縣下官民合同生保大會	同 一三・三・五四	水戸市公會堂	小崎水戸郵便局長挨拶	保險劇「姉の情」ほか映寫
生命保險業者京都大會	同 一三・四・一七	京都岡崎公園内公會堂	田島、竹田兩博士、其他	講演會後映畫宣傳
官民合同東北宣傳大會	同 一三・六・八	盛岡市盛岡劇場	松本烝治、粟津清亮	宣傳ビラ十萬枚撒布
同	同 六・一〇	青森市歌舞伎座	馬場青森縣知事、其他	ビラに曰く知事さん博士さんの御話がある
官民合同宣傳大會	同 一三・一〇・一七	秋田市記念館	粟津、松本兩博士、其他	秋田劇場にて映畫宣傳、其他提灯行列
同	同 一〇・一九	山形市旭座	右同	自動車宣傳、同提灯行列
官民合同生保九州大會	同 一四・四・四	福岡市博多商業會議所	森、粟津、志田、其他	保險宣傳映畫會を催す
同	同 四・六	熊本市商業會議所	右同	宣傳劇「行路難」映寫
官民合同生保北海道大會	同 一四・八・二四	札幌市遊園地	粟津、疇道兩博士	勤勞社員の表彰をなす、會二十六日は旭川、二十七日は釧路
同	同 八・二五	小樽市公會堂	右同	二十八日は室蘭に宣傳會を開く
官民合同生保北陸大會	同 一四・九・二一	金澤市兼六公園公會堂	矢野恒太、粟津清亮	保險デーの氣分漲る
同	同 九・二三	福井市加賀座	粟津、寺田外數名	宣傳活動寫眞大會
同	同 九・二四	富山市縣會議事堂	堀貞、粟津、其他	自動車隊、煙火で宣傳
同	同 九・二六	長岡市長岡座	玉木、粟津、其他	花自動車全市に動く
同	同 九・二七	新潟市新潟劇場	粟津、疇道、其他	盛んな最終の幕
神戸生命保險協會宣傳大會	昭和 二・一〇・二〇	神戸市内	粟津清亮	各社訪問競爭其他あり
官民合同中京生命保險大會	同 三・四・二二	愛知縣會議事堂	清浦圭吾、志田鉀太郎	大會前に健康優良兒童表彰を行ふ
ラヂオ體操講演會	同 四・自二一至二七	東京、大阪、京都等	岩原拓、北與吉、其他	御大典記念として創始

尚この外に大禮記念國産振興東京博覽會（昭和三年自三月至五月）には第一會場正門内に噴水塔、東北産業博覽會（昭和三年四月十五日より五十日間）には高塔の外に活動寫眞館を設け、行列宣傳を行ひ、御大禮記念京都博覽會（昭和三年十一月）には京都生命奉祝會を組織し、朝鮮始政二十周年記念博覽會（昭和四年十月）には噴水塔其他、北陸博覽會（昭和七年四月）には同樣の施設があつて、前に提出した程大々的なものではなかつたが、兎も角共同宣傳が行はれてゐる。

さて爰で我々は生命保險の共同宣傳が如何にして生れたか、その淵叢を探る必要があらう。明治三十六年四月、第五回内國勸業博覧會が大阪に開催されたが、これを機會に全國の保險業者が一堂に集り、斯業上の緊急問題を討議すると共に懇親を結ばうといふ話が、在阪生命保險懇話會の決議となり、日本火災、日本酒造火災、大阪火災、大阪生命、大同生命、日本教育、日本生命の七社が發起人となつて各社に交渉の結果愈々決した。そして同月六、七の兩日に亘つて大阪中之島大阪ホテルで大會を開いたのが、實に共同宣傳の端緒である。

徴兵保險株式會社開業公告
徴兵保險株式會社

人目を惹く根津專務

然し、何といつても保險の聲價を高めたものは大正十二年七月以後の官民合同の生保宣傳大會であつて、片田舍の殺風景な役場などにも『保險の翼なければ人生の安定は難し』などの綺麗な色刷のポスターが掲げられるやうになつた。多彩多様の宣傳方法が漸次加工されてポスター、煙火提灯行列、花自動車宣傳、講演、飛行機、ラヂオと目まぐるしく變る間に北海道の涯までも共同宣傳の名の下に保險色で塗り潰され、一と頃は敵同士のやうであつた簡易保險と民業保險が融和して、今日尚毎朝行はれてゐるラヂオ體操を案出實行した如き、正に保險廣告宣傳史上に特筆すべきものであり、斯る廣告方法は人の生活そのものに滲透し、咫尺の童兒にさへも普及されて、その効果は世人の蒙を啓いて斯界の分野擴大に貢獻するところ僅少なものではなかつた

社員採用
業務大擴張のため關東各主要都市に左記員を急募す
一、監督所長及特務所長　若干名　月俸五〇圓以上他旅費手當
一、外務社員　五十名　月俸三〇圓以上他諸手當
一、見習社員　五十名　見習手當及成績手當
但し年齢二十五歳以上履歴書左記宛急送あれ面會日時通知す
東京市京橋區銀座八丁目一番地
國華徴兵保險關東支部

製圖工　研磨工　ミーリング工
上記技術優秀者至急試驗ノ上高給ニテ採用ス志望者ハ履歴書郵送又は持參ノ上試驗日通知
參來社サレ度京濱電鐵大森八幡驛下車
東京瓦斯電氣工業株式會社

外務社員招聘
一、廿五歳以上身體强健なる男子
一、固定給あり
一、經驗の有無を不問
一、履歴書送付あれ面會日通知す
丸の内海上ビル新館九階
明治生命保險株式會社營業所

社員招聘
監督社員　五名
外務社員　廿名
見習社員
年齢廿三歳以上履歴書送れ面會日通知す見習社員も手當を給す
横濱弁天町川崎第百ビル内
國華徴兵保險株式會社横濱支部
靜岡縣神奈川縣駐在勤務

婦人社員採用　五名
△年齢廿九才高女卒以上
△社交的な朗かな方
△親切に教育指導致します
△固定給參拾圓以上
△三十一日(月)一日(火)午前十時迄履歴書御持參下さい
丸の内鐵道省前
東洋生命

押すな、押すなの「社員採用」風景

（四）昭和時代

中挾み廣告は昭和時代に入つて愈々黄金時代を現出し、獨り生保會社のみならず、インキ、醤油、帽子、ソース、靴、等々猫も杓子も目白押の登場であつた。横濱生命の保險金即時持參支拂は、太平生命の即時拂と共に好一對をなすものだが、これは疑ひもなく八千代の宣傳を眞似たものとしか思はれぬ。大安生命は『保險の路は幸福の峯に通ず』とやり、壽生命は例の能面に『最も安い保險料最も確實な會社』とし、中央生命は『道路は左側、保險は中央』と交通標語に似せて掲げ、旭日生命は社名の上に旭日の昇る繪を配し、蓬萊生命はマーク入で相互を特に目立たせる等、十社十樣の特徴を盛つて夫々大衆に呼びかけたが、今日多くは他社の傘下に集つた實情に鑑み、かゝる廣告宣傳も所詮は懷寒さの悪足掻きであつたかと、漫ろに營業の道の辛さを思はしめる。然し今日では流石の中挾み廣告も大方影を潜めて、偶に共保、日華、富士

横濱等散見する位で、昭和に入つて八千代が遽かに中挾みの廣告に轉向したのは、改善命令の結果だと思はれるが、それ以前大々的な廣告を出して保險廣告界を牛耳つてゐた頃、時の小笹宣傳課長など偶に小ツポケな廣告ならせぬ方がいゝと口巾つたく云つてゐた。

保險機關紙最初の漫畫記事（保險海事第二號掲載）

仁壽生命は、もと四分五厘華やかな時代には、可成り大きな廣告を出してゐたが、昭和四年末、一枚看板にヒビが入つてからは氣勢あがらず、仁壽講堂貸室の挾込み廣告ばかり出して、時によると大阪の新聞にまで出してゐた。筆者などはこれを見てわざ／＼大阪にも借手があるのかと不思議に思つてゐる。然るに最近は又積極的になつて、廣告も社屋入りの通し三段で、嘗ての盛大を復活して廣告界を賑はしてゐる。

大體この頃の生保會社の廣告は新聞題字脇、通し三段の全盛時代である。卑近な例を拾つて見ると、この道の先驅者第一生命を始め日本、千代田、明治、帝國、大同、安田、日清、住友、第一徴兵、東洋等を擧げ得る。第一生命は確實、低廉、親切の三標語を依然として捨てず、その他に『生命保險會社の選擇標準』などと飽まで理義明徹な態度を持して目新しいものを次々に掲示してゐる。日本生命も瀧野支店長赴任以來『日本生命の優秀なる業績』と積極的に乘出し大いに氣を吐き、千代田も懸命に構へて今年の新記錄——剰餘金一千三十八萬圓の廣告など嘗て千代田に見られない活氣である。

明治は黒地の中に社名を浮き出しにして、最古最新で呼びかけてゐるが、近時愈々その部門を擴大しつゝあるのはいゝ。同じく帝國も進出し出したのは昭和四年現社屋移轉からで、この頃は折にふれ時にふれて通し三段廣告を恣にしてゐる。先づ新社屋の落成に始まり、インカム・ポリシーの新設、年末は保險加入の好機、契約高七億圓達成等が數へられる。斯く擧げ來れば際限がないが、今日では吾も吾もと題字脇を狙ふ會社の廣告が毎日見られないことは殆どない。

謹告

傷病兵慰問挨拶狀

そして本年上半期に於ける生保各社の新聞廣告は總行數三十五萬九千餘行に上り、前年同期より十萬行、更にこれを四年前に遡つて昭和四年上半期の總行數、二十餘萬行と比べると十五萬行の増加である。而も四年前と今日とは會社の實數に於て六社を減じてゐることを考慮に入れねばならぬ。

さて我々は昭和時代の今一つの所産としてネオン・サインの社名廣告と、日々の新聞廣告面を賑はしつゝある『外務社員招聘』の廣告とを見る。前者は富國、太平、常磐、片倉等がその實行者であり

昭和生命保險
日本生命
保險の金
保險相互會社
日本共生生命
共保生命
第一生命保險相互會社
切親・廉低
有隣生命

住友生命
大阪
帝國生命
日本生命
太陽生命
愛國生命
大同生命
明治生命
我國最古最新の保險會社
保險相互會社
保險當配定額
大正生命
日本一安い保險料

第一生命はスカイ・サインで獨自の廣告を行つてゐる。後者は僅か五行にも足りない廣告で『求高等外務員』や『人材を求む』といつたものから一轉して、身體强健を欲し、固定給ありと掲ぐる等、見來れば、そこに時代の影は映る。減び行く會社の多き世に逆比例して外野の求人廣告のみが多々益々繁くなりつゝある現象は一體何を物語るか、今日の募集競爭は所詮は兵力數の問題だが、その一證左たるものが新聞廣告の求人欄である。

（五）むすび

凡そ何事業であれ、すべて激化された今日の競爭場裡にあつては、廣告宣傳を度外視してその繁榮は期すべき筈がないが、就中、この生命保險業にはその必要が切實であり、廣告宣傳の手法は他の何れよりも複雜且、六ヶ敷い問題である。

大體に於て廣告と宣傳とは、單に廣告に止まればいゝのと、更に突き込んでその廣告、宣傳の意義を徹底させることの二種類があるが例へば仁丹や、クラブ白粉や、ヤマサ醬油などは、名前を廣告するのみで品物の性質も、用途も充分に通じ、人口に膾炙されるだけで廣告の目的を達してゐる。かゝる宣傳は勿論前者に屬するが、然らば後者に屬するものは、どんなものかと云ふと、生命保險會社の宣傳の如きが正にそれで、單に名稱だけの羅列では內容が相手に會得されないのみならず、その主旨、効用、方法などが容易に徹底しないのである。これが前者と大いに異るところで、また實際問題としても相手方を納得させるものでなければ事業の發達は期されないから保險の廣告宣傳ほど工夫を要するものはなく、同時に新聞廣告は味方（外務社員）に對する援後射撃でもあるから、より巧妙なより効果的な廣告方法案出の必要と餘地とが殘されてゐるとも言へる。

然し我々は爰で廣告と宣傳の是非や、効用を述べやうとするのではなく、生命保險業有史以來五十三年間の、斯界宣傳の發展過程を鳥瞰的に展望したに止める。元々かゝる記述は宛ら落花流水を眺めるに似て詢に呆氣なく興味索然たるものであるが、廣告の流轉變遷を通じて斯界の實相を彷彿し、今後の歸趨を想見することは强ち徒爾なことではあるまい。

とまれ廣告は文化の所産であり、文化は日進月歩して絶えず新らしい時代を創造しつゝある。然るに日本の生保廣告はどうしてか遲足であつてその事業の急速な進展に雁行して發達してゐない。廣告美術と云つたやうなものが、極く最近識者間に云々されてゐるが、多くは創造性を缺いだ追隨的なもので、ポスターにしろ、配布ものにしろ目覺ましい意匠と工風を凝したものゝ出現しないことは歎はしい事である。それに悲しい哉、その種の書籍もなければ、この方面の全貌を遺憾なく表はす所謂卓說なるものゝ寡聞にして知り得ない。固よりかゝる小論を以てそれを語らうなど圖太い考は毛頭持たぬが、只この一文が何等かの契機となつて、保險廣告宣傳の研究が一層深められ、徒らに他の後塵を拜することなく、個々獨自の特異性を發揮してより低廉に、より効果的な手法が生れるならば、獨り一社の利害得失のみに止まらず、實に保險界の大いなる幸福と云はなければならぬ。

本邦生命保險醫學の史的研究

醫學博士　渡邊定

生命保險醫學は簡單に云へば、生命保險の被保險者の選擇に必要な事項を研究する學問である。從て我國に於ける生命保險醫學は、明治十四年七月明治生命保險會社の創立せられた時に、孤々の聲を擧げたと見る可きである。乍然當時は歐米先進國に於ても、保險醫學と云ふ名稱は用ひられず、內容も整て居ない時代で、臨床醫學の應用の範圍を出ない時代であつたので、我國に於ても頗る幼稚なものであつたが、保險醫學協會が生れ、其機關雜誌たる保險醫學雜誌も刊行せられ業績も漸次發表され、大正七年には日本醫學會よりも醫學會の一分科として、獨立を承認せらるゝに至つたのである。最近には各生命保險會社の共同調査に係る弱體保險資料調査も完成し又商工省日本經驗生命表も作製され、我國の保險醫學は全く面目を一新し將來益々獨自の境域に進まんとしつゝある。

以下我國の保險醫學の研究機關、理論的方面及び實際方面に就ての史的研究を說述する。

但し明治三十五年以前、即保險醫學雜誌の發行以前は據る可き資料が少なく、詳細的確な事實は知ることが出來なかつた上與へられたる時日が短かかつた爲、時に杜撰を免れない點は讀者に於て充分諒とせられたい。

I　保險醫學研究機關

明治三十年迄は保險醫學研究の何等の機關もなかつたが、明治三十年保險醫務に從事せる人々が集まつて、第一回保險醫懇親會を開き、翌年第二回を開いて意見の交換を行つた。之が恐らく我國の最初の保險醫者の集合であらう。偖方、進藤隆之助、平內佳一、小池義三、田村光顯、尼子四郎、石岡繁太郎の諸氏が相謀り保險醫協會を組織し、集會を催し斯學の研究を行つたが、明治三十四年日本保險醫協會と改め每年一回會報を發行し、總會及談話會を開く事とした。會長は中濱東一郎氏であつた。更に明治四十一年各生命保險會社より資金の醵出を乞ひ、再び日本保險醫學協會と改名し、保險醫學雜誌を隔月發行する事とした。斯くて今日に至るまで保險醫學に關する業績發表、外國保險醫學の紹介、其他種々の實務上の研鑽を行つて我邦保險醫學の發達を計つたのである。其發行した保險醫學雜誌は昭和八年六月には百六十七號に達し、此種の雜誌としては外國にも類少なく、大に誇とするに足るものと信ずる。而も中濱東一郎博士は、日本保險醫協會の創立當時より昭和五年に至る二十八ケ年間に亘り、保險醫學協會の會長として保險醫學界の爲に盡された功績は特筆す可きものである。

其外に主として實務方面の調査を行ふものに主任醫會があつた。同會は明治三十七年に各會社の主任醫により組織せられ、種々の議題について研究したが、生命保險會社協會に醫務研究會が設置せらるゝに及んで廢せられ、現今では單に親睦を計る目的で、春秋二回懇親會が催されるのみとなつた。醫務研究會も相當業績を擧げたが大正十二年に廢止せられ、現今では醫務部委員會が生命保險會社

協會内にあつて、協會より種々の實務上の問題の諮問に答へて居る譯である。

尙國際保險醫會議は、一九〇六年以來中絶して居たが、一九三一年第四回災害醫學及職業病學會の開催の折、生命保險醫學研究の目的を以て、歐州各國の保險醫よりなる常置國際委員會が創設され、一九三二年ブラッセル市にて、八名の委員よりなる第一次會議が開催された。而て委員長ヘルニヒ博士（伯林アリアンス生命醫長）より本邦にても該會に加入し、代表委員を定められたき旨、石岡保險醫學協會長へ勸誘があつた。昭和八年五月保險醫學協會評議員會にて本會に加入を議決し、代表委員として石岡繁太郎、高田他家雄の兩氏及び渡邊定が選ばれた。

Ⅱ 理論的方面

生命保險醫學は或意味にて應用醫學である。即ち生命保險加入者の選擇に必要な總ての學問、保險學、保險數學、殊に臨床醫學の選擇に關係ある點を綜合して應用せらるゝのである。故に或程度までは被保險者の取捨選擇は、臨床醫學の豫後の知見から決せられ得るのであるが、一步進んでどの程度の缺陷ある體は、どの程度の保險料で契約可能なる可きかと云ふ問題になると、統計的觀察を行つて各缺陷の死亡率を知るを要するのである。且は臨床上の危險と保險醫學上の危險とは一致しない場合もある。此處に保險醫學の獨自の領域があるのであつて、此統計方面の研究を狹義の保險醫學と稱し得るのである。

我國に於ける此狹義の保險醫學、即ち各醫的缺陷の危險程度、及び必要なる基礎統計の研究の跡を迹るに、近年に至るまで目覺しい研究は少ない。明治三十年頃までに發表せられた業績として擧ぐ可きは、印東玄得氏の被保人の體格表があるのみである。（明治十八年男子表、明治二十七年男子表、明治二十八年女子表）此表は我國の日本人體格表としては始めてのものである許りでなく、當時外國でも此種の詳しい體格表は稀で、大に誇とするに足るものであつて、其後獨り生命保險醫學界に於ける體格判定上の一大指針となつたのみならず、吾國の他の醫界の方面にも大なる貢獻をなしたものである。

其外には何等被保險者の選擇に對する參考たる可き統計的研究はなく、各社の主任醫は平均壽命表を參照し、其臨床醫學的知識により、契約採否の決定を與へて居たのである。當時の保險醫學に關する著書としては、富士川游氏「生命保險診査醫則」（明治二十八年發行）ヘルツフエルド著百瀨達太郎氏譯「生命保險診査醫必携」（明治三十年）、山口秀高氏著「生命保險診斷學」（明治三十年）、金親雄氏著「生命保險診査醫心得」（明治三十一年）「生命保險醫學」（明治三十五年）が存したが、何れも當時の外國の二三の著書を譯して纏めたもので保險學の簡單な說明、保險料計算の基礎たる死亡表の說明の外は、主として診斷の事を述べ、疾患ある場合の臨床上の豫後を述べたもので、その缺陷が會社の死亡表に對して如何なる程度の危險ありやの點に就ては其指示する所は頗る曖昧なものであつた。之は無理からぬ事で、一九〇〇年以前に於ては、歐米先進國に於ても統計的觀察は殆んど行はれて居らず、其著書も生命保險診斷學の範圍を出でない有樣であつたのである。

其後大正八年高田他家雄氏著「生命保險醫學」が出版されるまでは、明治三十五年より發行の「保險醫學雜誌」が、講演、保險診査に關する件、被保險者の死因及び早期死亡研究、決定上參考たる可き新しき醫學所見等の業績、並びに外國の研究及び實情の紹介があつて、相當の貢獻を爲したとは云へ內容は今日より見れば、隔靴搔痒の感が殊に深い。中には生命保險醫學には、少々緣遠いと思はるゝ論文も、揭載されて居たのである。

此間に特筆す可きは、日本三會社生命表の完成（明治四十四年刊）である。從來各保險會社の其豫定死亡表は、主として英國十七會社表が一般に用ひられ、藤澤表、楠表、其他の日本國民表が用ひられて居た。然るに日本、明治、帝國の三會社は、創立以來の被保險者の明治三十八年末迄の材料の生死を調査し、我國最初の生命保險會社の被保險者死亡表を調製したのである。

大正八年高田氏「生命保險醫學」の著はさるゝに及んで生命保險醫學界は大なる指針を得たのである。同書は名著と云はるゝグリーン氏「生命保險診斷」（Green：Examination for Life Assurance(1901)）及び保險醫學に統計的研究の必要を論じ、ゴータ生命の幾多の醫學統計を記載せるフロールシュツツ氏「生命保險醫學」（Florschütz: Lebensversicherungs-medicin.）及び米國の各社共同研究にて成れる廣汎なる各種缺陷團體の死亡率研究（特別死亡率調査 Special mortality Investigation 1903. 及び醫事數理調査 Medico-actuarial Investigation 1912-1914）の結果を網羅し、縱橫に明確に保險醫學を詳細に論じたのである。乍然本書を通覽するに診査醫務の方面は別として、我國獨自の研究調査として揭げられたのは、前出の日本三會社死亡表の外日本人の體格に關するもの、本邦婦人の妊娠分娩の死亡率、腦溢血に關する小論文、臺灣人及朝鮮人死亡率、職業の死亡率位で、如何にも貧弱の感は免れない。物足りないが我國從來の業績の內容を表はして居るもので已むを得ない次第である。

大正八年より大正十五年までには、石岡繁太郎氏の「本邦人の血壓」大山稻三郎氏の「生産年齡に於ける日本人の體格」等の有益な業績がある。

大正十五年には丹治善造氏著「實踐保險醫學」が世に出た。之は實用に便ならしむる主旨で書かれたのであるが、從來の著書に比して新しき內容は、高田氏著書以後の米國の缺陷體のニューヨーク生命の統計、米國式の數字的査定法、及び石岡繁太郎氏研究の本邦人血壓が揭げられた事である。高田氏著書と共に、保險醫學者の是非座右に具ふ可き好著であらう。

此頃より各種缺陷死亡率の統計的觀察の必要が認められ、漸次此種の統計が發表せらるゝ機運となり、丹治善造氏の宿題報告（大正八年）「生命保險に於ける糖尿病の價値」に於て、少人數乍ら糖尿の存する者につき生存調査を行ひ、其後予の宿題報告（大正十五年）「生命保險醫學上より見たる脚氣」、及び高田他家雄氏「血壓昂進症の豫後に關する研究」、續いて渡邊誠氏の宿題報告「蛋白尿に就て」及び中條銳一氏の「蛋白尿豫後に關する知見補遺」等の論文出で、何れも或缺陷を有するもの〻死亡率につき、生存調査を行つて研究を施したが、其材料及經過年數は、何れも充分とは云へなかつた。乍然我國の保險醫學も愈々本格的の研究に入る機運を示したのである。

大正十五年十一月ミュンヘン再保險會社醫長オスカー・エムデン

氏來朝し、弱體保險の實施を提議したのが契機となり、翌十二月生命保險會社協會は委員會（委員中濱東一郎・玉木爲三郎・岩間六郎・鈴木敏一・三浦義道）を設けて、其實施の可否を諮り、弱體保險及再保險の必要が決議せられ、次で委員を增員し（堀口五郎、高田他家雄、竹下清松、丹治善造、窪田隆次郎）弱體保險資料調査委員會が設置された。調査資料としては各社の再診謝絶の材料を用ひ、各種の缺陷の死亡率を調査する事となつたのである。而て委員に再び石岡繁太郎、大串菊太郎、玉崎隆三、增田雷助の諸氏及び渡邊定が加へられた。事務及び計算主任としては磯野正登氏が擔任された。調査資料は大正六年より昭和元年の十ケ年に各社が再診謝絶せる資料につき、昭和五年までに生存調査を行つたものである。生存調査は生命保險會社協會の請願により、商工省より內務省へ依頼して戶籍簿調査に依つた事は注目に値するものである。而して各社より提出されし資料は十七萬餘、其內生存調査の完成せるは十萬餘に及んだ。特別委員として高田他家雄、鈴木敏一、竹下清松の三氏及び渡邊定が依囑され、缺陷分類の衝に當つた。分類の結果は、七一種一九〇の缺陷團體に分たれ、豫定死亡一〇〇に對する實際死亡の比、即ち死亡指數を算出されたのである。因に豫定死亡率には、商工省日本經驗生命表の男子件數綜合表が用ひられ、特に必要なものには女子生命表が用ひられたのである。調査の結果を概括して一〇五六八九人、延人員七〇五六三六、平均經過年數（觀察年數）六・七年、豫定死亡數八三五三・八人、實際死亡數一五一一三人で、豫定死亡一〇〇に對して一八一の死亡指數、即ち八割一分の死亡超過を示した。而して重要なる缺陷の死亡指數を擧げれば次の如し。

（1）四〇〇以上　癲癇、肺尖加答兒現症、血壓二〇〇粍以上精神異常、肺尖加答兒五ケ年未滿の既往症ありて肺部に後貽症を殘せるもの、心臟瓣膜病の一部等

（2）二五〇乃至四〇〇　バセドー氏病、喘息、心臟瓣膜病の一部心臟肥大、胃腸加答兒の一部、中等度の高血壓等

（3）一五〇乃至二五〇　榮養不良、糖尿著明、脚氣の大部、胃腸加答兒の一部等

（4）一二五乃至一五〇　結代脈、病身體、結核既往症十年以上、婦人科疾患、姙娠

（5）一〇〇乃至一二五　腦溢血の遺傳、徐脈の一部、過輕體及過重體の一部

（6）一〇〇以下　再診謝絶者拾萬餘の中八三、七一七人、即ち約八〇%は死亡指數一二五以上で、弱體保險若くは保險不能に屬する事より見ても、從來の各社醫長の査定は正鵠なりし事を語る。他方歐米諸國が弱體保險を實施せる當時の基礎統計に比して遙かに豐富なる內容を備へ居る點は、將來我國の弱體保險實施の基礎となるであらう。斯くして明治四十二年粟津清亮氏が各社協同調査の要と、弱體保險實施の必要を

論ぜられて以來、幾度かその必要は論ぜられたが、幾星霜の後遂に今日此の『弱體保險資料調査報告書』は完成（昭和八年三月刊行）したのである。もとより將來續けて研究す可き點は多々あるが、本研究は我生命保險醫學界のみならず、生保界に一時期を劃するものと見做して宜しからう。尙弱體資料調査委員會は、本弱體資料調査中に、被保險者の體格表を作製するの要を認めて、昭和五年各社の契約せる被保險者男女各略六萬件につき、年齡別身長別の體格表を作つた。體重は依然として當人の告知や推定が主で、實測でない點は遺憾であるが從來の被保險者體格表に比して整備せるものである。

之より攝き商工省は巨費を投じて、我國生命保險被保險者の生命表の作製を企て明治四十二年より昭和元年までの創業十ケ年以上の十九會社の材料により、昭和六年に『商工省日本經驗生命表』が完成（昭和七年四月刊行）した。男女件數金額の生命表のみならず、疾病別の死亡率をも附錄として調査したもので、保險醫學上からも大なる好資料である。

斯くして我國では弱體保險資料と、商工省生命表の二大統計の完成したる今日、殘る問題は此等を材料として被保險者の保險可能範圍を能ふる限り擴大する事であらう。

尙ほ保險申込人選擇の上に非常に參考となるのは被保險者の死因の統計的觀察である。

此方の研究は比較的容易であるため、被保險者の總體の死因統計及び早期死亡統計は、缺陷體の死亡率と異なり早くより研究されて居たのである。殊に結核死亡に就ては研究も多く、其死因が最も大なる點に注目せられ、各社とも此が豫防策を講じたのであつた。因に各社が現在其事業報告書に揭げた死因類別統計表の內容の沿革について云へば、明治三十三年保險業法が出るまでは各社とも被保險者の死因別統計は事業報告の書類に揭載は隨意で其分類の如きも各社の任意であつた。

例へば帝國生命では明治三十四年まで死因統計は事業報告書に全然揭載しなかつたが、明治二十七年創立の共濟生命では明治二十八年度第二回營業事績報告書に已に死因類別表が揭げられた。參考として各項目を擧げれば左の如く、分類も簡單で杜撰なものである。

死亡被保人疾病類別表

傳染病（コレラ、陽窒扶斯）呼吸器病（肺結核、肺炎、肋膜炎）神經系病（腦卒中、腦膜炎、脊髓炎、精神病）消化器病（舌食道胃癌、胃潰瘍、腸胃加答兒、腹膜炎）其他諸病（心臟病、糖尿病、慢碍質斯、脚氣）病名不詳

明治三十三年農商務省令に保險業施行規則が制定され、其第七號で死因類別表の型式が示され、各社とも事業報告書に記載する事となつた。乍然、實際上不便の點があるので、明治三十七年第一回主任醫會で「死亡統計病類別」が宿題として攻究せらるゝ事となり、委員進藤隆之助氏が明治三十九年に第七號表に多少の改正を施して報告したが、議論出で、再び宿題となつた。然るに明治四十三年生命保險協會法律調査會より保險業法施行細則改正案が農商務省に建議される機會に第六回醫務研究會に於て再び問題となり、三好常三郎氏外四名の委員が選ばれ調査する事となり翌年改正案が公表された。此改正案は一、二の修正が施され、大正元年の農商務省保險業法施行規則中に改正案として定められ、爾來十有八年此形式により事業報告書に揭げられた。昭和七年末內閣統計表の死因類別表が改

正せらるゝに及び、商工省は生命保險會社協會へ諮問の上、主として內閣統計局死因別表の中分類表に生命保險に必要と認めたる二、三項目を加へ、死因別統計表の形式を新たにしたのである。（昭和八年六月十七日商工省令第四號保險業法施行規則中改正）

Ⅲ 實際方面

實際方面に就ては診査醫務（甲）及び選擇方針（乙）の實際に就て述べる。

甲、醫査醫務

診査醫務に關する方面は（1）醫制、（2）診査要項、診査報狀及び診査規程、（3）診査を確實にする方法の三項に分ちて觀察する。

一、醫制

今日の如く主任醫（診査醫長、醫長、醫務課長）と診査醫の職分が分たれたのは、判然としないが明治三十年前後の事らしい。共濟生命では明治二十七年創立時、土岐文二郎醫學士を醫員長に任命して居るが、明治二十九年明治生命入社の中濱博士は、「別に何にも名前は貰はなかつた」と云はれ、何時より醫長に相當する名前が始まつたか不明である。然し會社創業當時の醫員印東醫學士は、診査を自ら行ふ外決定意見の方の役目も行つて居たのである。帝國生命は山龍堂病院長の樫村清德醫學士が創業以來の診査醫長として、土曜日に限り二頭立の馬車で出社して被保險者を診査し、又難かしい問題の被保險者に決定意見を附したさうである。何にせよ明治二十四五年までは、被保險者の申込の數も極めて少なかつたため、主任醫に當る醫師は每日出社せずに用は濟んで居たのであつた。明治生命の印度醫學士が當時の東京に於ける有數の流行醫師であつた事なぞも、醫長は專門家でなければならない今日と比べて興味の深い事である。

然し「醫長」の名前の有無は別として、醫員の主席が契約採否の決定に意見を附した事は今日も昔も同樣である。明治卅五六年頃からは各社とも主任醫と診査醫の職分は劃然と分れたと見做してよい。

保險申込人（被保險者たらんとする者）の診査は初期に於ては各社專屬の醫師が會社內、又は各地に出張した場合には宿屋で、申込人を診査したものである。明治生命が明治十四年七月九月開業直後都下の諸新聞紙に揭げた我國最初のものと思はるゝ診査の廣告は左記の如くである。

醫業廣告

每週土曜日午後保險申込人診察致し候

東京市本銀町二丁目　明治生命保險會社

今一例を揭げれば、明治十六年七月六日の時事新報（第四〇六號）に見える明治生命の橫濱出張公告で、『七月八日（日曜日）午前九時には橫濱市本町二丁目丸善兩換店へ出張診査申込人診察致候』とある如くである。（生命保險協會明治大正資料による）

今から見れば隨分橫風な廣告文とも思はれるが、地方出張の場合は、募集員と診査醫が同道して宿屋の表に何々生命保險申込所と看板を出し、診査醫は來訪する保險申込人を宿で診査したのであつた。保險の診査は申込人が出向くものと當時は思つたのも一つの理由であるが、他方東京から偉い醫師が來て診査して呉れると云ふので、申込人が來訪したのであらう。但し婦人の申込者に限り、望みにより往診したが、共濟生命創業當時地方出張廣告チラシには「御婦人方へは出張の上體格診査す』と赤字で刷り込んだところを見ても申

込人の方で出掛るのを原則としたことがわからう。なほ明治生命は最初診査料金五十錢、往診料金壹圓を申込人から申受ける規定があつた位で、今日から考へれば淡しい氣がする。

明治生命は初期に專任醫師即ち社醫の外、各地に多少の囑託醫を置いたが、條件としては地方の一流醫師で醫學士に限り、病院長なども委囑せられたのである。下平用彰、三輪德寬、三浦省幹等後の名醫も亦明治生命の囑託醫であつた時代があつた事は、興味の多い事である。

其後漸次數社が創立せられ申込人數も增し、競爭が盛になるにつれ、申込人自身の來訪診査を乞ふ風はなくなり、明治三十五年頃には殆んど全部申込人を往診する習慣となり、從て診査醫の數も亦多數を要するに至つたのである。往診の習慣となつたに就ては、申込人の來訪する場合には、身元及び生活狀態不明なため、後より調査を行ふ樣な不便もあつたので、自然に往診の風が促進された事も一因であらう。

斯くして漸次診査件數が增加するにつれ、各社ともに大きな問題となつたのは、診査醫を社醫制度とす可きか、囑託醫制度とす可きかの問題であつた。社醫が診査の成績が良好であるか、囑託醫が良好であるかに就ては夙に論議されたが、兩者とも一得一失で、社醫は責任觀念に於て囑託醫に優れ、囑託醫は土地の事情を知る事に於て長所があるが、開業の關係上情實に流れ責任觀念が薄い缺點があり、全般的に兩者を對比して見るに、結局死亡成績は社醫が遙かに勝れて居るとせられたが、何分人を得る困難と費用の點より、全部社醫制度をとる事は出來難いため、已むを得ず社醫と囑託醫の適宜混合制度を取るに至つた。日本生命の如く終始一貫社醫制度を主とせる會社もあり、又帝國生命の如くに明治三十四年まで囑託醫制度、明治三十五年より明治四十四年頃まで社醫制度をとり、以後再び囑託醫制度を執つた會社も存する。社醫制度と云ひ、又囑託醫制度と云ふも全部は社醫とし、或は囑託醫とするに非ざる事は云ふ迄もない事である。

囑託醫の診査料は、初期は一般に一件につき金五十錢支拂つたが其後金壹圓となり、明治三十五年頃までは金貳圓を最高として支拂つた向もあり、大正四年の雜誌の記事を見ても金壹圓乃至貳圓であつた。又帝國生命の如く其頃金壹圓の外保險金額の千分の一を加ふるものもあつた。大正六七年頃より漸次金參圓を支拂ふ樣になり、只今では一般の診査料は大體參圓となつて居る。尤も二、三の會社は特定の診査醫には此以上支拂て居る向も存する。要するにドイツの如く各社の診査料は統一せられてないが、現今一般に普通診査料は先づ各社とも大同小異と見て差支ない。

二、診査要項、診査報狀及び診査規程

保險申込人の採否を決す可き診査の各要項及び此を記載す可き診査報狀は、生命保險會社にとつては重要な事項の一つである。診査報狀はドイツにては最古のゴータ生命保險會社が、創立後三十九年にして始めて所定の報狀を作製したが、我國にては明治生命保險會社の創立と同時に、同社は既に木版摺りではあるが作製して居る今現今のものと比較する便宜の爲其內容を揭ぐれば

診査醫員報狀　保險申込人　殿醫員に答ふる陳述

生地
住所
生年月日
年齢
既往、現今の職業
天然痘に罹りし有無
若くは種痘せる年度〕
目下〔身體狀況〕
配偶の有無其年齢
及び結婚の年月
曾て生命保險會社に保險を
依賴せし有無
保險を申込みて謝絕せられたる有無
及び保險を謝絕せられたる理由
孕娠の度數
孕娠中分娩迄の月數
分娩の難易
生兒の生亡僅否
年齢　身體狀況　〔死亡年齢　死亡年數〕　病名　死亡原因　病前體況　罹病時限

父
母
兄弟
姉妹

保險申込人　殿身體診査の成績

構造
身長　仙米
容貌　顏色
毛髮
視器　視力
聽器　聽力
胸隔擴濶さ　仙述（同前後徑　仙述　同橫徑　同擴張）肺容量
呼吸音の性狀
一分時中呼吸の度數　一分時中脈搏の度數
脈搏の性狀
心臟作用及び〔心音の清濁〕

胸部打聽診上の狀況〕
腹圍〔臍部にて〕
肝臟脾臟の位置、大少〕
其他腹部內臟の狀況〕
皮膚、腺質、筋骨等〕
に係る病狀の有無〕

以上揭載する所の條々は拙者親しく尋問診査の上確實と認むるものなり（因て按ずるに目下身體各器質等に毫も障害あるを認めざるを以て通常の生命を保持するものと診定す）

對照に資するため申込證書をも揭げる。

保險申込證書

第一　住所
第二　職業
第三　生年月日　仙述
第四　年齡
第五　種類
第六　保險金額
第七　年掛
第八　受取人
第九　被保人は明治生命保險會社へ申込をなしたることなし
第十　他の保險會社
第十一　妻　年齡
第十二　天然痘
第十三　飲酒喫煙
第十四　實父の既往症、年齡、生亡
第十五　實母
第十六　兄　姉
第十七　弟　妹
第十八　身長
第十九　體重
第二十　特長
第二十一　目下健否
第二十二　本人の既往症、曾て心臟、肺臟
第二十三　其他の大患

申込證書に保證人を立つる事になつて居る點は今日とは異なる、尤も英國では今日と雖も保證人を要求して居る會社も存する。

診査報狀の內容を檢するに、大體に於て今日と大略同樣の項目が

存する點は興味ある事であるが、今日と異なる點は

一、父母同胞の健否を申込書及報狀の兩方に記さしむ
二、血族の死因のみならず病前體況、罹病期間
三、結婚の年月
四、孕娠分娩迄の年月數
五、肺活量
六、身長體重を申込書及び診査報狀に二重に記載せしむ

注目に値する事は當時既に「仙米」が用ひられて居る事である。體重は斤、磅、グラムなぞ色々に記載されて居た。而して此等の報狀の樣式は、英獨何れの會社のものに據つたかは今日では不明である。

其後明治十六年頃診査報狀が改正され、印刷となり血族欄には祖父母の健否の欄及び檢尿欄が設けられた。明治三十年頃までは、數社の報狀には握力計の欄が設けられて居たが何時頃か廢せられた。明治二十九年には富士川游氏著「診査要項」が世に出たが、明治三十年より各社の診査報狀を一定せんとする議起り明治三十一年保險醫協會は協議の結果「診査報狀要項」を作製し發表した。即ち左の如し。

診査報狀要項

診査醫の被保人に對する質問

（一）氏名、年齡、身分、職業
（二）生地、及現住地、移住後の年間
（三）父方母方の祖父母、兩親、兄弟、姉妹、實子の生死年齡、健否、病名
（四）血腸中結核諸病、肋膜炎、腦出血、癌腫、精神病、癲癇、羣嘔、痛風、糖尿病、僂麻質斯、心臟病、癩病、徹毒、酒毒等の病に罹りしもの
（五）結婚年齡、配偶者の年齡、健否並に死者の年齡、病名、死亡年月
（六）既往の健康狀態に就きて
既往の健否疾病又は外傷に罹りしことの有無若しあらば時日、病名、經過、治療醫士の氏名、身體の缺損又は體癖の有無若しあらば其詳細猶左記の病徵を有せしことあらば其時日、經過
永久持續したる嗄啞、咯痰、盜汗、熱發
腹疾患、肢疼、失神、痲痺、痙攣、逆上錯、心悸亢進、呼吸困難、浮腫諸種の疼痛、肩癖、憑胃癖、瘀血、咯血、吐血、下血
胃病、下痢、便祕、脫肛、痔疾、淋病、下疳、黃疸
（七）現今身體に疾病又は異常の有無
（八）刺絡、亂刺水蛭の瀉血法又は電氣療法等行ひしことありや現今尙ほ行ふことありや若しあらば其理由
（九）或種の藥品例令ば「クレヲソート」水銀、沃度「モルヒネ」亞片、下劑又は寶藥等を持久的に用ひしことありや、若しあらば其理由
（十）湯治、藥湯、轉地等の治療法を行ひしことありや若しあらば其時日場所、奏効の有無
（一一）疾病又は身體異常の爲職業を停止し或は轉業し又は休止せしことありや若しあらば其理由及時日
（一二）種痘を行ひし最近年月并に天然痘及麻疹に罹りしことの有無
（一三）酒精飮料常用の有無及び其種類用量
（一四）最近に治療を受けたる病症、年月日、醫師の住所氏名
（一五）當時醫の住所氏名
（一六）男子に就て
徵兵檢査に合格したりや、不合格となりし者は其の理由、兵役義務を滿了せしや又は兵役義務を免れ若しくは中途除隊されたるものは其理由
（一七）婦人に就て
月經は整なりや其開始閉止の年齡
既に幾回姙娠したりや目下姙娠なりや
分娩は常に平産なりや產後の經過は如何、早產流產は幾回ありしや若しありとせば其原因
帶下有無及び其の多少
（一八）曾て生命を保險するの目的を以て醫師の診査を受けしことありや若しありとせば其社名及契約の成否

診査醫の會社に對する報告

（一）被保人遺傳病の關係及び既往の健康狀態について診査醫の見聞せる事項
（二）診査の時日及場所　仙述　體重　基瓦
（三）身長　仙述　體重　基瓦
身長一仙述につき體重　基瓦
容貌、顏色、後證となる可き異徵。骨格の構造、榮養狀態、筋肉發育、脂肪多少、姿勢及步行の狀態。身體の畸形（脊柱彎曲、骨關節の異常等）

或は不具の有無若しあらば健康上の影響
外貌と年齢との當否、外觀上の健否
（四）皮膚粘膜及淋巴腺の狀況に就て
皮膚の色澤、彈力、乾濕、發疹、腫瘍、潰瘍及び其瘢痕、創痍、疣贅、黑子の有無、種痘痕、天然痘痕、灸痕、母斑、臭氣、體毛、瘢風の有無
（五）五官器に就て
聽力障害耳漏の有無及び疾病の狀態、視力障害の有無眼鏡による調節の成否、瞳孔及び眼底變化の有無
（七）神經系統に就て
腦脊髓及び神經の病的顯象、膝蓋腱反射、性情（痴鈍又は過敏）
（八）頸部の狀態に就て
頸廓（喉頭結節部に於て）……仰送、頸頭結節突出の狀態、頸部構造頭首と軀幹に對する頸の長短、大小、甲狀腺腫の有無
（九）呼吸器に就て
胸廓形狀胸筋の發育
胸廓（平息時乘膊位乳頭の高さに於て）……仰送。胸廓深呼吸時の差……仰送。胸前後徑……仰送、胸橫徑……仰送。（平息時乘膊位乳頭の高さに於て）。鎖骨上下窩陷沒の有無、肋間腔の狀態
呼吸の整否、一分時中呼吸數……回
呼吸に際し胸廓の運動狀態
上腹角の鈍鋭
肺の打診及聽診上の所見
肺活量……立方仰送
咳嗽咯痰の有無（咯痰あらば其鏡檢上の成績）
鼻、咽喉、氣管の狀態
音歷の狀況（純清、嗄聲、力の有無）
呼吸器の健否（肺結核又は他の慢性疾患の癈の有無）
（一〇）血行器に就て
心尖の位置搏動の强弱周圍
心臟の打診、聽診上の所見
脈搏の性狀、一分時中脈搏數……至
動脈管硬化、靜脈瘤動脈瘤の有無
（一一）消化器の狀態に就て
腹圍（平息時臍の高さに於て）…仰送
腹部の狀態
口腔（舌、齒、牙、扁桃腺の狀態）
胃及腸の狀態
肝臟及脾臟の狀態、消化及便通の狀態
脫腸の有無若しあらば還納の難易脫腸帶慣用の有無
痔核、痔瘻、脫肛の有無
其他下腹内臟に異常の有無
（一二）泌尿生殖器の狀態に就て
子宮、卵巢及膀胱の狀態
尿道狹窄、瘢痕、潰瘍の有無
尿の性狀（尿中蛋白糖分其他病的成分の有無）
（一三）職業、住居、生活の狀態に因する健康障害の有無　以上

此要項は一般に本文通りには採用せられなかつたが、當時の保險醫學者が協議して成案されたと云ふ見地から見れば、當時の考へ方も窺へて興味が多い。

其後明治三十七年に第一回主任醫會が始めて催されて、其決議事項の一つとして、「診査報狀記載要項を一定する件」（委員附託）あり、明治三十九年土岐文二郎氏が各社の診査報狀を參照研究の上成案を第二回主任醫會に報告した。即ち次表の如し。（次頁參照）

席上各社が一定せる報狀を用ひる事困難なる點につき議論出でて結局次回迄再考する事となつた。大正三年第三回保險業者大會醫務部會にて、再び「模範診査報狀規程及診査報狀を定むる事」の議題出で、日本保險醫學協會へ調査が委囑された。之は大正四年に調査せられ、左記の如く日本保險醫學協會へ報告せられた。（委員）深見純、諫山直、進藤隆之助、森本誠之）

診査規定

總則

一、診査醫は愼正なる學術的基礎により愼重なる診査を遂げ公平無私にして的確に診定するを以て任とす
二、診査は丁寧綿密たるべし然れどもこれがために被保險者嫌厭を招かざる樣注意す可し
三、診査醫は診査上知り得たる被保險者の祕密を他に漏告す可からず
四、診査醫は被保險者及契約者と親戚又は利害關係ある場合にはその診査を避くべし
五、夜間又は喧噪なる場所にて診査をなすべからず
六、食後又は勞働後のものは其安靜に復するを待ち酒氣あるものは醒後に其診査を行ふべし
七、受診者は被保險者に相違なきやを注意すべし
八、報狀は細大漏さず之を記入し不足ば附箋を以て其欄を補ふべし
九、報狀は明瞭に之を自書し略字を用ひず專常、生理的、常態ノルマール等の文字を濫用すべからず
一〇、契約意見の決定は會社のなす處なるを以て診査醫は決して契約に關する自己の意見を被保險者に豫告すべからず
一一、診査は必ず保險契約申込書完成後に之を行ふべし
一二、診査に際し其申込金□が身分相當なりや且周圍の狀況に注意す可し
一三、女子は死亡率多きものなれば診査上殊に注意す可し

診査醫の間に對する告知書に就きての注意

一、血歷及既往症の問診に就ては被保險者の言を輕信するとなく診査及對話の際戒心注意して巧に探明す可し
二、血歷中特に腦溢血、結核、癌腫、癩病、梅毒、精神病、早世系兩親の大酒等に注意す可し

土岐文二郎案　診査報狀

住所　　生年月
氏名　　年齡　月　　本人職業
家族　　家系上の職業

診査醫と被保人との關係
徵兵檢査の結果
血屬の遺傳病及痼疾の有無
兩親血屬結婚の有無
既往の健否及疾病外傷、もしあらば病名、經過、治療醫師の住所氏名
現今の狀態及年齡と外觀の割合
月經整否　開始年齡　閉止年齡　受胎　回　早産　回　流産　回　帶下　分娩難易
全身狀態及後證となるべき特徵

容貌
顏面　形にして
顏色
異兆
色　頭　髮
體　癖

咳嗽、盜汗、肩癖、逆上頭痛、感冒、下痢、胃弱、心悸亢進、便祕、口渴他

骨格、榮養、皮下脂肪組織、筋肉、皮膚色澤彈力、粘膜、腺腫、齒牙、骨聲、脊柱關節の狀態、瘢痕、痣、母斑、文身

生存　年齡　　實　父　母
死亡　年齡　　父方の祖父母　母方の祖父母
死後　年齡　　實　兄　弟
生存者の健否　實　姉　妹
死者の病名　　實　子　男　女
配偶者　健否　　健　康
死亡　病症　年月
疝　　瘡　　天然痘、回、種痘回

體　重　　體
身　長　　身
身長一仙迭に付體重
頸圍（喉頭結節の部にて）　頸圍（喉頭結節の部にて）
深吸時の胸圍（上肢を水平に乳頭部にて）　深吸時
淺呼時の胸圍（同）　淺呼時
胸前後徑　　胸前後徑
胸橫徑　　胸橫
腹　圍（臍部にて）　腹
呼吸　數（一分時）　呼吸
脈　搏（同）　脈

胸廓　廓
肺の狀態
心臟及脈管の狀態
腹部諸臟器の狀態
五管及神經系統の狀態
尿異常あるときは其事項伯度數及試驗
職業住居生活狀態に付健康上の影響
其他既往の經康狀態の證明病の關係參考の見聞せる事項

胸廓構造、胸筋發育、肋間陷沒、鎖骨上下窩、呼吸運動、聲音震盪、上腹角鈍鋭、肺臟打診、肺臟聽診
心尖位置、心臟打診、心臟聽診、頸動脈波動、頸靜脈透見、脈管壁硬度
腹部、脫肛、脫腸、痔核、痔瘻
視力、聽力、膝蓋腱反射、神經肥厚、知覺運動、性情
大便　日　行　尿一晝夜約
喫煙、酒量、獨酌、對酌

右診査の成績によれば
明治　年　月　日　於診査醫

三、血歷中及既往症中病名不詳なれば其症狀經過を詳記す可し
四、目下の自覺狀態
五、感冒、胃病咳嗽、眩暈、頭痛、耳鳴、便祕、逆上、腰痛、下痢、不眠肩癖、痼痛、痙攣、盜汗、心悸亢進等の癖なきや否や
六、結婚年齡、配偶者健否、病名、若し死亡の時は其年月
七、飮酒する人には其獨酌對酌の量但し禁酒の場合には其理由、年月及既往の酒量
八、徵兵檢査の成績不合格の時は其理由
九、常聘醫の住所氏名
一〇、既往二年以內に同居者中傳染病(特に結核症)に罹りたる者の有無
一一、配偶者其他家族中に傳染病者(就中結核病者)ありたるときは其現存死亡及隔離の年月を確むべし
一二、婦人は月經開閉の年齡、月經の狀況、姙娠時の體癖、姙娠の度數、分娩の難易、產褥の狀態、早流產、目下姙娠の有無等
以上の項目は明瞭に之を各欄に記入すべし。

診査報狀に關する注意

一、診査の際は保險種類、保險金額、住所年齡を問正す可し
二、職業は家計及本人の實際に從事する業を記す可し假令ば農業なれば地主、小作の別、或は其家族と區別するが如し
三、被保險者と診査醫との關係面識の有無を記す可し
四、容貌は年齡に適せるや否や
五、後證となる可き特徵、黑子、文身、母斑、瘢痕等にして後日の證徵となるべきものあれば明記すべし
六、一般視診狀態
骨格、普通、强弱、大中小
皮下脂肪、普通、過多、缺乏
筋肉、其發育の程度により佳良、普通、薄弱
營養、佳良、普通、不良
皮膚、强靭、普通、柔軟、枯燥
顏貌、最も重要なるにより其形狀、色澤健病及其他特有の相貌を記す可し
粘膜、普通、充血、暗色、貧血
頭髮、疎密、黑白、禿
頸部、長短、細大
七、胸廓狀態
胸形、普通、薄弱又は扁平、左右異同、其他の形狀、胸筋發育、佳良、普通、薄弱
呼吸運動、左右平等なりや及異常の有無
上腹角、銳鈍
鎖骨窩、深淺、左右異同の有無
肋間、廣狹、陷盈の狀況
八、呼吸器、死亡率の最多きは肺結核なるを以て診査に際しては特に注意を拂ひて遺漏なきことを期すべし殊に肺結核の初期の如きは診斷頗る困難なるを以て愼重の檢査をなすべし
九、循環器、心尖の位置及絕體的濁音界を明記し其肥大等なきやを記す可し、心音は强弱、整否純不純、雜音の有無を區ち若し雜音あれば其部位縮張の期を明にす可し、脈管硬化其有無、脈性狀、整否、大小、强弱、遲速を明にすべし。
一〇、淋巴腺、腫大硬結等は其數、形狀、大小、疼痛及癒着の有無及其原因を明記す可し
一一、消化器
口腔、齒牙、舌の狀態
咽頭、其狀態
腹部、診査は仰臥位に於てし視診上膨滿平坦、陷沒、腹壁靜脈怒張の有無、硬軟壓痛、抵抗、硬結、腹水、異常物の有無、肝脾の腫大、胃の下垂、擴張の有無等
痔瘻、痔核、脫肛、脫腸の有無、もしあれば其狀況を詳記す可し
一二、泌尿生殖器、必要の程度により檢査又は問診の狀況を詳記すべし
一三、運動器、姿勢、步行の整否、骨關節の異常の有無
一四、神經系、五官器、精神狀態、言語音聲、異狀の有無もしあれば其狀態、知覺狀態異常あれば其部位を明かにすべし、腱反射、通常膝蓋腱反射の常態缺如、亢進等を檢し必要に應じて他の反射を探るべし
眼、瞳孔及視力の異常、眼疾の有無、耳、聽刀の異常、耳疾耳鳴の有無
鼻、鼻疾有無
一五、活力表
身長、身長計又はメートル尺にて計るべし
體重、基瓦を以て計るべし
胸前後徑、上肢を水平にして直立の姿勢に於て骨盤計を以て乳頭の高さにて胸骨と脊柱骨とに密接して壓する事なく測定すべし
胸橫徑、前後徑と同じ高さにて計るべし
胸圍、喉頭結節部にて計るべし
胸圍、直立の姿勢に於て上肢を垂直にし安靜呼吸時乳頭の高さにて計るべし、女子は乳房基底部の上下を測り之を記入すべし

呼吸差、深呼息時、深吸息時との差を乳頭の高さにて計るべし、但し女子は乳房基底部の直上にて計るべし
腹圍、安靜呼吸時、直立位にて臍部にて測るべし
呼吸數及脈數、一分時の數を記入すべし
體溫、必要あれば之を測定すべし
一六、檢尿比重其性狀、糖分、蛋白、其他挾雜物の有無を記入すべし
以上を綜合して其標準によりて其意見を記入すべし。
A 身體、精神、習癖遺傳、周圍の關係、既往病歷に於て指摘すべき弱點なきもの
B 多少の弱點を有するもの
C 弱點稍大にして相當條件を附すべきもの
D 一診にて判定し難きもの及現症を有し豫後斷定し難きもの
E 弱點多大にして到底保險し能はざるもの

模範診査報狀

診査醫の問に對する告知書

親族	現在年齡	死亡年齡	死後年月數	健否病症
父方祖父				
父方祖母				
母方祖父				
母方祖母				
實父				
實母				
實兄弟　人				
實姉妹　人				
實子　人				
既往疾患				
外傷有無				
病狀經過				
年齡及主治醫の氏名				

目下の自覺狀態	
體態	
結婚年齡配偶健否 死亡時及病名經過	
飮酒量及其他好嗜品	既往　合　現在(獨酌/對酌)　合
常聘醫住所氏名	
種痘	
徵兵檢査結果	種　入營の有無　兵役關係
既往二年內以同居者中傳染病者の有無	
血屬中遺傳病及傳染病(特に結核、梅毒、癩病、癌腫、精神病等)の有無	
月經、姙娠、分娩產褥の狀態	開始、閉止、同、同　姙娠の度數、分娩同、難易、同　姙娠時の體癖、早產、流產、同　經過、目下姙娠の有無
保險受診の有無其結果、及社名月日	

右列記事項は大正　年　月　日保險契約者の申込みたる保險契約に關し貴社診査醫の問に對して告知せるものにして事實相違無之候也
被保險者
右未成年者に付
生命保險　會社　御中

保險種類	保險金額　圓	生活狀態	職業　本人業　家計業				
殿診査報狀　男　女	住所	年齡	年月　容貌年齡適否	診査醫と被保險者との關係面識の有無			
一般視診狀態	骨格　皮膚	筋肉　粘膜	皮下脂肪　呼吸運動	榮養　頸部	顏貌	後證となる可き特徵　體重	瓩
胸廓狀態	胸廓　肋間	上腹角　鎖骨窩	胸筋發育　呼吸運動	淋巴腺の狀態		身長　胸圍	仙米
呼吸器の狀態	打診　聽診	消化器及腹部狀態	口腔(齒牙　其他)　咽頭　諸臟器			呼吸差　胸前徑　胸後徑　胸橫徑	
循環器の狀態	心尖位置　心臟絕體濁音界　心音　脈管硬化　脈性情	泌尿生殖器　運動器	脫腸、痔瘻、痔核　脫肛			腹圍　胸圍　身長に對する體重　呼吸數　脈數	
神經系五官器の狀態	精神狀態　言語音聲　知覺異常　腱反射	眼	耳	鼻		體溫　檢尿	蛋白　糖分
綜合意見							
大正　年　月　日　午前後　時	診査醫住所	診査場所	醫				

內容を通覽するに、診査醫に對する告知書では、血歷中父方母方の祖父母の健否死因は依然として一項をなして居る。診査所見の方では肺活量や握力計は勿論影をひそめ一般に稍簡潔になつた。血壓欄は未だ設けられてゐない。檢尿に就ては注意の方には比重性狀をも記載せるも、診査報狀の樣式では檢尿欄は單に蛋白糖分の有無のみとなつてゐる。

此模範診査報狀は、各社とも共形式通りには實施した會社はなかつた樣で、現在に至る迄依然として各社各樣の報狀に依つて居る狀態である。血壓の測定が我國の生命保險の診査に應用せられたのは大正六年で、時を同じうして第一生命及明治生命に試みられたが、其後數年ならずして各社一般に用ひられる樣になつた。蓋し之は氣壓式の血壓計が出來て携帶に便となり、且血壓研究が進んだ結果と見る可きである。始めは觸診法の測定のみであつたが、數年ならずして大多數會社からは聽診法により最大及最低の血壓の測定が要望せらるゝに至つた。昭和八年再び生命保險會社協會より診査報狀内容及樣式を一定する件につき、調査が保險醫學協會へ委託せられた。要は何とかして各社各樣の診査報狀が一定出來さるものかとの意向によるものである。目下委員に於て研究中であるが、果して各社をして診査報狀の統一を首肯せしむるに足る案が出來るか、單に從來の如く一つの手本として終るかは不明である。内容について云へば血壓欄は當然加へらる可きであらう。又祖父母の死亡年齡死因までも記載せらる可き必要ありや、其他諸種の點につき新しき時代の眼より見た模範診査報狀が生れるであらう。

診査規定に就ては、各社醫長が協議して模範診査規程として成案されたのは、前記大正四年の生命保險會社協會に提出せられた調査報告が最初である。それより以前の各社の診査規程に就ては資料を得られなかつたが、明治三十六年の保險醫學雜誌記載の日宗生命の診査規定を見るに、其内容は大同小異である。只意見及決定標準の項が非常に詳しく、諸種の缺陷に對する年增條件を明記した點が相違してゐる。現今では各社とも各社の決定標準及契約條件に就ては詳記しないのを普通としてゐる。

三、診査の確實に就て

被保險者の診査を確實にし、死亡成績を良好ならしむる爲、保險醫界では色々の事項が協議された。中には理想論で實行不能であつたものも存するが、他方實施されて非常に役立つて居るものもある。以下各項に就て述べる。

（イ）共同診査醫

既逃の診査醫制度に就て、社醫制度と囑託醫制度の長所を併存せしめ、經費を少なくして且責任觀念の厚い診査醫を得んとして誰しも思付くのは、各社共同診査醫の問題であらう。

明治三十六年第一回保險業者大會保險醫務部會の議事の一つで、森村金造氏の提案として「地方囑託醫の制を改めて各社共通の囑託醫を置く事」がある、生命保險醫協會は宿題として三好常三郎氏が共可否につき報告をしたが、其要旨は「診査料診査方法選擇方法一定せざる點と實際上には種々の不便より實行困難」との報告あり、其後大正二年保險協會醫務研究會にて、再び議題となり、草案は同會では可決せられたが、遂に實行の運びとなるに至らなかつた。大正十四年再び醫務部委員會の議に上つたが同樣の運命を辿つた。共同診査醫の問題は斯くして幾度か論議せられたが、今月迄遂に實現を見るに至らなかつた。

（ロ）診査を確實にする方法

明治四十年第二回保險業者大會に提案せられ、大正三年第三回保險業者大會醫務部會にても再び提案せられ委員（委員、中濱東一郎、

三好常三郎、渡邊八十次、島崎昭）に附託せられた。大正四年の共調査報告を見るに

一、會社の囑託醫の選定を嚴にする事
二、會社は絕へず巡回醫を派遣し囑託醫を訪問して意思の疎通を圖る事
三、會社は成績良好なる囑託醫を相互に通知して專ら診査を依頼する事
四、會社は診査報狀の公開を禁止する事
五、會社は保險醫事に關する記事を保險醫學雜誌に供給する事
六、會社は診査を確實にする方法に就て囑託醫の意見を徵する事
七、會社は不良募集員の取締りを嚴重にする事
以上の外に「囑託醫養成機關を設くる事」並に模範診査規定及診査報狀を定むる事は本問題に重要の關係あり。

右答申案の見地より今日までの各社の實施方法を見るに（一）は各社各樣に行つて居る（二）は帝國生命が一時大規模に巡回方法をとつたが、各社とも經費の許す範圍で醫長又は社醫が巡回をして居る實情である（三）は囑託醫名簿の作製と共に行はれたが別項で說明する（四）は第一相互の如く創立當時より診査報狀は診査醫より直送するものもあつたが大多數は密封の上受理員に手渡すか開封の儘手渡す等色々の方法が行はれて居たが、近來本社直送の機運生じ兩三年來數社が本店直送を開始して好果を擧げて居る。

（ハ）囑託醫養成機關

明治三十二、三年頃（年代不明）より、國家醫學會にて春秋二回國家醫學講習會の催があり、其中に保險醫學の一科があつて、岡本武夫醫學士が講師として明治三十五年まで講義を擔當したが、其後は富士川游ドクトルが代て講述を擔當した。此も囑託醫養成機關の一つと見る事が出來よう。大正三年第三回保險業者大會にて「囑託醫養成機關設置」の問題が出で、日本生命保險醫學協會に調査方を委囑せられたが、協會の答案は保險醫學講習會を設置するにあり旅費日當を與へ帝國大學醫科大學夏期講習會時期を利用し、其聽講の便宜を與へると同時に三週間の期日を以て「保險醫學講習を施す」と云ふ主旨であつたが、實行に至らずして已んだのである。

（ニ）囑託醫名簿、不正囑託醫通知交換、他社再診謝絕カード交換

囑託醫名簿は、明治三十七年第一回主任醫會の決議事項の一つとして提議され、次で明治四十年第二回保險業者大會醫務部會にても協議され、日本生命保險醫協會にて既に調製せる材料を保險會社協會にて翌年出版した。次で大正四年再び囑託醫名簿作製の議があり、今回は不信任なるものは赤字にて報告する事とし、大正九年に診査醫名簿として發行せられた。其以後の診査醫の異動は各社は所定カードにより保險協會を經て通知交換した。次で大正八年改版せられた。昭和五年囑託醫名簿はカード式に改むるに一定し、解囑せる場合はABCの符號を附して其解囑理由を明にした。

斯くして現今では各社委囑の囑託醫を知る事が出來るのみならず解囑せられし理由も知る事を得て至大の便宜を得つゝあるのである

生命保險會社協會の諸事務の内、各社に非常に有益な貢獻をなしつゝあるもの一つは、他社再診謝絕カードである。生命保險會社協會にて各社が再診謝絕せる被保險者の氏名、年齡、保險金額、住所、再診謝絕理由等を各社より報告せしめ各社相互の通知交換の媒介事務を執たのは、明治三十八年生命保險會社協會の創立以來である。其後明治四十一年頃秘密を守る爲、再診謝絕の理由を符號數字にて表はす案が第三回主任醫會にて保險醫學會より提出せられたが協會側の容るゝ所とならなかつた。然し大正六年再び符號の件が議

せられ大正十四年遂に缺陥は數字で社名は「いろは」の符號を一定して、之を各社に諮つた後、一、二社の反對意見もあつたが、結局符號を使用することゝなり今日に及んで居る。同時に從來の不鮮明なる謄寫版摺を廢し、印刷と用紙も改良し見易きものとしたのである。

診査醫には保險申込人の告知なくしては知り得ざる缺陥が相當多く存し、且又申込人が一度甲保險會社に再診せらるゝや、次に申込みし乙保險會社の診査醫には、自己の缺陥を告知しない傾向のあるものであるから、此他社再診謝絶カードが保險申込人選擇の上に如何に多大の貢獻をなしたかは、玆に更めて云ふ迄もない。因に協會にて取扱ひし再診謝絶數を擧ぐれば左の如し。

	再診		謝絶	
	件數	金額	件數	金額
明治四十四年度	一〇、九二三件	七、一七七、七五〇円	五、四九四件	三、七一三、一〇〇
大正　十四年度	一九、九九一	四、〇三八、一八三	七、一四三	一三、七三三、九六六
昭和　六年度	四〇、〇九四	一〇一、九三三、八五〇	七、六九七	三三、六二五、五七五

尙附記す可きは、昭和八年四月保險醫學總會に商工省より「診査改善方法如何」なる諮問案が出され、佐藤正博士が提案の說明を行ひ、種々の實例を引き、診査醫の診査に對する責任觀念を厚くし、診査粗漏を防ぐ方法も此諮問案中に含まるゝ旨を述べられた。

生命保險會社協會は數度評議員會を開き、之が答申案を作成し、七月之を商工省へ提出した。其內容に診査報狀直送、診査醫との連絡に關する件、外務員監督に關する件等其他色々の事項が含まれて居た。

乙、被保險者選擇方針及契約條件の實際

本項に屬する事は、各社とも其營業方針によりて異なる許りでなく、公表される可き性質のものでないため、詳細に亙て述べる事は不可能であるから、大略の趨勢に就て論ずるに止め度い。

明治生命の創始時代に、如何なる方針によつて保險申込人を選擇したか、又何等かの內規があつたかは今日では不明であるが、當時の醫員たる印東玄得醫學士の醫學的判斷で採否が決せられた事は事實である。而て當時は年增方法が主で、十ヶ年增程度までのものを課したらしい。當時から再診謝絶は勿論行はれたが、年限短縮は殆んど行はれなかつた樣である。職業の危險に對しては、創業當時より條件を附して契約したが、其條件は大體左表の如きものであつた。

保險申込を謝絶する職業は次の如し

一、娼妓

左の職業に從事するものは保險料の百分の十を增徵す

一、坑夫、一、石工、一、硝子に「アマルガム」を塗附する業、一、鍍金師若しくは鍍金を專らとする錺屋（電氣を使用するものは此の限りにあらず）一、黃燐「マッチ」製造人一、棉花打職、一、人力車夫、一、藝妓、一、漁夫、一、鐵道工夫

左の職業に從事するものは保險料の百分の五を增徵す

一、潛水業、一、和船乘組人、一、火夫、一、印判師、一、植字業、一、炭團製造業、一、土方人足

左の職業に從事するものは保險料の百分の四を增徵す

一、帆走船乘組人

左の職業に從事するものは保險料の百分の三を增徵す

一、海軍々人、一、看護婦、看病人、一、汽船乘組人

左の職業に從事するものは保險料の百分の二を增徵す

一、陸軍々人、一、機關取扱人

此職業に對する年增は、明治生命では何時頃まで實施したかは確な事は不明であるが、嚴重に實施したか否やは別として大正七年頃まで此規定は殘されてあつた。二十七年創立の共濟生命には前記の樣な內規はなかつた。

保險申込人の多少の缺陥があるものに對して、契約上の條件として年增方法は其後に創立された各會社によつても一般に行はれたが

各社が如何なる方針に依つたかは明でない。明治生命では二十九年中濱東一郎氏が入社されて、體格は印東氏表の標準上下一割以上は再診とか、父母の血族に二人以上結核又は腦溢血死亡ある場合は謝絶とか云ふ、大體の內規を作つたと云ふ事は、中濱博士より承つた譯である。明治三十年以前は大體に於て遺傳關係及び體格に對する査定は、今日より遙かに嚴重であつた樣に思惟せられる。

前述の樣に各社の査定方針は知る資料が少ないが、明治三十五年に日宗生命の診査規定の決定標準の保險學雜誌に公表されて居るから玆に掲げる。もとより各社の一般的のものではないが、當時の査定の考方の一班を示すものと考へて差支あるまい。

日宗生命診査醫長林蓮太郎氏編の診査規定中の意見及決定標準（保險醫學雜誌　第二卷一號）

一、決定とは診査醫の調製したる報狀を調査して診査醫長の與へたる判決を云ひ意見とは此決定標準に據り診査醫が實地診査の上自家の考案を附したるものを云ふ意見には必ず體格の實價を評定したる相當の理由を附記せざるべからず。

一、決定は尋常契約、年增契約、再診謝絶の四種とす年增は二年以上十年以下とし再診は狀況に由り一診を以て判定し難きもの及一定時の後全治すべき疾患あるものに限り謝絶は永遠に契約の見込なき疾病又は宿患あるものとす。但し再診を要するものは其時期を指定すべし。

一、遺傳病

一、體格强健榮養佳良なる者と雖血族中遺傳病ある時は年增又は謝絶す。

一、實父母中一人遺傳性疾患に罹れる時は三年增、兩親共に同一の遺傳病に罹りたる時は七年增、兩親各別の遺傳病に罹りたる時は五年增、但し癩病は血族のみならず配偶者に存するものも謝絶す。

一、父方又は母方、祖父母中遺傳病を徵する時は二年增、其二人以上及び二種以上の遺傳病ある時は三年乃至七年增。

一、血屬中夭死者多き時は二年乃至三年增を要すと雖其遺傳に關係なきこと明白なる時は尋常。

一、實父母死亡の病名不詳なる時は其事由を推問して其事由に疑問ある時は多少の年增をなす可し。

一、周圍關係

一、一家內又は被診者の接近する場合に急性傳染病ある時は一定期間診査を延期することあるべし。

一、配偶者結核又は癩病に罹れる時は再診又は謝絶す。

一、同居者傳染病にて死亡せる時は其死亡後の年月日及其他の狀況に由り再診又は年增、其全く危險なしと認むる時は尋常。

一、旣往症

一、種痘、麻疹未濟者は年增をなす事あるべし。

一、旣往症中肺結核、其他の結核、肺尖加答兒、痔瘻、肺氣腫、喘息、心臟諸病、癩病、腦溢血、癲癇、脊髓炎、脊髓癆、脊椎カリエス、精神病、慢性腎臟病、癌腫等の諸病あるものは謝絶。

一、肋膜炎は治癒後滿一ヶ年以上を經過し毫も其痕跡を留めざるものに限り三年增、纖維素性肺炎にして全治したるものは尋常。

一、「カルブンケル」治癒後は三年增。

一、慢性胃カタル、胃擴張、胃潰瘍は全治後三年を經過し再發せざるものに限り三年乃至五年增。

一、梅毒は全治後三年を經過し再發せざるものに限り尋常又は三年增。

一、流產及難產は狀況に由り三年乃至五年增。

一、近く脚氣症を患ひ又は連年再發するものは心臟其他の狀態に由り年增又は再診。

一、黃疸は尋常、年增又は再診。

一、僂麻質斯は尋常、年增又は謝絶。

一、結核の疑ある疾患は凡て再診又は謝絶。

一、咯血ありしものは原因の如何に係らず謝絶。

一、十二指腸虫病にして全治したるものは尋常又は三年增。

一、坐骨神經病ありたるものは年增又は謝絶し現に同症あるものは再診。

一、現症

一、脂肪過多は三年增但し飲酒程度及び卒中系統者は猶ほ多額の年增或は謝絶。

一、脂肪過少は三年增但し骨格、胸廓構造、其他の狀況により猶ほ多額の年增或は謝絶。

一、齒牙は年齡及び咀嚼の狀況に由り差等ありと雖も脫落及び齲齒多きものは二年乃至四年增。

一、營養不良は他部疾患の有無に拘らず再診又は謝絶。

一、原因不明の貧血は狀況により年增又は謝絶。

一、年齡に比し甚しく老衰の徵あるは年增。

一、喑啞及び白痴は謝絶。
一、癲病質は年增又は謝絶。
一、梅毒は第一期、第二期は年增又は再診第三期は謝絶。
一、精神病は謝絶。
一、膿漏性中耳炎は年增又は再診。
一、盲及び聾者は其原因明瞭にして後來之が爲に生命上の危險を誘起する恐れなきものに限り尋常又は年增三色盲は原因に由り年增。
一、慢性氣管支炎は原因、經過、體質、遺傳、年齡、職業の關係に由り年增、再診又は謝絶。
一、心臟の非器質的雜音は狀況に由り五年增又は再診。
一、胃腸の慢性疾患は年齡、攝生及び榮養狀態に由り三年乃至八年增、其他結核及癌種の疑ひあるものは再診又は謝絶。
一、十二指腸虫病は再診
一、肺二口虫及肝蛭形二口虫は謝絶。
一、脫腸は謝絶。
一、月經不順、白帶下は二年乃至五年增但し惡性腫瘍の疑あるものは再診
一、不姙者は原因により尋常又は年增。
一、骨盤狹隘の疑あるものは再診。
一、酒豪は獨酚五合以上を年增とし體質により謝絶す。
一、現に手術を要すべき外科的疾患にして危險なきものは年增又は再診。
一、淋巴腺腫脹あるものは三年增乃至謝絶。
一、痔瘻は謝絶、痔核は二年乃至五年增。
一、陰囊水腫、脊椎彎屈、其他先天或は後天畸形は狀況に由り年增又は謝絶
一、知覺異狀は狀況により年增、再診或は謝絶、神經肥厚は謝絶。
一、睾丸反射異常は他部の狀況に照し疾病の輕重に應じて判定すべし、
一、胸形は活力と對照して判定すべし、扁平胸、不整形胸は狀況により三年乃至十年增。
一、胸圍は身長の半に達せざるは三年增。
一、胸膨前後橫徑の差十仙迷以上又は三仙迷以下なる時は他の狀況に因り三年乃至六年增。
一、胸廓擴張の差は男子四仙迷以下、女子三・五仙迷以下は三年乃至五年增
一、腹圍は脂肪過多と相關連し百仙迷以上は三年乃至五年增。
一、肺活量は活力表平均數より著しく以下なる時は三年乃至五年增。
一、脈搏は他の狀況に由り判定すべし、但し「アテローヌ」變性は三年增乃至謝絶。
一、淋疾及び軟性下疳は尋常、但し劇性は再診を要し尿道狹窄の疑ある時は再診又は謝絶。

一、皮膚、骨、關節、其他諸器質の變化及び官能の異常は其狀況に由り年增、再診又は謝絶。
一、腺病質は年增又は謝絶。
一、梅毒は第一期、第二期は年增又は再診第三期は謝絶。
一、精神病は謝絶。
一、膿漏性中耳炎は年增又は再診。
一、盲及び聾者は其原因明瞭にして後來之が爲に生命上の危險を誘起する恐れなきものに限り尋常又は年增三色盲は原因に由り年增。
一、慢性氣管支炎は原因、經過、體質、遺傳、年齡、職業の關係に由り年增、再診又は謝絶。
一、心臟の非器質的雜音は狀況に由り五年增又は再診。
一、胃腸の慢性疾患は年齡、攝生及び榮養狀態に由り三年乃至八年增、其他結核及癌種の疑ひあるものは再診又は謝絶。
一、十二指腸虫病は再診
一、肺二口虫及肝蛭形二口虫は謝絶。
一、脫腸は謝絶。
一、月經不順、白帶下は二年乃至五年增但し惡性腫瘍の疑あるものは再診
一、不姙者は原因により尋常又は年增。
一、骨盤狹隘の疑あるものは再診。
一、酒豪は獨酚五合以上を年增とし體質により謝絶す。
一、現に手術を要すべき外科的疾患にして危險なきものは年增又は再診。
一、淋巴腺腫脹あるものは三年增乃至謝絶。
一、痔瘻は謝絶、痔核は二年乃至五年增。
一、陰囊水腫、脊椎彎屈、其他先天或は後天畸形は狀況に由り年增又は謝絶
一、知覺異狀は狀況により年增、再診或は謝絶、神經肥厚は謝絶。
一、睾丸反射異常は他部の狀況に照し疾病の輕重に應じて判定すべし、
一、胸形は活力と對照して判定すべし、扁平胸、不整形胸は狀況により三年乃至十年增。
一、胸圍は身長の半に達せざるは三年增。
一、胸膨前後橫徑の差十仙迷以上又は三仙迷以下なる時は他の狀況に因り三年乃至六年增。
一、胸廓擴張の差は男子四仙迷以下、女子三・五仙迷以下は三年乃至五年增
一、腹圍は脂肪過多と相關連し百仙迷以上は三年乃至五年增。
一、肺活量は活力表平均數より著しく以下なる時は三年乃至五年增。
一、脈搏は他の狀況に由り判定すべし、但し「アテローヌ」變性は三年增乃至謝絶。
一、淋疾及び軟性下疳は尋常、但し劇性は再診を要し尿道狹窄の疑ある時は再診又は謝絶。

斯くて明治三十六七年頃まで、各社とも多少缺陷ある被保險者に對しては若干の年增を課して居たのであるが、明治三十五年創立の第一生命は、創立當初より年增法を廢し保險年限短縮を以て之に代へた。其理由とする所は之は當時の保險醫學では年增に對する明確なる根據がないと云ふ事と、一般の氣受けがよくないと云ふ二點より年增は廢したのである。此時期に前後して、各社とも矢張り一般の氣受けの宜しからざるためか、漸次年增法は用ひる事が稀になり近年は明治生命が稀に年增法を併用する以外には、各社とも殆んど全部が契約の條件としては、保險種類變更による條件は別として、年限短縮が用ひらるゝに至つたのである。

其他共濟生命では明治三十八年保險金額削減期間五ヶ年を有する保險種類が存し、大正三年にはかゝる削減期間の保險種類を有する會社が當時十七會社存して居たが、近時此の種のものは影を潛めた。

斯くして我國に於ける査定方法の概略を大觀するに初期は年增方法が用ひられ、中には數十年增の割增保險料で隨分大なる危險體を採つた會社も有つたが、何分契約後の組織的の研究も行はれず、單に見込みで契約した樣な狀態のため、年增方法の如く合理的の割增方法も持續實行せられるに至らず、保險種類變更による調節の外は、單に保險年限短縮の如き方法が一般に行はれたのである。その爲であらうと思ふが、先年オスカー・エムデン氏がドイツに歸て、アリアンス生命の醫長ヘルニヒ氏に「日本では普通の保險料で弱體保險を行つて居る」と云つたと、ヘルニヒ氏から予に話されたが、

ドイツ始め先進國が欠陷體に對し年增法、金額削減法、特別保險料徵收等其缺陷に應じて自由に加減して居る向から見れば、無理からぬ觀察であらう。

保險醫學に就て論ずれば、當然其保險醫學を應用して選擇せる被保險者團體の死亡狀態如何と云ふ問題に到達するが、此點に關しては別項「國民の死亡率と被保險者死亡率」中に觸れてあるから右を參照せられたし。

次に各社の最高及最低保險金額の沿革を見るに、現在予の手許にある材料を擧ぐれば左記の如くである。

保險金額の範圍

	最低金額	最高金額		最低金額	最高金額
明治生命	一百圓	五千圓	第一生命	五百圓	一萬圓
明治一三年七月	同	一萬圓	明治三五年	千圓	二萬圓
明治三七年七月	同	二萬圓	明治三九年一月	同	三萬圓
明治三四年二月	同	三萬圓	大正元年十月	同	五萬圓
明治三九年一月	同	十萬圓	大正六年五月	同	十萬圓
大正五年十二月	同	十五萬圓	大正十年一月	同	十五萬圓
昭和三年八月	同	二十萬圓	昭和三年六月	同	二十萬圓
同七年七月	同	二十萬圓	昭和七年八月	同	二十萬圓
日本生命	最低金額	最高金額	安田生命	最低金額	最高金額
明治二二年七月	一百圓	五千圓	明治二七年	一百圓	五千圓
同三六年一月	同	一萬圓	明治三四年	二百圓	五千圓
同四〇年一月	同	二萬圓	明治三一年	三百圓	一萬圓
同	四四年七月	同	三萬圓	明治四五年	同	二萬圓
大正	四年九月	同	五萬圓	大正 四年	五百圓	三萬圓
同一二年十二月		同	十萬圓	大正 五年	同	四萬圓
昭和	三年五月	同	五百圓	大正 七年	同	五萬圓
同	六年四月	同	十五萬圓	大正一二年	同	七萬圓
			二十萬圓	昭和 四年	一千圓	十萬圓

卑見を述ぶれば、現在の醫學の能力と調査方法で、一社が單獨に拾萬圓、貳拾萬圓の高額を再保險も行はず、自社だけで契約する事は其だ危險と思惟せられる。將來は必ずや再保險制度が出來るであらうと信ずるものである。

猶此處に附記したいのは契約素質不良の契約に對する各社の態度である。上長に契約なくして加入する場合、夫契約なきに妻のみ加入する場合、債權關係の被保險者等の契約素質不良の申込は所謂逆選擇多く、死亡成績不良なる事は、我國でも既に三四の業績が發表せられて居るが、近年殊に各社とも此點に留意する樣になり、嚴重に選擇する傾向となつて居るのである。（完）

× ×

本稿を草するに當り、各社殊に明治生命、日本生命、帝國生命並に生命保險協會が貴重なる資料を割愛せられ、又玉木、中濱、石岡、高田、原田、渡邊、平松、谷口氏等の諸先輩より種々有益なる助言を辱うしたる事に對し深甚なる謝意を表するものである。

（附）本邦保險醫學主要參考文獻（保險醫學雜誌より拔萃）

（昭和八年四月まで）

生命保險會社の被保險人に於ける結核症	申濱東一郎	第一號 一・一	保險診査醫に就て	申濱東一郎	第一號 一・二
格外保險料に就て	麻生義一郎	一・一	十九世紀に於ける人類壽命の延長に就て	栗津 清亮	一・二
死亡表と體格診査の關係	矢野 恒太	一・二	經督談 二則	矢野 恒太	一・四
囑託醫の共通に就て	森村 金造	二・一	矢橋座に因る死亡に就て	木下 正中	二・六
肺結核腸溼血に由る死亡數に就て	申濱東一郎	二・七			
生命保險業務の範圍擴張に就て	栗津 清亮	二・八			
生命保險と遺傳の關係に就て	神村 信吾	二・八			
米國保險會社にキング演說於ける醫務に就て	岡村敏行譯	二・九			
傳染病接近者に於ける診査醫の注意に就て	中村健三郎	二・九			

		卷・號
共通囑託醫を設置するの可否を	三好常三郎	五・一三
姙娠婦人の契約可否に就て	林 蓮太郎	五・一三
姙娠婦人の契約可否（未完）	遠藤外三郎	五・一四
衡器を使用せずして體重を測定する法	河村嘉太郎	五・一五
診査上視診の任務	三井武三郎	六・一七
弱體保險に就て	粟津清亮	七・二三
年齡方法に就て	奧村英夫	七・二四
死亡表に就て	海老原介太郎	八・二五
體重と身長との關係	鈴木孝之助	八・二七
脫腸契約に就て	遠藤外三郎	八・二七
死亡統計病類別に就て	遠藤外三郎 進藤隆之助	八・二八
保險醫務の擴張	粟津清亮	八・三〇
選拔體格の死亡率竝日本人死亡表の一部に就て	大山稻三郎	九・三一
年齡と死因 （附）日本と獨乙の比較	三好常三郎	九・三三
結核病死と職業との關係	中濱東一郎	九・三三
糖尿病者の採否に就て	林 蓮太郎	九・三四
女子胸圍の測定法に就て	三井武三郎	九・三四
早期死亡數に就て （附）總死亡數	鈴木孝之助	九・三五
死因類別統計表の改正に就て	三好常三郎	一〇・三七
心臟辨膜病に就て	三好常三郎	一〇・三九
日本婦人の死亡率に就て	矢野恒太	一一・四四
女子被保險者の死亡率に就て	窪田隆次郎	一一・四五
既往症又は現症隱蔽に依りて成立したる保險契約は裁判上無效と認められん事を望む	中濱東一郎	一一・四五
被保險者の既往症又は現症の隱蔽に就ては	土橋 茂	一一・四六
未成年體格の發育に就て管見	三井武三郎	一二・四七
不整脈に就て	丹治善造	一三・四九
本邦人の腎臟炎死に就て	二階堂保則	一三・五一
日本三會社表に就て	海老原介太郎	一三・五四
脂肪體質と生命保險	秋山妙治	一三・五六
蛋白尿と健康狀態との關係	竹內雅休	一三・五九
アクチュアリーの立場より見たる危險の選擇に就て	伊藤萬太郎	一四・六一
脈博の不整に就て	吳 建	一四・六一
養老保險及婦人の死亡率	中松龜太郎	一四・六三
獨逸國に於ける生命保險醫學の現況に就て	高田他家雄	一四・六三
蛋白尿と健康狀態との關係（第二回）	竹內雅休	一四・六三
保險醫學の系統的研究法	高田他家雄	一四・六四
保險診査と蛋白及糖尿	丹治善造	一四・六五
再び早期死亡に就て	中村健三郎 妹尾堅太	一六・七三
生命保險と脂肪過多	高田他家雄	一六・七五
腦溢血死亡者の遺傳及體質に就て	妹尾堅太	一六・七六
早期死亡と死亡者の戶主又は夫の保險契約の有無に就て	丹治善造	一七・八〇
早期死亡と診査季節との關係	三井武三郎	一七・八〇
保險醫學の研究	篠原昌治	一七・八〇
職業と死因	秋山妙治	一七・八一
診査效力と死因	田中吉左衛門	一八・八一
保險診査に於ける血壓測定の價値	川村嘉太郎	一七・八三
生命保險契約に於ける糖尿病の價値	丹治善造	一八・八七
國民對被保險者就中女子被保險者の死因關係に就て	石岡繁太郎	一八・八八
體質論	大串菊太郎	一八・八九
國民は如何なる疾病により多く死亡するか且如何なる疾病に因る死亡が增加するか竝に日本生命に於ける死亡との比較	丹治善造	一九・九一
姙婦の契約に就て	丹治善造	一九・九二
診査報狀査定の一方法に就て	鈴木敏一	一九・九四
被保人の血壓に就て	石岡繁太郎	二〇・九八
日本人の體格及體格の分類に就て	丹治善造	二〇・九九
丹治學士「日本人の體格及分類に就て」に對する批評竝に駁論	高田他家雄	二〇・一〇〇
標準下體保險の發達（未完）	高田他家雄	二〇・一〇一
同（承前）	同 人	二〇・一〇三
糖尿に就て（未完）	田中吉左衛門	二一・一〇一
身長及體重に因る死亡表	三本木	一五・七〇
死亡年齡と病名との關係	大山稻三郎	九・三五
生命保險醫學	高田他家雄	一四・六三
國民對被保險者の結核死亡に就て	石岡繁太郎	二一・一〇二
日本人の體格及體格の分類に就て高田學士の示教に答ふ	丹治善造	二一・一〇四
頸圍に就て	岡村 造	二一・一〇七
疾病死亡率に及ぼす選擇の影響に就て	高田他家雄	二二・一〇九
肺結核に關する統計的觀察及研究	板澤政治	二二・一一〇
短期死亡殊に肺結核に就て	秋山妙治	二二・一一一
推定體重算定法に就て	板澤政治	二二・一一二
保險診査上より見たる大串博士の體格及榮養判定標準表に就て	丹治善造	二二・一一三
生産年齡に於ける日本人の標準體格に就て	大山稻三郎	二二・一一四

生命保險と女子（承前）	中村健三郎	二三・一一四
結核特に肺結核に就きて	前田春雄	二三・一一五
測診上より見たる未產婦と經產婦	丹治善造	二三・一一七
保險醫學上參考たる可き二、三の計算に就て	渡邊 定	二四・一二五
余の所謂「壽命値」	大串菊太郎	二五・一二六
生命保險醫學上より見たる脚氣	渡邊 定	二五・一二八
被保人の死因と血壓	丹治善造	二五・一三一
生產年齡に於ける日本人の體格特に其變化の範圍に就て	大山稻三郎	二五・一三一
女子契約に就て	增田雷助	二六・一三四
血壓と體質特に脈壓と體質との關係に就て	丹治善造	二六・一三五
胸圍殊に女子の胸圍	大串菊太郎	二六・一三五
脚氣死亡者の統計的觀察	丹治善造 渡邊誠 枝村時太郎	二六・一三五
飲酒と疾病との關係に就ての統計的觀察殊に結核及び腦溢血との關係に就て	原田讓太郎	二六・一三五
血壓昂進症の豫後に關する研究	高田他家雄	二七・一三八
臺灣人結核死亡に關する小統計的觀察	波多野義行	二七・一四〇
日本保險醫學協會史	石岡繁太郎 富長久郎	二七・一三九
現行我國普通生命保險約款に於ける自殺條項に就て	丹治善造	二八・一四三
蛋白尿に就て	渡邊 誠	二八・一四三
臺灣人死亡率及其死亡率より臺灣人女子の契約を論ず	波多野義行	二八・一四三
高齡者の健康調査	渡邊定 輕部修伯 宮地利彥	二八・一四四
早期死亡保險體の觀察	澤田嘉吉	二八・一四五
社醫及囑託醫の診査效果に就て	西村英吉	二八・一四五
保險金額に因て分類せる死因別死亡率の研究	高田他家雄	二八・一四六
全身的血壓低下症特に結核症に對する鑑別診斷上の意義	エフ・ユンケル 中濱東一郎譯	二九・一四八
契約關係不良なる被保險者の早期死亡	渡邊 定	二九・一四八
死因分類別に就て	中條銳一	二九・一四九
高齡者の血族の壽命	渡邊定 輕部修伯 宮地利彥	三〇・一五四
日本人の比胸圍に就て	大山稻三郎	三〇・一五五
診査後三年以內の死因觀察	三井武三郎	三〇・一五五
保險診査に於ける血壓測定方法知見補遺（診査前後に測定せる血壓の動搖に就て）	原田讓太郎	三〇・一五五
蛋白尿の豫後に關する知見補遺	中條銳一 鈴木忠助	三〇・一五六
被保險者體格所見	渡邊 定	三〇・一五七
腦溢血死亡者の統計的研究	高田他家雄	三〇・一五八
臨界體に就て	高田他家雄	三〇・一五四
保險金五萬弗以上の高額契約に關するペン・ミューチュアル會社の死亡經驗	高田他家雄	三〇・一五七
高額契約者の統計的研究	高田他家雄	三〇・一五七
血行器の機能檢査に就て	眞下俊一	三〇・一五八
再び生產年齡に於ける日本人の標準體格に就て	大山稻三郎	三〇・一五九
診査後三年未滿の早期死亡に就て	高田他家雄	三〇・一六〇
保險醫學より見たる日本人の體格	原田讓太郎	三一・一六一
體格判定標準に就て	中條銳一	三一・一六三

國民死亡率と被保險者の死亡率

醫學博士 渡邊 定

生命保險會社は、有診査のものに於ては、醫師の診査の效力に依つて其被保險者の死亡率は國民死亡率に比して遙かに良好なる可きである。歐米先進國に於ては實際上その通りであるが、我國にては乍遺憾外國の如き良好な死亡率を示して居らぬのである。即我國で作られた被保險者の經驗死亡表たる三會社表、及び商工省日本經驗生命表の綜合表と之等の各々と略年代を等しくせる國民死亡率を比較すれば左表の如くである。

因に三會社表は、日本、明治、帝國の三會社の創業より明治三十八年までの材料により、商工省日本經驗生命表は明治四十二年より十五ヶ年間の十九會社（創業十ヶ年以上經過せるもの）の材料に據つたものである。局二表は明治三十二年より同三十六年の五ヶ年間、局四

表は大正十年より同十四年の五ヶ年間の我國民の生命表である。

即ち第一表について見るに、今回の商工省經驗表は日本三會社表に比して、男子は各年齡群とも同時期の國民表に比して死亡率は良好な結果を示して居り、婦人は二十歲までは商工省表の方が良好で二十歲以上は僅か乍ら不良の數字を示して居る。男子は良好の數字を示すとは云へ、諸外國に比すれば猶遙かに其成績は劣つて居るのは遺憾である。

（第一表）國民死亡率と經驗死亡率の比較

	年齡	A 局二表	B 日本三會社	A對B の割合	C 局四表	D 商工省表	C對D の割合
（男子）	10	0.00331	0.00499	151%	0.00317	0.00262	83%
	15	0.00475	0.00648	136	0.00597	0.00546	91
	20	0.00830	0.00890	107	0 01080	0.00981	91
	25	0.00838	0.00792	94	0 00951	0.00814	86
	30	0.00787	0.00718	91	0.00823	0.00730	89
	35	0.00869	0.00764	88	0.00871	0.00772	89
	40	0.01040	0.00935	90	0.01053	0.00950	90
	45	0.01328	0.01373	103	0.01371	0.01295	94
	50	0 01775	0.02028	114	0.01862	0.01856	100
	55	0.02448	0.02857	117	0.02627	0.02751	105
	60	0.03506	0.04373	125	0.03915	0.04134	105
	65	0.05121	0.06084	119	0.05705	0.06127	107
（女子）	10	0.00377	0.00620	164	0.00371	0.00426	115
	15	0.00638	0.01088	170	0.00901	0.01089	121
	20	0.00964	0.01089	113	0.01208	0.01366	113
	25	0.00992	0.00988	100	0.01117	0.01194	107
	30	0.00998	0.00941	94	0.01045	0.01061	102
	35	0.01067	0.00921	86	0.01073	0.01043	97
	40	0.01138	0.00985	87	0.01134	0.01053	93
	45	0.01149	0.01050	91	0.01132	0.01114	98
	50	0.01380	0.01297	94	0.01382	0.01439	104
	55	0.01852	0.01763	95	0.01839	0.01929	105
	60	0.02650	0.02445	92	0.02640	0.02653	100
	65	0.03987	0.03778	95	0.03977	0.04167	105

然らば選擇表につき契約後の各年度別の死亡率と國民死亡率とを比較するに第二表及第三表の如し。

即ち商工省表に於ては三會社表よりも良好であるが、死亡率は經過一ヶ年に於ては著しく低く診査効力を確實に表す外、二ヶ年以上は微弱となり認むる事が出來ない年齡群も相當に存する。即ち選擇の診査効力は、日本の生命保險會社生命表に於ては非常に貧弱である。之は日本に於ては競爭激烈の爲か、逆選擇の高い爲か色々の

（第二表）局二表と三會社選擇表死亡率比較

	年齡	局二表	三會社表經過 1年未滿	同經過 1—2年	同經過 2—3年	同經過 3—4年	同經過 4—5年
（男子）	15	0 00475	0.00534	0.00750	0.00819	0.00836	0.00862
	20	0.00830	0.00743	0.01043	0.01139	0.01163	0.01199
	25	0.00838	0.00635	0.00891	0.00973	0.00993	0.01024
	30	0.00787	0.00508	0.00713	0.00779	0.00795	0.00820
	35	0.00869	0.00507	0.00712	0.00777	0.00793	0.00818
	40	0.01040	0.00615	0.00863	0.00942	0.00962	0.00992
	45	0.01328	0.00921	0.01292	0.01411	0.01440	0.01485
	50	0.01775	0.01346	0 01889	0.02062	0.02106	0.02171
	55	0.02448	0.01862	0.02613	0.02854	0.02914	0.03004
	60	0.03506	0.02784	0.03906	0.04266	0.04355	0.04490

（第三表）局四表と商工省選擇表死亡率比較

	年齡	局四表	同工省表經過 1年未滿	同經過 1——2	同經過 2——3	同經過 3——4
（男子）	15	0.00597	0.00498	0.00549	0.00551	0.00551
	20	0.01080	0.00741	0 01062	0 01075	0 01082
	25	0.00951	0.00548	0.00925	0 00939	0 00947
	30	0.00823	0.00524	0 00789	0.00799	0 00805
	35	0.00871	0.00578	0.00809	0.00818	0.00823
	40	0.01053	0.00740	0 00967	0 00976	0.00980
	45	0.01371	0.01074	0 01295	0 01303	0 01308
	50	0 01862	0.01658	0 01849	0 01858	0 01862
	55	0.02627	0.02390	0 02728	0 02742	0 02748
	60	0.03915	0.03335	0.04091	0 04119	0 04135

（第四表）各疾患死亡率（對10,000人）

（大正十四年の國民死亡率と商工省表死亡率）

年齡		男子 結核性疾患	腦溢血及栓塞	心臟及其他心臟疾患	腎臟炎	癌	女子 結核性疾患	腦溢血及栓塞	心臟及其他心臟疾患	腎臟炎	癌
一五—一九歲	國民	35.1	0.2	2.2	2.0	—	52.5	0.2	3.0	2.6	0.1
	第一年〃	17.1	0.3	0.9	1.4	—	42.7	0.4	2.5	4.1	—
	第三〃	43.1	0.3	2.1	2.2	—	72.1	—	4.4	5.7	0.3
	第六年以上	41.3	0.3	3.0	1.8	0.2	57.0	1.1	2.1	3.9	—
二〇—二四歲	國民	45.9	0.5	2.1	2.0	0.1	50.0	0.4	3.5	3.9	0.3
	第一年〃	16.7	0.5	1.2	1.6	0.2	29.5	0.6	2.5	5.1	0.3
	第三〃	53.3	0.3	2.1	2.3	0.3	62.6	—	3.4	3.7	0.6
	第六年以上	51.7	0.5	2.1	1.6	0,2	58.9	0,8	5.7	6.2	0.4
二五—二九歲	國民	35.1	0.9	1.8	2.0	0.4	38.6	0.7	4.1	4.1	1.2
	第一年〃	11.3	0.8	1.2	1.2	0.3	20.8	1.0	2.9	3.8	0.7
	第三〃	38.0	0.7	1.8	2.1	0.2	47.6	0.8	4.4	4.5	1.9
	第六年以上	39.7	0.9	2.1	1.8	0.5	47.7	0.9	4.6	5.1	1.1
三〇—三四歲	國民	22.1	4 1	3.6	3.8	2.4	22.4	3.7	6.2	7.5	6.2
	第一年〃	7 9	4 4	3.2	2.7	1.6	11.0	4.4	3.1	6.4	3.8
	第三〃	21.6	3 4	3.6	3.8	2.4	28.2	4.1	5.1	6.3	6.2
	第六年以上	25.9	3.9	3.8	3.7	3.0	25.9	3.8	6.0	8.5	6.5
三五—三九歲	國民	20.8	18.7	8.4	9.0	12.0	15.6	11.8	9.0	8.2	14.8
	第一年〃	10.2	21.3	5.8	8.4	10.8	8.2	13.3	3.8	11.0	9.2
	第三〃	27 0	18.9	7.9	10.0	14.1	17.8	12.6	5.9	13.1	17.7
	第六年以上	25.7	20.8	8.1	10.4	14.1	18.2	13.9	8.1	11.8	15.9
四五—四九歲	國民	24 7	66.2	19.1	23.6	35 0	14.9	36.0	14.9	18.7	27.7
	第一年〃	14.6	64 1	10.3	20.1	32.6	10.7	52.2	9.3	17.4	32.1
	第三〃	30.1	78.0	14.0	28.1	56.7	12 1	42.2	9.6	33.7	29.0
五五—五九歲	第六年以上	32.8	69.2	17.5	28.9	43.0	19.4	41.4	16.2	20.2	31.0

原因は存するも、將來大に改良に努力を要するであらう。又他方各社何れもかく成績が悪いのか、各社各樣なりやの點に於ても調査の要があらうと思惟せらる。

商工省日本經驗生命表には、附錄として壹萬人對の年齡群別疾患別の死亡率が、保險年度第一年より第六年度以上までに分つて調査されてある。此被保險者の疾患別の死亡率と、國民の同樣の死亡率を對比するため、大正十四年の國勢調査の人口と同年の帝國死因統計記載の國民の死因別死亡數より、國民の疾患別死亡率を計算した。而て結核性疾患、腦溢血の腦栓塞、心臟瓣膜其他の心臟疾患、腎臟炎、癌の五の主要なる死因につき比較せば第四表の如し。因に商工省表疾患別死亡率は、保險年度第一年、第三年、及び第六年以上の三種を掲げた。蓋し各疾患別に醫的選擇の効果も明にし得る。右表に就て觀察するに、男子にては結核性疾患、心臟病、腎臟病、女子にては結核及び心臟病に第一年度の死亡率は低く、明に診査効力を示して居るが、第三年度は却て國民の死亡率よりも高く、又第六年度よりも高くなつて居る。其他の疾患にては選擇の効果が表はれて居ないと云ふ面白からぬ結果を示して居る。

予は試みに安田生命の昭和七年の死亡につき二ヶ年未滿、二ヶ年以上、五ヶ年未滿、五ヶ年以上につき腦溢血と肺結核の死亡の總死亡に對する百分比をとつて見たが、肺結核では診査効力は著しくは認められなかつたが、腦溢血に就ては左記の如くで著明に認め得た。此の比較は總死亡に對する百分比ではあるが、其點も又年齡群の點も考に入れて尙其差違は充分認め得るのである。

總死亡に對する比	男	女
經過二ヶ年未滿死亡	二・六%	四・三%
二ヶ年以上五ヶ年未滿死亡	七・九%	八・九%
五ヶ年以上死亡	一四・二%	一三・二%

故に詳しく各社別に調べる場合には、各社とも多少の相違を示すであらう。各社の業績の發表を俟つ次第である。（完）

保險新聞雜誌通信略記

（學會・協會・會社の機關紙を除く）

卒然と擧げたゞけで、業界機關紙（學術・學會・協會雜誌等を除く）の名を四十社數へる。この外、保險專門を標榜せずともその大部分を保險界に依存する新聞、雜誌、通信がいくらあるか判らない。而もその唯一の地盤と恃む生命保險會社は、年一年とその數を減じつゝあるのに、保險機關紙のみは業界の消長を度外視して日を逐ひ增加する盛況振である。

さて我邦に於ける保險機關紙の起源に遡るに、明治三十年頃「保險新報」といふのが出てゐたことは當時の時事新報廣告で知られるが、その後消息を聞かぬ許りか、當時の雜誌も散佚して未だ見當らぬ。そこで同三十一年十月三十日、「保險銀行時報」が「保險海事」と稱して出現したのをその嚆矢として可ならんかと思はれる。而して同紙創立後數年間は、唯一の機關紙としての名を恣にし、三十五年十月「保險」（第一生命の發行だが必ずしも社報に非ず）また三十六年二月には藤尾木藏君（前保險銀行時報主筆）の「保險文學」（これまた間もなく廢刊）が現はれ、他方には五十嵐榮吉君の宰する旬刊「保險銀行新報」（後に東洋新報と改題）の登場するなどあつて、保險言論機關は漸くその萌芽時代に入つた。そしてその時代には「時報」對「新報」が隱然對立して、折に觸れ、事に觸れては論難抗爭を續けてゐた。その間「保險評論」「保險銀行通信」の兩社が擡頭したのを始めとして「保險と銀行」「保險新聞」「保險通信」（後に保險毎日と改題）日本保險旬報（保險之日本の前身）「保險界」（後に保險經濟）「内外保險金融通信」等が相次いで興つた。斯くて先進同業紙は大正二年十二月十三日、保險春秋會を組織して簡易保險創設の砌などは、これが反對運動の實戰にも立つた。又保險銀行新報は更に東洋自由新聞と改めたが、大正十年十一月挫折するの止むなきに至り、曩の春秋會は後年新たに一、二の者を加へて姿をかへ、保險新聞雜誌同盟會となつて今日に及んでゐる。大正十四年から昭和四、五年にかけては最も多數の業界新聞雜誌が簇出した時代で、保險士曜會、日刊五社聯盟等も結成されたが、夫等の新鋭は各自に異色ある紙面を提供し、些の停頓なく澁滯なく、大道無門の自由さで濶歩躍動してゐることは動もすれば傳統の安居に便々たらんとする者にとつて强敵たるを失はなかつた。斯かる結果は機關紙をして恰も無用の長物か、寄生蟲の如く氣嫌ひする業界人まで現はるゝに至つたのも否定し得ぬ。固より多數の中には時に己の職能に無關心に、敢て奇道を行く者を絶無としないが、それ有るを以て總てを厄介者扱ひにすることは、その認識の不足を嗤ふべく、思はざるの甚だしきものである。曾て保險界の先達、粟津博士は「我邦の保險事業が半世紀にして世界有數の進步の階段に上つたのは、保險知識の啓發と培養とに努めた操觚業者を重要視せねばならない」といつてゐるが、まことや保險事業が今時の盛運を招いたに就ては、保險界の明暗を縫ふ保險操觚の役割が尠からぬ效果を齎らしつゝあるかを認めねばなるまい。左に主なる機關紙の要項を掲げる。

主なる保險新聞雜誌通信一覽表（創刊年月、その他は當該本社の回答に據る）

社名	種別	創刊年月日	所在	社長又ハ主幹(筆)	既刊書目
保險銀行時報社	週刊	明治三一・一〇・三〇	東京市麹町區内幸町幸ビル三九號	駒田讓 竹森一郎	明治三十三年以降數十種刊行（文獻目錄參照）
保險銀行通信社	旬刊	同 四三・四・二九	同 牛込區西五軒町五番地	水上熊吉	販賣心理學、生命保險と火災保險、生命保險數理の話、生命保險外務要訣、生命保險代理店要訣、其他
保險評論社	月刊	同 四一・一一・三	同 牛込區水道端町二ノ四一	小山哲四郎	實用生命保險論、死亡生殘表の研究、簡易保險官營論、其他
保險日々通信社	日刊	同 四一・三・	同 本郷區湯島一丁目九番地	鈴木啓次	保險要錄、其他數種
保險新聞社	半月刊	同 四三・五・	東京市神田區西小川町二丁目六番地	太田たつ	保險年報、夫の愛、苦闘の勇者、先づ安心、聖戰羅針
保險經濟社	月刊	大正 二・二・二	同 本郷區駒込曙町一番地	渡部六尺	生命保險の法律、代理店概論、生命保險經營概論、生命保險の庶民金融化、生保經營研究
保險毎日新聞社	日刊	同 三・七・一三	同 牛込區本村町二番地	太田雅市	保險事業批判錄、保險百話、保險要攬、其他
内外保險金融通信社	日刊	同 九・五・四	同 淀橋區東大久保一ノ四三三	戸川末三	二、三種あり
保險之日本社	月刊	同 一四・七・(改稱)	同 澁谷區大和田町九十三番地	市成乙重	第一線の戰士、有売體錄と生命保險の利用法、代理店の功績と其任務
中外保險新報社	日刊	同 一四・五・一	同 澁谷區代々木山谷町二九一	太田修	火災保險講話、簡易生命保險論、歐米保險大觀、生命保險約款集
保險朝日新聞社	日刊	同 一五・四・三	同 麹町區内幸町幸ビル内	村本實藏	他に自由評論、健康保險新聞發行
インシュアランス社	日刊	昭和 二・一一・	同 京橋區京橋二丁目八番地	富永信義 島田三孝	貨幣價値の變動と生命保險、生命保險年鑑（昭和六年以降）
保險銀行研究社	日刊	同 四・二・二二	同 京橋區木挽町四丁目七番地	木野五右衛門 兒玉武夫	事業解剖、保險學辭典、保險人を語る、其他
保險資料社	日刊	同 四・五・二〇	同 神田區旭町五番地	三瀬雄治郎	保險資料日報の外數種
保險銀行日報社	日刊	同 六・二・二一	同 京橋區新川町一丁目六番地	島田幹一	生命保險會社現勢、セールスマン・ノート外三十五種、別にダイヤグラムを發行
保險興信社	月刊	同 四・五・五	千葉縣松戸町	安森政治郎	保險國人記、保險勸誘極意の眞諦、保險外交十二傑、保險外交實話集等
保險月報社	月刊	同 五・三・一〇	東京市淀橋區西落合町一ノ一	黒川壽夫	生命保險利廻り精覽、其他數種
保險時報社	月刊	同 四・六・一	大阪市旭區森小路町六ノ一	加藤務良生	保險募集取締規則解説、保險從業員日誌
東京保險教育社	月刊	同 二・三・	東京市板橋區練馬向山町一六一九	小島憲一郎	「月刊」保險、生命保險外務教範
保險及金融	月刊	大正 一三・三・	同 本郷區湯島一ノ九	持田浩	
保險事業社	旬刊	昭和 七・七・一	同 中野區橋場町五八番地	野中久男	昭和八年版生命保險事業年報
會社研究社	月刊	同 二・四・	同 麹町區内幸町大阪ビル内	本城俊明	生命保險會社配當表、生保會社の研究
保險春秋社	月刊	同 七・一〇・一	同 麹町區内幸町大阪ビル内	[illegible]	
保險向上協會	月刊日刊	大正 一四・九・一	同 芝區二本榎一丁目九番地	前橋榮元	外務職員登錄月報(月刊)外勤職員異動内報(日刊)
保險と家庭社	月刊	昭和 六・四・二〇	同 牛込區新小川町三ノ二四	齋藤楯雄	
保險金融新聞社	月刊	同 四・一〇・一	同 本郷區駒込林町一九一	岩尾太平	保險料研究
保險銀行新聞内報	旬刊	同 —	同 下谷區谷中清水町二〇	清水信德	
金融三層社	月刊	同 五・四・一	同 牛込區新小川町一ノ一三	猪瀬廣吉	
保險週報	週刊	同 —	同 淀橋區柏木町四ノ八一三	岩佐傳一	
保險時事新報社	週刊	同 —	同 京橋區西八丁堀町四ノ八	長谷川久太郎	
保險時代社	月刊	同 二・六・	同 本郷區元町二ノ六六	鶴内知之	
保險之研究	旬刊	同 —	同 下谷區入谷町九九	中村恒映	
保險知識社	月刊	同 八・四	同 杉並區馬橋四ノ五四八	岡元信吉	

【註】この一覽表中、保險銀行新聞内報、保險週報、保險時事新報、保險之研究の四社は照會したるも回答なき爲、創刊年月不明また保險評論も回答なきため適宜挿入せるものである。

保險料の史的研究

（附）契約者利益配當並に保險約款の變遷

保險料は加入者側から見るときは、保險契約に對して支拂ふところの代價である。從つて、いま保險料の變遷を辿るに當つて、當然問題となることは（一）契約者利益配當の有無並に多少、（二）保險約款の寬嚴如何である。卽ち同一保險料の下では、利益配當の增加並に保險約款の寬大は、實質的保險料をして相對的に低減せしめ、之に反して利益配當の減少又は廢止及び保險約款の苛酷は、實質的保險料をして相對的に高騰せしめるからである。それ故本項に於ても簡單ながら利益配當並に保險約款の變遷に就て記述しやう。

（註）資料に就ても不充分は免れないが、サンプルとして我國最古の明治帝國、日本並に相互會社の代表的なものとして第一、千代田、及び低保險料主義を標榜するところの安田、愛國の七社をとり、外に現時の保險料を比較する上に新興の三井、住友兩社を採つた。次に徵兵並に生存保險の分野に就てはこれを省略し、死亡保險の中でも、その八〇%を占める養老保險を主として觀察の對照とした。

さて創業當時の各社養老保險料を見るに、第四表ノ一に示す如く、利附、利無の差はあるが、「帝國」一社を例外とすれば概して創立の早い會社程保險料が高い。卽ち各種別を通じて「明治」最も高く、「日本」これに續き、「共濟」「帝國」「愛國」の順序である。而して「明治」「帝國」「愛國」は共に「利無」にて、加之死亡生殘表も同一の「英國十七會社表」を用ひ、豫定利率は三社とも年四分であるにも拘らず、三社保險料はそれ〳〵相當の開きを示してゐる。卽ち「明治」は最も高く、次は「帝國」で「愛國」が最も安い。「愛國」の保險料が他の二社に比して、同一條件であるに拘らず低廉であることは、創立が三社中一番新らしいためであらう。試みに之を終身保險に就てみるに、（第一表參照）やはり「明治」が最も高い。尋常、有限を通じ「明治」の保險料（利無）は他の三社に比し相當の開きがある。その「利附」（尋常終身）にあつては、三社のそれに比し格段の差がある。

各社はその後時勢に應じて、數度に亘つて保險料の改正を行つた。（但し第一、千代田兩社は創業以來保險料の變更なし）卽ち第五表に示す如く、明治生命は明治四十五年その利附保險を發賣するに當つて、利無養老の料率を改正し、更に大正十年一月利附養老が大巾の引下げを行つた後をうけて、同年七月從來の利無養老も利附のそれと同率に引下げ、且つ「利附」と改めた。

次に「帝國」に就て見るに、その利無養老は改正毎に低廉となつた。第五表に示す如く、各種別を通じて（一、二の例外はあるが）第一回より第二回が安く、第二回より第三回が更に安い。ところが利附養老の場合では、第一回（最終配當附）より大正二年改正の第二回（新利附毎五年配當）は低廉となつたが、第三回（新種利附四年据置毎年配當）の改正保險料では第二回より少しく高くなつた。この第三のものは高率配當の繼勢に應じて所謂「五分累加配當附」として現在販賣するところである。

安田生命は創業以來各保險種類とも利益配當附であるが、いまその養老保險料の變遷を見るに、大正四年の普通養老（甲種養老と同率の保險料）を除き、改正毎に多少の低減を示してゐる。次に愛國生命は第五表で見ると、大正十五年に至つて始めて利附保險を販賣したかの如くであるが、實は明治三十九年一月に「利益配當附養老保險」を發賣してゐる。しかしこれは、むしろ「確定配當附」に準ずるもので、從つて保險料も非常に高く、大正九年末に新契約を停止し、その延長として翌十年から現行「特種養老保險」を開始した。かゝる理由で本表には除外した。さて同社は、表示の如く、三回に亘つて保險料の改正が行はれてゐるが、各種別とも第二回までは、改正毎に保險料は高くなつた。これは如何なる理由に因るものか不明であるが、とにかく時勢に逆行した形であつた。然るに大正十五年に至り俄然大巾の引下げを行ひ、加之從來「利無」であつたのを「利附」に改正した。

以上四社に就て、その變遷の跡を觀察したが、さて現在は如何なる狀態にあるか。之を第四表ノ二に就てみるに、保險料の高いのは「帝國」「千代田」の二社で、低保險料は「愛國」と「安田」である。而して「愛國」並に「安田」は我國全保險會社中最も低保險料であり、「帝國」は「日本共立」や「國光」の如き高保險料會社に次いで高い方である。以上帝國、千代田、愛國、安田の四社を除いては「第一」が比較的高く「住友」「三井」は大體同じで之に次ぎ「明治」及び「日本」は先づ低保險料の部であらう。

最後に初期の保險料と現在のそれとを比較するに（第四表ノ一及二參照）利附利無の條件を假りに無視するとし、その絶對額をのみ見るならば、最高保險料は各種別を通じて現在が高く「最低」は二十年滿期を除いてはやはり現在が高い。加之「最低」「最高」の較差は初期に比して現在が遙かに多い。

卽ち之は現時の生保界が低保險料主義を採るものと、高保險料に基く高率配當を標榜する會社が、明に對立してゐることを意味するものである。

要之、保險料の絶對額だけを見る場合、特にその「最高」「最低」を比較する限りに於ては、現代は初期に比して、必ずしも保險料が低廉となつたとは云ひ得ぬ。乍然後述の如く、現時略ゝ各社とも利益配當附であり、加之往時に比し約款內容が著しく寬大化された點を考慮するに於ては、契約者の負擔する實質的保險料は著しく低減されたと見るべきであらう。

以上は主として養老保險料を考察の對照としたのであるが、終身保險料に就ても同樣のことが云ひ得られる。參考までに明治生命の終身保險料の變遷を掲げる。（第二表）

契約者利益配當の變遷　一說に、明治生命の明治十八年度の契約者配當（明治十四年七月實施利附尋常終身）を以て、我國に於ける利益配當の先驅であるとされてゐる。然しながらこの配當は、現時所謂「利益配當」とは少しく趣を異にし、むしろ「確定配當」に準ずるものであつて、卽ちその配當算出の基準となるものは、利無保險料と利附保險料（利無に比し一刻前後高）の差額で、これを年幾%かの複利で利殖し以て配當の資源となし、たゞ時代によつてその利率に高低があつたのである。（第三表參照）とまれ、明治のそれは、本邦契約者配當史の第一頁を飾るものと云ふべきであらう。

約款中に「配當附」と銘打つて世に公表發賣したのは明治二十二年創立の日本生命で、その所謂「證券配當附保險」は、配當算出の基準は純保險料式保險料積立金で、八年目每の同社大決算（大正二年以降五年目每）に於て配當を實行した。（第一回の配當は明治三十年末）

然し、彼の共濟五百名社の後に續いて明治二十七年創立された共濟生命（現時安田）は、その定款中に「會社每年度の純益金は百分の五乃至十五を通常準備金に充て且株金拂込額に對し年六分以內を配當し其餘は之を利益分配金とす」と規定し、保險約款中には特別その旨を明記公表しなかつたが、實際に明治三十年より保險種類により差別を設けず、凡て同一率の配當を行つた。從つて明治三十年度には日本と安田の兩社が實際に契約者配當を行つたことゝなり、明治生命の前記「契約者配當」を眞の意味の利益配當でないとすれば、日本安田兩社を以て本邦生保契約者利益配當の開祖となすべきである。

次に帝國生命は明治三十五年一月に「每年配當附尋常終身」「最終配當附有期終身」「最終配當附年限滿期養老」の三種を發賣した。この「每年配當附終

四社創業當時終身保險料對照表

（第一表）　（保險金千圓對年拂保險料）

種別	年齡	明治 利無	明治 利附	帝國 利無	日本 利附	共濟 利附
		円	円	円	円	円
尋常終身保險	20	17.70	19.90	17.10	17.20	17.23
	25	20.00	22.40	19.40	19.80	19.41
	30	22.90	25.50	22.10	22.60	22.18
	35	26.60	29.30	25.30	26.50	25.79
	40	31.50	34.30	29.40	31.40	30.51
	45	38.40	41.30	34.70	38.00	36.74
	50	47.60	51.20	41.70	46.70	45.20
	55	59.90	64.40	52.10	58.20	56.77
	60	76.60	82.30	65.10	74.00	72.33
有限拂込終身保險 十年拂込	20	39.10		38.50	38.90	38.66
	25	42.90	ナ	41.70	42.80	42.21
	30	47.50		45.50	46.90	46.45
	35	52.80		49.50	52.20	51.57
	40	59.20		54.00	57.90	57.71
	45	67.30		59.00	65.30	65.01
	50	77.20	シ	64.90	74.20	73.97
	55	88.90		—	84.50	85.12
有限拂込終身保險 二十年拂込	20	25.20		24.10	24.80	25.00
	25	27.70	ナ	26.40	27.40	27.39
	30	30.60		28.90	30.30	30.28
	35	34.30		31.60	33.90	33.87
	40	38.80		34.70	38.20	38.35
	45	45.00		38.60	44.00	44.02
	50	53.10	シ	43.80	51.40	51.56
	55	63.80		—	61.00	—

明治生命終身保險料變遷表

（第二表）　（保險金千圓對年拂保險料）

年齡	利無 自明治14年7月至大正10年6月	利無 自大正10年7月至現在	利附 自明治14年7月至同44年12月	利附 自明治45年1月至大正9年12月	利附 自大正10年1月至現在
	円	円	円	円	円
20	17.70	17.50	19.90	19.90	17.50
25	20.00	19.50	22.40	22.40	19.50
30	22.90	22.40	25.50	25.50	22.40
35	26.60	26.40	29.30	29.30	26.40
40	31.50	31.20	34.30	34.30	31.20
45	38.40	37.90	41.30	41.30	37.90
50	47.60	47.20	51.20	51.20	47.20
55	59.90	59.90	64.40	64.40	60.20
60	76.60	76.60	82.30	82.30	77.70
20	39.10	39.10		45.60	39.30
25	42.90	42.70	ナ	49.70	42.70
30	47.50	46.80		54.40	46.80
35	52.80	52.10		59.70	52.10
40	59.20	57.40		61.30	57.40
45	67.30	65.30		74.30	65.30
50	77.20	75.50	シ	84.00	75.50
55	88.90	87.10		95.30	87.10
20	25.20	25.00		29.30	25.00
25	27.70	27.20	ナ	31.80	27.20
30	30.60	30.10		34.90	30.10
35	34.30	33.80		38.70	33.80
40	38.80	37.90		43.30	37.90
45	45.00	43.90		49.50	43.90
50	53.10	52.00	シ	57.60	52.00
55	63.80	63.80		68.20	63.80

身保險」は「毎年配當附」と銘打つて實出した本邦最初のものである。帝國生命の現時營業案内には「本邦利益配當附保險の開祖」と記載されてあるが、恐らくは前記の意味で用ひたものであらう。

明治三十五年十月開業した第一生命は、相互組織の性質上契約者配當は當然であるが、その第五期（明治三十九年度）に於て、年拂保險料の三分を配當し、以後第十五期（大正五年度）まで毎年三分の累加配當を行つた。これが本邦高率配當の先驅である。この高率配當に刺激されて、その後第二の相互會社として明治三十七年創立した千代田生命は、明治四十三年發賣の「乙種滿期保險」に於て、大正元年の第一回配當に、第一生命のそれを上廻つて年拂保險料の四分とし、同三年まで、四分累加を繼續した。

この間各社とも利益配當の傾向に促されて、約款の改正、新種保險の發賣をなし「配當附」を看板にする樣になつたが、高率配當に對立せる低保險料主義の會社までが相當の犧牲を拂つて契約者配當を實行してゐる狀態である。

現在では昭和二年發賣の帝國生命の新種養老が五分累加配當を標榜して高率配當のトップを切つてゐる。傾向としては、契約者利益配當は漸次高率へと進んできた。然し中には仁壽生命の如く高率配當を維持出來ずに減率した會社さへある。倘現在五分配當は帝國一社で、四分五厘は第一、千代田、大同、住友の四社、四分はなく、三分五厘は日本、三井、明治等である。

次に五大會社と、低保險料主義の代表的な會社として、安田、愛國二社の利益配當略史を參考までに揭げる。（第三表參照）

保險約款の變遷　我國生保會社の保險約款は、時々の社會情勢、經濟事情の變化に伴つて進歩改善され、現時各社の用ふる約款内容は、往時のそれに比し著しい變化を示してゐる。而してその「變化」とは畢竟約款の「寬大化」にほかならない。いまそれらの推移に就て充分記述の紙幅を持たないが、その主要なるものを揭ぐれば次の如くである。

（一）保險料拂込猶豫期間の寬大化と同延滯利子の免除（利子規定存するも多くの會社は徴收せず）、（二）保險料自働振替貸付制度の出現（現今この制度なきもの僅に八社）、（三）契約復活期間が延長され、（往時は三―四ケ月、稀に一ケ年、現今全會社の九割まで「一ケ年」「二ケ年」の會社も數社ある）加之、同延滯利子が往時程苛酷ではなくなつた。（四）簡易復活制度の出現（五）職業、居所、旅行其他危險增加に對する取扱ひが頗る寬大になり、大部分の會社は「無條件」で、特別保險料の徴收、保險金削減又は解除等を規定する會社は極く小數となり、それも結約後一乃至二年以内に限る（六）戰爭危險に對する特別保險料は往時より低廉となつた。（七）保險金支拂期間の短縮。（八）保險金認定拂制の增加。（九）保險證券擔保貸付制の出現と發展。倘同貸付利率の低下。（一〇）拂濟保險制採用の增加。（一一）自殺に對する取扱の寬大（一年乃至三年の免責期間はあるが「全然支拂はず」は四社に過ぎず往時に比し格段の進歩である。加之精神病に因る自殺に關し無條件拂が增加した。（一二）解約返戻金に關し所謂「控除割合」が著しく低下した。（一三）契約者利益配當の出現と配當率の增加。

（第三表）　七社保險契約利益配當摘要

社名	保險種類の名稱	配當算出の基準	配當開始	配當方法	配當實施時	備考
帝國生命	養約款利附死亡保險（利附尊當終身）（明治一四・七・一四實施）	利附利無保險料の差額	明治十四年より起算して四年毎	（一）保險金增額 （二）現金拂 （三）其回の保險料に充當 （四）其事の保險料減少 （最近は現金拂と其事の保險料減少）	明治十八年度契約應當日 明治十五年度契約應當日	以上の外同社は大正十一年度契約應當日より再契約に對する特別利益分配として一定の條件に該當する（養老保險料拂込期間中の利無割利等）普通終身保險に對しては其事の保險料を免除（二）保險料拂込期間中の利無割利等）普通終身保險に對しては保險金並に滿期の利附養老保險に對しては保險金增額をなせり
千代田生命	終身保險（明治四〇・一〇實施）	保險金と經過年數の積數	滿期現金拂	保險金增額	明治四十四年大正三年	一時拂純保險料に相當する現金拂をも認む
第一生命	養老保險（明治三五・一〇・一實施）	（イ）年拂保險料と經過年數の積數 （ロ）既拂込保險料（拂濟分）	五年目より毎年	（イ）保險料と相殺 （ロ）保險金增額	明治三十九年十月	
日本生命	每年利益配當附保險（昭和四年實施）	純保險料積立金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和八年	
日本生命	證券配當附保險（明治二二年實施）	純保險料式保險料積立金	八年目毎大正二年より五年目毎	（一）現金拂 （二）以後一回大決算（二）以後一回は保險金增額	明治三十年度より	
日本生命	新種利附四年割戻毎年配當年度滿期養老（昭和二・一・一實施）	二年を經じたる經過年數と年額保險料の積數	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	
第一生命	新利附每五年配當有利終身（明治三五・一・一實施）	保險料拂込期間滿了の日	現金拂	（一）保險金增額（二）現金拂と保險料に充當（三）其回の保險料減（四）其事の保險料減少（最近は現金拂と其事の保險料減少）	大正六年一月一日	
第一生命	最終配當附死亡保險（利附尊當終身）（明治三五・一・一實施）	養老保險に準ず	滿期現金拂	保險金增額	大正五年七月一日	
第一生命	每五年配當附尊當終身（明治三四・三・一實施）	養老保險に準ず	滿期現金拂	保險金增額	大正四年八月一日	
第一生命	每年配當附尊當終身（明治三五・一・一實施）	養老保險に準ず	每年現金拂	保險金增額	明治三十六年七月一日	高十割增應配當
帝國生命	最終配當附年限滿期養老（明治三五・一・一實施）	養老保險に準ず	滿期現金拂	保險金增額	大正四年八月一日	大正四年度より大正十五年度まで養老保險に對し最高滿年度分一割增、未滿年度分五割增まで配當。
帝國生命	每五年配當附尊當終身（明治三四・三・一實施）	養老保險に準ず	五年目毎（但し第一回は六年目）	現金拂	大正五年七月一日	大正五年度より養老保險の五分增。
帝國生命	最終配當附有利終身（明治三五・一・一實施）	養老保險に準ず	滿期現金拂	保險金增額	大正六年一月一日	大正五年度より養老保險の一割增。
帝國生命	新種利附四年割戻毎年配當年度滿期養老（昭和二・一・一實施）	二年を經じたる經過年數と年額保險料の積數	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	大正六年度より同十四年度迄養老保險に對し最高滿年度分一割增し迄、未滿年度分五割增迄配當。
第一生命	終身保險（明治四〇・一〇實施）	保險金と經過年數の積數	滿期現金拂	保險金增額	大正七年一月一日	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
第一生命	養老保險（明治三五・一〇・一實施）	（イ）年拂保險料と經過年數の積數 （ロ）既拂込保險料（拂濟分）	五年目より毎年	（イ）保險料と相殺 （ロ）保險金增額	明治三十九年十月	昭和三年度より保險金千圓對九十圓增額
千代田生命	甲種滿期保險（明治三七・三實施）	責任準備金	滿期現金拂	保險金增額	大正三年	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
千代田生命	乙種滿期保險（明治四三・六實施）	年拂保險料と經過年數の積數	三年目より毎年	保險料と相殺	大正元年	大正七年度より保險金千圓對九十圓增額
安田生命	各保險種類	年拂保險料と經過年數の積數	五年目より毎年	（一）現金拂 （二）保險料と相殺	明治三十年	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
愛國生命	特種養老保險（大正一〇・一・一實施）	年拂保險料と經過年數の積數	四年目より毎年	保險料と相殺	大正十三年一月一日	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
愛國生命	新種養老保險（大正一一・一・一實施）	チルメル式保險料積立金	六年目より毎年	保險料と相殺	昭和二年一月一日	實施以降現在まで保險料積立金の三分

國名	每年配當附尊當終身（明治三五・一・一實施）	養想額	每年	現金拂	明治三十六年七月一日	高十割增應配當
帝國	最終配當附年限滿期養老（明治三五・一・一實施）	養想額	滿期	現金拂	大正四年八月一日	大正四年度より大正十五年度まで養想額。以後漸增想額に對し最高滿年度分一割增、未滿年度分五割增迄配當。
帝國	每五年配當附尊當終身（明治三四・三・一實施）	養想額	五年目毎（但し第一回は六年目）	現金拂	大正五年七月一日	大正五年度より養想額。同十五年度より漸想額の五分增。
帝國	最終配當附有利終身（明治三五・一・一實施）	養想額	滿期	現金拂	大正六年一月一日	養想額の一割增。
第一	新利附每五年配當有利終身（明治三五・一・一實施）	保險金	五年目毎	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）其事の保險料減少	保險料拂込期間滿了の日	大正六年度より同十四年度迄養想額。以後の配當は養想額に對し最高滿年度分一割增し迄、未滿年度分五割增迄配當。
第一	新種利附四年割戻毎年配當年度滿期養老（昭和二・一・一實施）	二年を經じたる經過年數と年額保險料の積數	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
第一	終身保險（明治四〇・一〇實施）	保險金と經過年數の積數	滿期現金拂	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）殘險期間保險料と相殺	現金拂	昭和六年度より保險金千圓對七十圓增額
第一	養老保險（明治三五・一〇・一實施）	（イ）年拂保險料と經過年數の積數 （ロ）既拂込保險料（拂濟分）	五年目より毎年	（イ）保險料と相殺 （ロ）保險金增額	明治三十九年十月	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
第一	每年利益配當附保險（昭和四年實施）	純保險料積立金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和八年	大正五年度より同十四年度迄養想額。以後の配當は養想額に對し最高滿年度分一割增し迄、未滿年度分五割增迄配當。
日本	證券配當附保險（明治二二年實施）	純保險料式保險料積立金	八年目毎大正二年より五年目毎	（一）現金拂 （二）以後一回大決算（二）以後一回は保險金增額	明治三十年度より	大正六年度より同十四年度迄養想額。以後の配當は養想額に對し最高滿年度分一割增し迄、未滿年度分五割增迄配當。
日本	新種利附四年割戻毎年配當年度滿期養老（昭和二・一・一實施）	二年を經じたる經過年數と年額保險料の積數	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
日本	終身保險（明治四〇・一〇實施）	保險金と經過年數の積數	滿期現金拂	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）殘險期間保險料と相殺	現金拂	昭和六年度より保險金千圓對七十圓增額
日本	養老保險（明治三五・一〇・一實施）	（イ）年拂保險料と經過年數の積數 （ロ）既拂込保險料（拂濟分）	五年目より毎年	（イ）保險料と相殺 （ロ）保險金增額	明治三十九年十月	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
千代田	甲種滿期保險（明治三七・三實施）	責任準備金	滿期現金拂	保險金增額	大正三年	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
千代田	乙種滿期保險（明治四三・六實施）	年拂保險料と經過年數の積數	三年目より毎年	保險料と相殺	大正元年	大正七年度より保險金千圓對九十圓增額
安田	各保險種類	年拂保險料と經過年數の積數	五年目より毎年	（一）現金拂 （二）保險料と相殺	明治三十年	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
愛國	特種養老保險（大正一〇・一・一實施）	年拂保險料と經過年數の積數	四年目より毎年	保險料と相殺	大正十三年一月一日	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
愛國	新種養老保險（大正一一・一・一實施）	チルメル式保險料積立金	六年目より毎年	保險料と相殺	昭和二年一月一日	實施以降現在まで保險料積立金の三分

國名	配當算出の基準	配當開始	配當方法	配當實施時	備考
帝國生命	利附利無保險料の差額	明治十四年より起算して四年毎	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）其事の保險料減少 （最近は現金拂と其事の保險料減少）	明治十八年度契約應當日 明治十五年度契約應當日	以上の外同社は大正十一年度契約應當日より再契約に對する特別利益分配として一定の條件に該當する（養老保險料拂込期間中の利無割利等）普通終身保險に對しては其事の保險料を免除（二）保險料拂込期間中の利無割利等）普通終身保險に對しては保險金並に滿期の利附養老保險に對しては保險金增額をなせり
千代田生命	保險金	滿期現金拂	保險金增額	明治四十四年大正三年	一時拂純保險料に相當する現金拂をも認む
第一生命	保險金	五年目より毎年	（イ）保險料と相殺 （ロ）保險金增額	明治三十九年十月	
日本生命	純保險料積立金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和八年	
日本生命	純保險料式保險料積立金	八年目毎大正二年より五年目毎	（一）現金拂 （二）以後一回大決算（二）以後一回は保險金增額	明治三十年度より	
日本生命	保險金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	
第一生命	保險金	五年目より毎年	（一）保險金增額（二）現金拂と保險料に充當（三）其回の保險料減（四）其事の保險料減少（最近は現金拂と其事の保險料減少）	大正六年度契約應當日 昭和三年以降	自大正六年至昭和二年 保險金の一割增 同一割二分增 同一割五分增 昭和四年一月一日より 保險金の二割增
千代田生命	責任準備金	滿期現金拂	保險金增額	明治四十四年大正三年	明治十八年利率（複利）年八分　同四十二年利率（複利）年二割 同二十二年〃　〃　〃　大正二年〃　〃　〃 同二十六年〃　〃　〃　〃　六年〃　〃　〃 同三十年〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃 同三十四年〃　〃　〃　〃　一割增　同十四年〃　〃　〃 同三十八年〃　〃　〃　〃　一割二分　〃　〃　〃 〃　〃　〃　〃　〃　一割八分　昭和四年〃　〃 （更に總金高の二割增）
第一生命	保險金	滿五年毎	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）其事の保險料減少 （最近は現金拂と其事の保險料減少）	明治十四年より起算して四年毎	明治十八年度契約應當日 明治十五年度契約應當日
第一生命	保險金	滿期	保險金增額	大正六年度契約應當日	自大正六年至昭和二年 保險金の一割增
千代田生命	保險金	滿期	保險金增額	明治四十四年大正三年	昭和元年度 同二年度 同三年度 同四年度 同五年度 以降三分五厘
第一生命	保險金	五年目より毎年	（一）保險金增額（二）現金拂と保險料に充當（三）其回の保險料減（四）其事の保險料減少（最近は現金拂と其事の保險料減少）	明治三十九年十月	二分五厘 三分 四分 五分 以降三分五厘
日本生命	純保險料積立金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和八年	
日本生命	純保險料式保險料積立金	八年目毎大正二年より五年目毎	（一）現金拂 （二）以後一回大決算（二）以後一回は保險金增額	明治三十年度より	
日本生命	保險金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	
第一生命	保險金	五年目より毎年	（一）保險金增額（二）現金拂と保險料に充當（三）其回の保險料減（四）其事の保險料減少（最近は現金拂と其事の保險料減少）	大正六年度契約應當日 昭和三年以降	自大正六年至昭和二年 保險金の一割增 同一割二分增 同一割五分增 昭和四年一月一日より 保險金の二割增
千代田生命	保險金	滿期	保險金增額	明治四十四年大正三年	昭和元年度 同二年度 同三年度 同四年度 同五年度 以降三分五厘

國名	配當算出の基準	配當開始	配當方法	配當實施時	備考
帝國生命	利附利無保險料の差額	明治十四年より起算して四年毎	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）其事の保險料減少 （最近は現金拂と其事の保險料減少）	明治十八年度契約應當日 明治十五年度契約應當日	以上の外同社は大正十一年度契約應當日より再契約に對する特別利益分配として一定の條件に該當する（養老保險料拂込期間中の利無割利等）普通終身保險に對しては其事の保險料を免除（二）保險料拂込期間中の利無割利等）普通終身保險に對しては保險金並に滿期の利附養老保險に對しては保險金增額をなせり
千代田生命	保險金	滿期現金拂	保險金增額	明治四十四年大正三年	一時拂純保險料に相當する現金拂をも認む
第一生命	保險金	五年目より毎年	（イ）保險料と相殺 （ロ）保險金增額	明治三十九年十月	
日本生命	純保險料積立金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和八年	
日本生命	純保險料式保險料積立金	八年目毎大正二年より五年目毎	（一）現金拂 （二）以後一回大決算（二）以後一回は保險金增額	明治三十年度より	
日本生命	保險金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	
第一生命	保險金	五年目より毎年	（一）保險金增額（二）現金拂と保險料に充當（三）其回の保險料減（四）其事の保險料減少（最近は現金拂と其事の保險料減少）	大正六年度契約應當日 昭和三年以降	自大正六年至昭和二年 保險金の一割增 同一割二分增 同一割五分增 昭和四年一月一日より 保險金の二割增
千代田生命	保險金	滿期	保險金增額	明治四十四年大正三年	昭和元年度 同二年度 同三年度 同四年度 同五年度 以降三分五厘

國名	每年配當附尊當終身（明治三五・一・一實施）	養想額	每年	現金拂	明治三十六年七月一日	高十割增應配當
帝國	最終配當附年限滿期養老（明治三五・一・一實施）	養想額	滿期	現金拂	大正四年八月一日	大正四年度より大正十五年度まで養想額。以後漸增想額に對し最高滿年度分一割增、未滿年度分五割增迄配當。
帝國	每五年配當附尊當終身（明治三四・三・一實施）	養想額	五年目毎（但し第一回は六年目）	現金拂	大正五年七月一日	大正五年度より養想額。同十五年度より漸想額の五分增。
帝國	最終配當附有利終身（明治三五・一・一實施）	養想額	滿期	現金拂	大正六年一月一日	養想額の一割增。
第一	新利附每五年配當有利終身（明治三五・一・一實施）	保險金	五年目毎	（一）保險金增額（二）現金拂と保險料に充當（三）其回の保險料減（四）其事の保險料減少（最近は現金拂と其事の保險料減少）	保險料拂込期間滿了の日	大正六年度より同十四年度迄養想額。以後の配當は養想額に對し最高滿年度分一割增し迄、未滿年度分五割增迄配當。
第一	新種利附四年割戻毎年配當年度滿期養老（昭和二・一・一實施）	二年を經じたる經過年數と年額保險料の積數	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
第一	終身保險（明治四〇・一〇實施）	保險金と經過年數の積數	滿期現金拂	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）殘險期間保險料と相殺	現金拂	昭和六年度より保險金千圓對七十圓增額
第一	養老保險（明治三五・一〇・一實施）	（イ）年拂保險料と經過年數の積數 （ロ）既拂込保險料（拂濟分）	五年目より毎年	（イ）保險料と相殺 （ロ）保險金增額	明治三十九年十月	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
日本生命	每年利益配當附保險（昭和四年實施）	純保險料積立金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和八年	
日本生命	證券配當附保險（明治二二年實施）	純保險料式保險料積立金	八年目毎大正二年より五年目毎	（一）現金拂 （二）以後一回大決算（二）以後一回は保險金增額	明治三十年度より	
日本生命	新種利附四年割戻毎年配當年度滿期養老（昭和二・一・一實施）	二年を經じたる經過年數と年額保險料の積數	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
第一生命	終身保險（明治四〇・一〇實施）	保險金と經過年數の積數	滿期現金拂	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）殘險期間保險料と相殺	現金拂	昭和六年度より保險金千圓對七十圓增額
第一生命	養老保險（明治三五・一〇・一實施）	（イ）年拂保險料と經過年數の積數 （ロ）既拂込保險料（拂濟分）	五年目より毎年	（イ）保險料と相殺 （ロ）保險金增額	明治三十九年十月	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
千代田生命	甲種滿期保險（明治三七・三實施）	責任準備金	滿期現金拂	保險金增額	大正三年	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
千代田生命	乙種滿期保險（明治四三・六實施）	年拂保險料と經過年數の積數	三年目より毎年	保險料と相殺	大正元年	大正七年度より保險金千圓對九十圓增額
安田生命	各保險種類	年拂保險料と經過年數の積數	五年目より毎年	（一）現金拂 （二）保險料と相殺	明治三十年	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
愛國生命	特種養老保險（大正一〇・一・一實施）	年拂保險料と經過年數の積數	四年目より毎年	保險料と相殺	大正十三年一月一日	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
愛國生命	新種養老保險（大正一一・一・一實施）	チルメル式保險料積立金	六年目より毎年	保險料と相殺	昭和二年一月一日	實施以降現在まで保險料積立金の三分

國名	配當算出の基準	配當開始	配當方法	配當實施時	備考
帝國生命	利附利無保險料の差額	明治十四年より起算して四年毎	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）其事の保險料減少 （最近は現金拂と其事の保險料減少）	明治十八年度契約應當日 明治十五年度契約應當日	以上の外同社は大正十一年度契約應當日より再契約に對する特別利益分配として一定の條件に該當する（養老保險料拂込期間中の利無割利等）普通終身保險に對しては其事の保險料を免除（二）保險料拂込期間中の利無割利等）普通終身保險に對しては保險金並に滿期の利附養老保險に對しては保險金增額をなせり
千代田生命	保險金	滿期現金拂	保險金增額	明治四十四年大正三年	一時拂純保險料に相當する現金拂をも認む
第一生命	保險金	五年目より毎年	（イ）保險料と相殺 （ロ）保險金增額	明治三十九年十月	
日本生命	純保險料積立金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和八年	
日本生命	純保險料式保險料積立金	八年目毎大正二年より五年目毎	（一）現金拂 （二）以後一回大決算（二）以後一回は保險金增額	明治三十年度より	
日本生命	保險金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	
第一生命	保險金	五年目より毎年	（一）保險金增額（二）現金拂と保險料に充當（三）其回の保險料減（四）其事の保險料減少（最近は現金拂と其事の保險料減少）	大正六年度契約應當日 昭和三年以降	自大正六年至昭和二年 保險金の一割增 同一割二分增 同一割五分增 昭和四年一月一日より 保險金の二割增
千代田生命	保險金	滿期	保險金增額	明治四十四年大正三年	昭和元年度 同二年度 同三年度 同四年度 同五年度 以降三分五厘

國名	每年配當附尊當終身（明治三五・一・一實施）	養想額	每年	現金拂	明治三十六年七月一日	高十割增應配當
帝國	最終配當附年限滿期養老（明治三五・一・一實施）	養想額	滿期	現金拂	大正四年八月一日	大正四年度より大正十五年度まで養想額。以後漸增想額に對し最高滿年度分一割增、未滿年度分五割增迄配當。
帝國	每五年配當附尊當終身（明治三四・三・一實施）	養想額	五年目毎（但し第一回は六年目）	現金拂	大正五年七月一日	大正五年度より養想額。同十五年度より漸想額の五分增。
帝國	最終配當附有利終身（明治三五・一・一實施）	養想額	滿期	現金拂	大正六年一月一日	養想額の一割增。
第一	新利附每五年配當有利終身（明治三五・一・一實施）	保險金	五年目毎	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）其事の保險料減少 （最近は現金拂と其事の保險料減少）	保險料拂込期間滿了の日	大正六年度より同十四年度迄養想額。以後の配當は養想額に對し最高滿年度分一割增し迄、未滿年度分五割增迄配當。
第一	新種利附四年割戻毎年配當年度滿期養老（昭和二・一・一實施）	二年を經じたる經過年數と年額保險料の積數	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
第一	終身保險（明治四〇・一〇實施）	保險金と經過年數の積數	滿期現金拂	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）殘險期間保險料と相殺	現金拂	昭和六年度より保險金千圓對七十圓增額
第一	養老保險（明治三五・一〇・一實施）	（イ）年拂保險料と經過年數の積數 （ロ）既拂込保險料（拂濟分）	五年目より毎年	（イ）保險料と相殺 （ロ）保險金增額	明治三十九年十月	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
日本生命	每年利益配當附保險（昭和四年實施）	純保險料積立金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和八年	
日本生命	證券配當附保險（明治二二年實施）	純保險料式保險料積立金	八年目毎大正二年より五年目毎	（一）現金拂 （二）以後一回大決算（二）以後一回は保險金增額	明治三十年度より	
日本生命	新種利附四年割戻毎年配當年度滿期養老（昭和二・一・一實施）	二年を經じたる經過年數と年額保險料の積數	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
第一生命	終身保險（明治四〇・一〇實施）	保險金と經過年數の積數	滿期現金拂	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）殘險期間保險料と相殺	現金拂	昭和六年度より保險金千圓對七十圓增額
第一生命	養老保險（明治三五・一〇・一實施）	（イ）年拂保險料と經過年數の積數 （ロ）既拂込保險料（拂濟分）	五年目より毎年	（イ）保險料と相殺 （ロ）保險金增額	明治三十九年十月	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
千代田生命	甲種滿期保險（明治三七・三實施）	責任準備金	滿期現金拂	保險金增額	大正三年	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
千代田生命	乙種滿期保險（明治四三・六實施）	年拂保險料と經過年數の積數	三年目より毎年	保險料と相殺	大正元年	大正七年度より保險金千圓對九十圓增額
安田生命	各保險種類	年拂保險料と經過年數の積數	五年目より毎年	（一）現金拂 （二）保險料と相殺	明治三十年	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
愛國生命	特種養老保險（大正一〇・一・一實施）	年拂保險料と經過年數の積數	四年目より毎年	保險料と相殺	大正十三年一月一日	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
愛國生命	新種養老保險（大正一一・一・一實施）	チルメル式保險料積立金	六年目より毎年	保險料と相殺	昭和二年一月一日	實施以降現在まで保險料積立金の三分

國名	配當算出の基準	配當開始	配當方法	配當實施時	備考
帝國生命	利附利無保險料の差額	明治十四年より起算して四年毎	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）其事の保險料減少 （最近は現金拂と其事の保險料減少）	明治十八年度契約應當日 明治十五年度契約應當日	以上の外同社は大正十一年度契約應當日より再契約に對する特別利益分配として一定の條件に該當する（養老保險料拂込期間中の利無割利等）普通終身保險に對しては其事の保險料を免除（二）保險料拂込期間中の利無割利等）普通終身保險に對しては保險金並に滿期の利附養老保險に對しては保險金增額をなせり
千代田生命	保險金	滿期現金拂	保險金增額	明治四十四年大正三年	一時拂純保險料に相當する現金拂をも認む
第一生命	保險金	五年目より毎年	（イ）保險料と相殺 （ロ）保險金增額	明治三十九年十月	
日本生命	純保險料積立金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和八年	
日本生命	純保險料式保險料積立金	八年目毎大正二年より五年目毎	（一）現金拂 （二）以後一回大決算（二）以後一回は保險金增額	明治三十年度より	
日本生命	保險金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	
第一生命	保險金	五年目より毎年	（一）保險金增額（二）現金拂と保險料に充當（三）其回の保險料減（四）其事の保險料減少（最近は現金拂と其事の保險料減少）	大正六年度契約應當日 昭和三年以降	自大正六年至昭和二年 保險金の一割增 同一割二分增 同一割五分增 昭和四年一月一日より 保險金の二割增
千代田生命	保險金	滿期	保險金增額	明治四十四年大正三年	昭和元年度 同二年度 同三年度 同四年度 同五年度 以降三分五厘

國名	每年配當附尊當終身（明治三五・一・一實施）	養想額	每年	現金拂	明治三十六年七月一日	高十割增應配當
帝國	最終配當附年限滿期養老（明治三五・一・一實施）	養想額	滿期	現金拂	大正四年八月一日	大正四年度より大正十五年度まで養想額。以後漸增想額に對し最高滿年度分一割增、未滿年度分五割增迄配當。
帝國	每五年配當附尊當終身（明治三四・三・一實施）	養想額	五年目毎（但し第一回は六年目）	現金拂	大正五年七月一日	大正五年度より養想額。同十五年度より漸想額の五分增。
帝國	最終配當附有利終身（明治三五・一・一實施）	養想額	滿期	現金拂	大正六年一月一日	養想額の一割增。
第一	新利附每五年配當有利終身（明治三五・一・一實施）	保險金	五年目毎	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）其事の保險料減少 （最近は現金拂と其事の保險料減少）	保險料拂込期間滿了の日	大正六年度より同十四年度迄養想額。以後の配當は養想額に對し最高滿年度分一割增し迄、未滿年度分五割增迄配當。
第一	新種利附四年割戻毎年配當年度滿期養老（昭和二・一・一實施）	二年を經じたる經過年數と年額保險料の積數	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
第一	終身保險（明治四〇・一〇實施）	保險金と經過年數の積數	滿期現金拂	（一）保險金增額 （二）現金拂と保險料に充當 （三）其回の保險料減 （四）殘險期間保險料と相殺	現金拂	昭和六年度より保險金千圓對七十圓增額
第一	養老保險（明治三五・一〇・一實施）	（イ）年拂保險料と經過年數の積數 （ロ）既拂込保險料（拂濟分）	五年目より毎年	（イ）保險料と相殺 （ロ）保險金增額	明治三十九年十月	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
日本生命	每年利益配當附保險（昭和四年實施）	純保險料積立金	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和八年	
日本生命	證券配當附保險（明治二二年實施）	純保險料式保險料積立金	八年目毎大正二年より五年目毎	（一）現金拂 （二）以後一回大決算（二）以後一回は保險金增額	明治三十年度より	
日本生命	新種利附四年割戻毎年配當年度滿期養老（昭和二・一・一實施）	二年を經じたる經過年數と年額保險料の積數	五年目より毎年	保險料と相殺	昭和六年一月一日	大正七年度より保險金千圓對七十圓增額
第一生命

（第四表ノ一）五社創業當時養老保險料對照表（保險金千圓對年拂保險料）

種別	加入年齡	明治 利無	帝國 利無	日本 利附	安田(共濟) 利附	愛國 利無	最高	最低	差
二十年滿期	20	× 47.90	—	—	△ 45.53	—	47.90	45.53	2.37
	25	× 48.40	—	—	46.06	△ 44.10	48.40	44.10	4.30
	30	× 49.10	46.10	47.40	46.83	△ 44.80	49.10	44.80	4.30
	35	× 50.20	46.80	48.80	48.01	△ 45.80	50.20	45.80	4.40
	40	× 52.10	△ 47.20	50.60	49.86	47.50	52.10	47.20	4.90
	45	55.30	△ 49.60	× 57.40	52.82	50.40	57.40	49.60	7.80
	50	× 60.40	—	59.30	△ 57.73	—	60.40	57.73	2.67
二十五年滿期	20	× 37.10	—	—	—	△ 33.30	37.10	33.30	3.80
	25	× 37.60	35.20	36.20	—	△ 33.80	37.60	33.80	3.80
	30	× 38.70	36.50	37.80	—	△ 34.70	38.70	34.70	4.00
	35	× 40.10	37.40	× 40.10	—	△ 36.00	40.10	36.00	4.10
	40	42.50	39.20	× 43.60	—	△ 38.20	43.60	38.20	5.40
	45	× 46.60	—	△ 45.60	—	—	46.60	45.60	1.00
三十年滿期	20	× 30.20	28.00	28.90	28.55	△ 26.80	30.20	26.80	3.40
	25	× 31.00	29.10	30.00	29.34	△ 27.50	31.00	27.50	3.50
	30	× 32.20	30.40	31.30	30.53	△ 28.60	32.20	28.60	3.60
	35	34.10	31.80	× 34.80	32.40	△ 30.20	34.80	30.20	4.60
	40	× 37.10	—	36.50	△ 35.33	—	37.10	35.33	1.77

（第四表ノ二）現時利益配當附養老保險料對照表　△……最低　×……最高　（社名の下は現行保險種類）

種別	加入年齡	明治 利附養老	帝國 新種利附養老	日本 利附養老	第一 利附養老	千代田 利配乙種養老	安田 昭和普通養老	愛國 利附新種養老	住友 毎年配當附養老	三井 利附普通養老	最高	最低	差
二十年滿期	20	45.40	50.75	—	49.36	× 51.26	△ 43.74	43.80	48.50	48.80	51.26	43.74	7.52
	25	46.10	51.00	—	49.59	× 51.74	△ 43.97	44.00	49.00	49.40	51.74	43.97	7.77
	30	46.70	51.50	47.40	50.22	× 52.87	44.56	△ 44.50	49.60	50.10	52.87	44.50	8.37
	35	48.20	52.00	48.80	51.83	× 53.90	△ 45.58	45.80	51.00	51.20	53.90	45.58	8.32
	40	50.30	55.00	50.60	54.64	× 56.08	△ 47.91	48.00	53.40	53.10	56.08	47.91	8.17
	45	53.40	× 60.35	54.10	58.92	59.09	52.52	△ 51.40	57.90	56.30	60.35	51.40	8.95
	50	60.00	× 67.45	59.30	65.48	64.47	59.76	△ 56.70	65.00	61.60	97.45	56.70	10.75
二十五年滿期	20	35.00	× 41.00	—	38.18	40.37	34.55	△ 33.90	37.70	38.10	41.00	33.90	7.10
	25	35.60	× 41.50	36.20	38.59	41.29	34.72	△ 34.10	38.10	38.70	41.50	34.10	7.40
	30	36.60	42.00	37.30	39.56	× 42.16	35.31	△ 34.90	38.90	39.70	42.16	34.90	7.26
	35	38.50	43.00	39.10	41.62	× 43.90	36.97	△ 36.60	40.70	41.20	43.90	36.60	7.30
	40	40.70	× 47.70	41.50	45.06	46.13	40.58	△ 39.30	44.20	43.70	47.70	39.30	8.40
	45	46.00	× 53.75	45.60	50.26	50.30	46.77	△ 43.50	50.00	47.00	53.75	43.50	10.25
三十年滿期	20	28.50	× 35.50	28.90	31.12	33.75	29.15	△ 27.40	31.30	31.30	35.50	27.40	8.10
	25	29.30	× 35.75	30.00	31.80	34.50	29.30	△ 27.80	31.50	32.10	35.75	27.80	7.95
	30	30.70	× 36.00	31.30	33.14	35.89	30.35	△ 28.90	32.80	33.40	36.00	28.90	7.10
	35	32.70	× 38.20	33.50	35.69	37.66	32.80	△ 31.00	35.50	35.40	38.20	31.00	7.20
	40	36.40	× 43.50	36.50	39.82	40.79	37.54	△ 34.30	39.90	38.50	43.50	34.30	9.20

（第五表）四社養老保險料變遷表（保險金千圓對年拂保險料）

種別	加入年齡	明治 利無 自明治14-7至同44-12	明治 利無 自明治45-1至大正10-6	明治 利無 自大正10-7至現在	明治 利附 自明治45-1至大正9-12	明治 利附 自大正10-1至現在	帝國 利無 自明治21-3至明治24-2	帝國 利無 自明治24-3至大正14-1	帝國 利無 自大正14-2至現在	帝國 利附 自明治38-8至大正1-12	帝國 利附 自大正2-1至昭和1-12	帝國 利附 自昭和2-1至現在	安田 養老 自明治27-4至同35-4	安田 改正養老 自明治35-4至同38-2	安田 甲種養老 自明治38-3至大正4-3	安田 普通養老 自大正4-4至昭和4-8	安田 昭和普通養老 自昭和4-9至現在	愛國 利無 自明治30-2至同35-12	愛國 利無 自明治36-1至大正10-12	愛國 利無 自大正11-1至同14-12	愛國 利附 自大正15至現在
二十年滿期	20	47.90	45.80	45.40	51.40	45.40	—	44.40	44.00	52.42	50.24	50.75	45.53	45.10	45.14	45.14	43.74	—	—	46.40	43.80
	25	48.40	46.40	46.10	52.00	46.10	—	44.90	44.30	53.00	50.48	51.00	46.06	45.40	45.43	45.43	43.97	44.10	46.40	46.60	44.00
	30	49.10	47.10	46.70	52.80	46.70	46.10	45.50	44.55	53.76	50.68	51.55	46.83	46.10	46.08	46.08	44.56	44.80	47.10	47.00	44.50
	35	50.20	48.50	48.20	53.90	48.20	46.80	46.60	44.80	54.93	50.88	52.00	48.01	47.50	47.46	47.46	45.58	45.80	48.10	48.40	45.80
	40	52.10	50.30	50.30	55.90	50.30	47.20	48.30	47.60	56.85	53.87	55.00	49.86	49.80	49.78	49.78	47.91	47.50	49.90	50.60	48.60
	45	55.30	53.40	53.40	59.30	53.40	49.60	51.20	52.52	60.24	59.14	60.35	52.82	53.30	53.30	53.30	52.52	50.40	52.90	54.20	51.40
	50	60.40	60.60	60.00	64.80	60.00	—	56.00	59.27	65.68	65.36	67.45	57.73	58.60	58.64	58.64	59.76	—	—	59.70	56.70
	55	—	—	—	—	—	—	—	68.84	74.16	74.89	—	—	—	66.86	66.86	—	—	—	—	—
	60	—	—	—	—	—	—	—	82.58	87.33	87.91	—	—	—	79.24	79.24	—	—	—	—	—
二十五年滿期	20	37.10	35.30	35.00	40.30	35.00	—	33.80	34.10	40.39	39.75	41.00	—	35.60	35.63	35.63	34.55	33.30	35.00	36.50	33.90
	25	37.60	35.90	35.60	41.00	35.60	35.20	34.40	34.25	41.07	39.95	41.50	—	36.10	36.10	36.10	34.72	33.80	35.60	36.70	34.10
	30	38.70	36.80	36.60	42.10	36.60	36.50	35.30	34.60	42.06	40.15	42.00	—	37.00	37.10	37.01	35.31	34.70	36.50	37.60	34.90
	35	40.10	38.50	38.50	43.60	38.50	37.40	36.60	35.74	43.58	41.76	43.00	—	38.70	38.75	38.75	36.97	36.00	37.80	39.30	36.60
	40	42.50	40.80	40.70	46.30	40.70	39.20	38.80	39.63	46.09	45.69	47.70	—	41.60	41.59	41.59	40.58	38.20	40.10	42.10	39.30
	45	46.60	46.40	46.00	50.70	46.00	—	42.50	45.44	56.93	51.64	53.75	—	45.90	45.87	45.87	46.77	—	—	46.50	43.50
	50	—	—	—	—	—	—	—	53.27	67.06	59.18	—	—	52.30	52.26	52.26	—	—	—	—	—
	55	—	—	—	—	—	—	—	64.44	—	70.03	—	—	—	61.84	61.84	—	—	—	—	—
三十年滿期	20	30.20	28.80	28.50	33.30	28.50	28.00	27.20	27.85	—	32.86	35.50	28.55	29.70	29.72	29.72	29.15	26.80	28.10	30.40	27.40
	25	31.00	29.60	29.30	34.20	29.30	29.10	27.90	28.10	—	33.06	35.75	29.34	30.40	30.38	30.38	29.30	27.50	28.90	30.80	27.80
	30	32.20	30.70	30.70	35.60	30.70	30.40	29.00	28.40	—	33.52	36.00	30.53	31.60	31.57	31.57	30.35	28.60	30.00	31.90	28.90
	35	34.10	32.80	32.70	37.70	32.70	31.80	30.80	30.93	—	36.50	38.20	32.40	33.70	33.72	33.72	32.80	30.20	31.80	34.10	31.00
	40	37.10	37.10	36.40	41.00	36.40	—	33.60	35.49	—	41.25	43.50	35.33	37.10	37.13	37.13	37.54	—	—	37.50	34.30
	45	—	—	—	—	—	—	—	42.03	—	47.74	—	—	42.20	42.17	42.17	—	—	—	—	—
	50	—	—	—	—	—	—	—	50.90	—	56.51	—	—	49.50	49.48	49.48	—	—	—	—	—

【備考】△確定配當附或はそれに類似の特種養老を除く　△各欄の上部年月は契約期間を示す（但し明治生命の利無は適用期間なり）　△安田生命は創業以來全部利附なり。

法制篇

法制篇目次

ロエスレル起稿商法草案(鈔)　頁
（第十一卷保險）…………二
（舊）商法・保險
（商法第一編第十一章）…………四
（明治卅一年）商法修正案參考書(鈔)
（第十章保險）…………五〇
商法・保險
（商法第三編第十章）…………六九
明治卅一年農商務省令第五號(廢令)…………七三
明治卅二年農商務省令保險會社ニ關スル細則(廢令)…………七四
保險業法…………七七
（舊）保險業法施行規則…………九〇
（明治卅二年勅令）外國保險會社ニ關スル件(廢令)…………九八
（明治卅三年農商務省令）外國保險會社ニ關スル件(廢令)…………一二〇
（勅令）外國保險會社ニ關スル件…………一二〇
（省令）外國保險會社ニ關スル件…………一二一
保險募集取締規則…………一二五
簡易生命保險法…………一二八
簡易生命保險令…………一三三
簡易生命保險規則…………一三五
郵便年金法…………一三八
郵便年金令…………一五五
郵便年金規則…………一五六
保險業法施行規則中改正…………一五七
外國保險會社ニ關スル件中改正…………一六五(?)一七〇

はしがき

一

此の法制篇は、生命保險及び簡易生命保險並に郵便年金に關する現行法令を中心として、その現行法令の過去に遡及し、その當初の法令から現行法に至る改廢變化の跡を記錄せんと試みたものである。その故に現行法を基準とし、それに改廢追加の條項を記入し、或は且つ番號を以て改廢の年月を示し、或はまた條文の次ぎに註記を施して、法令變化の跡を一目瞭然たらしめた。但し廢法廢令は別に獨立して揭げた。而して爰に現行法とは昭和八年六月末現在をいふ。

二

此の法制篇は前節で斷つたやうに專ら生命保險に關する法令を收錄したものだから、本篇には商法第三編・商行爲、第十章・保險の各條文を載せただけで第五編海商、第六章・保險の各條文を載せなかつた。なほ同樣の理由により健康保險其他類似の諸法令は除外した。

また本邦生命保險業史は、內地に於ける生命保險事業の史的記載に限つてをるから、朝鮮及び臺灣の保險關係法令は除外した。

それから簡易生命保險關係法令中簡易生命保險法、簡易生命保險令、簡易生命保險規則の三つ、また同樣に郵便年金關係法令中、郵便年金法、郵便年金令、郵便年金規則の三つだけを採り、其他一切の法規を削つた。紙面節約のためである。

三

本篇中、法令以外のものが二つ入つてゐる。一は「ロエスレル起稿商法草案」（鈔）で、他の一は明治三十一年政府委員の起草にかゝる「商法修正案參考書」（鈔）である。爰に（鈔）といふは目次における表記で知らるゝやうに各々その一部たる保險の章だけを拔萃揭載したからだ。

ロエスレルの商法草案は太政官が大藏省御雇獨逸人ヘルマン・ロエスレル（またリョースレルとも書く）に命じて、できたもので、その完成には明治十四年四月から明治十七年一月までかかつた。それは逐條理由書附のものでそれを土臺として明治二十三年公布の商法（舊商法）ができた。而して其れに代つた明治三十二年の（新）商法は、實に前記「商法修正案參考書」に依つた。則ち兩者とも劃期的重要文獻で、其等によつて、我が保險法の淵源が明白とならう。

商法草案　下巻　司法省

ロエスレル起稿

商法草案

第十一卷　保險

第一款　總則

第六百八十六條　保險契約ハ保險者保險料ヲ受ケテ物件ノ紛失若クハ損害ノ危險又ハ其他偶然ノ事變ニ由テ損失ヲ被ムリタル財産上ノ利益ヲ賠償スルノ義務ヲ被保險者ニ對シテ負擔スル契約ト爲ス

保險ノ事ハ殆ント近世ニ創マルモノナリト雖モ已ニ著シク發達シテ重大ナル一派ノ商業トナレリ其目的トスル所ハ偶然ノ事變若クハ抗拒ス可ラサル天變ニ由テ生シタル資本ノ損失ヲ賠償スルニ在リ抑ヾ紛失損害ノ起ルヤ之ヲ起ラシメタル者多クハ被害者ト契約上ノ關係ヲ有スルカ或ハ罪過アルカ爲メニ其賠償ノ義務アルコト無論ニシテ必シモ豫シメ之カ明約アルヲ須タサルナリ此ノ如キ法律上ノ賠償義務ハ一ハ萬般ノ紛失損害ニ對シテ存スルモノニ非ス一ハ假令ヒ之ヲ存スルモ其被害者充分ノ滿足ヲ得ル能ハサルモノニシテ保險ハ之ニ關スルコトナク其目的ヤ百ノ場合ニ通スル所ノ協議上ノ賠償義務ヲ起スニ在リ而シテ此義務ヤ他ノ契約關係若クハ罪過アリテ初メテ起ルニ非スシテ獨立契約ノ元素ヲ成スモノナリ凡ソ契約ハ權利起由アルニ非サレハ其效力ナク而シテ其權利起由タル多クハ供給ト報酬ヲ以テ成ルモノナレハ保險契約ノ元素ハ唯ヾ被害者代償ヲ以テ無限ノ賠償要求權ヲ得ルモノ（恰モ買フカ如シ）ト視サルヘカラス而シテ保險者ノ賣却スル損害賠償額ハ現ニ紛失或ハ損害ノ生シタルトキニ限リ之ヲ支拂フト雖モ其買價（即チ保險料）ハ何ノ場合ヲ問ハス之ヲ支拂ハサル可ラサルナリ故ニ保險ノ賣買ト異ナル主眼ハ賣買ニ在テハ買主ニシテ其買品ヲ領收セサル間ハ代價ノ支拂ヲ爲スヲ要セサルニ在リ又賣買ニ在テ雙方供給スル所ノモノ同シカラス一方ハ金錢ヲ以テシ一方ハ物品ヲ以テスルモ保險ニ於テハ雙方供給スル所均シク金錢ナルヲ常トス其他既ニ述ヘタルカ如ク賣買契約ハ即時ニ履行シ得ヘキモノナルモ保險契約ニ至テハ大要未來ニ關繋ヲ有スルモノニシテ正ニ不確然ヲ以テ其本體トスルモノナリ

保險ハ甲ヨリ乙ニ一回若クハ漸次ニ金高ヲ付託シテ其使用スル所ニ任シ以テ後日ニ至リ事由ニ依リ某金額ヲ以テ之ヲ取戻スノ點ヨリ見ルトキハ亦債ニ類スルモノナリ然レ共債ハ與債者ノ隨意ヲ以テ還付ヲ要求シ得ルモ被保險者ハ外面ノ事變生スルニ非サレハ其金額ノ還付ヲ受ルコトナシ加之債ハ其支拂ト還付ト其額ヲ同フスルヲ通例トスルモ保險ニ依テハ事機ニ依リ其支拂ヒタル額ヨリ或ハ多ク或ハ少ナク受取ルモノナリ唯ヾ年賦保險ハ右兩點ニ就テ貸付ニ同シ何トナレハ其被保險者ハ資本ニ代ヘテ年々利子ト元金ノ一分トヲ合シタル金高ヲ得ルモノナレハナリ然レ共若シ被保險者ニシテ非常ニ長壽スルトキハ其受ル所大ニ其出シタル所ニ超過シ結約ノ後幾ナラスシテ死スルトキハ其受ル所大ニ其出シタル所ニ及ハサルヘシ

保險契約ノ含有スル所亦タ囑託契約等ノ如キ他ノ契約ニ算入スヘキモノニ非ス故ニ之ヲ特別ノ契約トシテ論スヘキナリ然レトモ其最モ相ヒ近キ者ハ債ニシテ大率臆算ヲ以テ變狀シタル債ノ契約トシテ之ヲ解釋スルヲ得ヘシ今之ヲ左ニ論セン

保險者ハ實ニ生シタル損害ヲ賠償スルノ義務アル者ニシテ被保險者ハ此賠償ヲ受クヘキ者ナリ保險者ノ被保險者ニ賠償金高ヲ與フルハ贈與スルニ非ス又憐愍又ハ公益ヨリ出テタル扶助ヲ給スルニ非ス嚴格ナル取引上ノ報酬即チ債還ナリ故ニ其實ヲ言ヘハ保險者ノ義務ハ本來被保險者ヨリ受取リタル金高ヲ其期ニ至テ還付スルニ外ナラサルナリ唯ヾ被保險者ノ豫メ支拂フヘキ金高ハ臆算ニ依テ低廉ノ甚タシキ確定額ニ減殺セラル、アルノミ其法ヤ甚タ許多ナリ

今夫レ統計ニ依テ家屋ハ火災ノ點ヨリ平均二十年ノ命數アルコトヲ算出シタラン歟則チ家屋ハ皆二十年ヲ經過セハ火災ニ依リテ燬滅スヘキモノト臆定スルヲ得ン而シテ其家屋ノ價ヲ五百弗トセン歟其家ノ所有者タルモノ二十年ノ後家屋ノ燒失セシニ際シ保險者ヨリ五百弗ヲ受取ルニ幾何ノ金額ヲ支拂フヘキヤノ問題ヲ起ス今元金ニ利子ヲ加ヘ其利子ニ再ヒ利子ヲ加ヘ二十年ノ後ニ終ニ倍額トナルトセハ二百五十弗ノ拂込アレハ以テ二十年ノ後

五百弗ヲ受取ルニ充分ナリ故ニ其保險者ハ二百五十弗ヲ受取テ家屋ノ燒失スルニ於テハ五百弗ヲ拂戻スヘキ義務ヲ負擔ス而シテ既ニ初年ニ於テ燒失スルモ三十年ノ後ニ燒失スルモ同シク五百弗ノ賠償ヲナシ若シ燒失セスシテ已ムトキハ一切賠償ノ義務ナキモノトス

拂込高ノ元來臆算ニ出ルカ如ク拂戻ノ義務亦タ不確定ナル事變ノ生否ニ關ス而シテ其拂込ノ金額ヲ定ムルニハ何レノ場合ヲ問ハス保險者ノ費用及相當ノ利得ヲ併セテ算スルモノナリ

猶是ヨリ一層簡單ナル算定法アリ今百戸ノ家屋ニ就キ年々平均二戸ヲ燒失スルモノト算出シタラン歟其一家屋ニシテ五百弗ノ價ヲ有スル者ナレハ年々二戸ノ賠償高ハ一千弗ナリ故ニ保險者ハ百戸家主ヨリ一千弗ノ拂込ヲ得サル可ラス即チ各家主ハ火災ノアリシ時ニ五百弗ヲ得ンカ爲メニ毎年十弗ツヽ拂込マサルヘカラス而シテ被保險者ノ保險者ニ對スルヤ殆ント合一ノ人トナリ實際亦以テ然ルコトアリトス今夫百戸ノ家屋ヲ所有シ其總價五萬弗ナリトセハ年々二戸ノ燒失ヲ保險セシムル爲メニハ一千弗ノ保險料ヲ拂込マサル可ラス此ニ於テ保險者ハ其一千弗ヲ管理シテ事ノ生スルニ方リ之ヲ拂戻スノ外ニ義務ナシ此取引ハ第六百八十條ニ云フ所ノ保管ト相似タリ

右ノ諸例ニ照ストキハ被保險者ノ保險者ヨリ受ル所ノモノ決シテ贈與ニ非スシテ其取引ヤ供給ト報酬トニ渉ルコト明ナリ其被保險者ノ出ス所其得ル所ヨリ少ナキカ如キ觀ヲ呈スルノ事實アルハ損失ノ危難タル實際上獨リ歩合ヲ以テ生スルモノナレハ各被保險者皆ナ其身危險ヲ被ルヘキ割合ニ依リ拂込ヲ爲スニ出ル可ナリ

前ニ掲ケタル臆算ノ例ハ汎然ト大凡ヲ示シタルモノナリ今夫保險ハ一派ノ商業ナリ故ニ其損失危險ノ性質ト細密ノ事情トヲ深ク且詳ニ研究シ以テ各被保險者ニ於ル不定損失危險ヲ最下限ニ極算シ又是ニ由リテ以テ算出シタル保險料ヲ管理スルニ其宜ヲ得可及的巨額ノ拂戻金アルヲ計ルハ保險者ノ利益ニシテ保險料愈ヾ低廉ニシテ而シテ其損失賠償高愈ヾ大ナレハ華主愈愈增加シテ利得愈ヾ大ナルヘシ

右ノ算法ヨリシテ必ス保險營業上ニ一定ノ原則ヲ生ス而シテ其原則ヤ未定危險ノ算定ト此算定ヲ各個保險物ニ適用スルコト之ヲ本トシテ保險者及被保險者ノ義務ヲ定ムル所ノ金額表ヲ製スルコトニ在リ此保險營業ノ原則ハ元來其取引上ノ例規タルニ過キサルハ各種商人ノ取引ニ在テ守ルヘキモノト同シク以テ營業者ノ量定ニ一任セサル可ラサルハ保險者ニ於テ亦タ然リ然レトモ保險者ニシテ一タヒ一定ノ原則ヲ定テ之ニ依テ契約ヲ爲シタルトキハ恣ニ之ヲ變更スルヲ得ス何トナレハ被保險者ノ權利及義務ハ皆其算定ニ基クモノナレハナリ故ニ此原則ハ保險契約ノ一部分ト看做サヽル可ラス契約期限中ニ隨意ニ改ムルヲ得サルナリ保險契約ハ通例多年ニ渉ル者ナレハ其原則ヲ定ムルニハ初メ深慮細思ヲ用ヒサルヘカラス而シテ是レ保險者ハ公衆ノ任ニシテ經驗ハ最モ與カリテ力アルヘキナリ政府ハ初メヨリ之ニ干渉シテ其定款ノ認可ヲ經セシムル等ノ因由ナシ是レ一ニハ全體營業上ノ自由ニ成ルヘク干渉セサルヲ以テ善トシ一ニハ保險上ノ原則ヲ檢査スルニハ必ス其道ニ鑑識アルモノヲ要シ其派ノ營業者最モ此鑑識ニ富ムモノナレハナリ然レトモ家屋保險ノ如キ行政上ニ關係スル保險業派ニ係リテハ政府ハ會社條例ノ原則（第六十九條）ニ從ヒ其保險會社創立ニ就テ允可ヲ受ケシムルヲ得ヘシ

本卷第六款ハ諸國新立ノ法律殊ニ英國ノ法律ヲ標準トシ輕卒及奸曲ナル取引ニ對シテ公衆ヲ保護スヘキ諸規則ヲ採錄セリ

新立ノ法律（英佛ノ如キ）法律ニ依レハ保險會社ノ設立ハ政府ノ允可ヲ經ルヲ要セス獨リ外國人ノ設立ニ係ル者ニ在テ其内國ノ法律ト裁判權ニ從フヘキノ點ヨリ制限アルノミトス獨逸ニ在テハ千八百六十九年ノ營業規則第六款ニ於テ保險營業ヲ一般ノ營業自由ノ外ニ在ルモノトセリ然レトモ允可ヲ受クヘキハ殆ト唯ヾ火災保險ノ業ノミニシテ其目的ハ首トシテ公然ノ保險會社ニ與ヘタル特權ヲ維持スルニ在リ外國人ノ設立ニ係ル者亦タ内國ノ法律及裁判權ニ從ヒ且保險ノ原則若クハ定款ノ認可ヲ經ルニ非サレハ許サス是日本ニ於テモ異日國際裁判權ノ關係ヲ齊備スルニ至ラハ必要トナルヘシ然レトモ之ヲ成スニハ特別ノ法律若クハ條約ヲ以テスヘシ此ノ如キ規則ヲ商法中ニ掲クルハ宜ヲ得タル者ニ非ス何國ノ法律ニモナキ所ナリ

今最後ニ論スヘキモノハ保險契約ニ於ル法律上ノ元素ヲ簡明ニ敍述スルコト是ナリ即チ左ノ如シ

第一契約者、凡ソ何レノ契約ニモ必ス賠償ヲ約諾スルノ保險者ト其約諾ヲ受クルノ被保險者アリ被保險者ハ他人ノ利益ノ爲メニモ契約ヲ取結フヲ得ヘシトノ普通原則ニ由テ人ニ分ル、コトアリ以テ契約ヲ爲ス所ノ保險申込人ト其契約ヨリ要求權ヲ得ヘキ所ノ被保險者トアルナリ又雙方代人ヲ以テ契約ヲ取結フヲ得ルハ玆ニ論スルヲ須ヒス

第二契約物件、保險契約ノ物件ハ即チ被保險者ノ財產損失ノ保全セラルヘキ利益是レナリ此利益ハ第六百八十八條ニ於テ其性質ヲ說キタルカ如ク或ハ物品ニ係ルアリ或ハ人身ニ係ルアリ以テ保險物件ト稱スルハ即チ此意ニ於テスルモノナリ今夫家屋生命ヲ保險スルモ其實ハ唯ト其家等ニ係ル財產上ノ利益ヲ保險スルニ外ナラス而シテ其得テ保險スヘキモノハ實ニ存在スル者ニ限リ例ヘハ嗜愛ノ利益豫期ノ利得ノ如キハ保險スルヲ得ス

第三右利益ノ外面危險ノ恐レアルコト、此危險發生ノ期不明ナラサルヘカラス而シテ其不明ナル亦タ有限ナルアリ無限ナルアリ故ニ死亡ノ如キモ亦不明ノ事トセサル可ラス何トナレハ何時ニ死亡スルカハ吾人ノ得テ自ラ知ラサル所ナレハナリ若シ此ノ如キ危難存セス或ハ損失ヲ不明ト觀ルヘカラス或ハ適意ニ招キタル危險ニ係ル如キハ有効ノ保險ヲ爲ス事ヲ得ス故ニ危險トハ財產ニ減少ヲ來スヘキ所ノ未必ノ事變ト觀サル可ラス以テ其發生多クハ未來ニ在ルモノニシテ現在若クハ過去ニ在ルハ例外タリ若夫レ危險ニシテ必ス生スヘキ或ハ必ス生セサルモノニ付テハ保險スルヲ得ス何トナレハ前者ニ在テハ賠算ノ用ユヘキナク後者ニ在テハ報酬ノ施スヘキナケレハナリ此兩者ニハ何レモ充分ナル權利起由ヲ欠ク然レトモ此點ニ就テ物品即チ所有物保險ト生命保險トノ間ニ區別アリ何トナレハ死亡ハ萬人ノ免ル能ハサル所ニシテ物品ハ假令ヒ多クハ其存在短シト雖モ保險セラルヘキ危險ニ罹ルヲ必ス可ラサレハナリ加之死亡ニハ必スシモ證明スヘキ財產減少ノ附帶スルモノニ非サルナリ此區別ヤ生命保險ハ必スシモ獨リ保險ノ爲メニ於テ最モ嚴禁スル所ナリ何トナレハ其陳述ハ保險契約ノ一大元素タルヲ以テナリ故ニ法官ハ保險契約ニシテ不正ノ博奕ヲ目的トシ或ハ雙方相知ラスシテ其結果之ト同一ナルニ於テ皆之ヲ無效トセサルヘカラス

保險ノ目的ハ財產ノ破滅損害ヲ受ルモノ其賠償ヲ得ントスル事實的ノ利益

ヲ以テ法律的ノ利益トナスニ在リ此法律的ノ利益ハ他人ノ故意或ハ怠慢ヨリ生スヘキノ要求權ト混同スヘカラス以テ他ノ財產ヲ以テ故ナク己レヲ富マスヘカラスト普通法理ト軌觚スルヲ得サルナリ

保險ハ海上ニ係ルモノヲ除クノ外皆近世ノ創起ニ係ル者ニシテ其發達シタルハ始テ當世紀ニ在リトス今諸國ノ舊法ハ概ネ獨リ海上保險ニ係リ他ノ保險ハ假令ヒ其要用ナルコト海上保險ト同一ナルモ更ニ其規則ヲ設ケサルモノハ右ノ理由ニ出ル所ナリ即チ佛國商法獨逸商法其他佛國商法ニ摸倣シタルノ諸國ノ法律ノ如キ皆是ナリ獨リ千八百三十八年ノ和蘭商法ニ於テ最モ重要ナル保險種類（陸上赤タ）ニ就テ充分ノ規則ヲ揭ケタリ即チ其第一篇第九卷第十卷及ヒ第二篇第十卷是ナリ又千八百二十九年西國商法ニ於テハ第二篇第八卷ニ於テ少ナクモ陸上運送保險ノ事ニ渉リ一章ノ規定ヲ立テタリ千八百七年ノ白耳義商法ニハ千八百七十四年六月十一日ノ法律ヲ以テ和蘭ニ倣ヒ保險ノ一章ヲ追加シ其他英國ニ於ケル生命保險法ノ如キ特別法律ヲ除クノ外保險ノ事タル海上保險ノ原則ノ取捨折衷ト保險會社ノ諸則ニ係ル解釋トニ依リ法律上ノ設立ヲ得タルナリ

第六百八十七條 保險シ得可キ危險ハ主トシテ火災、地震、暴風雨其他ノ天變、陸海運送ノ危險、死亡其他身上ノ災害トス但他ノ危險ニ就テモ保險ヲ禁スルコトナシ

海運ノ保險ハ第二編ノ規則ニ依テ變更セサルモノニ限リ本卷ノ規則ニ從フ可シ

元來前條ニ揭ケタル資格ヲ有スル危險ニシテ確乎タル臆算ト充分ナル平均數ヲ以テ其發生ヲ論シ得ヘキモノニ就テハ總テ保險ノ業ヲ營ムヲ得ヘシ今日最モ歐米ニ行ハル、所ノ者ヲ舉クレハ日ク動產不動產ノ火災保險、日ク作物ノ雹害保險、日ク斃疫ノ保險、日ク要求權ノ保險、日ク復保險（保險者營業損失ノ保險是ナリ）其他生命養老盜災及ヒ牢賦保險ノ諸種類アリ本案ハ今日一般ニ普ネク行ハル、保險ノ諸業ヲ一々別ニ規定シタリ是レ保險ノ事タル日本ニ於テ猶新規ノ業タルヲ免レサレハ之ヲシテ充分ナル法律上ノ基礎アランカ爲メナリトス後來尙ホ新ニ保險ノ業派生スルニ於テハ總テ保險上普通ノ原則ニ據リ且其保險物品ノ特別性質ニ應シテ宜ヲ制ス可キナリ若夫レ海上保險ハ第二篇海上法ノ部ニ讓レリ何トナレハ大體ニ於テハ保險ノ普通原則ニ依ルヘキモ亦海尖「アバンドン」（其意義ハ海上法ニ說ク）等ノ如キ許多ノ點ニ於テ背馳スル所アレハナリ

第六百八十八條 總テ所有主又ハ債主タルカ爲メ又ハ其他ノ名稱若クハ義務ニ由テ被保險者其保存ニ係リ正當ノ利害ヲ有スル物件ニ就テハ皆保險ヲ受ルヲ得

保險物ニ法律上正當ナル利益ヲ有スルモノニ限リ之ヲ保險セシムルヲ得トハ保險上ノ原則ニシテ一般ノ是認スル所タリ此利益ハ即チ保險契約ニ於ル眞個ノ物件ニシテ其保險セラレタル物件即チ家屋若クハ器具若クハ生命等ノ如キハ皆唯ト其利益ノ負擔者タリ其利益ノ害セラレタル程度ハ保險物件ノ破壞破損セラレタル程度ニ同シ其損害ノ賠償ヲ受クヘキ損害ハ必ス其保險物ノ紛失破損タラサルヘカラス即チ金錢ヲ以テ算定シ得ヘキ財產減少タルヲ要スルナリ

其保險スヘキ利益ノ種類何タルヤハ問フヲ須ヒス其最モ多キハ所有者ノ利益トシ權利者ノ要求權ニ屬スル利益亦タ上ノ利益ト同視ス然レトモ入額所得者借地者借用人若クハ書入質主質取主亦タ保險セシムルヲ得加之預リ主ニシテ保管物ヲ保險セシムルモ妨ケナシ何トナレハ預リ主ハ法律上ノ義務ヨリシテ其保管物或ハ其價値ヲ辿付スルノ利害ヲ有スレハナリ其他運送人ニシテ運送物ヲ保險セシムル等亦タ同シ

被保險者其保險物ニ就キ利益ヲ有スルヤ否ヲ定ムルハ事情ニ因リ甚タ困難ナルコトアリ殊ニ其保險ニシテ他人ノ利益ノ爲メニスルニ非スシテ自己ノ利益ノ爲メニスル時ハ最モ然リトス例ヘハ一家屋ノ借用人ニシテ其所有者即チ家人ノ計算ヲ以テ其家ヲ保險セシメン歟是レ難問題ニ非ス何トナレハ此場合ニテハ所有者ノ利益ヲ保險セシメタルモノニシテ借用人ノ支拂ヲ保險料ハ其借用料ノ一部分タレハナリ然レトモ借用人若クハ借地人ニシテ其建家ヲ自己ノ爲メニ保險セシメタラン歟此ニ利益ノ存セルカ如キ觀ヲ呈スル何トナレハ借用契約又ハ借地契約ハ其物品ノ破滅ヲ以テ消滅シ借用人又ハ借地人ハ其使用權ノ中止或ハ消滅スルノ外他ニ失フ所ナケレハナリ然レトモ之ヲ再築又ハ修理スルニ於テハ其家假令ヒ所有者ニ屬スルモ借用若クハ

借地契約ノ繼續セラルヽハ借用人若クハ借地人ノ利益タリ而シテ後ニ至リ其契約ノ滿期トナルヘキ此ニ差異ヲ生スルコトナシ何トナレハ其契約未タ終ラサル間ハ其家仍借用人ノ處分權内ニ在リ以テ借用再ヒ其權ヲ回復スヘキノ利益ヲ有スレハナリ若シ或ハ借用人保險中ニ於テ借用契約ヲ解カン歟其家ニ保ルノ利益消滅スルヲ以テ其保險彼ノ爲メニ物件ナキニ至ル

入額所有者ノ保險ヲ受ルハ欠乏ナク且長ク其物件ヲ使用シ若クハ其入額ヲ收ムルヲ以テ利益トスルモノニシテ其物件ノ價減ハ卽チ其利益ナリ今此物件火災ニ由テ燒失シタラン歟入額所得ノ權ハ爲メニ消滅シ變シテ保險額ヲ得ルノ權トナルナリ其利子ハ火災ナカリセハ入額所得ノ繼續スヘカリシ期限中入額所得者ニ歸スヘキモノトス而シテ入額所得ノ期限終リタル後其保險高ヲ所有主ニ還付スヘキカ爲メニ差異ヲ生スルコトナシトス

又所有者等ニ物品ヲ引渡シ若クハ還付スルノ義務アリ以テ其損失ヲ償フヘキ法律上ノ繫爭タル責任アルモノニ於テモ保險其タ必要トス蓋シ此ノ如キモノハ其損失ヲ自力ヲ以テ賠償スヘキヲ多シトスルカ故ニ如シ保險シタルニ於テハ其賠償額唯ゝ保險料ニ止マルヲ得ヘシ

第六百八十九條 保險ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算ヲ以テスルトヲ問ハス之ヲ保險スルコトヲ得

被保險者ノ囑託ニ出ルト否ト被保險者ノ知ルト否トヲ又被保險者ノ氏名ヲ明擧スルト否トヲ論セス之ヲ受ルヲ得若シ契約上ヨリ他人ノ利益ノ爲ニシタルコトヲ認定スヘカラサルトキハ保險申込人ハ保險者ニ對シテ被保險者ト視做ス

保險ヲ受ルニ自己ノ計算ヲ以テスルコトアリ又他人ノ計算ヲ以テスルコトアリ卽チ自己ノ利益若クハ他人ノ利益ノ爲メニスルコトアリ其他人ノ爲メニスルモノハ商法ニ於テ（第三百五十條）他人ヲ以テ債主トスル契約ヲ取結ヒ得ルヨリシテ生シタルモノナリ保險契約ニ於テハ保險物ニ就テ利益ヲ有セサルモノハ何人タリトモ債主タルヲ得ス故ニ此利益ナケレハ他人ノ計算ヲ以テスル保險其効ナシ且此利益ハ既ニ結約ノ時ニ存在セサルヘカラス後ニ至リ生スヘキモノタルヲ得ス唯ゝ是ノ如キ未必ノ條件ヲ存シテ契約ヲ取結タルカ若クハ保險申込人ヲ以テ第一トシ將來ノ權利繼續人ヲ以テ其次トスル時ニ於テ例外アルノミ而シテ其實ニ保險ヲ受クル本人ハ其姓名等ヲ記スルヲ要セス唯ゝ他人ノ計算ヲ以テ等ノ語アレハ充分トス若シ是ノ如ク他人ノ利益ヲ記セサルトキハ卽チ保險申込人ヲ以テ自己ノ爲メニシタル者其契約ノ滿期トナルヘキ此ニ差異ヲ生スルコトナシ何トナレハ其契約未タ終ラサル間ハ其家仍借用人ノ處分權内ニ在リ以テ借用再ヒ其權ヲ回復スヘキノ利益ヲ有スレハナリ若シ或ハ借用人保險中ニ於テ借用契約ヲ解カン歟其家ニ保ルノ利益消滅スルヲ以テ其保險彼ノ爲メニ物件ナキニ至ル

他人ノ計算ヲ以テスル保險ハ其人ノ囑託若クハ許諾人其人ノ豫知若クハ後日ノ加入アルト否トヲ以テ其保險者ニ對スル効力ニ變更ヲ生スルコトナシ蓋シ他人ノ爲メニスル保險ハ其保險申込人ノ利益ニ出ルコトナシトセス例ヘハ仲買人賃取主ノ保險ヲ受ルカ如キ或ハ買主ノ將來ノ買主ノ爲メニスルカ如キ是ナリ若夫保險料ノ賠償ヲ要求シ得ヘキヤ否ヤハ全ク其囑託等ノ有無ニ關スヘキモノナリト雖モ是レ保險者及保險ノ効力ニ對スル問題ニ關係スルモノニ非ス又獨逸商法第七百八十六條ニ定メタルカ如ク保險ノ囑託ナキコトヲ保險者ニ告知スルコトハ必要ナラサルニ似タリ若夫囑託ナクシテ他人ノ爲メ受ルモノハ有効ノ保險ニ必要ナル告知ヲ爲スヘキノ調査ヲ遂ル能ハサル所ノ異常ナル地位ニ在リ卽チ信任ノ厚カラサル觀ヲ呈スト雖モ要スルニ保險契約ノ効力ハ其信任如何ニ關セスシテ唯ゝ其保險ニ係ル告知ノ眞實完全ナルヲ要スルノミ故ニ其取引ノ危險ハ保險者ニ在ラスシテ申込人ニ在リ以テ其告知ヲ完全詳密ニシテ保險ノ効力ヲ保ツコトハ之ヲ保險申込人ニ任放スヘキナリ

第六百九十條 保險ノ利益ハ通例保險物ノ普通價額ヲ以テ限トス若シ之ヲ超過ス可キトキハ特別ノ明約ヲ以テスヘシ

本條ハ何ヲ以テ被保險者ノ利益ヲ量定スヘキヤノ問題ニ應フルモノニシテ其答言ハ則チ通例其保險セラレタル物品ノ價額ニ依ルト云フニ在リ卽チ一家屋荷藏ノ商品家内備付ヲ保險セシムル者ハ火災等ノ爲メニ其物品燒失等ノ禍ニ罹リタルトキ其價額ヲ還付セシムルノ外ニ出ル利益ヲ有セス卽チ危險ノ爲メニ失フタル價額ヲ以テ其利益トスルナリ然ラハ則チ保險物ノ價額ハ保險利益ノ限界卽チ最上限ナリ以テ此最上限ヲ超テ賠償ヲ爲スコトナク苟クモ之ニ超ユルモノハ賠償ニ非スシテ純乎タル利潤ノミ而シテ純乎タル利潤ハ第六百八十六條ノ說明ニモ言ヘル如ク保險ニ於テ嚴禁スル所ナリ

然レトモ此原則ハ唯ゝ例則タルニ過スシテ其例外アルハ禁スル所ニ非ス故ニ保險物ノ純乎タル價額ノ外ニ出ル他ノ利益亦保險セラルヽヲ得ヘシ卽チ燒失シタル家屋等ノ利用中絕シタルカ爲メニ陳ニ營業者ノ被ムルヘキ損失卽チ假店ノ費用取引收入ノ減少ノ如キ又其保險物ノ使用若クハ賣却ヲ以テ得ント目算シタリシ利得ニシテ其物品破滅ノ爲メニ亡失シタルカ如キ是ナリ古キ商法ハ勿論佛國商法第三百四十七條ニ於テモ利得ノ保險ハ無効トセリ近時ノ法律例ヘハ獨逸商法ノ如キハ其第七百八十三條ニ於テ海上貿易ノ爲メ特ニ之ヲ許シ和蘭商法第五百九十三條ニ於ケルモ亦然リ英法ニ據ルトキハ右ノ如キ兩様ノ損失亦タ保險セラルヽヲ得ルナリ（スミス「商法第三百三十三葉及ヒ第四百五葉）本案ハ此點ニ於テ新法ニ依リ慣習ニ隨ヒ特別ニ保險料ヲ拂ヒ特別ノ保險ヲ爲ス可キモノトセリ是ヲ以テ今唯ゝ一家屋ヲ保險セシメタル時ハ其賠償高ト家屋ノ價額ニ超過スルヲ得ス若シ之ニ超ユルノ賠償ヲ得ント欲セハ別ニ明約ヲ以テセサルヘカラス是レ實際ニ於テハ甚タ不定ニシテ期望上ノ得益亦タ既ニ含有スレハナリ（「レウイス」獨逸海上法說明第二册第二百二十五葉）本案亦此說ヲ取ル然レトモ適當ノ場所ニ於テ特別ノ規則ヲ立ツ（第七百三十八條）

第六百九十一條 保險物ノ價額ハ自己ノ使用ニ供スル物品ニ在テハ新調又ハ修理ノ費用ニ依リ商品ニ在テハ損害又ハ紛失ノ時及地ニ於ケル市價ニ依リ之ヲ定ム兩場合トモ保險料及其他定當一般ノ保護費ヲ算入ス可シ但動產ニ在テハ別段ノ約定アルニ非サレハ新舊ノ別ヲ立テス

保險物ハ被保險者ノ爲メ其使用品タルト商品タルニ隨ヒ價額ノ差異アリ前者ニ在テハ小賣直段ニ據リ後者ニ在テハ卸賣直段ニ據リ之ヲ定ムルヲ通例トス今夫レ器械ニシテ火災ノ爲メ破滅若クハ破損セハ其持主タル者ハ新ニ買調スル歟或ハ之ニ修理ヲ加ヘサル可ラス因テ以テ生シタル費用ハ則チ火災ノ爲メニ加ヘラレタル損害タリ又賣却スヘキ商品ニシテ燒失セン歟若シ其利得ヲ併セテ保險セラレタルニ於テハ其賣却ニ依テ得ヘカリシ利益ノ外商品ノ代價ヲ損失シタルモノナリ右ノ外何レモ仍附帶ノ費用ヲモ併セテ算入ス卽チ第一ニ保險料第二ニ倉敷料消防費課金ノ如キ特別ナル保護費第三ニ運賃其他市價ノ中ニ含有セサル費用之レナリ蓋シ是等附帶ノ費用ニシテ紛失地ノ市價中ニ含包セラルヽヤ將タ別ニ算定シテ可ナルヘキヤハ其事情ノ如何ニ判定スヘシ其原則トスヘキハ唯ゝ被保險者ニ於テ物品ニ就テ支拂フタル費用ニシテ其物品ノ破損ノ爲メニ失フ所ノモノヲ以テ其失フタル利益トナスニ在リ之ニ反シ期望ニ止ル販賣得益ニ至テハ自然ニ含包スルモノニ非ス何トナレハ是レ特別ノ保險ヲ受クヘキモノニシテ其販賣前ニ燒失シタルニ於テハ未タ被保險者ノ得益トナラサレハナリ加之別段ノ保險ナキカ爲メニ期望上ノ得益ヲ失ハシムルハ亦以テ故意ノ放火ヲ防クニ足ル

右ノ原則ハ保險物ニシテ終始其地ニ在ルトキハ適用ノ困難ヲ生スルコトナシ然レトモ其保險物運送品ニテ絕エス其所在ヲ轉換スルトキハ問題頗ル錯雜ニ渉ル此點ニ就テ大要差立地若クハ到達地價額ヲ以テ標準トスルヲ得何トナレハ運送中事變ノ生スル地ハ不定ノ甚シキ者ニシテ損害額ヲ算定スルノ因據トスルニ足ラサレハナリ諸國ノ法律ニ依レハ差立地ノ價額ニ附帶ノ費用ヲ加ヘタルモノヲ以テ標準トスルヲ例トス何トナレハ到達地ノ價額ハ甚タ不定ニシテ期望上ノ得益亦タ既ニ含有スレハナリ（「レウイス」獨逸海上法說明第二册第二百二十五葉）本案亦此說ヲ取ル然レトモ適當ノ場所ニ於テ特別ノ規則ヲ立ツ（第七百三十八條）

生命及健康ノ價額ニ至テハ本條ハ勿論其他毫モ規定スル所ナシ此點ニ就テ保險額ヲ定ムルハ一ニ契約者雙方殊ニ被保險者ノ意ニ放任シ其定メタル額ハ則チ第六百九十四條ニ照シ獨リ保險者ノ義務ノ尺度タルモノナリ是各國法律ニ於テ是認スル所ノ原則ニシテ一ハ生命保險ノ併セテ貯蓄ノ性質ヲ有シ率ロ純乎タル儲ノ性質ヲ帶ヒ一ハ生命等ノ價額ヲ計ルニ他ノ尺度ヲ用ユヘキナリ各人皆其生命等ニ結合スル財產上ノ利益ヲ自カラ鑑定スルノ自由ヲ有スヘキニ出ル所ナリ

物品ノ價額ハ大ニ其新舊ニ由テ高下アリ多年使用シテ殆ント廢損若クハ陳腐シタルモノハ新鮮ノモノヨリ其價額ノ少ナキコト言ヲ竢タス酷ニ之ヲ論スレハ被保險者ハ保險ニ依テ自カラ富マス可ラストノ原則ニ隨ヒ唯ゝ其破滅若クハ破損ノ時ニ於ルノ實價ヲ標準トセサルヲ得ス海上保險ニ於テハ稍ヤ此原則ニ依リ新舊ノ差ヲ四分ノ一トスル（是レ海上保險ノ款ニ讓ル）トハ雖モ陸上保險ニ在テハ唯ゝ使用品ニ係リ新舊ノ區別ヲ立ツ何トナレハ商品

ノ如キハ或ハ新物ニ非サレハ貿易ニ用ヒサルアリ或ハ其品質ニ依テ市價自カラ定マレハナリ或ハ骨董品ノ如キハ大抵既ニ多クハ使用ヲ經タルモノニシテ賣買價額モ隨テ新品ニ下ルト雖モ若シ其年代ヲ以テ賞スル古物奇物ニ至テハ却テ其價額ノ高貴ヲ致ス者ナリ今本案ニ於テハ使用品ニ於テ動產ト不動產トヲ區別シ動產ニ在テハ新舊ノ區別ヲ立ツヘカラスト定メタリ故ニ動產ハ必ス新品トシテ保險セシムルヲ得ルナリ其理由タル下ノ如シ曰ク新舊ノ區別ハ保險額ニ影響ヲ及スコト少ナシ曰ク動產ハ多クハ新品トシテ保險セラルヽカ故ニ被保險者ニシテ數年其保險料ヲ拂込ミ以テ其受取ル所ハ數年使用ノ後ニ至リ減シタル價額ニ止マルハ宜ヲ得タルモノニ非ス又此ノ如クナルトキハ保險料ヲ逐年漸次ニ低減セサル可ラス曰ク保險ノ目的ハ被保險者ノ被ル實個ノ損害ヲ賠償スルニ在リ而シテ實個ノ損害トハ新調若クハ修理ノ爲メニ用ヒサルヲ得サル所ノ諸費用ヲ以テ成リ此費用ヤ新物ノ代價ニ依ルヲ通例トス曰ク元來動產ハ損廢ノ速ナルモノニシテ其損廢スルヤ新調セサル可ラサル者少ナカラス殊ニ衣服家具類ノ如キ是ナリ蓋シ火災等ノ發スル時期ハ全ク偶然ノモノニシテ之カ爲メニ利得ヲ受クヘキモノ果シテ保險者ナルカ或ハ被保險者ナルカ豫メ知ルヲ得サルモノナリ故ニ瑣々タル爭論ヲ未萌ニ防カン爲メ新舊ノ別ヲ不問ニ措クハ其宜ヲ得タルモノトス是レ多數ノ場合ニ適當スルモノトシテ視ルヘク別段ノ場合ニハ之ト反對ノ約定ヲ爲ス事固ヨリ契約者ノ適意ナリ

不動產殊ニ家屋ノ如キモノニ至テハ本案別ニ規定スルコトナシ故ニ保險ヲ受クル時ノ實價ヲ以テ保險セシムルヲ得ヘシトスル一般ノ規則ニ依ルヘキモノナリ是レ他ナシ卽チ前ニ述ヘタル理由ノ此ニ適當セサルカ爲メナリ唯唯此點ニ就テ權宜トスヘキハ保險結約ノ時ヨリ事變ノ生スルマテニ生シタル價額減少ヲ不問ニ措クノ一點ニ在リ何トナレハ若シ然ラスシテ被保險者二十年間ノ久シキ新築堅固ノ家屋ニ適スルノ保險料ヲ拂込ミシ後僅ニ敞屋ニ相應スルノ賠償ヲ以テ滿足セサル可ラサルハ不當ト謂ハサルヲ得サレハナリ此不當ハ價額ヲ契約中ニ記載シタルトキニ限リ次條ニ照ラシテ之ヲ免ルヽヲ得ヘシ故ニ被保險者ハ保險ヲ受ケタリシ當時ノ如クニ其家ヲ建ルノ金額ヲ得サル可ラス然レトモ此金額ハ實ニ損害ノ生シタル時ト地トニ依テ定マルモノナリ例ヘハ始ニ五百弗ヲ以テ建テタル家屋モ今唯ゝ四百弗ニテ建ルヲ得ルニ於テハ被保險者ノ得ヘキ賠償額ハ四百弗ニ止ルヘシ以テ其間ニ住居シタルカ爲メニ價額ヲ減シタルハ不問ニ措クヘキナリ

第六百九十二條 保險物ノ價額ヲ預メ契約又ハ鑑定者ノ鑑定ニ由テ定メタルトキハ詐僞ニ係ルニ非サレハ之ニ對シ異議スルヲ得ス

保險契約取結ノ際保險額ヲ未定ニ付スルト確定スルトニ隨ヒ保險（保險證書）ヲ區別シテ未定及確定トシ其未定保險證書ト同視スヘキモノハ假定保險證書ニシテ是レ卽チ保險價額ノ確定ヲ後日ニ讓ルモノナリ其最モ多ク且宜ヲ得タルモノハ確定保險證書ニシテ被保險者ハ始ヨリ其賠償額ヲ確知スルノ利アリ而シテ契約中ニ賠償額ヲ載スルモノハ之ヲ確知スルノ目的ニ出ルヲ以テ其額ハ雙方共ニ標準トスヘキモノニシテ被保險者其過小ニ不服ヲ唱フルヲ得サレハ保險者亦其過高ニ異議ヲ逃フルヲ得ス蓋シ前者ハ一般ノ是認スル所ナルモ後者ニ在テハ爭論ヲ免レス和蘭商法第二百七十四條及第二百七十五條ニ據レハ保險者ハ何レノ場合ヲ問ハス鑑定ヲ證明スルコトヲ許スニ止マラス若嫌疑アルニ於テハ被保險者ヲシテ其望ム所ノ價額ヲ證明セシムルノ權アリ故ニ定額ハ千八百七十四年ノ白耳義法律第二十條ニ於ルカ如ク鑑定人ノ鑑定ニ出テタルトキニ限リ雙方共ニ守ルヘキモノトス又獨逸商法中海上保險ニ係ル第七百九十七條ニ據レハ保險者ハ確定額ノ非常ニ過高ナルコトヲ證明シタルトキニ限リ其低減ヲ請求スルヲ得蓋シ右ノ諸規則ハ實際ノ損害額ヲ超エテ被保險者自カラ富マスコトアル可ラストノ原則ニ出テタルモノナリ此原則タルヤ固ヨリ正當ナリト雖モ之ヲ固守スルコトハ酷ニ過キ以テ被保險者ニ損失ヲ被ムラシムヘカラス夫レ幾許ノ賠償ヲ期シ得ヘキヤヲ豫知スルハ被保險者ノ爲メニ甚タ大切ナル所ニシテ被保險者ハ確定額ニ依リ保險料ヲ拂ヒ其物件全ク烏有ニ歸シタル後ニ於テ實價ヲ證明スルハ太タ困難ニシテ且成ルヘカラサルコトアリ是ヲ以テ保險者容易ニ確定額ニ對シ異議スルヲ得ルニ於テハ被保險者百種ノ奸計ニ陷リ保險ノ目的ヲ空スルニ至ラン故ニ本案ハ正實ナル保險會社ノ通習ヲ採用シ確定額ニシテ契約卽チ雙方ノ約諾ニ依リ若クハ鑑定人ノ評價ニ由テ定メタルモノハ雙方共ニ之ヲ守ルヘシトセリ而シテ其確定額ニシテ保險證書中ニ載セタルトキハ其契約存スルモノト視ルヘシ今夫保險者ニ於テ被保險者申出ル所ノ價額ニ疑ヲ挾マハ其物件ヲ檢視シ以テ其價額ヲ證明セシムルヲ得ヘシ保險者若シ之ヲ爲サヽルトキハ契約ヲ以テ被保險者ノ鑑定ニ同意シ以テ他ノ契約ニ於ルニ同シク之ヲ守ルヘキノ義務ヲ引受タルモノナリ恰モ賣買契約ニ於テ代金ヲ約定シタル後ニ買主ヨリ恣ニ過高ヲ辭シテ異議ヲ唱フルヲ得サルカ如キナリ（佛國商法第三百五十八條）保險物ノ價額ハ少シク高價ニ積ルヲ通例トス是レ何レノ場合ヲ問ハス新調スルヲ得セシメン爲メナリ此習慣ハ亦保險者ヨリ默從スルモノニシテ保險者ハ爲メニ損失ヲ受ルニ非スシテ却テ利益ヲ受ルモノナリ何トナレハ其割合ニ應シテ高額ノ保險料ヲ受レハナリ若シ被保險者ニシテ過高ノ確定額ニ依リ利益ヲ得ント欲シ故ラニ放火等ヲ爲スコトアレハ保險ハ爲メニ無效ニ歸スルコト避ク可ラサルノ結果ナリ本案ニ依レハ確定額ノ無效ニ歸スルハ被保險者詐僞ヲ爲シタル時即チ故ラニ保險者ノ損失ニ由テ不正ノ利得ヲ得ン爲メニ過高ノ價額ヲ申出テタル時（是保險者其額ニ同意シタルトキト雖モ亦タ同シ）或ハ被保險者ヨリ鑑定人ニ賄賂ヲ送リタル時等ニ限ルは是レ如何ナル場合ト雖モ詐僞アレハ契約ニ異議ヲ爲スコトヲ得ヘシトノ普通規則ヨリ生シタル所ニシテ此時ニ方テハ保險者其詐僞ノ事實ヲ證明セサル可ラス獨リ過高鑑定ノ證據ヲ擧ルモ未タ充分トセス然レトモ太甚シキ過高鑑定ハ實際詐僞ト同視ス何トナレハ保險ノ性質ヲ犯スモノナレハナリ（ベタリード第三册第千百零六項及第千百零七項トアランヅエ第六册第二千零六十二項）

第六百九十三條 保險セラレタル要求權ノ價額ハ負債額ニ利子ト取立費用ト保險料トヲ合シタル額ニ由テ定マル者トス

要求權ハ間接ニ保險セラルヽコトヲ得而シテ是債主或ハ負債者ヨリ債主ノ爲メニ要求權ノ保證トナル物件（例ヘハ抵當物若クハ負債者ノ生命）ヲ保險セシムルニ在リ然レトモ眞個ノ要求權保險ハ債主ノ負債者ニ對スル要求權ヲ以テ直ニ保險ノ物件トナストキニ在ルモノニシテ保險者ハ負債者支拂不能力トナリタル時之ニ代テ辨償スルノ義務ヲ負フ以テ何レノ場合ヲ問ハス債主ノ保險利益ハ獨リ負債元額ニ止マラス併セテ債主ノ損失トナリタル附帶ノ費用卽チ延滯利子ト保險料ト訴訟費用等ノ取立費用ニシテ債主ノ負

擔トナリタルモノニ由テ算定スヘキナリ若シ負債者ニシテ其一部分ヲ支拂フタルモノハ保險者ノ支拂フヘキ金額ヨリ之ヲ控除セサルヘカラス

要求權保險者ノ義務ニ至テハ種々ニ判定シ得ヘシ酷ニ之ヲ論スルトキハ負債者ニシテ要求權ノ全部又ハ一分ヲ充ル能ハサルニ至リタルコト判然シタルトキ卽チ負債者終ニ倒產シ債主其倒產物ヨリシテ充分ノ辨償ヲ得サリシトキニ非サレハ右ノ義務生スルコトナシ然レトモ他ノ一方ヨリ之ヲ看レハ保險者ノ義務ヲ保證ノ意ニ於テ判定スルヲ得ヘシ則チ保險者ハ第三百三十三條ニ從ヒ債主ノ望ニ應シ本人ニ先チ支拂ノ義務ヲ盡スヘキモノトスルヲ得ヘシ是兩極端ノ中間ニ尙幾多ノ道アリ例ヘハ本人既ニ裁判執行ニ遇ヒ或ハ少クモ支拂ヲ拒ミタル後ニ於テ其義務アリトスルカ如キ是ナリ

今夫右義務ノ範圍ノ大小ハ一ニ保險者ノ隨意ヲ以テ定ムヘキモノニシテ雙方ノ眞意ハ契約ノ條項ニ就テ之ヲ認定セサル可ラス立法者ハ此點ニ就テ斷乎タル規則ヲ立ル能ハス唯ゝ之ヲ雙方ノ契約上ノ意趣ニ任放セサルヲ得ス若シ疑義アルニ於テハ要求權ノ直接保險ハ保證ノ意ニ於テ之ヲ解釋セサルヘカラス如何トナレハ是レ主トシテ商業上ノ利益ニ應スルモノニシテ此ノ如キ保險ヲ受ルハ法式上ノ裁判及倒產處分ノ爲メニ時日ト費用トヲ失ハサランカ爲メナレハナリ此解釋ハ一ニ危害ヲ生スルコトナシ殊ニ保險者第七百二十條ニ從ヒ債主ニ代リ其權利ヲ負債者ニ對シテ實行スルヲ得ルカ爲メニ要求權ノ保險ハ多少訴訟保險サルヽ性質ヲ受ルカ故ニ最モ然リトス且是レ保險普通ノ原則ニモ相適スルモノナリ何トナレハ被保險者ハ保險額ノ支拂ヲ請求スルニ必シモ他人ニ對シテ初メ先ツ損害要償權ヲ確定スルヲ要セサルコト他ノ保險ニ於ルト同一ナレハナリ

第六百九十四條 賠償額ハ身體ノ保險ニ在テハ保險額トシ物品ノ保險ニ在テハ危險ノ生シタルニ由テ直接又ハ間接ニ來タシタル損失ヲ被ムリタル保險利益ノ額トス間接ノ損失中ニハ被保險者ニ於テ既ニ生シ又將ニ生セントスル危險ニ對シ已ヲ得サルノ防止若クハ避險ニ依テ生シタル別段ノ費用及損失ヲモ算入スヘシ

生命保險ト損失保險ノ間ニハ著シキ區別アリ生命保險ニ於テハ被保險者其損害卽チ其利益ノ額ヲ自由ニ定ムルヲ得ヘキモ損失保險ニ於テハ唯ゝ實ニ